

平成 20 年 旭 市 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第2号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第3号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第4号 旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	
議案第5号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第6号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
提案理由の説明並びに政務報告	6
議案の補足説明	14
散 会	23

第 2 号 (12月8日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25

欠席議員	2 6
説明のため出席した者	2 6
事務局職員出席者	2 6
開 議	2 7
議案質疑	2 7
議案第 7 号、議案第 8 号直接審議（先議）	2 8
議案上程	3 0
議案第 9 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	3 0
議案の補足説明	3 1
議案質疑	3 2
常任委員会議案付託	3 4
常任委員会陳情付託	3 4
散 会	3 5

第 3 号 （12月9日）

議事日程	3 7
本日の会議に付した事件	3 7
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
説明のため出席した者	3 7
事務局職員出席者	3 8
開 議	3 9
一般質問	3 9
21番 高 橋 利 彦	3 9
5番 林 七 巳	6 8
3番 平 野 忠 作	8 0
8番 滑 川 公 英	1 0 4
1番 伊 藤 保	1 2 6
会議時間の延長	1 3 3

散 会	1 4 0
-----	-------

第 4 号 (12月10日)

議事日程	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 1
出席議員	1 4 1
欠席議員	1 4 1
説明のため出席した者	1 4 1
事務局職員出席者	1 4 2
開 議	1 4 3
一般質問	1 4 3
1 1 番 木 内 欽 市	1 4 3
1 3 番 日 下 昭 治	1 6 9
2 番 島 田 和 雄	1 8 0
1 2 番 佐久間 茂 樹	2 0 9
会議時間の延長	2 3 0
4 番 伊 藤 房 代	2 3 1
散 会	2 4 1

第 5 号 (12月19日)

議事日程	2 4 3
本日の会議に付した事件	2 4 3
出席議員	2 4 3
欠席議員	2 4 4
説明のため出席した者	2 4 4
事務局職員出席者	2 4 5
開 議	2 4 6
常任委員長報告	2 4 6
質疑、討論、採決	2 5 0
常任委員長陳情報告	2 5 2

質疑、討論、採決	2 5 3
発議案上程	2 5 4
発議第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 5 5
質疑、討論、採決	2 5 6
事務報告	2 5 7
議長辞職の件	2 5 7
議長選挙の件	2 6 0
副議長辞職の件	2 6 3
副議長選挙の件	2 6 4
議長報告事項	2 6 7
閉 会	2 6 7

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成20年12月4日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監査委員局長 林 久 男
 国民宿舎支配人 野 口 國 男
 病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 鈴 木 正 美
 病院事業者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会計管理者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農業委員会事務局長 小 田 雄 治
 病院企画監 柏 木 嶺

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（明智忠直） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（明智忠直） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

4番、伊藤房代議員、5番、林七巳議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（明智忠直） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第3号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第4号 旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第5号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成20年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 1 億900万円を追加し、予算の総額を264億600万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,827万9,000円を追加し、予算の総額を34億4,377万3,000円とするものであります。

議案第 3 号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、主なものは営業運転資金に充てるため、長期借入金として2,000万円を計上するものであります。

議案第 4 号は、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでありまして、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 5 号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の改正に伴い、個人市民税における寄附金控除の対象となる団体への寄附金を指定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、産科医療補償制度の創設に伴い、分娩料を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号及び議案第 8 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち 2 名が、平成21年 3 月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであり

ます。

私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であり、再度、お願いしたいと考え、提案するものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、保健事業について申し上げます。

少子化対策の一環として実施している乳幼児医療費助成事業について、県では12月1日から補助基準の見直しを行ったところであり、その内容は、所得制限を設けるとともに自己負担額を200円から300円に引き上げるものであります。

しかしながら、この事業は、子育て支援の重要な施策でもあることから、保護者の経済的負担増とならないよう、従来どおり、市の単独事業として助成することといたしました。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、去る9月15日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いとおかユートピアセンターの3か所で開催いたしました。当日は、1,954人の参加がある中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童のお遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、児童福祉について申し上げます。

本年4月より民間委託した干潟保育所については、7か月を経過する中、子どもたちも保育所生活に慣れ、日々の生活リズムも安定してきたことから、この機を捉え、保育の現状について、保護者のご意見をいただくためのアンケートを実施いたしました。

運営そのものが民間に委ねられるという形態から、当初は、保育内容等に心配する声もありましたが、アンケートの結果は特に問題もなく、保育全般について8割以上の保護者の皆様から「おおむね満足」との評価をいただいたところであります。

また、民間委託については「反対」という回答はなく、「賛成」が31.3%、「やむを得ない」が31.3%という結果となりました。受託事業者の保育への姿勢が高く評価され、民間委託について、一定の理解が得られたものと考えておりますが、今後も、引き続きその経過等をしっかりと検証してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、去る10月31日に完成し、11月28日に屋内運動場と併せて竣工式を行いました。

新校舎は、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,481平方メートルで、普通教室24室

をはじめ、特別教室、相談室、教材室などのほか、各階に多目的ホールを備えており、多様な学習形態にも対応できる利便性を考慮した配置となっております。

また、防犯カメラの設置や通用門の電子ロック化、教員室から屋外運動場が一望できるなど、安全対策に配慮するとともに、エレベーターの設置をはじめ、バリアフリー化も図られた利用しやすい施設となりました。

明るさと重厚性を備えた素晴らしい新校舎の完成により、そこに学ぶ生徒の意欲が高まり、学力、体力ともに大きく向上してくれることを期待するものであります。

なお、この第二中学校の改築が終了したことにより、義務教育施設の耐震化率は88.1%となりましたが、今後も、安全で安心な学校づくりに向けて努力してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

去る11月11日に、東総文化会館において、昨年に引き続いて「旭市中学校合同文化祭」を開催いたしました。これは中学生からの提言を受けて実現したものであり、当日は約700人の中学3年生が合唱や各校の特色を生かした発表を通じて交流を図りました。

今年は「つながよう！今と未来の架け橋を・・・」というテーマを設定し、5年後の成人式に集う者同士の意識と絆を深めるとともに、旭市民としての誇りと、生徒間の連帯感を確認し合うことができました。

キャリア教育については、市内の全小学校において、本年6月から来年2月にかけて、6年生646人全員が市内の職場見学を実施することとしております。

また、中学校においては、文部科学省より「キャリア・スタート・ウィーク推進地域」の指定を受け、2年生680人全員が3日から5日間にかけて実際に仕事を体験するなど、働くことの苦労や喜びを体得することができました。

これらの職場体験活動を通じて、子どもたちが将来の職業への関心と意欲を高めることができたものと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月15日、16日の両日にわたり、東総文化会館において第4回旭市生涯学習フェスティバルを開催いたしました。

市内各施設の講座で学んでいる方々の作品展示や実践発表のほか、初日は、市内小・中学生、高校生、青年等の代表25人による意見発表が行われ、世界平和に関することをはじめ、将来の夢や自身の体験を通じて得た感想など、大変興味深い内容の発表がありました。

翌日には、女優の萩尾みどりさんによる「豊かな生活 今、私たちができること」と題し

た文化講演会が行われ、2日間の入場者数は約1,500人を数え、盛会のうちに終了することができました。

文化振興については、10月26日から11月9日まで地域ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

また、9月28日には「あさひのまつり」を開催し、各地域に伝わるお囃子や神楽など、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られたところでもあります。

さらに、市民ミュージカルについては、10月26日に上演され、小学生から大人まで総勢39人の出演者の熱演に観覧された皆様から賞賛を受けたところでもあります。

体育振興については、10月25日から「第60回千葉県民体育大会」が県内各地で開催され、旭市から15競技に269人の選手が参加いたしました。なお、本市では、総合体育館を会場に卓球競技が開催されたところでもあります。

また、11月30日には、旭スポーツの森公園において「健康体力づくりフェスティバル」を開催いたしました。

当日は、子どもから高齢者まで約800人の市民が集い、ティーボールやドッチボール、パークゴルフ等の軽スポーツを中心に、楽しみながら交流を深め、スポーツを身近に体験していただくことができました。

次に、第65回国民体育大会について申し上げます。

平成22年「ゆめ半島千葉国民体育大会卓球競技会」の開催に向けて、現在、啓発活動や推進計画の策定などの準備を進めているところであり、去る9月に開催された日本卓球協会の理事会において、「平成21年度全日本卓球選手権大会（団体の部）」を旭市で開催することが正式に決定されたところでもあります。

この大会は、「国体競技別リハーサル大会」として位置付けられ、平成21年10月16日から3日間、総合体育館を会場に開催されるものであり、今後も、これらの大会運営に万全を期すため、関係機関や関係団体と連携しながら体制整備に取り組んでまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、商店会等の振興策として、6月に引き続きプレミアム付き共通商品券を11月30日に6,000セット、6,600万円分を販売したところでもあります。市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と顧客の拡大を促し、商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、工業振興について申し上げます。

企業誘致については、景気の後退や自治体間の競争が激しくなる中、県当局と金融機関との連携による誘致活動の結果、今般、2社の進出が決定いたしました。去る10月に「株式会社ナガシマ化学工業」と、12月1日には、本市の食材を生かした流通拠点センターとなる「ベジポート有限責任事業組合」との契約が取り交わされたところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、関係機関と連携を図りながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

長熊スポーツ公園整備事業については、現在、釣堀施設の工事を進めており、池の掘削・盛土・栈橋の設置など、工事は順調に進捗しております。また、公園の整備についても、既に契約を終えたところであり、今後は、平成21年3月の竣工に向けて、野球場、ゲートボール場、駐車場等を含む公園全体の工事を進めてまいります。

次に、国民宿舎について申し上げます。

平成19年度より営業を継続しながら整備を進めてまいりました改修工事は、11月末をもって完了し、来る12月10日からは、リニューアルされた「食彩の宿いいおか」として全面供用を開始いたします。

新装なった施設は、12の和室と18の洋室、合わせて30室となり、経営目標の「食彩の宿」に相応しい、機能的で清潔感を備えた施設に生まれ変わることができたものと考えており、現在、観光で訪れる方々や市民に対して、宿泊や食事等を気軽に利用していただけるよう、その体制を整えているところであります。

このような中、経営面においては、客室等の改修工事に伴う減収により、今後資金不足が生じる見込みとなったことから、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

年末年始をはじめ、年明けの休前日などには、既に多くの皆様から予約をいただいている状況にあることから、全館オープン後は、健全経営の道が開かれることを期待しているところであります。

今後も、ホスピタリティあふれるサービスの提供を基本に、本市の観光交流拠点施設として、その役割を果たせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る11月27日、昨年に引き続いて、行政とJAちばみどり、生産者及び関係機関が一体となって、大田市場において本市農産物のPR活動を行いました。

近年の食の安全に対する消費者意識の変化を受け、県内第一位の農産物供給量を誇る本市

の農業生産現場の思いを伝えるとともに、今後の産地の目指すべき方向性などについて、市場関係者と活発な意見交換を行ってまいりました。

次に、米の生産調整の新たな手法として取り入れた飼料用米の取り組みについては、耕作面積約40ヘクタールで約230トンの収穫量となり、地元の養豚企業2社と養鶏企業1社に受入れていただきました。なお、養鶏においては、米を与えた卵「こめたまご」として、首都圏の生活協同組合で販売を開始したところであります。

また、米を粉にした米粉を活用した「米粉めん」の試作にも取り組んでおり、各産業まつりには約800食を提供し、試食した大半の方々からご好評をいただきました。

今後は、学校給食にも提供する予定であり、米粉めんの利用が定着するようPRに努めてまいります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の6地区で経営体育成基盤整備事業が進められており、去る11月11日に萬力Ⅱ期地区の起工式が行われました。

今後は、平成24年度の完成を目指し、83ヘクタールの田・畑の面整備工事等に着手することとしております。

なお、この土地改良事業と合わせて、区域内6ヘクタールを超えるビニールハウスと稲作の共同利用施設として、ライスセンターの整備についても国の支援をいただいて実施する予定であります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

10月から11月にかけて、合併後4回目となる「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を各地域の特色を生かしたまつりとして開催し、例年以上の来場者を迎え、盛況のうちに無事終了することができました。

また、去る10月5日には、漁協青年部の主催による2回目の水産朝市が海匠漁業協同組合の市場を会場として開催されました。

当日は、飯岡漁港で水揚げされた新鮮な魚貝類や、市内の様々な農産物が集まり大変活気のある朝市となったところであります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、51件の工事を発注したところであります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、東西線の国道飯岡バイパス入口から西側部分

について、既に工事に着手しており、12月末には基層部分が完成する予定であります。

なお、全面供用開始は、平成21年度末が見込まれるところでありますが、旭中央病院の新本館建設に伴う工事車両の進入路として暫定利用することは可能となるものであります。

また、旭中央病院ヘリポートから東側部分についても、現在、契約の準備を進めているところであり、今後も、関係地権者のご協力をいただきながら、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

椎名団地周辺の排水路整備工事並びに道路冠水対策として懸案となっていた三川小学校南側の排水路整備工事については、契約を終了し、工事に着手したところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、市民の代表や有識者で構成する策定委員会を設置し、市の関係職員による庁内会議と合わせて策定作業を進めているところであります。

現在、市の土地利用構想を含めた全体像を検討している段階であります。今後、策定委員会のご意見をいただきながら、年度内を目途に全体構想を策定したいと考えております。

次に、公園事業について申し上げます。

下宿ふれあい公園については、去る7月の関係地権者への説明会を経て、これまで県当局と協議を進めてきたところであり、11月7日付で事業認定を受けましたので、今後は、関係地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年11月末現在の消防活動の状況は、火災発生26件、救急出場2,330件、救助出場38件となり、昨年同時期と比較して、火災発生件数は13件の減、救急出場は92件の減となりました。特に、火災発生件数は消防本部発足以来、最も少ない状況となったところであり、これから年末年始を控える中、今後も、市民に対して積極的に火災予防への呼びかけを行ってまいります。

また、119番通報については、近年携帯電話による通報が全体の20%を超え年々増加傾向にありますので、現在、固定電話のみの対応となっている位置情報システムを、携帯電話にも対応可能な機器へ変更することといたしました。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、地域の基幹病院として、高度先進医療や救急医療などの不採算医療を受け持ちながら健全経営を維持しており、本年度もDPC等の導入による増収効果もあり、順調に推移しているところであります。

また、病院再整備事業については、着工前の準備工事等に着手したところであり、新本館建設工事についても、来る12月19日に入札を執行する予定であります。

次に、経営形態等に関する検討委員会報告について申し上げます。

この検討委員会は、外部から有識者を招き、議会、病院、市職員を構成委員として、本年5月に設置し、約半年間にわたって今後の方向性について検討がなされたものであり、去る10月6日に報告書の提出がありましたので、これを受けて、10月20日の議会全員協議会でご説明したところであります。

この報告書は、市民が安心できる医療体制を構築するとともに、市の発展にも寄与できる体制として、公設民営方式、いわゆる指定管理者制度での運営が望ましいとの提案でありまして、病院の将来展望に向けた基本的な方向性の一つとして受けとめているところであります。

旭中央病院は、旭市にとってなくてはならない財産であり、とりわけ経営形態については、議会をはじめ市民の皆様からのご意見をいただきながら、慎重に、かつ時間をかけて調査・研究を進めていくことが求められるものと考えております。

当面は、新本館の建設に全力を傾注しながら、今後とも、市を挙げて旭中央病院をしっかりと盛り立ててまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の貴重な移動手段となっているコミュニティバスは、本年4月に全ルートの見直しを行い、干潟地区ルートにおいて試行運行を開始したところであります。

上半期における乗車実績は、全体で前年比15.7%増の5万4,605人となり、多くの市民の皆様にご利用いただいている状況にあります。

この間、JR、バス、タクシーなど、市全体の公共交通のあり方を考える旭市地域公共交通会議を発足いたしました。

専門機関の方々や区長会、PTA代表の皆様から様々なご意見をいただきながら、本市におけるコミュニティバスの運行のあり方等について検討を進めているところであり、今後も、各ルートの利用状況等を検証する中で、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう努力してまいります。

最後に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくにあたり、市民の皆様と直接話し合い、市民の立場に立った行政運営を進めるため、去る9月26日から市内15か所において、地

区懇談会を開催いたしました。

地区懇談会には、延べ975人の市民の皆様の出席をいただく中、道路問題、環境問題、後継者対策や企業誘致、教育環境の整備、子育て支援策、中央病院再整備計画、市の財政状況から市の均衡ある発展を願う要望など、多くのご意見が出されたところであり、いただいたご意見や提案については、今後のまちづくりに生かせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 4 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第 1 号、平成20年度旭市一般会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億900万円を追加し、予算の総額を264億600万円とするものでございます。

2 ページから 5 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明させていただきます。

9 ページをお開きください。

歳入でございます。主な補正内容を申し上げます。

9 款 1 項 1 目地方交付税4,252万円の追加は、決定されました普通交付税の一部を補正財源として計上いたしております。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金1,934万3,000円の追加は、特別障害者手当等負担金及び障

害者自立支援給付費等負担金の増によるものでございます。

次、10ページをお願いします。

14款2項4目農林水産業費県補助金1,058万6,000円の追加は新規事業であります、説明欄1の施設園芸燃油高騰対策事業費補助金1,033万6,000円と、説明欄2の遊休農地リフレッシュ活用支援事業費補助金25万円の増によるものでございます。事業内容につきましては、歳出のほうでご説明を申し上げます。

16款1項3目農林水産業費寄附金は、農業費寄附金として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

1項6目教育費寄附金は、社会教育費寄附金として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項2目介護保険事業特別会計繰入金1,898万4,000円の追加は、19年度介護保険事業特別会計繰出金の精算によります介護保険事業特別会計から一般会計への繰入金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。主な補正内容を申し上げます。

その前に、歳出全般についてですが、各款におけます人件費の補正につきましては、職員の異動による増減分等ですので、説明は省略させていただきます。

それでは、12ページをお願いしたいと思います。

2款1項8目電子計算費の説明欄の1、電算システム運用事業1,816万4,000円の追加は、平成21年度から始まる公的年金からの市民税の特別徴収制度の導入に伴う税務システムの改修、認定調査項目の見直し等に伴う介護保険システムの改修、県の制度変更等に伴う乳幼児医療システムの改修等を行う委託料を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。

1項10目地域振興費の説明欄の1、コミュニティバス等運行事業82万3,000円の追加は、干潟地区の試行運行ルート変更によります時刻表印刷、バスの車内放送作成手数料等を計上するものでございます。

次の1項11目諸費の説明欄の1番、市バス運営事業118万9,000円の追加は、燃料費の高騰と利用件数の増によるものでございます。

説明欄の2番、国庫支出金等返還費330万円の追加は、精算による国庫支出金等返還金を

計上するものでございます。

それでは、少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄の1番、特別障害者手当等給付事業494万2,000円の追加、説明欄の2番、中度心身障害者（児）医療費助成事業150万3,000円の追加、説明欄の3、重度心身障害者（児）医療費助成事業161万2,000円の追加、説明欄の4、福祉タクシー利用助成事業227万4,000円の追加、説明欄の5、自立支援給付事業3,127万7,000円の追加は、対象者の増により扶助費を計上するものでございます。

次に、19ページをお願いします。

3款3項4目保育所費、説明欄の2番、保育所施設改修事業2,400万9,000円の追加は、とみうら保育所の耐震診断補強及び改修工事を行うため、設計監理委託料と工事請負費を計上するものでございます。

次に、20ページをお願いします。

4款1項4目環境衛生費、説明欄の2番、合併処理浄化槽設置促進事業208万6,000円の追加は、申請件数の増により計上するものでございます。

次に、22ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の説明欄の1は、原油高騰に伴う省エネ型暖房機等に対する支援のための施設園芸燃油高騰対策事業補助金として1,330万8,000円を計上します。

次の説明欄の2番、農業活性化推進事業は、歳入で農業費寄附金300万円を計上したものを旭市担い手育成総合支援協議会へ補助金として交付するものでございます。

説明欄の3番は、遊休農地解消対策事業補助金として、旭市耕作放棄地解消対策協議会へ50万5,000円を交付するものでございます。

それでは、少し飛びまして、25ページをお願いいたします。

9款1項1日常備消防費、説明欄の2番、常備消防事務費360万2,000円の追加は、携帯・I P電話からの119番通報時の位置情報を地図上に表示するシステム設置工事等を計上するものでございます。

次、26ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費、説明欄の1番、矢指小学校改築事業1,100万円の追加は、用地購入に伴います物件補償費を計上するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

4項12目大原幽学記念館費、説明欄の2番、大原幽学記念館管理費は、歳入で社会教育費

寄附金300万円を計上したものを大原幽学関係資料修復のための委託料に充当するものでございます。

29ページをお願いいたします。

5項3目学校給食費、説明欄の2番、第一学校給食センター管理費は、機械等の修繕に150万円、次に、説明欄の3番、第一学校給食センター運営費は、職員の退職・異動に伴うパート調理員の賃金に96万9,000円、説明欄の4番、第二学校給食センター運営費は、重油の高騰に伴う燃料費173万7,000円を追加計上するものでございます。

13款2項3目国民宿舎事業公営企業費2,000万円は、営業運転資金として一般会計から国民宿舎事業会計への貸付金を計上するものでございます。

なお、今まで申し上げました歳出補正におきまして、保育所費の中で説明しました保育所施設改修事業、農業振興費の中で説明いたしました施設園芸燃油高騰対策事業、常備消防費の中で説明いたしました携帯・IP電話位置情報通知システム設置工事につきましては、国の一次補正で示されました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業の対象となることが予想されているため、当該交付申請を現在申請中であります。この歳入につきましては、内示額等が示された場合は年度内で補正を行い、財源調整を図ってまいりたいということで考えております。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。議案第4号でございます。

長期継続契約として翌年度以降にわたり締結できる契約は、地方自治法第234条の3の規定により「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」ということになっております。この最後の「その他政令で定める契約」という部分が地方自治法の改正により追加されたことによりまして、これを受けて地方自治法施行令第167条の17が新たに追加され、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」ということで規定されているものでございます。これに基づきまして、本市において長期継続契約を締結できる契約について条例で定めるとしたものでございます。

それでは、お手元の条文の順に説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約で、第1項は、物品の賃貸借契約であり、賃貸借に係る物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を行う旨の定めでございます。

第2項は、役務の提供を受ける契約であり、業務の履行に必要な物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、また専門的な人材の確保、育成等に時間を要する業務について、複数年度にわたる契約を行う旨の定めであります。

附則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日以降に履行される契約から適用するものであります。

なお、施行規則をこれから定めるわけでございますけれども、これの中において物品の賃貸借に係る主な想定項目といたしましては、仮設の建物、自動車、事務機器、通信機器、測定機器、光学機器、医療機器、スポーツ器具、ソフトウェア等を考えております。また、役務の提供につきましては、庁舎等の管理に係る業務、一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務、機械警備に係る業務、給食の調理または配送に係る業務、物品の賃貸借の期間内における保守に係る業務などが考えられます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ6,827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,377万3,000円とするものです。

この補正予算は、平成19年度の決算が確定したことにより、その歳入歳出差引額である9,240万4,000円を繰越金として処理し、それを財源に、保険給付費に係る国・県等の支出金を精算し、残りを基金に積み立てるものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

7款繰越金は6,827万9,000円を追加し、平成19年度の決算確定額である9,240万4,000円にするものです。

次は、8ページになります。歳出になります。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は4,076万8,000円を追加するものです。また、20年度末の基金保有見込額は3億2,180万円となります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は2,751万1,000円を追加し、平成19年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。内訳は説明欄のとおりですが、いずれもルール分によるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則でございます。

第2条は、当初予算第2条に定めました業務の予定量のうち、宿泊1万4,600人を1,400人減員し、宿泊1万3,200人に改めるものであります。

第3条は、初めに、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,000万円の借入れをお願いするものでございます。

本年度、「食彩の宿」コンセプトのもとで新たな経営体制を敷き、PRに努めながら営業してまいりましたが、工事の影響等により現時点で予定しておりました収益を確保できておりません。また、食の改善や配膳等の新しいサービス体制から、販売管理費であります人件費の増加が避けられませんでした。この結果を受けまして、自己資金での経営継続が難しくなったため、営業運転資金として一般会計より長期の借入れをお願いするものであります。借入期間は2か年をお願いするものでございます。

次に、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正、次の2ページの第4条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり定めました。

内容につきましては、4ページをお願いいたします。

平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益1億9,558万8,000円から2,135万6,000円を

減額いたしまして1億7,423万2,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項営業収益のうち、第1目利用収益1,724万6,000円の減額は、予定する宿泊者の減員に伴い宿泊料、食事を下方修正するものでございます。

第2目売店収益411万円の減額につきましても、同様に売上げの下方修正をするものでございます。

続いて、支出につきましては、5ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用1億8,690万8,000円に2,151万1,000円を増額補正いたしまして、2億841万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項営業費用のうち、第1目宿舎経営費2,199万円の増額は、臨時職員の賃金及び新館への移行経費等の増額でございます。

第2項営業外費用のうち、第4目消費税の47万9,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。支出につきましては、1億7,954万円から2,019万5,000円を減額して1億5,934万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項建設改良費のうち、第1目工事費619万5,000円の減額は、施設改善事業における関連工事が確定したことによるものでございます。

第2目資産購入費1,000万円の減額は、施設改善事業用の家具等の備品が確定したことによるものでございます。

第2項開発費のうち、第1目開発費400万円の減額は、経営技術指導員の適格者を選定できなかったことによるものでございます。

したがいまして、補正後の資本的収支不足額1,784万5,000円の財源ですが、2ページに戻っていただきたいと思います。

第4条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,784万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額758万8,000円、建設改良積立金1,025万7,000円」に改めるものでございます。

次に、第5条は、当初予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額のうち、家具等の備品が確定したため、平成20年度の年割額を1億5,118万6,000円とし、総額を2億6,013万4,000円に改めるものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、当初予算第8条に定めました職員給与費7,776万8,000円に、雇用しております臨時職員の賃金1,309万8,000円を追加し、9,086万6,000円に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

この表は、平成20年度補正予算（第1号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を4,049万4,000円と予定するものでございます。

次に、8ページから10ページまでは、平成20年度末の予定貸借対照表となっております。10ページの下段のほうでございますけれども、当年度末の純損失4,177万5,000円と繰越欠損金1,323万円を合わせた5,500万5,000円が当年度末処理欠損金となる見込みでございます。

ここで、全館供用開始後の予約状況と販売促進対策について申し上げます。

11月には、パークゴルフを目的に神奈川県川崎市から新規の団体を受け入れております。12月には、近隣の市町からの団体をはじめ、姉妹都市であります茅野市からも団体宿泊のご予約をいただいております。年末年始は4日間ともに満室で、350名の予約が入っております。来年1月から4月は、旅行代理店からの団体予約をはじめ、毎年恒例のスポーツ合宿等の予約が入っております。このほか、家族単位での予約も堅調に推移をしております。

販売促進事業につきましては、全館オープンとなったことを受けまして、さまざまなプラン情報を発信しておりまして、その効果も徐々に表れているところでございます。整備されました客室と改善しました食、これらの素材を十二分に生かした健全な「食彩の宿」経営実現のため、努力してまいりたいと思います。

以上で、議案第3号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第5号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

○税務課長（野口徳和） 議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律により改正された個人市民税の寄附金控除について、本市における控除対象寄附金を指定するため、市税条例の一部を改正するものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第34条の7の改正は、寄附金控除の対象となる団体への寄附金を定めるため、第3号から第5号の規定を追加するものであります。

第3号は、対象となる団体への寄附金は所得税の控除対象となるもので、県内の主たる事務所または事業所を有するものを対象とするものであります。また、県外所在の法人でも県内で学校を設置しているもの及び社会福祉事業を行っている団体への寄附金も対象とするものであります。

第4号は、公益目的に沿って助成等を行う特定公益信託の信託財産とするために支出した寄附金、第5号は、県内に主たる事務所を有する認定NPO法人に対する寄附金についてもそれぞれ対象とするものであります。

なお、県民税と合わせて賦課徴収するため、千葉県県税条例と同様の規定とするものであります。

続いて、今回改正条例の附則となります。

この条例の施行期日を平成21年4月1日とし、適用となる寄附金は平成20年1月1日以後に支出した寄附金と規定するものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、病院事務次長、登壇してください。

（病院事務次長 石鍋秀和 登壇）

○病院事務次長（石鍋秀和） 議案第6号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

近年の産科医不足の原因と言われます分娩による医療訴訟の増加に歯止めをかけるべく、平成21年1月より産科医療補償制度が開始されます。この制度により、医療機関は一分娩につき3万円の掛金を負担することになりますので、この掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため改正を行うものでございます。

なお、国は、妊産婦の新たな金銭的負担を避けるために、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げを予定しております。

以上で、議案第6号について補足説明を終了いたします。

○議長（明智忠直） 病院事務次長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第8号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

○秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第7号、第8号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本市には、現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が平成21年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

議案第7号で推薦したい方は、旭市足川1765番地2にお住まいの吉野直子氏、昭和20年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第8号で推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方であります。

吉野直子氏は平成15年から、また、宮野作一氏は平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、ともに誠実な人柄で地域での人望も厚く、委員として適任の方でございますので、引き続き推薦するものでございます。

なお、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第7号、第8号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時 3分

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成20年12月8日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議（先議）

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（23名）

1 番 伊 藤 保

3 番 平 野 忠 作

6 番 向 後 悦 世

8 番 滑 川 公 英

10 番 柴 田 徹 也

12 番 佐久間 茂 樹

14 番 平 野 浩

16 番 明 智 忠 直

18 番 高 木 武 雄

20 番 向 後 和 夫

2 番 島 田 和 雄

4 番 伊 藤 房 代

7 番 景 山 岩三郎

9 番 嶋 田 哲 純

11 番 木 内 欽 市

13 番 日 下 昭 治

15 番 林 俊 介

17 番 林 一 雄

19 番 嶋 田 茂 樹

21 番 高 橋 利 彦

22番 林 正一郎

24番 神 子 功

26番 林 一 哉

欠席議員（2名）

5番 林 七 巳

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
教 育 長 米 本 弥榮子
病院事務部長 伊 藤 敬 典
秘書広報課長 加 瀬 寿 一
財 政 課 長 平 野 哲 也
市 民 課 長 木 内 國 利
保険年金課長 増 田 富 雄
社会福祉課長 在 田 豊
商工観光課長 神 原 房 雄
建 設 課 長 米 本 壽 一
下 水 道 課 長 中 野 博 之
消 防 長 菅 谷 衛 一
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
生涯学習課長 花 香 寛 源
監 査 委 員 林 久 男
事 務 局 長
国 民 宿 舎 野 口 國 男
支 配 人
病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 鈴 木 正 美
病 院 事 業 吉 田 象 二
管 理 者
総 務 課 長 高 埜 英 俊
企 画 課 長 加 瀬 正 彦
税 務 課 長 野 口 徳 和
環 境 課 長 平 野 修 司
健康管理課長 小長谷 博
高 齢 者 横 山 秀 喜
福 祉 課 長
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
都市整備課長 島 田 和 幸
会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
水 道 課 長 堀 川 茂 博
学校教育課長 及 川 博
国体推進室長 高 野 晃 雄
農 業 委 員 会 小 田 雄 治
事 務 局 長
病 院 企 画 監 柏 木 嶺

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（明智忠直） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議（先議）

○議長（明智忠直） おはかりいたします。議案第7号、議案第8号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第7号、議案第8号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時19分

○議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、向後委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

向後委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

○議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告を申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第9号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）の本日12月8日の月曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第9号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。議案の補足説明については保険年金課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第9号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、議案上程。

議案第9号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案の理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第9号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、

産科医療補償制度の創設により、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が12月5日付で公布されたことから、出産育児一時金について見直しを行うものであります。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、産科医療補償制度の開始に合わせて見直す措置でありまして、保険給付のうち出産育児一時金の上乗せについて、所要の改正を行うものであります。

第5条の改正内容についてご説明いたします。

産科医の減少に歯どめをかけるという観点から、国においては出産にかかわる医療事故により脳性麻痺となった子に対し、医師に過失がなくても総額で3,000万円の補償金を支払うという補償制度を来年1月1日から開始することにいたしております。

その仕組みは、医療機関が直接その制度に加入し、分娩1件につき3万円の保険料を負担するというものでございます。

また、厚生労働省では、そのことによる妊産婦の負担を軽減するという趣旨から、医療機関が産科医療補償制度に加入した場合には、従来の出産育児一時金であります35万円に3万円を限度として、当該保険料に見合う分を増額させることを決定いたしました。

そこで、旭市におきましても、その趣旨を踏まえ、当該補償制度に加入した場合に限り、35万円に3万円を限度として、上乗せする条例の改正を行おうとするものであります。

なお、附則における施行期日ですが、来年1月1日からの施行ということになります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（明智忠直） 追加日程第4、議案質疑。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

神子議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

ただいま担当課長よりご説明をいただきました。この中で、説明をいただきましたが、改正する条文の中には「第5条第1項中、「支給する。」」という次に書かれております、この末尾については、まず規定で定めるということがございました。それにより3万円を上限として加算するという内容でございました。

趣旨につきましてはご説明いただきましたが、この規則で定めることによって3万円を上限ということにつきましてはどういうことになるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

まず、この条例の中身で3万円を限度というような形でうたっております。これは国の施行令のほうの中でも3万円を限度というような形でうたわれているところでございます。その中で、規則であとは3万円をどういうふうな形で定めるかということでございますけれども、とりあえずこの35万円プラス3万円、38万円になるんですけれども、その3万円の上限については、国のほうでも5年以内の改正というか、5年間については一応この3万円以内という数字でいくというような話がございます。その中で、市のほうでもどういうふうに規則で定めるかということでございますけれども、国のほうでも一応38万円というふうな形でうたっておりますので、市のほうでも上限の3万円を限度として定めようというような考え

であります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子議員。

○24番（神子 功） ちょっとよく分からないんですが、説明の中に妊産婦の負担を軽減しようという、そういったことが法律で変わるということの中で、今回旭市としても条例を定めようという、そういった趣旨かと思います。そこで、3万円を限度ということについては今説明がありましたが、5年以内という位置づけのもとに進めていこうということですが、医療機関との関係というのがあるというふうに判断ができるわけです。例えば医療機関の中で、保険に入っていない医療機関であれば、この3万円ということはどうなるかどうか。市で条例として定めるけれども、そういったことの中で上限ということを考え合わせたときに35万円プラス3万円、いわゆる上限と定めるけれども、38万円については支給するということで裏返しをして考えてもよろしいのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） あくまでも産科医療補償制度の保険料としまして、一応国のほうで3万円というような形で考えております。ですから、あくまでもこの制度に加入した機関でなければ35万円、いわゆる3万円のプラスというのはございません。

先ほどちょっと私のほうで説明が漏れたんですけれども、要するにこの3万円というのは、今、この制度の保険料ということになっておりますので、当然その保険料を、先ほど言いました5年間ですか、その間については見直さないというような考えがございますので、3万円を規則のほうでうたおうというような考えでございます。

○議長（明智忠直） 神子議員。

○24番（神子 功） 参考までにお伺いいたします。

旭市に医療機関があるわけですが、現在、その制度に加入しているかいらないかということについて、お分かりになりましたら伺いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今現在、旭市内にあります産科を持っている医療機関は旭中央病院だけで、中央病院についてはこの制度に加入というような形で考えております。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 議案第9号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(明智忠直) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第4号、議案第5号の3議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第3号、議案第6号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長(明智忠直) 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第7号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第7号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時33分

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成20年12月9日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正 一 郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（1名）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	代表監査委員	木 村 哲 三
病院事業 管理 者	吉 田 象 二	病院事務部長	伊 藤 敬 典
総 務 課 長	高 埜 英 俊	秘書広報課長	加 瀬 寿 一
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	平 野 哲 也
税 務 課 長	野 口 德 和	市 民 課 長	木 内 國 利
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	増 田 富 雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高 齢 者 福祉 課 長	横 山 秀 喜	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	建 設 課 長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下 水 道 課 長	中 野 博 之
会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明	消 防 長	菅 谷 衛 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学校教育課長	及 川 博	生涯学習課長	花 香 寛 源
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 長 事 務 局 宿 舎 人 員 国 民 配 舍 人 員 支 配 人 員 病 院 再 整 備 室 長	林 久 男
農業委員会 事務局 長	小 田 雄 治		野 口 國 男
病院企画監	柏 木 嶺		鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（明智忠直） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。通告の順序に従い、一般質問を行います。

その前に、木村代表監査委員には、大変お忙しい中にもかかわらず、私の質問に対してのご答弁のためにご出席いただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。質問は、大きく分けて2点です。答弁に当たっては、漏れのないよう簡潔明瞭をお願いします。

まず初めに、1点目の中央病院問題について質問をいたします。

近年、国は年々増加する社会保障費などに対応するため、経済財政改革の基本方針2007において、財政面から効率化を求める一方で、社会保障費改革を掲げ、医療制度改革による医療報酬の引き下げや療養型病床の削減などを進め、公立病院にとっては医師確保の困難さに加えて、大変厳しい経済環境となっています。その中でも我が旭中央病院は、開設以来五十数年、黒字経営を続けていますが、数年前から比較すると利益も大幅に減少、昨年は約3億円。このような経営の中、今、340億円をかけての病院建設、そしてこれだけかけても事業

性が十分あり、市が一切負担することもなく、これから20年先も市立病院、つまり公設公営で採算がとれてもうかるという計算ですが、現在の借入金約150億円、それに加えて今回の建設に伴う借入金200億円以上、合わせると約350億円、現在の病院の売上げが300億円、そして利益が3億円、民間企業では到底考えられない設備投資、また借入金です。

一方、本家本元の旭市、平成19年度の決算に基づく千葉県内の自治体財政健全化比率が公表されましたが、借金の比率は18年度のワースト9位からワースト4位となり、千葉市などの政令都市を除くとワースト1位。一番悪いにもかかわらず、有利とはいいいながら、合併特例債事業や病院建設に借金をしても、まだまだ大丈夫だという借金感覚。借金はあくまでも借金であります。返済の義務があります。私は議会の一員として、責任は議会にあるとの市長答弁を思い出し、迫り来る世界規模の不況、そして本市の人口減少を考察すると、責任の一端を感じて大変不安な心境です。結果は数年で分かりますが、この借金のツケが来ないことを祈るばかりです。

それでは、このような心境から、八つほど質問を行います。

一つ目として、中央病院の経営について、伊藤市長の考えを伺います。

二つ目として、吉田病院長の行政にとらわれない経営とはどのようなことなのか、伺います。

三つ目として、新病棟建設のための収支計画では将来にわたって黒字なのに、なぜ民営化なのか伺います。

このことについては、新病棟建設などの病院再整備事業の収支計画については、議会の全員協議会などでいろいろな業者の作成したケースやパターンが示されましたが、最終的に病院がどれを選択し、目標とすべき収支計画がはっきり示されないまま、今年の3月議会で本予算が、また9月議会で補正予算が議決されたことは大変遺憾であります。そして、しかも病院建設の議案が賛成多数で可決されるまでは、ケースやパターン、設定条件がそれぞれ異なっているが、市立病院、つまり公設公営ということで、建設後、向こう15年まで今よりさらに利益が出て、経営が充実して十分やっていると説明だったはずですが、虚偽の説明ではなかったと思いますが、すべての予算が通り、そして着工寸前の今、なぜ公設民営になってしまうのか、納得のいく説明を求めます。

四つ目として、経営検討委員会を設置した目的について伺います。

五つ目として、今、建設資材などが短期間の間にどんどん値下がりしている中で、新病棟建設を急ぐ理由を伺います。

次に、六つ目として、派遣医師の収支の経理処理について伺います。

七つ目に、民営化移行のときの現金などの流動資産はどのようなになるのか、伺います。

八つ目として、委託先が経営破綻したとき、建設費などを含めた約400億円にも及ぶ莫大な借金の責任はどこになるのか、伺います。

次に、大きな2点目として、農業問題について質問します。

一つ目として、現在の市農業の実情について伺います。

日本の農業は、農業就業者の高齢化、新規就農者の減少、それに加えて休耕地の増加、この縮小版が我が旭市にも当てはまると思いますが、実情について伺います。

二つ目として、市の基幹産業である農業への対応について伺います。

これという企業のない現状で、農業を職業として魅力のある就職先、職場とするための農業への対応について伺います。

以上で1回目の質問を終わりますが、今回は私を含め、中央病院問題の質問が多いということで、大勢の傍聴の方々が来ておられますので、市長、病院長には病院の理念、思いにおいて市民が納得のいく答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、8点のうちの1、3、4、8、それと農業問題とお答えをさせていただきます。

まず、1点目の経営についての考え方ということでございますけれども、もう市民に対して常に安心できる医療を中央病院が提供をしてくれている、そのことに心から感謝をいたしております。公立病院が非常に厳しい経営状況にある中で、中央病院にあつては、高橋議員もご指摘をいただいたように、救命救急をはじめとする不採算部門もしっかりと取り組みながら、しかも開設以来55年間、一度も赤字を出さずに経営を展開をしてくれておると。心から感謝をしているところであります。関係者の皆さん方の努力に、もう常に感謝を申し上げております。

同時に、政務報告でも申し上げましたけれども、旭市にとって中央病院は、もうなくてはならない財産でありまして、将来にわたって市民が安心できる医療体制を維持していただけるように、今後とも市を挙げて全力で応援をしてまいりたいと、そのように考えております。

それから、建設のための収支計画で、将来にわたって黒字なのに、なぜ民営化かという問題でございますけれども、この問題は、これからワーキングチームを作って、さらに掘り下げていく問題でありまして、答申をいただいた段階で民営化がいいだろうというご意見をちょうだいをしているだけでございまして、これからより一層掘り下げていく問題でありますので、この問題については、この後、その掘り下げた形のを議会にもしっかりと報告をしまいたい、そのように考えております。

この問題でありますけれども、ちょうど4月12日であったろうと思いますけれども、国のほうの公設病院の経営のガイドラインが示された。そういったものを受けまして、松山先生にお願いをして、講演をしていただいて、議会の皆さん方と一緒にその話を聞きました。私は前から皆さん方にも申し上げておりますように、旭市が活性化をしていくには、若い皆さん方がしっかりと定着をしていただける、そういった場を作っていかなければ。若い皆さん方にこの旭市に残っていただく、外から入ってきていただける、そういった形を作り上げていかなければ市の活性化はない、それが私の考えの基本でありまして、この旭市にある要素をしっかりと生かしながら取り組んでいこうということを提案をさせていただいております。医療・福祉の郷そして食の郷、交流の郷、この3郷構想を基本としてまちの活性化を図っていこうと。その一つが、中央病院であります。この中央病院をしっかりと生かしていくことが旭市にとって、もう最高のプラスになるだろう、そのように考えております。

中央病院では、もう今でも既にその形に近いような形を一般の病院あるいは公立の病院と取り組みをさせていただいて行っておるわけでもありますけれども、松山先生がもうちょうど3年くらい前であったろうかと思っておりますけれども、IHN、いわゆる広域医療ネットワークという本を書いてくれました。当時、まだ村上院長のときだったんですけれども、この形で取り組んでいくのが、旭市の中央病院を核として、この地域の医療をよりグレードアップしていく、そういった上で非常に役立つんじゃないのかという思いを持ちまして、先生においでをいただいて講演をいただきました。その形というのが一番いいだろうと考えているときに、今度は革新的技術特区、それを国が作るという話を伺いまして、それであればこれが生かせるんじゃないのかなと、そういった思いを持って、4月12日に先生においでをいただいて、議会と一緒に話を聞かせていただいて、検討委員会を作って、その検討をさせていただくような形になった。

そういった取り組みをする中で、公設民営化がいいだろうという話を承りましたけれども、それはこれからしっかりと掘り下げて取り組んでいく問題でありまして、もう何といっても

病院の皆さん方が一致団結をして、しっかりと揺るぎのない形をとっていただくのが一番大事でありますから、そういったものをしっかりと踏まえながら、これからも取り組まさせていただきます、そのように考えております。

そういった意味で、この検討委員会を設置をしたわけでございまして、これからもさらに掘り下げるために、検討委員会の皆さん方に力をかりていきたい、そのように考えております。

それから、委託先が経営破綻したときの借入金の責任という問題でございますけれども、言うまでもなく、公設民営化になっても、今のままの公設公営であっても、これはもう当然市のほうに責任があるわけでございますから、そういった意味で、その最終責任は市にあるというのが私の考えであります。

それから、農業の現状でありますけれども、旭市の農業は、もう申し上げるまでもなく産出額418億3,000万円、県内では断トツの第1位ということでもあります。しかしながら、残念ながら、農家数はここ10年で955戸の減となっております。旭市の基幹産業であるこの農業、これが元気になることが二次産業、三次産業の発展にもつながっていく、そのように考えております。

農業が元気になるということは、まずもうかる農業が実践できるということが第一だろうと思います。農業者の皆さん方に意欲を持って取り組んでいただくのと同時に、行政のほうとしてはできるだけ応援をしていきたい、そのように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私のほうからは、質問の2と3についてお答えをいたします。

行政にとらわれない経営とはということですが、ご承知のように我が国の公立病院は、8割以上あるいは85%が赤字でありまして、総務省がこれではいけないと。中にはつぶれていく病院まであるわけであります。こうすることで、公立病院ガイドラインというものを出したわけですが、この中をご覧になっていただけますと、安定的かつ自立的な経営のもとで良質な医療を継続して提供できる体制を構築することを目指して、経営形態の見直し等を通じた民間的経営手法の導入を図ることを促していますということで、このことを私は行政にとらわれない病院経営ということで申し上げたこともあります。どこで申し上げたことをおっしゃっているのかちょっと分かりませんが、いろんな意味でこのような言葉があると思いますが、私はこの公立病院ガイドラインの中のこの一節というんですか、

趣旨を申し上げただろうと思いますが、どこでという、ちょっと場所だとかそういうのが分かりませんので、的確な答えになっているかどうか分かりませんが、もうこういうことでございます。

それから、3のことでありますが、旭中央病院は55年間、地域の医療のニーズに応え、医学的にも社会的にも、かつ経済的にも適正な医療を提供してまいりました。これは当院の基本理念になっております。しかし、旭市の発展に積極的に関与するという視点にはいささか欠けていたようであります。

そこで、それにはこれまでのあり方で十分に貢献できるか否かについて考えております。今から将来のことをじっくり時間をかけて考えていきたいと思っております。

経営形態の見直しについては、検討委員会でも市や議会として最終的な判断ができるように、より詳細な調査研究を行っていく予定であります。急ぐことなく、先行している事例を深く研究して、当院としましては検討委員会の一員でありますので、判断材料を提供していきたいと思っております。

また、病院職員、これはたくさんの、700名近くの病院職員がおりますので、彼らの理解を得ることも非常に重要だと考えております。何しろたくさんおりますので、時間がかかります。時間をかけて行う必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村哲三） 6番の派遣医師収支計算処理についてお答えさせていただきます。

派遣医師の収支計算処理については、今年の10月28日の例月出納検査のときに、旭中央病院から派遣医師委託料等の入金状況及び派遣医師の取り扱いに関する協定書により説明を受け、その収支の内容を確認しております。また、後日、収入伝票を検査して、それが歳入科目、その他医業収益の医師派遣収益へきちっと計上されていることを確認しております、計算処理は適正であるということをお答えいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、5番の資材費等値下がりの中で新病棟建設を急ぐ理由という、これについてお答え申し上げます。

まず、この前の9月定例市議会では、建設資材費の高騰によりまして約22億円の増額補正

予算をご承認をいただきました。これは再整備事業を予定どおりに進めていくために必要な予算として認めていただいたものと理解をしております。今回の新本館の建設も、昨年10月に市の広報で市民の皆様にお知らせしたとおりの、いわば事業計画どおりのスケジュールで行っているものでありまして、決して急いでいるという認識ではございません。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業問題につきまして、市長の答弁の補足等で担当課のほうから説明をさせていただきます。

農業の現状でありますけれども、就農者、これにつきましては、実はいわゆる高齢化率、65歳以上の人口でありますけれども、平成17年の統計によりますと31.82%、これは5年前に比較しまして4.3%の増となっております。特に75歳以上、この方々が4.1%増えているということで、かなりの高齢化になっているのかなと、そういうふう感じております。

さらに、逆に新規就農者でございます。平成19年には市内で19名であったわけですが、近年、一番多い年は平成15年の33名、これに比較しまして、かなり少ない状況になっております。

さらに、土地の問題、いわゆる不耕作地ですか、遊休農地等につきましては、市内で統計等によりますと、平成17年、505ヘクタールがあるということでございます。これは市内の農地の面積の9.5%に達しているというような統計数字が出ております。

こうした中で、市としまして農業者へのいろんな対応策、これとしましては、特に現在、国・県のいろんな制度を活用しました各種の事業の取り組み、こういうものを行いまして、農業者への支援等をさせていただいているところでございます。

その中で、特に農業施策が認定農業者、ここに誘導をされております。市では認定農業者育成支援に重点を置いて、現在活動しておるところであります。平成19年度におけます旭市の認定農業者、880経営体、県下第1位となっておりまして、県の認定農業者の6,351経営体のうち、旭市で13.9%を占めておる状況でございます。

同じく平成19年度には、旭市担い手育成総合支援協議会、これを発足させまして、関係機関が一体となって認定農業者の育成支援をする体制を整えております。この協議会を窓口としまして、各種研修会あるいは展示商談会、事業説明、いろんな有益な情報を積極的に発信をしてまいりたいというふうに考えております。

今後もこれらの制度を拡充しながら、地域の担い手であります農業者の経営の安定と所得

向上、こういういろんな支援を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） それでは、私のほうからは、7番目の民営化移行時に現金等の流動資産がどうなるかという質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、移行時の流動資産につきましては、まだ明確な方針等は決定していないというのが現状でございます。したがって、今後、公認会計士等の専門家のご意見を伺って、そしてまた先行事例等を研究いたしまして、検討委員会において綿密に検討していこうと考えております。

以上でございます。

（「ただいま市長それから病院長から答弁ありました。議長、まるっきり答弁になっていないんですよ。議長も聞いたとおり。もう一度答弁をお願いします。私の趣旨というのは……。ですから、まず初めに、市長に対する中央病院の経営について、元来、市長は応援するだけということなんですが、だから病院に対してどういうことを、どういう経営形態を含めて考えているのか。また、3点目の黒字なのになぜ民営化なのか、その辺も全然答えていないし、また病院長も行政にとらわれない病院経営、まるっきり答えていないんですよ。ですから、その辺、私の質問に沿った、趣旨に沿った答弁をお願いします」の声あり）

○議長（明智忠直） 高橋議員に今、内容につきまして指摘をしていただきましたので、市長、病院長、その線に沿ってご答弁をいただきたいと思います。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 質問に答えていないということでもありますけれども、まず経営の問題、民営化の問題、これは民営化をすると決まった問題じゃありませんから、これから検討をして方向を決めていくという問題ですから、それについて答えをしろと言われても、全く答えは出せません。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 行政にとらわれないというのは、ですから今、申し上げたと

おり、総務省が自立的な経営を促しているということで、これ、自立的なというのは、そういう行政にとらわれないという意味でございます。

以上です。

（「あと3番目」の声あり）

○議長（明智忠直） 3番目の問題について。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 先ほどにも、今も言ったんですけども、民営化をすると決めたわけじゃないから、民営化と決め付けられても困るんです。これから深く掘り下げて検討をしていくということでもありますから、そういったことで、民営化という質問をされても答えようがありません。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これもさっきお答えしたんですが、要するに市の発展のためにいかに病院ができるかというようなことの今までの視点がなかったんで、この視点から考えてみようということで始まったわけでございます。

なぜ民営化というのは、これもそういう答申が出てきたわけでありますので、それについて、それに沿ってみんなに説明して、みんなの意見を聞いて議論を始めようと、まだこういう段階でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問しますけれども、最初の病院問題で1番目。

たしかに民営化は、これは決まったわけではございません。ただ、そういう中で、市長はこの病院の経営検討委員会、この委員会を立ち上げまして、市長の諮問機関ですね、そういう中で答申を受けました。そういう中で、それでは何のために諮問機関を設けたのか。そして、その答申はどういうふうを受け止めたのか。

そういう中で、今度は市長が当然その答申を受けまして、それからだいたいたちまして、議会の全員協議会にその説明をしました。そして、今度はその日にマスコミを集めて、諮問を受けて、公設民営という答申を受けましたと。そういう中で、今度はここで病院長が、基本的に今のまま移行することを考えていると、もうかなり具体的に突っ込んでおるわけです。これは病院長の答弁であっても、市長の言葉と同じです。みんなそういうふうを受け止めるわけですね。

そういう中で、また今度は12月1日ですか、病院のあり方検討委員会を作り上げたわけで

すが、その辺はどういうふうな認識でいるのか。諮問委員会を設けて答申を受けた、そういう流れの中でどういうふうに考えているのか。

それと同時に、またこの流れの中で、病院でも何回ももう公営民営ありきのような説明会を行っているわけですね。それからまた、干潟地区の地区懇談会におきましても、もう病院関係者は既に具体的に決まったような答弁をしているわけです。ですから、その辺を含めた中でどういうふうに考えているのか、まず1点。

それから、公設民営ですか、当然そういうことになりますと、今度この建設に対しては4年間で千葉県公的医療機関整備補助金が23億8,000万円出るようになっていますが、例えばそういうふうに公設民営になったときは、それが出るのか出ないのか、その辺、市長にお尋ねすると同時に、またこの金が出るのは、私は東総医療連絡協議会で最終的には経営統合を目指した連携を進めている中で出るんじゃないかと思うんですが、その辺のお答え。まず、その辺、ご答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 検討委員会を立ち上げた要因は、先ほども申し上げましたように、この中央病院を生かしてどのような形でいったら、より一層中央病院のグレードアップができるかということがまず一つ。

それから、もう一つは、もうご案内のとおり、国のほうから改革プランを示せということが来ています。これが中央病院は赤字病院ではありませんから、改革プランを示したから、すぐにそれを実行に移すということではなくて、3年ないし5年の期間をかけてじっくりと検討できる期間があるわけですが、そういったものを踏まえて検討委員会を立ち上げたわけでありすけれども、検討委員会を立ち上げるに当たっても、皆さん方にもその講演を聞いていただいて、こういった形でいったらいいだろうということで賛成をしていただいて、議会の了解もいただきながら検討委員会を立ち上げたわけでございます。

あとは、もう民営化が決まっているようなことではないかということでもありますけれども、そういったことでは決してありません。方向を示されても、その方向で実際にいけるかどうかというのは、もういろんな問題があるわけですから、それを一つ一つクリアをしなければ、それが実現ができるわけではありませんので、そういったものをしっかりと検討をしていこうというのが、12月1日にさらに検討委員会を開いていただいて、これからワーキングチームを作って掘り下げていこうということでもあります。

当然一番の核になりますのは、病院の院長等をはじめとする職員の皆さん方でありますから、その皆さん方に一枚岩にきちんとまとまっていただいて、検討をしていただかなければならない問題でありますから、そういったものをしっかり踏まえながら、時間をかけて検討をしていきたい、そのように考えています。

（「それから、補助金の問題」の声あり）

○市長（伊藤忠良） 補助金の問題は公設民営でありますから、全く問題はありません。

（「それから、答申をどういうふうに受け止めたのか。先ほど質問しました」の声あり）

○市長（伊藤忠良） ですから、何度も言いましたように、方針を受けて、これからきちんと掘り下げて検討をしていくということであります。

○議長（明智忠直） 病院の説明も。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうからは、補助金についてお答え申し上げたいと思います。

今、市長のほうからお答え申し上げましたけれども、現状では公設公営でありますから、旭市立病院ということで県の補助金の該当になるわけであります。基本的なスタンスというのは、まだこれは県のほうとも話をしたこともありませんし、確かに公設民営が決まっているわけでもありませんので、話をしたことはないんですけれども、基本的なスタンスというのは、やはり公設民営であっても、公設、市の病院であれば、補助対象になることは恐らくそうなるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それと、ちょっと補足をさせていただきますけれども、こういった問題を検討するに当たって、国・県としっかりと相談をしながら進めておりますから、そういった中央病院で一番大事なのは、救急救命あるいは周産期といった、いわゆる不採算部門をしっかりこなしていくというのが公立病院の一番大事なところでありますから、それができなくなってしまうということになったら、市民に大変な迷惑をかけてしまう。そういったものはもうきちんとやれるように考えていかなければなりませんものですから、国と県としっかりと相談をしながら進めてまいります。

（「もう1点は」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院の説明会ですか。

（「いや、記者会見での、基本的には今のまま移行するというだいぶ進んだ前向きな答えを出していた。それに対する答弁ですが」の声あり）

○議長（明智忠直） どちらかご答弁をいただきたいと思います。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 記者会見で今のまま移行するというような……。記者会見のときはそういうふうには言っておりませんが、病院の説明会、これを一般職員向けに3回、それから幹部に2回ですか、ぐらいいしてありますが、これは答申についての説明を行って、もうこういう答申が出ました。こういう公設民営あるいは指定管理者というものの説明の中でいろいろしたわけでありますが、病院としましては、いずれにしてもどこかに乗っ取られちゃうだとか、全部首になっちゃうだとか、そういうのは非常に私も含めて困りますもので、そういうことはちょっと具合が悪いんじゃないだろうかと、このようなことで申し上げたことはあるかもしれませんです。

ただ、これはまだ説明の段階でありまして、これでちゃんと……。どなたかが録音をされて出回っているふうもありますが、ちゃんとこれはもう最後に決めるのは、市と議会で決まるわけでありまして、ただその答申のことについて説明をしたと、そういうことであります。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今、病院長、この記者会見のときの今のまま移行ということは、これは新聞社がこの記事は虚偽に載せたと、そういうことで解釈してよろしいですね。

それとあと、市長、先ほど……。たしかこれは決まっていなくてございますが、この諮問会議というのは、昔、中曽根総理が、こういうことをやりたいと言ったときに、よく諮問委員会を作ってアドバルーンを上げたわけですね。それで、世間の風評の中で、これはまずいなと思ったら、そのまま引っ込めちゃった。これはあくまでも、そういう検討委員会を作るというのは、やはり市長のこういうことをしたいからということがあるからなわけですね。普通であれば、そのために、やはり自分のやりたいことをみんなに知らしめるために、この委員会は作るわけです。そういう中で、やはり市長は公設民営を十分考えた中で検討委員会を作ったと思うんですよ。それでなくちゃ、先ほどの市長がガイドラインって。ガイドラインのために何もね。それならガイドライン検討委員会でもいいじゃないかと思うんですよ。

そうでしょう。それがもうガイドラインじゃなく、検討委員会だと。もう公設民営ありきの
ような検討委員会のメンバー構成の中で、そしてそういう答申をもらったと。そういう中で
こういう一連の流れというのは、もう議会も承認するんじゃないか、またさせるんだと、そ
ういう強い意思があったからやったと思うんです。その辺、お答えいただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） どう考えようと、それはもう高橋議員の勝手でございますけれども、私
のほうはそう簡単に物事を考えて実行をしようというような考えは全くありません。十分中
央病院の皆さん方とも煮詰めて、そしてよりよい方向を探っていきたい、そのように思いま
す。

同時に、冒頭申し上げましたように、旭市が発展をしていく過程、その過程では、中央病
院を核としてやっていく、これが今の段階で旭市が発展していく上では、もう一番重要な問
題だろうと、そのように考えますので、そういった形で中央病院に核となって活躍をしても
らえるような、そういった体制づくりをしたいというのが一番の念願であります。

（「病院長、新聞報道に対して」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 虚偽だとか何とかというつもりは全くありませんが、そう申
し上げたという記憶は、あの全員協議会の後のあれですね。

（「そうだ」の声あり）

○病院事業管理者（吉田象二） そういう記憶がちょっとありませんが。そこで決まったなん
ていうのは一言も言ったことはありませんし、そこで決まるはずもないわけでありまして、
そういうふうな報告、諮問があったということの記者会見だと思いますけれども。あるいは、
希望的にそう申し上げたかもしれませんですね。

（「基本的に今のまま移行することを考えていると、かなりもう……」
の声あり）

○病院事業管理者（吉田象二） 考えているというのは、じゃそれは希望的なことだと思いま
すが。それは今のまま全部首になったり、さっきも申し上げましたけれども、どこかに乗っ
取られちゃって……。だから、そういうことは私、病院としてはやはり望むべくもないとい
うことだと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員、1 番目の最終質問で。

○21番（高橋利彦） 最終です。

いずれにしても、市長、一連の流れからしますと、随分この考えが変わっているんですよ。この間の政務報告では、慎重にかつ時間をかけて調査研究を進めている、当面は新本館の建設に全力を傾注する。まるっきり180度変わっちゃっているわけですが、いずれにしても、中国の格言に「綸言汗のごとし」という言葉があります。市長の言葉は、我々議員と違って全く重いわけですよ。そういう中で、市長のこういう考え方がぐるぐる変わりますと、みんなそれに右往左往されちゃうんですよ。中央病院だって、今みんな浮足立っちゃっているんですよ。ですから、そういう意味でも市長の言葉は重いわけですから、十分気を付けた中で発言してもらわないと、やはり人心は離れちゃうと思うんですよ。今の麻生総理もああこうだで、ぐるぐるやることが変わっちゃうから、麻生内閣、あんなに支持率が下がっちゃうわけですね。それと同じで、やはり市長は本当にきちっとした一貫した言葉、態度でこの病院問題にも当たっていただきたいと思うんです。

そういう中でどうですかね。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 私は自分の考えがぶれたことは全くないと、そう思っております。もう合併をする前から、旭市のまちづくりには中央病院を核とした医療・福祉の郷、そして農業あるいは水産業を核とした食、そういったものを生かした交流、これが今の旭市にある一番の要素であって、それを生かしていくのが旭市の一番の発展につながっていくと、それが自分の考えでありますから、私は終始一貫して自分の考えに変わりがない、そのように考えております。

中央病院を民営化をしたほうがいいだろうというのは、その検討委員会でこれからいろんなことを取り組んでいく中で、そのほうが活動がしやすいだろうということから出てきている問題であって、私は自分の考えをぶれさせているつもりは全くありません。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その問題については、市長が私はぶれないと言うなら、このことについては、あとはみんなが判断することですから。市民が。市長はぶれないと言うけれども、結局こういうふうになってきますと、かなり……。最終的には、この間の政務報告から一連のとした行動ですね、それから見て、私の見方としては、この間の政務報告ではかなりぶれているんじゃないかと思います。

この問題は別にして、あと2番目の院長の答弁、行政にとらわれない経営について、ほとんど答弁されておりましたが、院長は、これはもう数年前から、何といいますか、理念としては行政にとらわれない病院経営を。そういう中で、この間の職員の説明会ですか、そういう中ではかなり具体的に突っ込んで、現在の職員全体による新たな医療法人で運営を考えているとか、それからこの入札を公明正大にやらないこと、これはまた非常に具合が悪い。入札制度をかなり批判しているわけですね。

これは民営であれば、入札しなくてもいいかもしれませんよ。それからまた、柔軟な予算執行や契約方法の多様化が可能、市に頼らない資金の調達とか、またそういう中では、例えば指定管理者制度になった場合は、資金調達した部分のリスクの最終負担は銀行となると、こういう私らにはちょっと考えられない民営化の方法を模索しているんですが、そういうことが現実にありますかね。そういう中での民営化をどういうことで考えているんですか、それをご答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） どうも質問の趣旨がよく分かりません。そういう中での民営化というのはどういうことなんでしょうか。ちょっとよく分かりませんが。

（「ですから、病院長は……」「議長、手を挙げて言ってもらってくださいよ」の声あり）

○議長（明智忠直） 高橋議員、挙手をお願いします。

（「そうすると1回になっちゃう」の声あり）

○議長（明智忠直） 今、関連で認めます。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、それならこれは数えないということですね。

結局、病院長の行政にとらわれない経営、その考えはここにもあるんですが、結局入札が嫌だ、それから契約方法もしょうがない、それからそんな中で、例えば民営化した場合には、結局、指定管理者、これが調達した借金は、最終負担は銀行負担になるんだと。ちょっと私らには考えられない民営化の方策を模索しているわけなんです、こういうことがあり得るのかどうか。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それはとらわれないというこの質問の趣旨とちょっと違うよ

うに。民営化になったときのメリットについて述べたことだと思いますけれども。ちょっと質問の趣旨と違うんじゃないんでしょうか。

それについては、これは非公務員型の独法なんかもそうですが、そのような、今、高橋議員のおっしゃったような経営の自由度があるというふうになっております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） たしかそういう自由度はあると思いますけれども、しかし公設民営で、それで委託した場合、そういう入札方法をとった場合は、今度は、例えば公設民営になって、そういう入札方法をとった中で赤字になった場合は、当然今度はその負担は市に来ちゃうと思うんですよ。病院経営が赤字になった場合ね。それと同時に、そうなった場合は、結局、最終的には市が負担せざるを得ない。それからまた、果たして民営化して銀行が内容の悪いところに金を貸すかということなんですよ。これでは最終的に金を借りて銀行を引っ掛けちゃおうと、そういう経営の執行なんですよ。こういうことが果たしてありますか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対して、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それはそこまで詳しく調べておりませんので、もうこれからの検討課題だろうと、このように思います。

それは説明会のときに、どこでしたか、どこかの県の資料を基にしゃべっただけのことで、それを検証したわけではございませんので、そういうような問題も一つであります。ただこれから決めるに当たっては、そういう細かなところも全部含めて検討していかなければいけないだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、こういうまだ答申の出た段階なんですよ。それで、もう病院は100メートルも先を走っちゃっているんですよ。そう思いませんか。やり方としては。

そういう中で、今、銚子市はだいぶ医療問題で困っているわけですよ。これは院長の生まれ育ったふるさと銚子市が、今の市長が病院を廃止すると、そういう中で、また公設民営ということで決まったようですが、院長、銚子市の市長は同級生だそうです。銚子市の市長はリコール問題でだいぶ窮地に陥っているわけですよ。ですから、どうですか、市長は銚子市の市長の窮地を救う、それから銚子市の市民の医療を守ってやる、そういう考えの中で、ちょうどたまたま銚子市はもう公設民営が決まったわけですから、今の旭中央病院の経営そ

れから医療体制を十分知っている中で、私、銚子市の救世主となったらいいじゃないかと。そういう中で、銚子市が病院再生できたときに、また再度、その経験を生かして、旭中央病院、今度はそのときには公設民営が決まっているか分かりませんので、今度はさらに旭中央病院で頑張っていただくと、そういう考えもございませんか。

そうなりますと、銚子市の同級生である市長を救える、銚子市の市民を救える、それから今度は院長の考えている公設公営、この考えを達成できるわけです。そうすれば、銚子市の名誉市民になると思うんですよ。そういう中で、どうですか、病院長、どういう考えをお持ちですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 最初の先走っているんじゃないかというご質問ですが、この説明というのは非常に難しいもので、全く、ああこれについても分かりません、何についても分かりませんでは、その答申の説明というのは非常に難しい。3回やりましたが、非常に難しいですね。こういうときはどうなるんだ、こういうときはどうなんだというふうな話が出てまいりまして。

ということで、私はほかの病院の職員……。高橋議員はあそこで聞いていたわけじゃないと思いますけれども、職員の人たちのためには、そのぐらいの説明をしないと本当によく理解していただけないということで。外の人にとってみれば、それは何だかそういうのかなという考えがあるのかもしれませんが、私はあくまでも中の人を集めて、職員に説明するときには、やはりある程度の具体的な例を出さないと分からないということでしたわけであります。

それから、銚子市の問題につきましては、この一般質問の通告にありませんので、ちょっとお答えを控えさせていただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この問題につきましては、病院長、やはりかなり職員も浮足立っていますので、あまり先走らないでやっていただきたいと思いますよ。

それでは、次の3番目の病棟建設のための収支計画ですか。

こういう中で、まず資金の問題でございますが、建設にかかわる資金、最初は100億円出せますよと。それが、今度は60億円になり、今度は40億円になっちゃっているわけですね。それで、今度は40億円の金がショートしちゃうと、そういう現状があるわけですね。それでは今までの建設計画の資金計画、まるっきりこの議会で詭弁を言ったということに……。詭

弁の答弁になっちゃうと思うんですね。その辺、ひとつご答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 前回、昨年9月の段階ですか、そのときに、収支計画を発表というか、それをさせていただきましたけれども、あのときの数字と今もちろん変わっていないですね。議員おっしゃっております資金計画60億円の中で、実際運営では……。これは前回の議会でも質問がありました。運営していくためには20億円必要だと。それで、じゃ使えるのはその差額の40億円じゃないかというようなことなんですけれども、それはそのとおりだと思っております。

それと、それは前回の議会では部長のほうからもそのことを報告しておりますけれども、ただ実際に資金的に苦しくなったとき、例えば建設していった前金払いとか何かということが発生しますので、それはそのときは一時借入れしかないと思うんですね。ただ、年度末になりますと、補助金でありますとか起債が行えますので、年度末の段階では帳じりが合っているというようなことです。ですから、年度末までの一時的な運用の資金を一時借入れする。これは前回、9月の議会で部長からも答弁していることでございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） 年度末云々の関係は、一時的に40億円ショートしたら、どういうふう
に金を調達するんですか。

それとまた、そのほかのいろいろなもの、全部まとめて答弁いただきますけれども、たまたまこの間の55周年の病院事業がありましたね。これ、普通であれば10年刻みだと思うんですが、これが市立病院としては最後だから55周年をやったんじゃないかと私は推測するんですが、そういう中で、たまたまいい資料を付けていただきましたので、見てみますと、いや、今、病院の患者も年々減っているんですよ。それから、流動資産はそのままなんです、かなり建設のための資金ぐりもしているようなわけなんです。それから、利益なんかも、私が見ますと、この前、よく滑川議員が、何ですか、あれは貯蔵品の問題を言っていました、貯蔵品なんかも16年は1億円であったものが、去年は2億7,600万円、これは外部から優秀な人材を入れて、逆にこんな結果になっちゃっているんですよ。これでは……。この決算書も私から見たら、これはある程度作り物の決算書と言っても過言じゃないかと思うんです。

それと、先ほど年度末には懐が合いますって。じゃ、その間合わないとき、その40億円の

借り入れをどういうふうにするんですか。これではもう建設計画自体から狂ってきちゃうんじゃないかと思うんですがね。そこら、40億円じゃ足りないとき、短期的にどういうふうに都合……。自分で出すんですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） どこから借りるかということでありますけれども、こちらのほうは期間の途中でございますので、市中銀行等から借りる予定でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと恐らくほかの方、先生方はご理解できない業務かと思いますが、今、高橋議員がおっしゃっているのは、年度の途中に一時的に資金不足を生ずる事態があるんじゃないかというお話ですが、通常はないんです。ただ、それはこれから建設事業が始まって、それで大きな契約をします。そのときに前払い金とかを渡しますと、一時的に資金がショートすると。というのは、収入として起債とか補助金が入ってきますけれども、その入ってくるのは年度末なんですね。その間対応するつなぎ資金が不足するということであって、それは今、再整備室長からお答えしましたように、市中銀行から一時借り入れ、つまり1年以内の借り入れとして借りることはありますけれども、ただ年度末にはそれは入ってきた収入で返しますので、トータルとすれば、年度間の資金には不足は生じないということでご説明申し上げたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、40億円簡単に借りると言いますが、その辺は市長も十分了解しているわけですね。短期に40億円の資金ショートするのは。

それと含めて、何でこういうふうにだんだん数字が変わってくるのか。本当のつじつま合わせだと思うんです。最初は100億円と答弁していて、60億円、それで今度は40億円、今度は40億円ショートする、これではその場、間に合わせの口じゃないんですか。突っ込まれれば、今度はそういう答えになってくる。これで果たして中央病院の建設はできるんですかね。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院事業の予算からいけば、これはちょっと第何条か、今、手元にありませんけれども、一時借り入れの限度額というのは、毎年予算の中に含めてご承認をいただいているんです。ですから、今はそんな必要がありませんから、恐らく少ない数字

ですけれども、これから大きな事業を始めていきますと、その翌年度の予算の中には一借の限度額というのをまた設定をして、また議会のご承認をいただくわけであります。ですから、これから例えば年間百何十億円という発注をすれば、前渡金も出しますと、一時的には資金がショートする、これはもう当然のことでありまして、それについては一時借り入れで対応するという考えでございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今のご質問で、どんどん変わってくるんじゃないかということなんですけれども、変わっておりません。当初、この300億円を超える計画なんですけれども、その自己資金は100億円というようなことで始まったわけでありますけれども、これは現在も変わってなくて、先ほどの数字との違いなんですけれども、それは何ですかね、4年間、5年間の計画をまとめたことなんです。毎年、毎年、利益それから減価償却などによりまして自己資金が発生することに、内部留保ですね、それが出てきますので、それを含めての計画ということであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋議員の一般質問を行います。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） それから、経営検討委員会設置の目的ですか、これもほとんど答弁がなかったんですが、経営検討委員会というのは、この答申が終われば、これは終わりなのではないか、そういう中で、なぜ今度は経営形態に関する検討委員会を、またワーキンググループを立ち上げたのか。

それから、この経営検討委員会ですか、経費はどのぐらいかかったのか、詳細に。そして、どこが払ったのか、この辺また伺います。

それから、その後に松山さんはなぜ顧問になったのか。その目的と契約内容等についてお

尋ねをいたします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、経営検討委員会は答申をし、報告をしたらそれで終わりではないかというお話でございますけれども、先ほどから申し上げておるとおりでございます、いろんな問題をこれからワーキングチームを作って掘り下げていく。そのときに核になる組織がなければなりませんから、新たな組織を作るよりも、この検討委員会の皆さん方に残ってもらったほうがいいだろうと、そう判断をして、検討委員会の皆さん方に残っていただいて、これからワーキングチームを作っていくということです。

○議長（明智忠直） 病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） 検討委員会にかかった費用でございますけれども、ただいままでの費用合計、合わせまして44万2,000円、病院の会計のほうから支出いたしております。

（「詳細に」の声あり）

○病院企画監（柏木 嶺） それぞれ1回、研修費といいますか、謝礼でございますけれども、1回につきお二人で6万5,000円、それから旅費、交通費でございますけれども、お二人で1回につき1万2,000円という形になっております。

（「あと顧問のことについて」の声あり）

○病院企画監（柏木 嶺） すみません。松山先生には顧問ということで、病院のほうでいろいろアドバイスをいただくような仕事をしていただいております。

以上です。

（「顧問料について」の声あり）

○病院企画監（柏木 嶺） 顧問料は、^{ひとつき}一月60万円お支払いしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 答弁側の皆さん方に申し上げます。質問の内容をきちっと把握しておいて、1度の答弁で答えていただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（「それから、目的もまだ出ていない。なぜ顧問になったか、目的。知らなかったとか、そういう」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） 先ほどの市長の答弁にありましたように、検討委員会そしてワーキンググループが活動いたしますので、その場にあって、いろいろな調査とか研究あるいは

専門的な意見を伺うということが目的でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） しかし、せっかくいい答申が出た後に、こういう、何ですか、経営形態に関する検討委員会を立ち上げるということは、その前の経営検討委員会ですか、この皆さん方に大変失礼だと私は思うんですね。これでは前の委員の皆さん方の顔をつぶすと同時に、じゃ何のための検討委員会かということになっちゃうんですよ。

それで、先ほど最初の検討委員会はガイドラインのための検討委員会だって。それならなぜ。ガイドラインの検討委員会でよかったじゃないかと思うんですね。

それとまた、経費、この検討委員会、6万5,000円ですか、私は風聞に聞きますと、委員長が5万円、それから副委員長が1万5,000円ということですが、なぜこんなに差が付くのか。

それから、松山さんが顧問になったということですが、まだこの答申を受けただけ、まだそれが公設民営とも何ともならない中で、なぜ経営形態の検討委員会を、またワーキンググループの検討委員会を作るのか、これは全く摩訶不思議なんですよ。

そういう中で、病院長、この当初の検討委員会のメンバーでありますね。また、今度の経営形態のメンバーであると思いますが、先ほどの答弁では……。まるっきり一番の中核にいた人なんですよ。それが第三者的な発言を、関係ないような発言をしているんですが、その辺、ご答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 経営検討委員会のほうから報告を受けた、その後でさらに掘り下げるといのは失礼じゃないかというお話でございますけれども、検討委員会でこういった方向がいいだろうという方向は示していただきました。その方向で進もうというときに、いろんな障害になる問題等がたくさんあるわけでありまして。そういったものをきちっと掘り下げていかなければならない。同時に、そういったものを掘り下げながら検討をしていく段階で、県なり国なりへどんどん行って、意見を伺ったり意見調整をしたり、いろんな問題が生じてくるわけでありまして、そんな意味でも、検討委員会の皆さん方に失礼というよりも、検討委員会で大まかな方向というものを示していただいたわけでありまして、あとはそれが実行ができるのかどうか、きちんと掘り下げるといのはこれからの課題だろうと、そのように

考えております。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私も委員の一人ではありますが、検討委員会でいろいろ検討する場におきましては、人様のような、そういう態度でやっているつもりは全くございません。

これは総論賛成、各論反対なんていうことがよくありますが、やはり総論が出たわけでありますので、今、市長おっしゃったように、各論にこれから入るわけであります。当てはめて、これが果たして市にとっても、あるいは市民にとっても、病院にとっても最良の方向であるかというのを今度は各論でいろいろ調べていくと。こういうことは当然必要でありまして、それがなければ、結局は何も決まる材料も出ないというふうなことだと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、当初の検討委員会ですか、これは何かと私は思うんですよ。今度、経営形態では指定管理者制度でなく、地方独法も詳しく調査するなんかって、じゃ最初の……。私、何回も言う。何のための検討委員会であったのか。

それから、具体的に云々くんぬん、具体的な問題が出なければ先へ進めないということですが、これではありきで、平清盛が衣に下によろいを着ているようなものなんです。やらない、やらないって、いや、いざとなったらばたつとやっちゃうような感じなんですよ。ちょっとということと実際にやるのが、あまりにも矛盾があり過ぎるんじゃないかと私は思うんです。その辺、答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 先ほども言いましたように、私は全く矛盾をしていないという物の考え方です。

いつも申し上げておるとおり、これからは議員の皆さん方から出される質問、疑問あるいは市民の皆さんから寄せられるいろんな質問、そういったものに今度そのワーキングチームでしっかり掘り下げをして、答えながら皆さん方と一緒に進んでいくということですから、全く矛盾はしていないだろう、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） これは見解の相違がありますので、これはしょうがないと思いますよ。

それでは、あと5番目ですか、資材が値下がりしている中で、これはこういう時点での積算等はどういうふうに出して……。一番高いときに積算を出したと思うんですね。それから

見ますと、かなり下がっている中で、どういう入札方法をとるのか、具体的に。

それから、何ですか、聞きましたところによりますと、応札の基準にしても、入札の下限を決めているということですが、逆にこれは不正入札になってしまうんじゃないのか。当然それなりの業者が入っているわけですから、何もこういうことを決める必要はないと思うんですよ。

そういうことで、積算、入札関係、詳細にご答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、積算の時点というお話でございましたけれども、確かに9月議会のころから比べれば、原油や鉄鋼等の資材費は値下がりの傾向にはあります。ただ、この建設にかかわる物価がいつまでも下がるかどうかというのは、これまた保証がないところも事実でありまして、問題の積算でありますけれども、実はこれもあれだけの建物でありますから、一朝一夕にできるわけではありません。非常に長い時間をかけまして、これまで設計それから積算の作業を進めてきたところであります。そして、既にもう現在、これについては入札の手続きに入っているところでありますので、これから積算をし直す、あるいは入札をし直すということは、現時点では非常に困難な状況であります。

それから、下限というお話がございましたけれども、これは最低制限価格のお話だと思えます。これは一定の品質を確保するためには、あまりにも不当な値段で入札をして、あとで問題が発生するというようなことを防ぐためにも、ある程度適正な値段で品質を確保したものを造ってもらおうと。そういう意味から、最低制限価格については、これは市も同様でありますけれども、病院においても設けているところであります。それは、具体的には予定価格の100分の80という数字をもって、最低制限価格を設定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） 個人であれば、下がったから予定価格を例えば2割下げてということ、これは問題ないと思うんですよ。しかし、やはり公的なところでは、あとで説明の付くような入札、これが当然だと思うんですね。

それから、それなりの良質の建物を建てるためには、それなりの最低基準価格が必要だということですが、しかしここに参加する業者はそういう業者じゃないでしょう。そういう手抜きをする。また、それと同時に、設計業者ね、当然これは設計監査料を払っていると思う

んですよ。ですから、下限を設ける必要はない。幾らでも安くなったほうがいいじゃないんですか。私はそう思うんですが、そういう中でどういうふうに考えているのか。

それと同時に、この建物について、何というの、よく交付税措置されるといいますが、交付税措置はどういうふうにされるのか。建物全体に対して7割されるのか、それとも建物の一つの基準があって、その中の7割なのか。そうしますと、だいぶ交付税措置も変わってしまうわけですね。その辺、答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、1点目はなぜ最低制限価格を設けるのかと。これだけの建物の入札でありますから、しかも応札業者はJVでありまして、しっかりしたところだから下を設けなくてもいいんじゃないかということでもありますけれども、これはやはり一定の品質を確保するためには、安かろう悪かろうということはどうしても避けたいわけでありですね。当然その建物の本体もそうでありますけれども、施工中の安全でありますとか、それからスケジュールですね、これもやはり予定どおりやってもらうためには、当然一定の最低制限は必要であって、そうじゃないと、でき上がりがやはり不安になると思うんですね。これについては、市と同じように病院においても設けている。これはほかの事例においてもそうなんです。ですから、むしろなぜ……。病院だけ最低制限を設けないことにすれば、むしろ逆におかしいことになりませんか。そんな感じがいたします。

それから、交付税措置のお話でしたが、これは現在、まだ変わっておりませんので、元利償還に対する一定割合が交付税として市のほうに入ってきてまして、市から病院のほうに入ってきております。そういう現状であります。

（「だから、それが建物全体で7割来るのか、それとも特定基準という」の声あり）

○議長（明智忠直） 高橋議員、挙手してお願いしたいと思います。

（「今、答弁がないから」の声あり）

○議長（明智忠直） 答弁がなくても、ひとつ挙手をしてお願いします。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今のどのくらい、一定割合というのなんですけれども、合わせて元利償還金の22.5%が交付税で収入になっております。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、そうしますと、償還金の22.5ですか。これは建物に幾らかかっても、それだけあるということですね。建物の単価に関係なく。

それから、今、部長、答弁で、いいものはできないと言いますけれども、じゃ何のために設計監理料を払っているんですか。やはりきちっとした予定どおりの建物を建てるための、何といいますか、設計業者に監理料を払っているわけでしょう。それと同時に、業者はたとえ損しても、何があっても、それで建てる、やりますよということを出してくるんでしょう。そういうあれで部長がそういうことを答弁する、ちょっと我々一般人には理解できないんですよ。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今の2点ありましたうちの1点目の単価に関係なくということなのかということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、今の制度ではそのとおりではございますね。起債を借りました元利償還金の22.5%という状況でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、設計会社に設計を委託しているのではないかと。それはどういう設計をしてどれだけ経費がかかるかと、そういう積算については委託をしているところであります。それに基づいて病院としては予定価格を設定して、さらにその80%を最低制限としているわけであります。

なぜ最低制限を設けているかということについては、むしろ財政課長からも答弁してもらいたいぐらいなんですけど、要はやはりきちっとしたものができなければいけないと、そういうことから設けているものだということでもあります。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 最低制限価格の設定、これはうちのほうの契約の関係の規定にあるんですけれども、これは設けることができるということで、ある程度の品質を確保する場合、中央病院の考え方では品質確保ということで設けたいということで、これは設けることができるわけですから、設けたり、設けなかったりすることは規定の中でできると思います。

それは工事をする担当課において、そういった形で品質を確保したいということで、今回は中央病院のほうで設定をしたということで聞いております。

○議長（明智忠直） 高橋議員の（5）、質問4回を終わりましたので、次へ進んでいただき

たいと思います。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次の派遣医師の問題でございますが、先ほど木村代表監査委員の答弁をいただきまして、十分分かりました。

ただ、そういう中で、私、疑問に思うのは、病院のある医師が数年前に病院長それから最高幹部の職員について、こういうことで書類を出していると思います。病院幹部の土地建物にまつわる問題、それからそういう中で出せない退職一時金など、人事、金銭に絡む不透明さは目に余りますと、こういうことが文書で、病院長を含め幹部の方に出ていると思いますが。

それで、私もこの建物に関係することにつきましては、この前も質問しました。そうしますと、確かに病院の今の幹部の方々も、病院の土地に家を建てて住んでおります。そして、もう既に病院にいらなくなった人も、その土地に住んで、建物をまだ建てておるわけでございますが、そういう中で、これを個人で書類で出すということは、やはりそれなりの覚悟で出したと思うんですが、こういうことがあったかどうか、まずお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それはいつごろ出たものでしょうか。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） 2006年ですが。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 2年前に出たわけですね。

病院の我々ドクターは、病院の土地に家を建てたり、あるいは自分で土地を近辺に購入して建てておるといふ方も何人もいらっしゃいますし、私も病院から土地を借りて、自分で家を建てて、もう25年前から住んでいるわけでありまして、すべてそれにつきましては適正な処理をされているというふうに理解しております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） もう1点、一時金の問題。

○議長（明智忠直） 一時金の問題だそうですね。文書が出回ったかどうかというような話です。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 一時金につきまして、少なくとも私が管理者になってからのことにつきましては、そういう事実はありません。その以前につきましては、私は全く分かりません。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、こういう土地の問題それから一時金の問題が文書で出るということは、しかも個人名を出してですね、それはこういうことがあったということで認定されても、これはしょうがないと思うんですね。もうこの中の一部、土地の問題は実際あるわけですから。いずれにしても、何といたしますか、病院はいろいろそういう若干不透明な部分があるということを私は聞いております。

そういう中で、今回、木村代表監査委員にこの派遣医師の問題、ご答弁いただいたわけですが、いずれにしても、こういうことがある中で、木村代表監査委員には今後の監査について、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あとは今、病院長は公平な立場でまだ土地を借りているという問題でございしますが、はっきり言って、これは病院の条例にも何にもないわけでございます。

いずれにしても、このようなことがあったということをご確認いただくと同時に、もしこれが本当になかったということであれば、当然この方は名誉毀損とか誣告罪で訴えられることを覚悟の上で出しているわけですから、これは私はある程度あったということを断定してもいいじゃないかと思っております。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） どの方がどの個人名を挙げてどうやっているかも、ちょっとこちらに手元にありませんが、その土地に関しましては、先ほど申し上げましたように適正な処理をされております。決して不適切なことにはなっていないというふうに思っております。

それから、一時金につきましては、先ほど申し上げましたが、ちょっと私、今は……。私になってからは分かりませんが、かつてそういうことがあったのかどうかについては、今、資料を持っておりません。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） それでは、移行時の流動資産の問題についてでございますが、先ほど中央病院のほうからの答弁ですと、これもかなりもう具体的な答弁をいただいておりますが、

例えば民営化へ移行したときは、これはあくまでも流動資産というのは市のものだと思うんですね。まさか普通の商売でも、店舗も貸します、それから運転資金から一切貸しますということがないわけですよ。これは当然市に帰属するものですから、そのときは当然、その流動資金については、民間委託したときに、その委託先の会社がこれは準備すると思うんですが、そういう中で、先ほどではもうかなり先へいった調査をやっているようですが、これはその辺で、この流動資産はどうなるのか、もう1回答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） ただいまのご質問ですけれども、まだ流動資産の扱いにつきましては、特に明確な方針といたしますか、決定はなされておらず、今後、検討委員会の中で検討していくような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） だから、検討委員会って、全然まだ民営化を考えていないうちに検討委員会ですべてね。これはもうありきだと思うんですよ。どうですかね。

ですから、そうでしょう、この前の干潟の地区懇だってそういうことなんですよ。もう職員の処遇までみんな具体的に答えているんですよ。これではあまりありきに……、過ぎちゃうんですよ。ですから、みんな住民もそれから職員も、今、浮足立っちゃうんですよ。もうこういうことはね。

ですから、まだ決まらないうちには何も動かないほうがいいと思うんですよ。どうですか、その辺。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ですから、先ほどから申し上げていますとおり、検討する大まかな検討につきましても、ある程度具体的な資料がなければ、どうだということが言えないわけですね。その裏腹の関係がありますので、やはりさらに細かなところは今後の検討委員会で検討していくというふうなことであります。

逆に、ある条件が出てきて、絶対これでは駄目だということだってあり得るわけでありまして、そうなりますと先にいけないということでもありますので、これはやはりある程度具体的に調べてみなければ実際のところ分らないと、こういうようなことが出てくるんだろう

と、このように思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうすると、市長の政務報告とはまるっきり違っちゃうんです。市長は、結局、建設に邁進します、それでこういう経営形態については時間をかけてということをやっているでしょう。そういう中で、あえて今やる必要はないと思うんですよ。まず、建設はありきでやって、ここまできたら、その後にそういう検討委員会とまた検討したほうがいいと思うんですが、どうなんですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ですから、検討は時間をかけて十分やるべき、決めるのはゆっくり決めればいいんだらうと、こういうことでありますので、今ここで早く検討してはいけないという理由はないんだらうと。ただ、決めるのは、それはゆっくり決めていただきたい、このように思っております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いや、4年も5年も先の話を今からしたってしょうがないと思うんですよ。そういうのはまるっきり詭弁になっちゃうんですよ。結局、それではありきのような進め方なんですよ。

あと幾ら言っても、これはお互いに平行線、そういう中で、私はこれで質問を終わります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（明智忠直） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

○5番（林 七巳） 5番、林七巳です。第4回定例会に一般質問をいたします。

きょうこのようにたくさんの市民の皆様が傍聴に来ておられます。これは旭中央病院の問題が大きな問題だということで、関心が強い問題で、聞きに来ていると思います。執行部に対しては、明確な答弁をお願いいたします。

大きく五つの問題をお聞きします。

まず初めに、旭中央病院の再整備について、また経営形態について、インターネット配信について、デジタル放送についてであります。

内容といたしましては、旭中央病院の再整備に、6月議会では補正をしなくてもできるというお答えをいただきました。それが1か月もたたないうちに、9月議会でまた補正を出してきて、それを9月議会で可決いたしました。

それから、9月以降、鋼材が下がっている中、またどのように考えているか、お伺いいたします。

また、3番目、病院の経営形態について、なぜ早く急ぐのか、お伺いいたします。

4番目として、インターネット配信について、議会のインターネット配信を近々するとお伺いしましたが、大変市民の皆さんにはいいことだと思いますが、まだ光通信が入っていない地域がありますので、その辺をどう考えているかお聞きいたします。

それから、デジタル放送について、国はなるべく早く準備をしてくれとテレビで宣伝しておりますが、この地域についても電波障害で入らない地域がありますので、どのように把握しているのか、お伺いしたいと思います。

あとは自席で質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、林議員の質問の中で、病院の経営形態について、なぜ今やるのかということで、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

もう既に高橋議員の質問で何度もお答えをさせていただいたので、その繰り返しになりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

10月20日に検討委員会からの報告をいただいて、12月1日号では市民の皆さん方にもお知らせをさせていただきました。さらに検討委員会では、これから詳細な調査研究をお願いをして、議会をはじめ市民の皆様からのご意見もいただきながら慎重に検討をしていきたい、そのように考えております。

同時に、これは先ほど来申し上げておりますけれども、黒字病院ということで、改革プランを出したから、すぐにそれを実行に移さなければならないなどということは全くないんですけれども、ちょうど総務省からの改革プランの提出が来年の3月までにとということで求められておりますので、そういったものも併せて方向を見ておるところであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 林議員の再整備に関する２問のご質問にお答えをいたします。

まず、経営についてというところでございますが、今、林議員、６月議会では補正をしなくても大丈夫だと言ったのに、９月議会で補正をしたというお話がございました。これについて、少し長くなりますが、少し経緯を先に述べさせていただきたいと思います。

確かに６月議会の段階でありますけれども、病院としては新本館の実施設計を行う中で、鉄鋼、原油など資材の高騰が見込まれましたので、病院として必要な機能は確保しながらも、コストの縮減対策を検討しておりました。次に、９月議会でありますけれども、実施設計が進むことによりまして、当初想定できなかった資材費の高騰によりまして入札が執行できない見通しとなりましたので、約２２億円の増額補正予算をご承認をいただいたところであります。これが経緯であります。

現在の経営はどうかというご質問でございますので、短くお答え申し上げますと、今年度上期の経営状況、これは４月から９月まででございますが、これを見ますと、純利益が約２億３,７００万円ということで、昨年を上回っている状況でございます。

以上が経営状況でございます。

次に、２点目の資材が下がっているがということ、これについてはどうかということでございますが、確かに９月市議会当時からすれば、原油、鉄鋼等の資材費が下がる傾向にございます。発注者にとっては明るい材料となっておりますけれども、ただ今後、入札手続きに入っているわけでありまして、これも工期が２７か月、非常に長い工期に及びますので、現状の値段がどのように反映されるかというのはなかなか明確には言えないところであります。ただし、入札の効果というものは期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、ご質問の３番目、インターネット通信について、それからデジタル放送についてということでお答え申し上げます。

確かに旭市内のブロードバンドの環境ですね、この現状なんですけれども、旧旭地域、ここにつきましてはＮＴＴの光ファイバー通信網、これがもう既に提供エリアとなっております。あと旧海上、旧飯岡、旧干潟地域、ここはＡＤＳＬという、少し高速なんですけれども、光ファイバー網によるものではない、そういったサービス提供、その地域になっています。

情報格差の解消というのは、確かに市のほうでも求めておりまして、市内全域に光ファイバー通信サービスを早期に提供されるよう、ＮＴＴなどの電気通信事業者に働きかけてはお

ります。ただ、なかなか採算性の面で入れていただけないというのが実情でございます。ただ、平成19年11月なんですけれども、千葉県ブロードバンド利用環境整備推進協議会、これが発足いたしまして、その協議会に旭市も参加しております。地域の課題、それを把握しながら、総務省関東総合通信局それから千葉県、それから関係市町村が連携・協力いたしまして、事業者に対して整備の促進を要望していると、そういう状況でございます。

それから、デジタル放送でございますけれども、2011年7月24日、地上アナログ放送は終了するというので、コマーシャルに流れているとおりでございます。旭市の市内全域でございますが、2006年12月、銚子市の中継局、これが開局いたしまして、受信可能エリアとなっております。ただ、市といたしまして、その開局をした結果、電波が入らない地域があるのかどうかというのは、実は市のほうでは把握できてはおりません。総務省の見解では、2011年までには全世帯の99%以上がカバーされる見通しということで、残されたエリアについては通信衛星によってカバーできるよう検討するという形でございます。この後、実際には横芝光町ですかね、あの辺にも中継局が立つということで、その辺も見きわめる必要があるということでございます。

それと、これは11月21日になりまして県から情報提供があったんですけれども、関東広域地上デジタル放送推進協議会、こういう組織がございまして、そこで関東圏域内の新たな難視実態調査、これを業務委託しておりまして、圏域内の状況把握に努めると、そのような形でお伺いしております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、一つずつ1番目から質問していきます。

再整備につきましては、私たちは議会でぜひ早くやっていただきたいという要望で予算を可決いたしました。そのときには、10年先もかなりの収益が見込まれるという説明を受けていましたから、そういう説明の中で賛成した経過があります。その経過については間違いないのか、お尋ねいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 確かに昨年の再整備事業の事業収支においては、平成37年までの損益収支あるいはその資金計画、そういったものをお示しをして、問題がないということをご説明申し上げました。現在の経営状況は、先ほど申し上げたとおり、この上半期におい

ては利益を計上していると。昨年に比べてより大きな利益を計上しているということでございます。

この要因について少し申し上げますと、一つは、本年4月1日からDPCの適用病院となりましたので、入院医療に関しましては、手術や内視鏡検査等を除いて、1日当たり定額払いの診療報酬体系に変わりました。このことによる増収効果が一つと思います。それから、昨年度から取り組んでおります材料費の削減努力の効果、そういったものによりまして、今年は昨年を上回る利益を計上している、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、これから10年先も、この前の説明のとおり10億円くらいずつもうかっていくという説明でいいんですね。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 昨年の再整備の事業収支の中では、大きなものとしてはDPCの適用病院になるということ、それから7対1看護を目指すということで、これらの増収効果を見込むと、昨年お示しをしたような計画になるということでもあります。

DPCについては、もう既にこの4月から適用になっておりますし、あと7対1看護についても、なるべく早い段階でそこに移行したいという考えを持っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、その後について質問いたします。

鋼材が下がっている中、少しでもこの条件をよくするために、入札に対して何らかのアピールができないのか。

それと、その後の問題について、派遣社員の問題が今、国ではかなり騒がれております。そのことについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 確かに鋼材は今、値下がりの傾向にあると。先ほど高橋議員のご質問にもありましたけれども、そういう傾向にありますけれども、ただ積算については長い年月をかけてやってきたものでありますから、しかももう入札手続き入っておりますので、現時点ではその入札をし直すとか、それから積算をし直すということはちょっと考えにくい

ということは考えております。

ただ、やはり今、入札がこれから12月19日に行われますけれども、そこでは一定の効果というものが、今の現状の物価が反映されるものと期待をしております。

それから、2点目の人材派遣の問題でございますが、これは確かに来年4月には、その職種によっては派遣契約の抵触日を迎えるということで、以後の契約の継続ができないということになります。

これについてどうしているかということでもありますけれども、現在、派遣を受けている業種、業務で来年から継続できない業務につきましては、まず一つは委託に切り替えるということを考えております。可能な業務については委託化をしていくことがまず第一であります。

次に、例えば指揮命令の系統の問題とか、委託ができないような業務についてはどうするかということになりますけれども、これについては、まずその業務そのものを見直しをしまして、業務を縮小、小さくするような努力を今しております。最終的にどうしても委託できない業務については、今現在、どうするかを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 職員が今、大変民間の問題とこういう問題で動揺しております。職員が気持ちよく働けるような環境を経営者として考えてもらいたいと思います。

この問題についてはここまでです。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 確かに林議員おっしゃるように、職員が気持ちよく働ける職場というのはもう非常に大事なことでありまして、その辺十分考慮しながら、対応については考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 続きまして、病院の経営形態であります。先ほど来、10億円くらいずつ数年にわたってもうかっていくという中で、なぜこれを急ぐのか。市長の話では、私たちが聞いている中では、五・六年先という説明でした。ところが、インターネットで出てきたあれでは、3年先では遅過ぎるというような院長の職員に対しての説明が出ていますが、この市長と院長の考え方が少し違うのではないかと私たちは思うんですが、その辺についてお

願いたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 決まったら、やはり早くやったほうがいいだろうと、こういうことで、決まるまではゆっくり時間をかけて検討していただいて、決まったら早く展開したほうがいいだろうと、このように申し上げているわけであります。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、まだ決まっていないのに、ローンがどうだとか、そういう内容のがもう出ていますが、ちょっとこれでは確かに職員が心配するのは当たり前の、こういう話し方ではちょっと困りますが、その辺、市長、それからもしあれば副市長、県から来た立場でどう思うのか、お聞きしたいですが。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 説明の仕方が不適切だったんじゃないかというお話であります。先ほど来はずっと、これは職員に説明していることでありまして、結局皆さんご不安になるのはそのような点でありまして、やはりある程度具体的にお示ししないと分からないというようなことがありますので、ついそのような話になってしまうということでもあります。

何だか分からないけれどもでは、やはり説明にはならない。あのときはそういう全員協議会の前で、そういう答申が行われたわけでありまして、その答申についてご説明するという形になったわけでありまして、しかしなかなか分かりにくい点多々ありまして、例えて言うなら、そういうようなことも言ったのかもしれませんが、それがあまり適切じゃなかったとおっしゃられれば、私の説明が悪かったというふうになるわけでありまして、じゃどういふふうな説明がよかったのかなと、あとでまた考えてみたわけでありまして、なかなか難しい。ぜひいい考えがあったら、また教えていただきたいなと、これは思いますが、いずれにしても、一つ一つ具体的にご説明しないと、一遍にこれだ、これだといっても全然分からないわけでございます。今度は要するにこういう答申がありましたよというのをご説明しただけの話でありまして、これを理解していただいて、その討論までにはまだまだそういう段階ではありませんし、やはり時間をかけなければいい説明ができないのかなと、このように思っている次第であります。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、今の院長の答弁に少し補足をさせていただきますけれども、

この問題、先ほど来申し上げておりますとおり、さらにしっかりと掘り下げて、皆さん方ともしっかり意見交換をしながら、これでいこうということで決定をしたときには、議会でお諮りをさせていただいて決定をしなければならないものですから、議会の議決をもらわないで、できる問題ではありませんので、その辺どうぞひとつ、職員の皆さん方からそのような話があったら、議会がまだ了解しないうちには心配ないということを十分議員のほうからも知らせていただきたい、そのようにお願いをいたします。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 私にもということですので、一言申し上げます。

先ほど病院長のほうからも、答申といいますか、報告書が出たので、その報告書について職員の方に説明をさせていただいていると。その中で、これからいろんな形で検討がさらに必要な部分もございますけれども、職員の方の率直な、実際の自分のかかわることとして、ご意見とかそういったものも出ておりますので、そういったものも課題としながら今後について考えていく、その一つのご意見を大事にしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） そういうことでありましたならば、ぜひとも今は再整備を一生懸命旭市でやって、いい病院を造っていただいて、でき上がってから、こういう問題を、経営形態の問題はそれ以降にしてもらえれば、職員もそれから市民も安心して見守っていけるわけですよ。今これ、それこそ一緒くたに出されたら、議員だって、これ、何が何だか一向に分からなくて、この間、再整備の三百何十億円のままやって、すぐこういう経営形態だということでは困りますので、しっかりと市長にはこの再整備をやっていただいて、それ以降に少し時間をかけて、まだそういった退職金の問題がどうのこうのとか、資金がどうのこうのという問題は先送りしていただいて、じっくりこの問題に取りかかってもらいたいと思います。

この問題については以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 議員さん方にも勘違いをしないでいただきたいと思いますのは、この検討委員会で検討をしてもらって進めておる問題というのは、決していわゆる民営化だけの問題ではないんです。この中央病院を核にしてどういった医療体制をしたら、より市民の皆さん方に高度な医療提供ができるのか、さらに中央病院の持っている機能というものを、ど

うしたらもっとしっかり生かすことができるのか、そういった問題を含めて検討をしておるわけでありまして、できれば革新的技術特区等にも当てはめながら物を進めたい、そういったことで取り組みを展開をしておるわけでありまして、そうしたIHN等の問題等は、既にもうご案内のとおり、亀田総合病院等でもそれで取り組んでいくという方向をきちんと出しているわけでありまして、そういった地域間の医療競争等も考えれば、一日も早くきちっとしたそういった面での検討というものも大事なわけでありまして、職員の皆さん方のほうは、もう職員と相談をしながら、動揺がないようにしなければ、そういった大事な……。いわゆる千葉県の北東部にあっては、今、中央病院が何かあったら、もう医療がなくなってしまうに等しいような状況になるわけでありまして、そうしたものもしっかり踏まえながら進んでいかなければならない。

ただ、そういった中で、できれば技術特区のような面でも取り上げてもらえるような体制がとれれば、なお中央病院が発展していけると。そういったものも含めて検討をしてもらっておるものですから、単純に職員の身分の問題だけ、民営化の問題だけとらえて語らないようにぜひお願いをしたい。そのようにひとつお願いをしておきたいと思います。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、病院の問題はこのくらいにして。

あと、インターネット通信についてですが、旧町には今、入っていないわけですが、これに対してどのような働きかけをしていただいているのか、お聞きいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、市でどのような働きかけをしているのかということでございます。

実は、合併いたしましたすぐに、インターネットの利用環境がよくなるようにということで、NTTと接触しております。これは日付を申し上げます、平成17年9月にNTTの東日本銚子営業所ともう接触をさせていただいております。その時点で、旭を今、入れておりますということがございました。それで、旧町を順次NTTとしても考えているということでもございましたが、事業者でございますから、そのためにはどうしても採算性というのが出てくると。それでは、じゃそれぞれの地区、できれば大字ぐらいでまとまって意向調査を進めていきたいという話がございます、18年には三川地区に多分投げ込みで、光通信が入ったときに、それが加入できますかというような、そういう投げ込みをされておると思います。

そこでの意向調査を踏まえまして、今後、入れるとしたらという前提でのお話の中では、旭まで来ておりますから、そのあと、三川それから飯岡駅周辺と、そのようなお話も伺ったところなんですけれども、それがまだ実現できていないと、そのような状況でございます。

もう一つ、旧干潟地区の工業団地でも、企業として光通信が欲しいというお話がありまして、そこでも旭の新町まで行っておりますから、その先を延ばせないのかということであったので、その点についても要望させていただきまして、NTT独自でずっと加入調査をいたしましたところ、やはり件数が足りないので、もう少し待ちたいというような返事をいただいていたところでございます。

市としては、当然それでいいわけではございませんので、今後も……。要するに、市民の皆様に入っていただかないと難しいということがまず一つあること、それから今NTTとは接触しておりますけれども、実際にはKDDIであるとかテレコムであるとか、そういったところの事業者もございますので、そういうところとも逆に入れれないのか、そういうお話をさせていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 旧町においても支所や学校、ここには入っているわけですよ。それを市民に開放できるような働きかけはしてもらえないのか。できればなるべく早く、この情報のスピードの格差をなくしていただきたいと思うんですが、その辺のところはどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かにご指摘のとおり、公共施設、そこには市が合併したときに広域情報ネットワークということで、それぞれ光通信網が入っています。これはそれぞれの公共施設を結んでいると。これは市が独自で張りめぐらせてはおります。ただ、それも限定的でございまして、本当に公共施設のみでございまして、しかも線しんもそれほどの大容量を持ったものではございませんで、当時、これは国の補助事業で入れたときに、民間開放は駄目だというような話もちよっとございました中で運用を始めたところでしたので、まだ今のところ開放するに至ってはいない、そういう方向性はまだ出せないかなという状況にはございます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） せっかく引いてあるのを、それこそ無駄とは言いませんが、余力が残っていれば、まずそこから開放できるように働きかけていただきたいと思います、その辺を。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 議会でもそういうお話があったということで、総務省が所管しておりますけれども、そういったところが可能かどうか、少し打診はしていきたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、それは早く要望していただきたいと思います。

それでは、最後にデジタル放送について。

結局、自分もやはり電波障害のある所に住んでいるわけですよ。これは旧町において認可した風車が、やはりそれは電波障害があって、事業者がケーブルで引いて、ロスが少ないということで、UHFの電波をVに変えて。だから、VHFしか見られない地域なんですよ。だから、ぜひともこういう……。これは書類がそろえば、全部許可しなければならないと思いますが、迷惑するのはやはり市民ですから、その辺のところを市民にアンケートをとって、どのくらい見えない所があるのか、そういうのをぜひ調べていただきたいと思います、その辺のところをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず、見えない所ということでございますけれども、具体的に議員の所は確かに共同アンテナを設置してございまして、そこがVHFの電波で送られていると。実際にデジタルはUHFという若干形式が違う電波を受けますので、その部分はなかなか難しいのかなと。

すべてアンケートをとということではございますが、先ほど申し上げましたとおり、総務省のほうで、今、新たな難視実態調査を進めておりますし、それとテレビ受信者の相談それから受信調査、支援、そのための拠点として、この10月1日に総務省テレビ受信者支援センターを設置しております。こういうところとも相談しながら、市のほうで実施すべきところ、例えば広報、ホームページ等を活用しながら周知を図りまして、ちょっと実態の把握をしていきたい。

それと、今、集合でやっている所については、別途、業者がございましたので、そのと

ころは商工観光課のほうが所管で多分調査されておりますので、そちらのほうからお答えいただければと思います。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） デジタル電波の入らない地域に関連しまして、今、議員のほうから風車の影響という話がありました。アナログ電波の受信状態の悪い地域についてのデジタル電波の問題でございますけれども、これも今のところ総務省の発表の部分なんです、デジタル電波の中継局の開発予定というのがございまして、これは来年中には中継局ができると。場所的には、近い所では香取市ですが小見川、それと下総光ということで、今の横芝光町に開局予定ということになっています。

そうしますと、先ほど話がありましたけれども、今はVHFを今度はUHFに変えないとデジタルは見えないわけです。そうしますと、アンテナの向きが今度はUで、小見川ないしそういう横芝光町のほうに向いてくるというふうになると思うんですね。そうしますと、今のVHFの場合は共同アンテナという部分になっていますけれども、そういう小見川、横芝光町に中継局ができれば、今度はそちらを向けるということになりますので、今、共同アンテナで対応している156軒の方々についても、個別の事案により異なってくるのかなと。

また、デジタル放送につきましては、受信障害に強い伝送方式を採用しているということの中で、アナログ放送に比べると受信障害の改善が見込まれているという部分でありますので、そうなったときには、直接そちらのほうへ向ければもう見えるようになるというふうに思いますし、もし従来と同じように風車の影響があっても見えないという部分になれば、当然その風車の業者が調査をして、その結果をもって対応するというふうになると思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） その風車も今までは飯岡の風車だったのが、今度は銚子市にあれだけの数の風車ができて、どちらが因果関係があるのかというのがはっきりしないという説明で、うやむやにされているわけです。だから、その辺、行政として、立ててよろしいというのは、行政が風車を立ててよろしいと言うわけです。認可は。だから、その上で困るのは市民ですから、ぜひとも行政の方もそういった対応には参加していただいて、業者によく説明していただいて、電波障害の起きている所には早く解決するようにというような指導をしていただきたいと思いますけれども。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 業者にもその旨伝えます。伝えますけれども、ただ、申し上げたとおり来年中にその中継局ができますので、その中継局ができた時点で調査をして、結果として業者が対応するというふうに思います。

ですから、今は風車によって電波が遮られているという部分が、今度はそのアンテナ自体が小見川ないし光のほうへ向くということになれば、今までのような形にはならないんじゃないかなと。

これについてもまだやってみないと分かりません。分かりませんが、業者自体もその調査をした中で対応したいという話をしておりますので、その旨伝えると同時に、そこらご理解いただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、昼食のため午後１時半まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 26 分

再開 午後 1 時 29 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平 野 忠 作

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（3 番 平野忠作 登壇）

○3 番（平野忠作） 議席番号 3 番、平野忠作です。平成20年第 4 回定例会において、一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は、大きく分けて 3 項目質問させていただきたいと思います。1 項目めはあさひ健康パークゴルフ場について、2 項目めは旭市の産業まつりについて、3 項目めは農業振興策についてでございます。

1 項目めのパークゴルフ場についてであります。

この質問は、平成18年12月の議会におきましても質問させていただきました経緯があります。地元の皆様方の念願がかないまして、今年の7月1日にグランドオープンしました。このパークゴルフ場が設置されている九十九里浜は、かつては日本有数の白砂青松の美しい海岸と言われ、多くの海水浴場が整備されていました。この中谷里浜地区においても海水浴場が開設され、宿泊施設等があり、大勢の観光客が訪れていました。しかしながら、その最も大切な資源である砂浜が潮の流れの変化による侵食で破壊され、海水浴場の閉鎖となり、また時代の流れによって、宿泊施設も閉鎖になってしまいました。こういったことにより、海岸地帯の防風林などに多くのごみが不法投棄され、環境面、景観面からも大きな問題となってきました。

このような中、中谷里海岸地域にパークゴルフ場ができることによりまして、この海岸地域の防風林にあった多くのごみも処理ができることになりました。パークゴルフ場の緑とオープンスペースによりまして、景観面においても非常によくなったなと思われるところであります。

このパークゴルフ場は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の人々が、気軽に楽しみながらスポーツを通じた健康づくりもできるものと思っております。また、隣にあるかんぼの宿や市内の宿泊施設の利用等もしていただき、この地域における活性化を図ることができ、パークゴルフ場設置による効果は相当大きいものと思っております。

早いもので、7月のオープンから5か月たちました。今後のますますの発展の思いを込めまして、あさひ健康パークゴルフ場に関する4点の質問をさせていただきたいと思えます。

1点目、入場者の推移について伺います。7月オープンから11月までの5か月間の月別の市内及び市外の利用者数、また土日及び月決め会員の利用者数はどのようになっているのでしょうか、お知らせ願いたいと思えます。

2点目、維持管理費等について伺います。年間の維持管理費についてお知らせ願いたいと思えます。

3点目、企画運営について伺います。今後、計画される各種大会等、内容、規模が分かれば、お知らせ願いたいと思えます。

4点目、今後の整備計画について伺います。利用者が数年プレーしますと、コースになれば、魅力が薄れてきます。その対策は考えているのでしょうか、伺います。

2項目め、旭市の産業まつりについて伺います。

秋の旭市の4大イベント、10月5日のいいおか港水産朝市を仕切りに、10月19日、いきい

き旭・産業まつり2008、11月9日、ふるさとまつり・ひかた2008、11月3日、海上産業まつりが行われました。この四つのイベントを合わせると、13万余りの入場者があったと聞いています。まさに交流の郷にふさわしい産業まつりだと思います。

旭市は農業生産額が418億円、千葉県下第1位、飯岡漁港の漁獲量も千葉県下第2位です。まさに農水産物の宝庫だと認識しています。旭市の産業まつりは、農水産物及び特産物、加工食品等の品ぞろえが豊富で新鮮で安い。焼きそば、おでんをはじめ、屋台風の店も数多く出店されています。店舗数も100ないし130店舗と充実しています。また、各地の特性を生かした品々をお目当てに来る人が多いと聞いています。特設ステージでは、おはやし、子どもたちによるダンス、芸能歌謡ショーも組み込まれ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が1日いてもあきない、イベント型の産業まつりに成長してきたなと思います。これからも市民に愛される産業まつりにするために、3点質問させていただきたいと思います。

1点目、入場者の動向について伺います。各地域の入場者数、平成19年及び20年の数値をお知らせ願いたいと思います。

2点目、出店舗の関係について伺います。出店の審査基準及び出店にかかわる費用はどのくらいかかるのでしょうか、お尋ねします。

3点目、今後の取り組み方について伺います。駐車場のスペースが足りないために、帰られた人が数多くいましたので、駐車場の確保に今後どのように取り組みをなさるのでしょうか。また、仮設トイレの確保も急務だと思いますが、取り組み方をお示してください。

3項目め、農業振興について伺います。

旭市の農業生産額418億円は、千葉県の断トツの1位です。先ほど申し上げました。この旭市の農業のすばらしさは、養豚、養鶏、肉牛飼育の畜産業、ガラス温室、ビニールハウス等の施設園芸、露地野菜の種類の多さと米づくりと、バランスのよさでございます。これは日本の中でもトップクラスと私は思います。市長も食のことなら何でもそろうと常々おっしゃっております。まさにそのとおりだと思います。豊富な農産物をいかに加工し、通年販売ができ、農家に収入をもたらす企業が必要だと私は思います。

そこで質問いたします。

農産物加工工場の誘致について伺います。農産物加工企業の進出はあるのでしょうか。

再質問については自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長（伊藤忠良） 平野議員の質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、3点目、農業振興策について、その中で農産物加工工場の誘致という問題でお答えをさせていただきたいと思います。

もうこれまでもでありますけれども、私が一番旭市の中でやりたいなと思ってまいりましたのが、野菜等の、いわゆる一番上物は市場へ送っていただければいいんですけれども、どうしてもすそ物ができる。それを加工して学校給食あるいはその他のところで利用ができないだろうかということで、農協さんと3年越しで交渉してまいったんですけれども、農協さんのほうから断られてしまって、その後、何かいいものはないかということで検討を重ねてまいったわけでありますけれども、今度ようやく冷凍食品のニチレイフーズさん、その関連会社でベジポート有限責任事業組合という会社が工業団地に進出をしてくれることが決まりました。これは補助事業でございまして、来年の3月いっぱいには工場が完成をいたしまして、4月から稼働をする予定となっております。建設面積が3,525平米、内部に選果ラインと搾汁ラインを備え、野菜の加工をする施設でございまして。取り扱う野菜といたしまして、ニンジン、トマト、ホウレンソウの3品目を想定しており、地元野菜の調達も視野に入れた事業内容、事業展開が望まれております。また、雇用等につきましても、今のところ、まだはっきりしたことはお聞きをしておりませんが、できるだけ地元の雇用をお願いをしていきたい、そう考えております。

この会社でありますけれども、当初は富里市へ進出を予定をしていたわけでありますけれども、富里市ではなかなか年間を通して野菜の調達ができない。そのようなことから、旭市に目を向けてくれました。私もニチレイの船橋の工場も視察もさせていただきましたし、会長は東総文化会館で講演をしてくれまして、お話を伺っておるわけでありますけれども、将来的には非常に幅広い展望が期待をされるわけでありまして、そんな意味では大いに期待をいたしております。

この産業パークでありますけれども、先に北総の養鶏組合のGPセンターが出ておりまして、鶏卵の選果、出荷等の作業をしております。そういった意味では食肉加工場もありますし、あの一角、こういった加工センター等で埋まってくると非常にありがたいなと、そんなことも考えております。

これからも精いっぱい努力をして、いい工場の誘致をしていきたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課から、パークゴルフ場の1点目の入場者の推移、それから3点目の企画運営というご質問に対しましてご答弁をさせていただきます。

まず、7月1日から6日間、無料体験の期間がございまして、この6日間では885人ご利用をいただきました。7月7日から通常の営業を開始しまして、11月末までの5か月間の入場者数、これは実人数でございしますが、1万1,004人ご利用をいただいています。内訳は、市内の方で9,168人、市外の方が1,836人でございます。市内の利用率といたしましては、83.3%となっております。5か月間の月平均で申し上げますと、^{ひとつき}一月当たり2,200人ご利用をいただいております。これは、計画時点での月利用者数見込みを1,250人と見込んでおりましたので、950人の増となっております。また、1日当たりの利用者の数でございしますが、平日では83人、土日、祝日では62人という状況になっております。

そして、利用の中核を担っていただいております月決め会員の会員数でございしますが、231人の登録がございします。平日利用に限られるわけですが、平日の67%の利用が月決め会員の方によるものです。

7月の開場から11月までは、季節的に非常に恵まれた季節でございましたので、計画を上回る利用をいただきましたが、今後、冬季の集客対策、これが課題でございまして、3月までの実績を見てみませんと、年間の利用の傾向というものが分かりませんが、いずれにいたしましても、多くの方にご利用をいただけるように努めてまいりたいと思います。

それから、企画運営でございしますけれども、パークゴルフ場の利用拡大を図るために、市内、市外の公共施設へパンフレットを配布をしPRをしました。そしてまた、老人クラブ、子ども会などの各種団体への行事の依頼もさせていただきました。宿泊組合の方々とも、市外宿泊者を市内の料金でプレーしていただけるように協定を結んでおります。それから、かんぼの宿とは宿泊パックというような協定も結んで、利用の促進を図っておるところでございします。このほかにも、市のパークゴルフ協会への大会の開催ですとか、それから老人クラブ連合会のほうへはパークゴルフ部ということで、そういう部の設立も依頼をしております。おかげさまをもちまして、各種の大会ですとか行事に積極的に取り組んでいただきまして、多くの方々にご利用をいただいております。

ちなみに、行事で主なものを申し上げますと、7月には市長杯争奪のパークゴルフ大会を開催しております。それから、8月には旭市パークゴルフ協会主催の大会も開催させていただいております。それから、教育委員会のほうが主催で、子どもパークゴルフ体験プレー並

びにパークゴルフ教室、これらも開催をしていただいております。それから、10月になりますが、先ほど申し上げましたように、老人クラブ連合会のほうでのパークゴルフ部という、そういう別の組織を設置をしていただいて、それらの基本的な部分が整ったということでございます。それから、11月には、やはりこれも教育委員会が主催をしておりますが、健康体力づくりフェスティバル、これらの中でパークゴルフ競技を取り入れていただきました。このほかにも、市内、市外のパークゴルフ協会それぞれの大会を数多く開催していただいたところでございます。

また、今後の大会等の予定ということで申し上げますと、老人クラブのパークゴルフ部、これらの大会も今後、積極的に展開をしていただけるということと、それから2月になりまして、福祉協会の理事長杯を開催いたします。そして、2月の後半では、今盛んにポスターそれから市のインターネット等でもPRしておりますが、向太陽杯ということで、2月27、28日に開催をする予定になっております。それから、3月に入りますと、千葉県パークゴルフ協会の選抜大会、これの開催の予定がもう既に入っております。

今後、地域住民の健康づくり、交流の場として、多くの方にご利用いただけるように、関係機関と連携を図りながら利用の拡大を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、年間の維持管理費でございますけれども、年間の維持管理費としまして、日常的な管理棟の受け付け等の業務の人件費等に706万円、それから光熱水費、設備の保守ですね、それから清掃等に448万円、それと植栽、芝等のコース上の維持管理費ですね、これが735万円ですね。合計で1,889万円の経費が必要となってきます。

それから、今後の整備計画でございますけれども、議員おっしゃるように、確かに利用者が数年プレーすると、コースになれまして、気迫が薄れ、また魅力が薄れてきますね。この対策とのことでございますけれども、まだオープンしたばかりですので、そしてまだ通年の運営を終えていませんので、現時点の整備計画については未定でございます。

運営に影響が出ない範囲内で、施設整備やそれからフェアウエーですね、それからカップのレイアウト、こういったことの変更などについては、その都度対応を図ってまいりたいと考えております。

コースのアンジュレーションですね、これらについても十分利用者の方々に魅力あるような対応を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、旭市の産業まつりにつきましてお答えをさせていただきます。

10月、11月、それぞれ4会場で産業まつりあるいは朝市等を開催させていただきました。本当に天候等にも恵まれまして、多くのお客様をお迎えすることができました。

それぞれの19年、20年の入場者数ということで、これはあくまでも主催者の発表ということでご理解いただきたいと思います。

最初に、飯岡でやりました水産の朝市、10月5日にやりましたものですが、平成19年、7,000人から、今年は8,000人ということで、1,000人程度増えたのかなと。多くの方に来ていただいたというふうに理解しております。さらに、10月19日に開催をしました、いきいき旭・産業まつり、これにつきましては、昨年4万3,000人、本年は4万8,000人ということで見込んでおります。5,000人程度増えたのかなと。さらに、干潟地区の11月9日、ふるさとまつり・ひかたでございます。昨年は雨であったというようなこともありまして、平成19年、2万8,000人から、本年は3万人程度来場があったのかなというふうに見ております。最後に、海上の産業まつり、11月23日でございますけれども、昨年と本年それぞれ5万1,000人程度、多くの方に来場いただきたいと。都合四つの会場で、本年は13万7,000人程度、昨年から比べますと約8,000人程度多く来ていただいたのかなと、そういうふうに考えております。

それと、出店舗の関係でございます。

出店をいただく方、本当に各会場とも年々多くの方に店を出店をいただいております。この出店につきましては、審査等はあまりなくて、会場のスペース等の制限のない限り、なるべく多くの方に店を出店いただきたい、そんなことで実行委員会としても考えて実施をしております。

さらに、出店者の費用負担でありますけれども、会場内の清掃等、こういうものの費用負担としまして、1区画、これは2間掛ける3間になりますけれども、1,000円の出店料のご負担をお願いをしているところでございます。そのほか、備品が必要な場合につきましては実費負担を各出店者の方々にお願いをしているところでございます。

さらに、議員のご指摘の駐車場、これにつきましては、一番これがまつりをやる際に問題になるわけですが、なるべく本年はシャトルバスを効果的に使おうということで、市の研修バス等にもご協力いただきまして、遠くの駐車場から会場にお越しをいただいたという

形を実施をしております。

さらに、トイレの関係、本当にこれは我々も反省しなければいけないのかなと思ったんですけれども、当日、海上地区につきましては、たまたま支所が休みであったもので、途中からぱっとある方に言われまして、すぐ支所長にお願いしまして、海上支所を開放していただいて、トイレを開設させていただいたと。今後等につきましては、こういう既存の施設のトイレの有効活用、併せまして仮設トイレ、こういうものを増設しながら、おいでいただいたお客様の不便のないように設置していきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） じゃ、まず1項目めの入場者の推移についての再質問をいたします。

当初、入場者が予想ですと年間1万5,000人くらい、月割りにすると1,250人、今回はベースが7月から11月の5か月間ですけれども、だいたい総数で1万1,004人ということで、月割りにしますと2,200人程度入ったということで、課長にご説明していただきました。これを12か月、1年間を掛けますと、だいたい2万6,400人くらいと計算上はなるわけなんですけれども、これからはだんだん寒くなります。当然入場者の皆さんが少なくなるものと予想されます。そういう中でも、これは当初の予想よりも50%以上の入場者が期待できます。

そういうような中で、このようないい数値が表れたということは、皆さんもいろいろご努力をなされたと思いますけれども、どのようなところが要因であったかどうか、その辺、分かる範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） その要因がこれだという具体的なものがあつてのご答弁ということではないんですが、確かにPRも積極的にいろんなところへさせていただきました。今年の場合には、何といても台風もございませんで、天候に非常に恵まれた、そういう夏場の期間がございましたので、多くの団体の皆様にもご利用いただきましたし、会員の皆様にもご利用いただいたということと、もう一つは、プレーそのものが非常に簡単なプレーでございまして、初心者の方が気軽に楽しむことによって、だんだんパークゴルフ競技に引き込まれていくというような、そういう状況も見受けられる。そういうこともございまして、予想以上に愛好者が増えて、多くご利用いただいたというふうに理解をしているところでございます。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） そういうわけで、今、予想以上ということで、本当に喜んでいる次第でございまして、本当に私どもとしてもうれしい限りでございます。

そういう中で、非常に喜ばしい反面、旭市以外のご利用の皆様方が、一応平日ですと62人平均来ているわけなんですけれども、そういう中で、平日に限っては10人ほどしか来ていないんですよね。それと、土日、祝日ですと、やはり市外の皆様方が16人ですか、しか来ていないと。平日で10人、土日で16人ということで、何といたしますか、もうちょっと努力をされている、そういう方策ですか、もっと来ていただきたいと。せっかくこのようにすばらしい、もう4億円もかけてあるゴルフ場なんですので、もっと市民以外の皆さん方が利用して、この旭市のよさを知ってもらうためにも、その辺をどのようにお考えでしょうか。増やすために。それがありましたら、ひとつお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 近隣の市町の体育指導員を含めまして、いろんな団体があるわけですので、そういう皆様へも働きかけをさせていただくということももちろんなんです、県内のパークゴルフ協会がございまして、それらの協会の皆様への利用促進ということが一番効果的かと思いますので、パークゴルフの専門の月刊誌等もございまして、そういうところへ積極的に原稿を載せていただくような、そういう方向も考えてPRに努めてまいりたいということでございます。

それから、もう1点、今年も実施をしているところなんです、農水産課の関係で、いろいろと他の市町村、都内の市町村ですとか、そういう方々との交流事業を設けております。そういうときに市内の皆さんと同じ料金でご利用いただけるような、そういう割引制度というようなものも積極的にその皆さんに周知をし、お配りしておりますので、今後もそういうようなところについては実施をしていく、そういう予定でおります。

以上です。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） 今、ご説明いただきまして、これからも市外の皆様等の大勢の誘致ということで、今言ってもらいました。これからもそちらのほうでよろしくをお願いします。

では、2番目の維持管理費等についての再質問をさせていただきたいと思います。

前回示された年間の維持管理費によりますと、これはちょっと一・二年前かもしれません

けれども、当初、樹木、芝等の維持管理費に700万円、日常的な継続業務に500万円、光熱水費等に300万円で、1,500万円くらいということで前にはおっしゃってまして、今それらのもろもろを合わせますと、今回、発表されたこの維持管理費でいきますと、1,889万円ほどかかるということでございます。だいたい単純に計算しましても、20%くらいアップしているのかなということでございます。これは大勢人が入っているということと、年間休みなしでやっているという要因は分かるんですけれども、ほかにどのような要因等があるのでしょうか、分かればひとつお知らせ願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 要因ですけれども、今、議員おっしゃられましたように、確かに20%アップしています。今は営業形態が年中無休ですね。それで、営業時間も季節的に7時まで最大延ばしてございます。当初の維持管理費の1,500万円というのは、隣の福祉センターに合わせまして、月曜日休み、それから年末年始6日間休みですね、こういう営業形態での維持管理費の1,500万円でございました。今の1,889万円というのは年中無休、それから営業時間の延長ということです。それが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） どうもありがとうございました。職員の皆様、1年間本当にお休みがないということで頑張っているということで、こういう結果になっている。これは納得できるわけでございます。

再々質問をいたします。

パークゴルフ場は、非常に海岸に近い所にあります。景観面から見ると、本当に素晴らしい所でございますけれども、反面、あまりにも海に近いために、樹木や芝生等に塩害の影響というのが本当にある所でございます。このような中、今回、塩害等で枯れた樹木についての補償ですね、それはどのように対処されたのか。

また、枯れた樹木の内容、細部までとは申しませんが、どのくらい今回駄目になって、どれだけ補償で植え替えをさせたということが分かれば、お示しを願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに九十九里海岸というのは塩分が強いんですね。塩害被害によって枯れた樹木、これらにつきましては、7月のオープンまでに枯れ補償によりまして交換してございます。

どのくらいかといいますと、平成18年度分の植栽90本ですね、それから19年度分の植栽150本、これはウバメとかモチノキですね。これはもう非常に塩害に強いんですが、どうも群生していないと弱いんですね。この合計240本をさらに潮風が強いなと思われますマサキ、モジ等、これに植え替えさせていただきました。

枯れ補償期間は、来年の3月いっぱいまでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） それでは、これからもその植え込み等の管理とかをしっかりとひとつお願いしますということで。

3番目の企画運営についての再質問をいたします。

平成21年4月ごろまでに大会が四つ組み込まれているということを先ほど課長が説明なされました。そういう中で、今後、全国規模の開催は考えているのでしょうかがまず1点。

また、私の提案でございますけれども、小学生の高学年と高齢者あるいは老人クラブの合同によります大会等も企画なされてもよろしいと思いますが、その辺のお考えはどのようになっているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず全国大会の開催予定ということでございますが、国際パークゴルフ協会という協会の方針といいましょうか、それによりますと、全国大会を開催する場合には36ホール以上が必要で、だいたい300人から400人の収容ができませんと全国大会にならないという、そういう条件もございますので、今のところそれらを開催していくことはちょっと難しいと考えております。

それから、小学校の子どもさんと高齢者の交流の大会ということでございますが、この交流大会につきましては、今年も地元の矢指、富浦、向こうの地区の老人クラブの皆さん、それから子ども育成会の皆さん、そういう皆さんにもご案内をさせていただきまして、そういうようなことを各地区ごとに計画をしていただけますかというような働きかけもさせていただいております。

それで、今後も教育委員会そしてまた老人クラブ、子ども育成会、そういう皆さんと十分協議をさせていただきながら、次年度もそれらが開催できるように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） 先ほどどうもお答えありがとうございました。

私もちょっとまだパークゴルフに対しての知識が足りないもので、全国大会が36ホールでしかできないというのもきょう初めて知ったということで、これはちょっと大きいのは無理かなというのはよく分かりました。

そういうわけで、もう一つの小学校の高学年あるいは高齢者等ですね、やはりそういうふれあいと申しましょうか、誰でもできるという、そういうようなものをこれからも機会を見て企画されたらよろしいかと思しますので、よろしくお願いします。

では、再質問のほうでいきます。

ボランティアによる除草作業、草取りですね、このボランティアに参加された皆様方に無料のパークゴルフのプレー券が支給されたと聞きましたが、今後もこれはいろんな皆様方がボランティアに参加が予想されると思います。そうしますと、草取り等は恐らく整備作業においても経費が浮いて非常に助かると思います。そんなわけで、無料のパークゴルフ券が支給された。今後もそういう皆様に、協力される皆様方に同じようにされるかどうか一つ伺います。

それとまた、併せてこのパークゴルフ場に隣接しています福祉センターの入浴の割引券等は考えているのでしょうか。

その2点、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今年も8月25日にパークゴルフ協会の皆様110名ほどボランティアに参加をしていただきまして、一斉に除草をしていただきました。どうしても芝の中の草ということで、人力できれいにすることが一番いいわけですし、それだけの人数を外部委託しますと、相当な経費ということになりますので、今、議員おっしゃられますように、除草という部分におきましては、今後もいろいろな団体にもご協力をいただいて、ボランティアで参加をしていただきたいと思いますと考えております。

それで、そのボランティアに参加をしていただいた方につきましては、1回限りのプレー券でございますが、無料でプレーができますという、そういう無料券を交付させていただいております。その交付につきましては、今後も継続してボランティアに参加をしていただいた場合には交付をしていくということを考えております。

それと、福祉センターとの関連でというようなことでございますが、おかげさまをもちまして、福祉センターのほうも年中無休で営業をしておりますし、パークゴルフ場の時間帯に合わせまして営業をしておりますので、その相乗効果というのは多くなってきております。

それで、もっと福祉センターのほうもご利用いただくということを考えれば、パークゴルフ場のお客様にパック料金なり、そういう割引制度を今後正式に検討をした中で、取り入れられるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） いろいろご説明いただきまして、特にこの無料の1回きり、500円相当かも分かりませんが、お年寄りの皆様方には、草取りで昔本当になれたと申しましょるか、草取りはもう名人でございますので、そういうわけで維持管理費は浮きますし、また老人の皆さん方もプレーしながら健康になると。しかも、また入浴のサービスなんかが今後いただけるということになると、一石二鳥、三鳥というすばらしい効果が表れると私は思いますので、これからもこれをぜひ実現させるように、ひとつお願いします。

では、四つ目の今後の整備計画について再質問いたします。

海岸に近い所にあるこのパークゴルフ場ですね、そういう中で、市内の皆様もそうですし、市外の皆様も1か所くらいコースの中に海が見える所があってもいいじゃないかと、そういう声もちろほら聞こえていますし、私も全国的に見てもこういうシーサイドコースは数は少ないと思いますので、そういう面からでも、今後、何といいますか、1か所くらいそういうのが。これはすぐというわけにいきませんが、考えておいてもらってもよろしいと思います。

また、もう1点質問がございます。

この中谷里地域の塩害防止ということで、もとはこの中谷里地域はちょうど旧旭の面が土手と申しましょるか、海岸の砂が吹き上がりまして、その上に松林、要するに北部林業の植林がございまして、そこがちょうど潮風を吸収する衝撃帯になっていたわけでございまして、塩害は当時はそんなに今ほどはなかったと思います。そういうわけで、このコースができたことによりまして、海からの南風がストレートに入ってくるようになりまして、塩害がもう

今までよりちょっとあるよということも地元で言っています。

そんな関係上、今、防潮堤が何メートルくらいあるか私はちょっと分かりませんが、もうちょっと高くしてもらおうということ。それはどういうことかという、これからいろんな高潮とか津波等があった場合に、そこでワンクッション入るわけですね。だから、そういう防災上の面からいっても、これはぜひ必要だと思いますので、その辺、分かりましたら、答弁のほうをお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） まず、コースの件でございますけれども、確かに私ども、海の近くにあるということをキャッチフレーズにしましてPRさせていただいています。本当に刑部岬が見えるすばらしい景観の所ですので、これからどんな形がとれるかどうか、よく勉強してまいりたいと考えています。

それから、防潮堤でございますけれども、この防潮堤の役割は、議員おっしゃるとおりに、たしか塩害、砂塵とか、コース内の樹木、芝を守るため、それから風を防ぎまして、パークゴルフ利用者の方々が快適なプレーができるように、私ども築堤してございます。今現在、高さは約2メートル、土盛りですね、その上に木柵1メートル、合計で3メートルの高さになっていますけれども、これを208メートルほど築堤してございます。

議員言われるように、確かにこの防潮堤は高ければ高いほど効果はございますので、塩害、砂塵等、それから万が一の災害ですね、これに対して効果がございますので、十分この計画について考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） どうもご答弁ありがとうございました。

そうすると、今までよりも概略1メートルくらいアップするということで、多少は塩害が免れる可能性があると思います。地元としては期待していますので、よろしくお願いします。

それでは、再々質問をいたしたいと思います。

現在、利用者がパークゴルフ場には大変来ています。パークゴルフ場の専門の駐車場と申しますか、ちょうど受付の前ですね、そのある駐車場の容量が20台くらいと聞いております。そういうわけで、慢性的に駐車場が不足をしているわけなんです。そこで、今、1日平均しますとやはり70人前後の人が利用される中で、皆さんが乗り合わせて来てくれることが一番

よろしいですけれども、いろいろ多方面から来る関係上、やはりこの容量では駐車場が足りないと思うもので、これはもっと増やす考えがあるのでしょうかがまず1点。

また、もう1点としまして、いろんな方面から利用者が数多くいらっしゃいます。そういう中で、このゴルフ場までに着く間の看板がまず乏しいということをよく言われます。どこにあるのだよとやたらに聞いているということでございます。もう少しこの看板が、一目見て、ああ、あさひの健康パークゴルフ場だよと、もう500メートル先に行ったらありますよとか、1キロ先にありますよとかというのがあるとというのが一つと。

もう一つは、これだけの立派なゴルフ場があるわけなんですので、やはりこのゴルフ場の入り口に、それに相応すると申しましょうか、そういうわけで、特にちばてつやさんがこの監修をされているということでございますので、それらしき看板を付けてもらおうと非常によろしいと思いますが、その2点のお考えのほうをひとつよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに駐車場は不足しています。申し訳ございません。

大きな団体ですと、海岸に約200台ほど止まれますので、そちらを利用させていただくんですが、平日の場合ですと、20台ぐらいしか止めることができませんので、不足しているのは、これは事実でございます。今後、近くに民地の空き地等がございますので、それらを借り上げて対応していきたいと考えています。

それから、看板の件でございますけれども、確かにオープン前に設置すればよかったんですが、県道に看板を設置する場合、いろいろ規制等がございますして、ましてちばてつや先生のキャラクターを使用しますので、そういった点でいろいろ難しい点がございまして、遅くなって申し訳ございません。これから設置してまいります。今、準備をしているところでございます。道路案内看板ですね、これは3か所、取りあえず今年設置させていただきます。それから、入り口部分ですね、県道から福祉センターそれからパークゴルフ場の入り口部分の所にやはり看板、それからあと正面の入り口部分に大きなアーチを、これを設置させていただきます。今、準備中でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 先ほどの企画運営の部分で答弁が不足しておりましたので、申し上げます。

全国大会の開催は難しいという話を申し上げましたが、これはあくまでもパークゴルフと

いう競技をしていく中で、競技性という部分からは難しいということなんですが、今回、2月27、28日に向太陽杯という、これは全国規模のPRをさせていただく大会を予定しております。したがって、また関係方面の皆様方にもいろいろとこの大会に関しましてはご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） どうもありがとうございました。

そう申しますと、駐車場は民地を借り上げて、もうちょっと増やしてくれるということ。それから、看板のほうは準備して、それ相当のをやってくれるということでございますので、我々としても期待しますし、よろしくお願いします。

続いて、産業まつりのほうに入らせていただきたいと思います。

先ほどの旭・産業まつりでございます。課長のほうで19年あるいは20年の数値等を言っていただきまして、今回の平成20年におきましては13万7,000人相当で、去年より8,000人多いということでございまして、本当に天候に恵まれまして、今まで過去最高と私のほうは思っているわけでございます。

そのようなわけで、各地のこのまつりの特徴的または特色、いろいろ3か所あるいは4か所であると思います。例えば課長が見て、海上地域はこれですよ、旭地域はこれですよ、また干潟地区はこういうのがありますよというのがあれば、声を大にして言ってもらっても私はいいと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、議員のほうから各まつりの特徴的なものというようなことで。大変申し訳ありません、これは個人的なというようなことでお聞きいただければと思います。

特に最初にやりました飯岡の朝市、これにつきましては、本当に漁協さんの協力をいただきまして、漁業者が自らやってくれているという、そういう感じがしております。この中では、特に漁業者の方がふだん沖で魚を……。市場に出しても売れないという少量の魚を、こういう朝市ですと、本当に消費者の方が喜んで買ってくれるという、そういう魚の価値を見出したよと。あるいは、魚は並べておくだけでは売れないなど。自分たちで料理を、さばいてあげないと売れないと。そんなことで、ある方は今、毎週土曜日に築地に通って、おさ

かなマイスターの資格を取るよということで、漁業者の方がもう収穫するだけではという、そういう発想が生まれてきた。これは本当にいいことかなと。あるいは房州のほうからイワシのギョーザですか、これをここの飯岡地区に思いがあるという方に来ていただきまして、そういうことも販売していただきまして、何かこの地元でもヒントがあるのかなというふうに感じております。

さらに、旭市の産業まつりにつきましては、ご承知のように体育館で地元の食材を使った料理コンテスト、これを実施をさせていただきまして、地元の方あるいは都会の消費者の方に、いろいろ地元、旭市産の農作物を使って料理を作っていただきました。このコンテストをしまして、昨年のある入賞作品につきましては、学校給食で児童・生徒に使っていただいた、そういう経過もございます。

それともう一つ、本当に農業委員会等のご協力をいただきまして、実は会場の近くの畑でサツマイモの収穫体験、それと併せまして焼き芋等も農業委員会に実施していただいております。よその会場では味わえないイベントかなというふうに考えております。それと、ご承知のように姉妹都市の茅野市の役所の方に来ていただきまして、リンゴの即売等をやっていたということで、特徴的なものはそういうことが言えるのかなと。

あと、干潟のふるさとまつり、これにつきましては、チラシにもありますように1トンのもちをサービスということで、投げもちにつきましては9俵、会場でのおもちの格安サービス、これについては8俵ということで、いろんな方々にご協力をいただいて、1トンもちのサービスをさせていただいた。それと、この会場は畜産が盛んなもので、豚肉あるいは牛肉等の格安のサービスが実施をできたのかなと。

さらにもう1点、実は会場に来た方はご承知かと思えますけれども、地元の中学生、ここは干潟中学が214名ですか、数が少ないもので、全校生徒、補助役員ということで、子どもたち、生徒にご協力いただいて、まつりのいろんなサービスあるいは最後の清掃等、すべて実は補助役員ということでご協力をいただいたというふうにやっております。

さらに、海上地区につきましては、ご承知のように稲作組合あるいはかあちゃん市、本当にあそこは地域の方の協力体制が整っているということで、広い会場で多くの方の出店者の協力、さらには農道等を活用しまして、一番比較的駐車場に恵まれているのかなと。あそこはさらに出店者にご協力をいただければ、さらにますます大きなまつりになるのかなというふうに考えております。

あと、三つのまつりの中で共通することは、市長の政務報告にもありましたように、実は

食育ボランティアの方々の協力をいただきまして、本年は市内のお米を、県外ですけれども、ここで製粉しまして、市内の製めん業者に加工願いまして、米粉で作りましたうどん、これをサービスさせていただきました。非常に好評であったかと、そういうふうに考えております。

ちょっと個人的な意見も含めて、申し訳ありません。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今の農水産課長の答弁にプラスをしますけれども、干潟の産業まつりで、これまでおもちだとか豚肉だとか、無料で配布をしていた分を今年度から少しお金をもらいました。子どもたちが全員ボランティアで協力してくれたものですから、子どもたちの部活で活用していただくというような使い方をさせてもらうという方法を講じました。そんなことですから、来年、ぜひ議員さん方も大勢行ってもらって、大勢腹いっぱい食べていただいて、子どもたちの部活の資金になるものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） そういうわけで、各地区それぞれいろんな特徴がなされて、あのように入場者があつたものと思います。

それともう一つは、そういう中でも、やはり一番の入場者の関心は、ただもらえるコーナーがあるということと、農水産特産物を安く買うことができる。そして、おでんとか焼きそば、屋台風のお店がたくさんございまして、すぐその場で食べられて、おなかもいっぱいになると。また、おはやしとか芸能ショー、アトラクション等がありまして、1日過ごせるというのが、少ない料金で子どもからお年寄りまで1日を楽しめるという、それがやはり要因の中に含まれているのかなと、こう思っています。ですから、今後ともこのようなのに少しずつ改良を加えていけば、もっとすばらしいものができるのかなと思っています。

じゃ、次の問題に入らせていただきます。

再質問でございまして、（2）の出店舗の関係についてお尋ねします。

先ほど課長の答弁では、もう出店舗の基準はないと。また、この料金ですか、これも1,000円程度ということで、本当に格安で、誰でも参加できるという面は、私は非常にすばらしいものと思います。そういう中でも、できれば市内の業者の優先と申しましょうか。あれを見ていると、県外からも何店舗かたしか来ていました。市外からも相当来ています。そういう中でも市内の出店者がいるとなれば、やはり市内の皆様方をまず優先して出店させていただければよろしいかなと思います。

それともう1点、参加費用がテント1張り分が1,000円程度と言っていますが、それはもうちょっとくらい上げて。今、ご飯を食べますと、セット物でいきますと、だいたい1,000円近くかかる時代でございますので、その辺もいろいろ関係者の皆さんと協議して、それでまたそういう清掃とか、いろんなそういう面に活用していただければよろしいのかなと思います。その辺どのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、議員の二つのご質問でありますけれども、出店者、市内の方を優先という部分、我々もなるべく出店の位置等につきましては、市内の出店者の方が売れるような所にぜひ配置をしたいなというふうには考えています。

ただ、いろいろやってみますと、例えばお菓子のお店と店がくっつくとあまりまずいよとか、そんないろいろルールがあります。そういう意見も基にしながら、実行委員会等でまた議論していきたいというふうに考えています。

あと出店料につきましても、今のところ清掃の委託等のお金についてはこの出店料で賄えるわけでありますけれども、そのほかいろんな経費もかかっております。これについても実行委員会の中で検討をさせていただきたい、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） 再々質問で。

出店者、先ほど課長がおっしゃるには、たしかスペースのある限り、もっと店舗が増えてもよろしいよというふうに私は受け止め方をしたんですけれども、この今までのパンフレットを見ますと、旭の産業まつりが108店舗、干潟81、海上が124、飯岡の水産まつりが74でございます、100をもうはるか超えている所は、これ以上増やして、運営上、限界というものはないものではないのでしょうか。スペースがある限りやりたいということを先ほどおっしゃいましたけれども、その辺、どの程度までがうまく管理し切れるものなのか、その辺はちょっとどのようにお考えのものなのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、出店の数が多くなると会場に入り切れるのかなということで、職員の中からも出ておることは確かであります。ただ、個人

的に言えば、来ていただける方がお客様なんですけれども、出店をいただく方、本当にこれがないとまつりは成功できないというふうに理解しております。数が多くなれば、栗源のまつりでやっているように、例えばフリーマーケット的に衣類をテントを使わないで出店する方は別なちょっと離れた会場、入り口のほうの会場とか、何かその仕掛けはいろいろできるのかなと。そんな形で、出店者についてはなるべく多く出ていただきたい。こういう形で進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） じゃ、（3）の今後の取り組み方について再質問いたします。

飯岡の水産まつりがたしか10月5日に行われまして、その後、旭市の産業まつりを各3地区で行いました。私は飯岡の朝市も、今まで三つあるような形態で開催されたなら、港、水産物があるために、海上地区の5万1,000人くらいの規模の入場者は十分期待できるものと思っているんですけれども、これにはいろいろ関係機関の協議等のあれもあると思いますけれども、条件的に10月に産業まつりが二つできました。11月は干潟と海上ができますし、ちょうどバランス的にいってもよろしいのではないかというふうに思っていますけれども、その辺どのようなものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今のご質問ですけれども、合併しまして水産を少し活性化しようというようなことで、水産をテーマとしました水産まつりを開催させていただいているわけでございます。ただ、どうしても漁協さん等の意見の中では、実は一番漁がとれる時期、これは5月、6月だよということで、魚を消費者にPRするには、やはりこの時期、春先が一番いいのかなという、そういうお答えもいただいています。

それと併せまして、飯岡地区はぜひ農産物の中ではタカミメロンを紹介したいと。消費者の方も、このタカミメロンをある程度目当てという表現は悪いんですけれども、来ていただけるのかなと。そんなことで、本年実施しました実行委員会の中では、平成21年につきましては、魚が一番揚がる時期あるいはタカミメロンが出荷できる時期、そんなことで6月14日という形で開催をしようということで決定をさせていただいております。

議員言われましたように、魚はすごく消費者の方のハートをつかんで、多くの方に来ていただけるということで理解しております。秋にもこの水産の朝市、これをもう少し農産物、野菜あるいは米、いろんな加工品、そういうものもちょっと多く出店していただきながら、

朝市といいながら、ある程度のまつりに近いような形もどうなのかなと、そういうふうに今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） よく分かりました。

この水産朝市も徐々に拡大していくような、そういうふうに私は受け止めたので、よろしくをお願いします。

再々質問でございます。

これからのこの産業まつりも、今みたいに13万人前後を長く維持するためには、このままの体系でいきますと、やはりじり貧というようになる可能性があると思います。そこで、提案になるかちょっと分かりませんが、これからはマスコミに取り上げてもらえるくらいの何かインパクトがないと、これからはやはり産業まつりといえどもあきられる可能性があるのかなと思います。

例えば山形県山形市の芋煮会、これは1日に5トンですか、大なべでやっているようなあれで、その場で食べるものと同時に、なべを持って行列に買いに行くということもございすし、また近隣では、今は香取市になりましたけれども、栗源町の焼き芋あるいはふかし芋、これは1トン以上やるということでございます。やはりマスコミ、新聞等に取り上げられています。ですから、ここで私は、旭市は養豚では千葉県の飼育では断然の1番でございますし、露地野菜等もう県下有数で種類も多いということで。ですから、それといいますと、もう分かりますよね。豚汁です。豚汁をできればもう2,000人前後のものを1回に大なべ、あるいは200人ずつのを10個でもいいですから、そういうのを作って、まちおこしを考えたふうな、さらにマスコミも取り上げるようなあれをこれから少し、仕掛けを、あるいは考え方をしていかないと、やはり幾ら産業まつりでも、じわじわと落ちるのかなと思っていますけれども、どのようなものでしょうか。

実は、今年10月の半ばに建設経済常任委員会で北海道の石狩市に行ってきました。石狩市と申しますと、有名なのが石狩なべでございます。これは市内の協力店が多分16店舗ですが、ありますし、その石狩なべの歌等もあるんですよ。歌謡曲が。それで、いろいろダンスもやったり、いろんなイベントにしまして、最近はこの取材も多いし、しかも航空会社、全日空とタイアップをしまして、1日に3,000人が食べに来るというように育っているんですよ。今から5年前は、石狩なべは日本人が一番食べてみたいなべの中の5位であったそうですけれども、現在は堂々の第1位というようになっていますので、これからこの豚汁も素材

においてはもう申し分ない一流のものがありますから、すぐというわけにはいきませんが、いろいろな計画を温めてやって、取材が訪れるような、あるいは旭市の産業まつりは豚汁と言われるように、これは勉強会とかを開きながらやったらよろしいのかなと、そのように思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員ご指摘のように、秋に四つそれぞれやっていますと、必ずきょうはちょっと少ないなという。何でもかといいますと、よその会場で同時開催ということで、我々も何か旭市は何々があるというのを出さないと、これはお客をよそにとられるなど。まさしく市町村間の競争というふうに理解をしています。なるべく旭市の会場に来ていただけるようにマスコミにもご協力をいただく。

それとあと、我々職員もさることながら、ぜひ市民の方にも知恵をかしていただいて、こういうことをひとつテーマにしてみたらどうだというのがありましたらば、ご提案等をいただきながら、何か何々の日本一という部分がないと、このままではちょっと人数的にもどうなのかなというふうには感じております。そういうことで、ぜひ市民の方、いろんな形で知恵をおかしいいただければと。

我々も市内だけの方々に来ていただくよりも、いつも市長が言っていますように、都会の方に来ていただいて、旭市の食のよさを感じていただいて、それが少しでも農業の振興につながれば、そういう部分も考えております。そんなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） どうも。じゃ、前向きに検討をなされて、この旭市が産業まつりで有名になるようにひとつお願いします。

また、私、この産業まつりをいろいろ見まして、最後に各会場での米粉の活用、米粉のうどん等が好評でありました。たしか今、石破農林水産大臣もおっしゃっていましたように、日本の自給率が現在40%、非常に低いということで、これを50%に高めようということを多分マスコミにおっしゃっていたと思います。それには米と同時にこの米粉の消費拡大を盛んにおっしゃっていたと思いますが、私もまさにそのとおりだと思います。そういう観点から、これからこの旭市としても取り組み等をして、米粉の製粉機ですか、そういうものを市で導入されて普及を図っていけば、国の政策とも合致する面が私はあると思います。

これは要望ですので、答弁は結構でございます。

次に、農産物加工工場の誘致について再質問させていただきます。

進出が決定しましたニチレイフーズの関連企業でありますベジポート有限責任事業組合の具体的な取り組みあるいは計画等が分かれば、課長、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、ご質問のベジポート有限責任事業組合の具体的な今考えている概要等につきまして、会社のほうから聞いている内容等につきまして、そのままお答えをさせていただきます。

市長の説明がありましたように、この会社はニチレイフーズの子会社というんですか、ニチレイフーズが90%、農業者の会社でありますテンアップファーム、ここが10%、出資金につきましては計1億円を持った会社でございます。22年の3月期を見込みまして、年間5億円の売上げを目指したいということで会社のほうからは聞いております。

現在、会社のほうで、市長の説明がありましたように、実は農林水産省の補助事業、これを活用しまして、農業・食品産業競争力強化支援事業、こういう事業が農水省にあります。野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業、こういう長い事業でありますけれども、この事業、2分の1ということで聞いておりますけれども、そういう事業を活用して、農業者の所得が企業のいろんな面の努力で少しでも上がるように、そんな形で取り組むということで聞いております。

現在、扱いますラインの処理能力としましては、青果物で1日20トン程度、これが処理能力ということで聞いております。それと、いろんな野菜で、青果物で売れないというんですか、ちょっとこれは向かない部分につきましてはジュースにするということで、これが分15本程度ということで聞いております。それと、ピューレということで、例えば今、トマトを加工して、煮て、肉と一緒にとか、そういうものもあります。そういう野菜をそういう加工にする部分につきまして、1日3トン程度、そういうラインの設定で、今回、会社を起こすということで聞いております。

さらに、取り扱い予定品目につきましては、現在、ニンジン、トマト、ハウレンソウというようなことで、国のほうには計画を出しております。ただ、会社のほうからは、旭市の野菜もなるべくこの3品目以外、将来的には取り扱いをさせていただきたい、そんなことで聞いております。

ちょっと概略は以上でございます。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） それで、ベジポートですね、この企業が進出されて、地域農業の振興はかなり図られるものと思っていますけれども、その効果と、ほかにも農産物加工にかかわる企業の進出の問い合わせとか、あるいはそういうものがあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 平野議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ご質問のこの企業でどういうふうに旭市の農業の振興ということで、これが一番重要かと思います。企業が来ただけではということで我々も考えております。この企業は業務用野菜を取り扱うということです、ぜひこの業務用野菜に向けまして、農家の栽培意識、これの変化もしないといけないのかなというふうに個人的には考えております。

現在、景気の後退、そういうことで、食の変化がだいぶ変わってはきておりますけれども、食の外部化がだいぶ進んでいるということで、ご承知のように外食それと中食ですか、これはよく外食や家庭での料理の中間にあるもの、例えば総菜や弁当ですけれども、そういう外食あるいは中食での野菜の需要が、一般家庭で消費されます量、これを上回っているということで聞いております。そんなことで、これからは本当に業務用の野菜の部分が食の消費構造、そこへいつているのかなと。そんなことで、この消費動向に、需要に変化しました新しい生産流通、農家もこれに取り組む必要があるのかなというふうに考えております。

新たな企業を迎えまして、市の農業者の生産構造、これも企業と一緒に農家の連携を図りながら、農業者にメリットある方向へ取り組みをしたいと。特に例えばハウレンソウ等ありますと、市場に出すハウレンソウは大きくなっちゃうと出せないわけですが、逆に業務用は大きくないと困るということです。あるいは加工用レタス等につきましてもそうですけれども、大きいものでないということ、農業者の方もそういう意識を少し変えていただくような形、それでなおかつ農家の所得が向上できるような方向へいろいろ検討、農家とともに勉強していきたいというふうに考えております。

（「ご意見ですが、ほかにも農産物にかかわる事業について、その問い合わせとかはあるんでしょうか」の声あり）

○議長（明智忠直） 問い合わせ状況について。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 私のほうでは、現在のところ、ちょっとこの会社を誘致ということで一生懸命やって。

ただ、先ほど市長が言いましたように、ニチレイさんの船橋工場では、先般、旭市の肉にだいぶ興味を持っていただいて、あとで市長のところにごあいさつに来ますよということで、この地域にそんなに肉があったのかなということが分からなかったと。そういうことを大いにPRしていきながら、ここに来ていただけるように努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（明智忠直） 平野議員。

○3番（平野忠作） そういうわけで、この旭市では食材なら何でもそろうということで、県の食肉公社あるいはGPセンター、しかもこれで今度ベジポートが進出しますと、この食品のラインというのが非常に完備されてきております。

今、中国の冷凍ギョーザの農薬問題、あるいは冷凍野菜の残留農薬問題、それ以来、この日本において消費者の皆さんで食の安全性が非常に問題になっています。いろいろ消費者のアンケートとかマスコミのインタビューに答えていますと、80%以上の皆さんが、値段が多少高くても国産野菜を買い求めると、そういうことを常々おっしゃっています。ですから、このチャンスを生かして、これからもこういういろんな農産物の加工企業の誘致に皆様方に励んでいただきたいなと思ひまして、以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（明智忠直） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 5分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 滑 川 公 英

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（８番 滑川公英 登壇）

○８番（滑川公英） 第４回定例市議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、世界経済はアメリカのサブプライムローンに端を発し、金融恐慌と言われるほど世界じゅうが不況の波に洗われております。地方はバブル崩壊後の好景気にも乗れないうちに、不況の風が吹き荒れてきました。今後、数年間、日本経済は今までより悪くなると言われています。このような環境の中で、執行部はいつも大丈夫、大丈夫と言い続けていますが、市の財政は本当に大丈夫なのでしょう。このような思いから質問いたします。答弁者には食傷ぎみでしょうが、後出しじゃんけんのないよう、明確な答弁をお願いいたします。

１として、旭中央病院について。

A、検討委員会について。

去る４月１２日、中央病院改革について、松山先生を講師に招き講演会を開催し、先生は今年度から適用開始となる地方財政健全化法や公立病院改革ガイドラインについて解説、最大のリスクは人口減少だとし、旭市を中央病院の経営リスクから解放する新たな経営形態を探り、革新的技術特区とＩＨＮ、総合ヘルスケアネットワークですね、これを提唱いたしました。これを受け、市長は先生にも知恵をかり、議会、病院、執行部、三者一体となって委員会を作りたいとして作られたのがこの検討委員会のわけですが、特区とかＩＨＮはどこへいつってしまったのでしょうか。報告をお願いいたします。

B、公設民営化の答申について。

旭市長が私的に作った検討委員会の答申が議会の全員協議会で発表され、その後、マスコミにも発表されました。議案として議決されたわけではなく、答申がその後、ひとり歩きするようになりました。マスコミに発表された夜、中央病院では幹部職員に松山先生が、市長と議会に承認されたので、今後、具体的な検討をするワーキンググループを発足させると説明しています。なぜ虚偽の説明をしたのか。松山先生は、一昨年、中央病院で「東総地域医療圏にＩＨＮを作る」の講演会で、地方独立行政法人で医療特区の申請がベターだと質問に答えておいででしたが、今回の答申を見ると、いつの間にか考え方が変わっているように思われます。

Cとして、国や県は地方独立行政法人を進めているが。

地方独法については、国は平成１４年ころより法令整備を進め、またこのたび千葉県でも１０

月上旬に県立病院の地方独立行政法人化をすると発表しています。県より出向の鈴木正美副市長は、検討委員会のメンバーでありながら、なぜ県の意向を反映できなかったのでしょうか。先ほど市長は、国・県と相談していると申しました。反映できなかった深い事情でもあるのでしょうか。ぜひ伺わせていただきたいと思います。

Dとして、リニアック棟の再入札について。

なぜ再入札になったのか。経過、結果をご報告願います。

Eとして、再整備事業の入札について。

昨年5月の工程表より遅れ、議会最終日の12月19日になった経過を報告願いたいと思います。意図的に12月19日を入札日としたのか。議会対策のために19日にしたと思っている議員の一人です。なぜもっとフェアな入札日をとらなかったのか。

2番目として、産業政策について。

Aとして、食彩の宿いおかについて。

皆様ご存じのように、12月10日、リニューアルオープンするわけですが、今までの詳しい経過報告をお願いします。コンサルの事業計画で実施したわけですが、大幅な赤字の原因と対策はどのようになっておるのでしょうか。また、食材の地元業者からの納入が極めて少なくなっているそうですが、リニューアル前と後の地元と市外の業者数、購入金額のデータをお示し願いたいと思います。

Bとして、土地改良事業について。

干潟土地改良区、萬力Ⅱ期ですね、それと飯岡・三川整備地区についての現況とこれからのについての報告を求めたいと思います。

産業まつりについては、先ほど同僚議員の平野議員のほうからさまざまなことまで質問、それから答弁していただきまして、誠にありがとうございました。昨年より一般質問や委員会質問でしていたことが反映されたと承知しておりまして、農水産課については大変ご苦労さまでございます。

Dとして、企業誘致について。

先ほど同僚議員の平野議員よりもお話がありましたが、私ども建設経済常任委員会は、北海道の石狩市、白老町、函館市を行政視察いたしました。その中で特に白老町につきましては、先進的な「企業立地に頑張る市町村20選」に選定された町で、町長自らのトップセールスや職員を含む年間約150回のアタック、コバンザメ誘致、進出企業のアフターケアとか、我が旭市では考えられないような取り組みをしております。もう6年間も続けて言っており

ますが、このようなことについて、再度、再々度になりますけれども、もうちょっと方針を変えていただきまして、企業誘致に専心していただきたいと思いますが、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

旭中央病院の問題につきましては、午前中、高橋議員、あるいは林七巳議員にお答えをした、そのとおりでございまして、若干違っている面だけお答えをさせていただきたいと思います。

まず、検討委員会について、革新的技術特区はどこへいつてしまったのかという問題でありますけれども、これはどこへもいつておりません。こういったことに当てはめて、これからの中央病院を生かしたまちづくりをしようとして、検討委員会でも検討をしていただいておりますし、その方向で私どもも精いっぱい頑張らせていただく、その考えであります。

午前中も言いましたように、旭市が発展をしていく過程で、中央病院を生かしていくのが一番早いというのが今、私の考えでありますから、そのとおりIHNNの形がとれれば、革新的技術特区に当てはめていただいて活動ができるように、県・国と相談をしながら精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。

それから、松山先生の考えが変わっているように見えるというお話でありますけれども、これはもう松山先生でないから、私が率直に答えるというわけにはいきませんが、私は、人の考えというのはいろいろ国の対策あるいは県の対策によって変わっても当たり前、そのように考えております。大事なことは、どうしたら中央病院がしっかり生かせるか、そして市民あるいは患者の皆さん方に高度な医療の提供ができるか、さらにはその高度な医療の提供をするためには、中央病院で働いている皆さん方が気持ちよく働くというのがもう最低の条件でありますから、そういったものをきちんとできるようにするにはどうしたらいいのかということのをこれからも真剣に探していきたい、そのように考えております。

それから、国や県は地方独立行政法人を進めているということでもありますけれども、その病院の対応の仕方によって、地方独立行政法人が合っていたり、あるいは社会医療法人が合っていたりするわけですから、これもこれからしっかりと検討を重ねていく問題であります。

ので、どうぞひとつ議員にも積極的なご意見をちょうだいしながら、一緒に考えていただけたら大変ありがたい、そのようにお願いをしたいと思います。

それから、企業誘致の問題でありますけれども、今年度、1社が進出をしてくれて、2社が決定をいたしました。これはもう県とも相談をしながら進めておることをございまして、そんな意味では、もう一つ今、こういった経済状況で少し会社のほうの決断が遅れている問題がありますけれども、そういった面も含めまして精いっぱい努力をさせていただいておりますし、そういった意味ではいろいろやり方もあろうかと思っておりますけれども、県の都市開発公社と相談をしながらしっかり進めてまいっておりますので、またいいご意見等がございましたら、ちょうだいをいたしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私のほうから、先ほど2番のところでしょうか、全員協議会に発表をした、その晩に幹部に松山先生が決まったようなふうで説明したと、このような話をされましたが、午前中も私、お答えしましたように、そのようには認識しておりません。これは全員協議会に報告があったという報告書について松山先生に説明していただいたわけで、そのようなことをもし松山先生が言ったとすると、それはそういうつもりはなくて言ったんじゃないかというふうに思っております。もちろん松山先生もそんな認識はしているはずがありませんで、今もそういう認識でいらっしゃるようであります。

それから、IHNあるいは特区ですね、これは今も将来的にはあるいは近い将来、あるいは遠い将来になるかも分かりませんが、これについてはそのとおりと考えておりまして、すぐできれば一番いいわけではありますが、これについては常にそういうことについて視野に入れているということであります。

それから、まず最初からそういうところまでいければいいわけではありますが、午前中にも申し上げましたとおり、我々の病院は旭市の発展にどのように関与できるかというような視点に積極的に関与するという視点は今まで欠けていたと、これから積極的にまちづくりに貢献したいと、このようなことで、それにはまずどのような形態にしたらいいんだろう、今までどおりでいいのか、あるいは変えたほうがいいのかと、そのようなことでこの検討会でいろいろ検討したというのが実情でありまして、今後、今、議員ご指摘の独法じゃどうして駄目なんだろうとか、そういうのももっと詳しく詰めていって、その上で時間をかけて討論していただくというふうな段取りを考えております。とにかくゆっくり検討していただきたい。

そのためにはよく調べていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 先ほど県立病院の関係の結果で、地方独立行政法人がよいのではないかということが出た関係で、私のほうに深い事情はあるのかというふうな質問ですが、全くございません。そう言うしかないのですが、旭中央病院の検討委員ではありますが、県の検討委員でもございませんし、今は旭市の職員でございますので、残念ながら県のほうの情報は私のほうに入ってきておりません。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、1のEの再整備事業入札についてお答えを申し上げます。

議員、2点ご質問がございまして、1点目は工程表に遅れがあるというご質問でございました。それで、実はこれ、今、私の手元にあるのが再整備事業の基本設計の概要ということで、これは昨年8月に全員協議会でお示しをしたスケジュールでございます。その中の工程を見てみますと、21年1月から工事着工というスケジュールになってございまして、その三月^{みつき}ほど前が発注業務ということになってございます。ですから、これは市民の皆様にもお知らせをしたことでありますけれども、私のほうはあくまでも来年1月から工事に着手したいというのがまずございまして、そのためにいかにして入札手続きをやるかという観点から、決してずれ込んではいないと思いますが、来年1月に間に合うように入札スケジュールを組んで、それで実は11月11日に入札公告手続きに入りまして、それで最終的には入札日が12月19日ということで予定を組んだものでございます。

二つ目のご質問で、この12月19日の入札日の意図は何かと、議会对策としてかというご質問でございましたが、これはもう11月に既に入札日を決めてあったものでございますので、議会对策でも何でもなく、予定どおり進めるためのスケジュール、その結果がたまたま12月19日が入札日になったと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは、リニアックの入札の中止の経緯それと結果ということでございました。

まず、リニアック棟につきましては、当初、9月4日に建築工事の一般競争入札を公告を

いたしました。そのときに入札日を10月15日といたしまして、9月22日から設計図書としてのCD-ROMの貸与を開始しております。それで、また同日付ですけれども、ダイレクト入札であります電気設備工事、それから空調及び衛生設備工事につきましても、病院のホームページのほうに設計図書を掲載いたしました。9月25日におきまして、建築工事とそれから空調及び衛生設備工事の設計図書について、データの変換上の理由から設計図書に支障があると判明しましたので、電気設備工事も含めまして、入札の中止を行っております。

結果のほうなんですけれども、このやり直しと言うか、それを12月5日に再度行っております。その結果ですけれども、建築工事のほうは阿部建設株式会社のほうに決定しております。それから、電気設備工事のほうは株式会社山口電気商会のほうに決定しております。しかし、空調及び衛生設備工事につきましてでありますけれども、到達期限の12月4日の午後5時までに到達しました入札書が1通であったために、ダイレクト入札実施要項に基づきまして入札を中止したところでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、滑川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、12月10日、あすリニューアルオープンということで、従業員ともども今現在、準備を進めているところでございます。

これまでの詳しい状況と、こういうことでございますけれども、簡潔に報告をさせていただきたいと思います。

旧飯岡荘からの経営をお話ししないといけないと思いますが、宿泊客ですけれども、平成元年に約3万4,000人の宿泊客があったわけでございます。これが平成17年には1万8,264人ということで、ピーク時の53%まで減ってしまったと、こういう状況でございます。そのほか、この要因でもあるわけですが、利用者のニーズが非常に高くなってしまったということ、それと施設の老朽化が徐々に進んできたということ、それとまた国民宿舎の役割が終わったと言われておりますけれども、そのサービスの体制につきましても見劣りする部分が出てきたということから、平成18年ですけれども、経営診断を実施をさせていただきました。この結果が18年8月に出たわけですが、施設の改善及び経営の改善なくして利用客の減少に歯止めをかけることは困難であると、こういう結果でございます。

これを受けまして、基本調査に入ったわけでございます。この基本調査につきましては、

旭市観光の可能性、それと首都圏から同じ距離にある観光地としての素材、それと併せまして、余暇活動あるいは宿泊観光、あるいは日帰りレクリエーション等々の動向を踏まえて、施設の基本方針を作ったわけでございます。これがいわゆる食彩の宿計画でございます。

この中には、運営の方針、これは具体的に各業務の部署のセクションの関係になりますけれども、そういった運営の方針、それと施設の改善、イメージの写真を一度お渡しいたしましたけれども、施設の改善の方針、それと宣伝、告知等の営業の案でございます。

これが基本方針ということで、これに基づきまして施設の経営改善計画を作りました。一つは、改修計画のシミュレーションでございます。もう一つは、営業収支のシミュレーションということで、改修計画ができ上がりまして、19年4月には基本設計という形になりまして、工事につきましても、19年、20年と2か年での実施ということになったわけでございます。

簡単に申し上げますと、以上のとおりでございます。

次に、今回、補正をお願いしてございますけれども、大幅な赤字の対策と、こういうことでございます。

これにつきまして、まず収益対策ですけれども、一つは販売促進対策、これは今まであまり実施ができなかったわけですが、具体的な内容につきましては、まず送客契約というのを旅行代理店と結びたいと考えております。1社につきましてはもう動き始めておりまして、あと一歩で契約というところになっております。できれば2社契約をしたいなと思います。そのほか、ネットエージェント、いわゆるインターネットから申し込む形になりますけれども、これに現在、2社加入しております。これにつきましてももう1社加入いたしまして、3社という形でこれから運用を始めていきたいと思っております。

それと、今まで工事で足場等がかかっておりましたけれども、既に終わりましたので、グランドオープンという形になりましたので、正式にレジャー関係の雑誌等へのアピールも行いまして、掲載されるよう努力をしていきたいと思っております。既に先週の土曜日も1日取材を受けましたし、大手7社の雑誌に大きく取り上げられた経緯がございます。そのほか、民間の会社等々の福利厚生団体がございます。現在、11団体と契約をしておりますが、そのほか助成券の利用制度等々の関係で、この団体についても増やしていきたいと思っています。

ちなみに、平成19年の実績でございますけれども、875人の受け入れをしております。

そのほか、あと細かい形になりますけれども、割引券等々の発行、あるいは季節ごと、あるいは送迎バスを持っておりますので、こういった関係での商品化等々も考えていきたいな

と思います。

何よりも大切なのは、やはり情報を発信するという事で、ホームページをご覧になったかと思いますが、このホームページを最大限活用いたしまして、食彩の宿あるいは旭市の情報を発信をしていきたいなと、こういうふうに考えております。

一方、費用の対策ということで、今回、主な補正の要因が人件費ということで、これへの対策でございますけれども、いわゆるパートさんというんでしょうか、雇用形態の多様化というようなことがありますけれども、パートさんをしっかりと使っていきたいなというのが一つございます。

それと、変形労働時間というんでしょうか、やはり夏場に私どもは集中するような業務がございますので、繁忙期に集中するような業務の分担ができるような、そういった体制も組んでいきたいなと思います。

それと、今、取り組んでおりますけれども、いわゆる各セクションごとの業務ではなくて、やはり兼務の体制がもっとできないのかなということで、従業員の資質の向上等の関連もございまして、兼務の体制も大幅に強化していきたいと、そんなふうに考えております。

三つ目のご質問で、食材の調達関係がございまして。

申し訳ありません、データにつきましては、今、持ち合わせがございませんので、後ほどお出ししたいと思いますけれども、まず食彩の宿という、そのコンセプトができ上がったわけでございます。しかも、先ほど説明したとおり経営状況がどんどん落ちているということの中で、やはり食の改善というのも今回大きなテーマでございました。具体的にコスト削減というようなことが一つの大きな目標になるわけですが、以前、例えばマグロの調達があります。細かいデータはございませんけれども、これが約2,000万円ほど年間購入をしていた経緯がございまして。この単価の関係ですが、ここまでに至った経緯の中で、いろいろな見積もり合わせをしたわけですが、約半値で入るというような、そんな今までの経過もございました。詳しくはまたデータのほうでお出ししたいと思います。

それと、地元業者からの納入ということで、これは現在も地元業者からはとっております。しかし、いわゆる価格とその品質の関係がございまして、そういった関係がうまく私のほうと合致すれば、地元からの調達も積極的にやっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、土地改良事業につきまして、2地区の現況とこれからということでお答えをさせていただきます。

最初に、萬力Ⅱ期地区でございます。現在、県営の土地改良事業ということで、海匠農林振興センターのほうが事業主体として、去る11月11日に起工式が開催をされまして、平成24年度の完成を目指して、現在、工事が進んでおるところでございます。

平成20年度の工事につきましては、事業実施面積83.3ヘクタールのうち約26ヘクタール、ここで面工事が始まるということで聞いております。

今回の83.3ヘクタールの総事業費につきましては、現在、15億1,700万円、これは10アール当たりになりますと182万円、こういう事業費になっております。

なお、これからということで、我々も土地改良事業は単なる土地が大きく広がったということではなくて、やはりこの土地を有効に活用して、農家の所得を向上していただきたい、そんなことで、この土地改良事業と併せまして、国の補助事業を活用して、三つの法人によりますビニールハウスの規模拡大、面積的には1万8,400坪を超える大きな施設園芸の規模拡大に取り組んでおるところでございます。さらに、ライスセンターの設置等で、土地改良事業を機に農業者の所得向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらにもう1か所、飯岡西部地区でございます。この飯岡西部地区につきましては、やはり県営土地改良事業というようなことで、現在、ほ場整備の基礎調査業務、これらを行いまして、事業化に向けましていろんな基本設計、そういうところを現在、実施しているところであります。

これまで各種計画の策定、こういうものにつきまして、地元農業者の意向の反映、これが一番大切かなと。そんなことで、現在、区域内の7地区で説明会を行いながら、今後、これらを取りまとめまして、今年度中に業務が完了するよう進めてまいる所存でございます。

さらに、未同意者の仮同意取得につきましても、事業実施区域がある程度確定しましたことから、これらを基にしまして、平成22年4月の事業採択に向けまして、関係機関一体となりまして推進してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、企業誘致について市長から答弁がありましたが、補足してちょっと説明したいと思います。現状について、ちょっと説明したいと思います。

鎌数工業団地の新産業パークCD地区の企業誘致の現状でございますけれども、企業から

の引き合いもかなり増加しております。その増加している中でも、具体的な誘致活動に推移してきているところがございます。

本年度の誘致活動につきましては、電話、メールでの問い合わせは12社ございました。現地案内を含む来訪、訪問での交渉企業は4社、立地交渉では6社と交渉を行っておりまして、現在も継続して交渉している企業もございます。その結果として、先ほどから出ておりますけれども、3社の誘致ができたという部分でございます。本年9月にはG Pセンター、北総養鶏組合、それから10月1日には株式会社ナガシマ化学工業、12月1日にはベジポートという形でございます。

それから、トップセールスの話がございました。トップセールスにつきましても、金融機関からの情報提供は欠かせないということの中で、市長が先頭に立ちまして、金融機関6行にトップセールスを行っております。これは支店だけでは限りがございますので、本店のほうにもお願いしてございます。その結果として、1社につきましては、ナガシマ工業につきましては金融機関からの提供という部分の中で誘致ができたという部分もございます。

そのほかにも、先ほど申し上げましたが、6社の中でも現在も交渉を行っているところもございますが、そこにつきましてもトップセールスのほうをしているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 産業祭については、答弁いいでしょうか。

滑川議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。丁寧な説明をどうも。

では、検討委員会についてということで。

検討委員会は秘密会で行われ、市議会、市民に全く公開されておりましたが、先日、インターネットで見た第3回検討会の審議内容では、なるほど公開できるような中身ではありません。2回目から、既に方向性が指定管理者制度になっております。今、全国のあちらこちらで病院のあり方が検討されておりますが、地元の医師会長、市民代表とか中立性の高い学識経験者等で構成されて、内容がすべて公開されていきますが、旭市の検討委員会は市民や市議会のコンセンサスがこのままで得られると思うのでしょうか。

前任者の重田助役は、旭市だけでは中央病院はリスクが大き過ぎるから、一部事務組合ないしは地方独法等でリスクの軽減等を図るために3市1町で何回も助役会議を開催し、合意を取り付け、医療連携協議会を19年1月に立ち上げましたが、その医療連携協議会とこのあり方検討委員会との整合性についてお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） これまでの検討委員会が秘密会議であったというお話でありますけれども、まさにそのとおりでございまして、そのとおりに議員さん方のほうにもお願いをさせていただいたつもりであります。

といいますのは、検討委員会で方針が決まらない間にいろいろな話が出て、中央病院の内部で混雑が起きると困るという、その問題をもって、そういった秘密会議にさせていただきました。その代わり今度は、これからの掘り下げて行う会議については、問題については、きちんと公開をさせていただくつもりであります。

それと、重田助役のときの東総医療連携との話がございました。東総医療連携も、今きちんと進めていただいておりますところでありまして、当初は匝瑳市、銚子市そして東庄町、3病院と中央病院とで行ってきたわけでありすけれども、その中で取りあえず一番連携のしやすいところということで、匝瑳市民病院とまず連携を組もうということで進めておりますところであります。

こういった問題でもそうですけれども、相手のある問題ですから、なかなかこちらの思うようにはいかないという問題がございます。そういった意味でも、先ほどからIHNの問題なんかも取り上げておりますけれども、もうこの地域の医療というのは中央病院だけでもできない、ほかの病院だけでも、もちろんできないわけでありまして、それぞれの機能を分担をするというのが一番大事だろう、そのように思いますので、一緒に東総地区の連携なんかも進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） じゃ、3回目です。

12月1日号の広報あさひでは、1ページを割き検討委員会報告が掲載され、公設民営化方式の提案となっています。しかるに、同じ12月1日に行われた検討委員会は、報告書では指定管理者制度を提案したが、具体的に実行に移す際にはさまざまな課題もあるため、地方独立行政法人制度についても調査研究となっています。このことは、秘密会の中では地方独立行政法人は検討しなかったのに、裏返しだと思います。議決権のある人、答申の翌日60万円の報酬で中央病院顧問に就任した人、朝と昼間で方針が変わる執行部、今のメンバーの検討委員会は、答申を出していただいたんですから、お役御免だと思います。即刻解散すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 滑川議員との考えの違いかもしれませんが、私は検討委員会の皆さん方には十分役割を果たしていただいております、そのように考えております。ですから、責任をとってもらう必要は全くありません。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 市長の考えです。どうもありがとうございます。

公立病院の改革ガイドラインの改革三つの視点とは、経営効率化に3年程度、それから再編ネットワーク化に5年程度、経営形態の見直しに5年程度という猶予を出しております。なぜ我々の検討委員会は、経営形態の見直しだけを図り、公設民営化を答申したのか。再整備工事を着工しないうちから公設民営化とは、再整備計画に重大な欠陥でもあったのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは再整備計画とは全く関係ありません。並行してこういう考え方を今のうちからしておこうというふうなことでありまして。

また、決めたわけではなくて、その考えをいろいろ今から考えておこうと、こういうことでありますので、決めるまではもっと慎重にいろいろいかなければなりません、決めたらば、それは早くやったほうがいいんでしょうが、決めるまで、考えることは早くからずっと考えていたほうがいい考えが出るんじゃないかなと、このように思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） じゃ、公設民営化について。

中央病院で行われた職員説明会では、指定管理者制度を打ち出して、指定管理者制度への移行は最短22年4月だろう。職員に理解していただいて、その後、市議会で議決していただくことになる。常日ごろ吉田院長は、議会で市立病院でいく、経営形態は市議会が決めると答弁しておりますが、このことは説明会で言ったことと市議会で言っていることが違っているんじゃないでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それは全く常日ごろのことじゃなくて、職員の説明会という

のは、20日に全員協議会にそういう案が出たと、こういうものの説明会でありまして、方針が出ましたので、この方針について説明をしたと、こういう意味であります。したがって、私の常日ごろ議会で言っていることとは何ら全く関係ないということでもあります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） そうすることは、その後、市議会で議決をしていただくというのはただ自分の思いだけであって、裏には何にもないということですよね。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○8番（滑川公英） いえ、いいです。

公設民営化を答申した検討委員会のメンバーのうち、樋口幸一委員長、松山先生、柏木企画監はおそろいで過去に富士通総研の研究員のメンバーです。この検討委員会のメンバーに選出された3氏とも、本当に偶然なのでしょうか。それともはかり知れない意図があったから、このようになったのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、初めてそのようなお話をお聞きしましたが、富士通総研にいたのは松山先生だけじゃないんでしょうか。あとはちょっと違うと思いますが。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、吉田院長は分からないということでもありますので、今ここにいる柏木企画監には、過去にそのようなつながりがあったかどうかお示し願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） ただいまのご質問ですけれども、私は富士通総研に在籍したことはございません。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、3番目ですね。昨年から執行部は国や県の補助金の獲得に努力していますと答弁しておりますが、9月議会で23億8,000万円、県の補助が付きましたが、いまだに国の補助金の目安さえありません。公立病院ガイドラインの三つの改革に対して、国は財政上の支援を講じると明記してあります。三つの改革についての公的な検討委員会を設置を要望しますが、先ほどの市長の答弁では、まず不可能ですから、これはいいです。

開設以来55年にわたり黒字の中央病院をなぜ公設民営化するのか。国では、公立病院経営形態を地方公営企業法一部適用、全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度、民間移譲と。例えば多額の累積債務を抱える銚子市市立病院が選択する経営形態が指定管理者制度ないしは民間移譲だと、今までの中ではほとんどのところがそのようになっております。黒字で全部適用の病院であれば、普通、地方独立法人を飛び越えて指定管理者制度はとりません。956床もある全国有数の旭中央病院を偉い学者の皆さんの壮大な実験場にさらしても本当によろしいのでしょうか。今の社会保険庁の組織と同じく、もしこれが失敗しても、誰も責任をとりません。とりますならいいですけども、全然とりませんね。このことにつきまして、改めて市長のお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今の質問にお答えをさせていただきます。

午前中にもお話を申し上げておりますとおり、これからしっかりと掘り下げて検討をしていく問題でございますので、間違いのないように掘り下げていきたい、そのように考えております。

それから、議員にお願いをさせていただきますけれども、先ほどいい国の補助事業があるのに、何で活用をしないというお話がございました。中央病院は私ども旭市の宝であり、みんなで盛り上げてより発展をさせていきたい、それが私の願いであります。特に市をリードしてくれる議員の中で、そういったことをちゃんと知っている人がいたら、きちんとこうすれば補助金が付きますよという形で教えていただくのが筋であって、我々の知らないところを責めてもあまりプラスにならないだろうと、そのように思いますので、いいご意見がございましたらどんどん教えていただきたい、そのようにお願いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 3回目の質問でよろしいですね。

○議長（明智忠直） はい。

○8番（滑川公英） 改革プランの再編ネットワーク化に最適な法律が地方独立行政法人にあるやに聞いておりますが、加瀬企画課長の答弁をお願いします。

今の病院執行部は、指定管理者になることを多分想定している上で、このようなことを考えていると思われますが、法律的な根拠も併せてお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） お答えいたします。

再編ネットワークで地方独立行政法人が最適だということで法律があるということなんですけれども、改革プランの中で確かに再編ネットワークというのは示されておりますが、これが必ずしも最適だということでは国のほうは示していないと思います。

改革プランの中では、確かに経営の効率化、再編のネットワーク、経営形態の見直しと、この三つについては必ず言及しております。たとえ今、黒字であっても、将来的にずっとそのままいけるのかどうか、その辺も含めて検討するようというのが改革プランの趣旨であろうと思います。特に再編ネットワークにつきましては、県の保健医療計画、これがございます。これで二次医療圏というのを設定しています。この二次医療圏の中でどのようにするのかは、県がきちんと方針を示したならば、それに沿った形で検討すると、それが趣旨だと思います。県のほうは、明確に二次医療圏の中でどういう形ですのかと。これは保健医療計画を読んでいただければ分かると思うんですけれども、循環型の連携ネットワークというような言い方をしています。あくまでもそこまでしか示していない中で、じゃ市のほうはどういう形でやるのかというのは、再編ネットワークについては、本来、東総地域の医療連携協議会がございましたから、その中でそれぞれ協議をするということで、これについては3市1町、これはきちんと担当者の中では話し合って、方針が出た段階では、それぞれ意見交換をしましょうという形になっておるものでございます。

その辺、ちょっとどういう形での法律での位置付けというのはちょっとよく分かりませんでしたので、すみません、答えになっているかどうか分かりませんが。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） では、そのことにつきましては、あとで調べて持ってきていただければ幸いです。

4番目に、もし指定管理者になりますと、中央病院の職員の説明会の中でも、職員の雇用は継続すると言っておりますが、指定管理者制度を選択すると、公務員と身分の継続はなくなります。分限免職されて、職員共済、労災、退職金の通年年数加算なしになります。少なくとも1,000人以上の普通職員についての雇用不安につながると思います。また、割り増し退職金は二・三十億円と想定しているところの前の全協の中ではお答えいただきましたが、その金額で本当に済むのでしょうか。また、財源はどのように考えておりますのでしょうか。

市長は、中央病院は最大の雇用先、最大の企業といつも申しております。私も旭市の中央

病院がなくなる、ないしは悪くなったら、一番困るのは旭市だけじゃないと思います。東総地域全部が困るんで、これは旭市だけの問題でないんで、もうちょっと大きい考えで検討いただければなと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、滑川議員から指摘があった退職金のような問題、これからしっかりと掘り下げて検討をしてまいります。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） では、リニアック棟の再入札については、先ほどのお答えでは、これは手違いと言いましたけれども、これは職員のミスですね。ミスで2か月近く、1か月半以上延期するのでしたら、きょう同僚議員の方々が再整備の金額についても申しましたけれども、その辺のことにつきましても、例えば狂乱物価の狂落物価で、でも現実には今、下がっているのは鉄鋼と燃料関係で、ほかのものはほとんど下がっていないのが現況です。新聞なんかでも紙上で言われていますのは、資材が下がるのは来年の3月、そのころにならないと下がるだろうと言われております中で、最低価格も設け、入札を早目にやっちゃうというのは、やはりもうちょっと……。

私は再整備を反対しているわけじゃないんですよ。価格がもうちょっと明快になってから。それは私は6月議会からもずっと言っていることですが、狂乱物価のときに何も急いでやらなくても。だから、急いでやる理由というのはどのようなことなんでしょうかね。

○議長（明智忠直） 滑川議員、今、4番目の質問か5番目の質問、再整備とリニアックを一緒にやっていましたけれども。

○8番（滑川公英） リニアックの再入札のことで、再整備がそういうことであればということ。そうであれば、DとEを一緒でも構いません。同じ入札ということで。

○議長（明智忠直） 分かりました。

滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、滑川議員おっしゃったのは、早めているという意味でおっしゃったのかもしれませんが。ただ、これは早めるも遅くするも、そういう認識は全くなくて、当初のスケジュールに従って進めているものであります。

確かに今は物が下がっている傾向かもしれませんが、それはいつまでも続く保証もないわけでありますので、しかもその積算も、先ほども申し上げましたけれども、長い年月をかけて設計をし、積算をしてきているわけでありますから、ここでちょっと待つとか、そういうわけにはやはりいかない。これはやはり公の発注の責任がありますので、そんなことで、私のほうの認識とすれば、予定どおり入札手続きに入っていると、そういう認識でございます。以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） では、お言葉を返すようではすけれども、さっきのリニアックは、自分たちのミスで再度1か月半も延ばしたわけでしょう。ほかの関係は全然ないでしょうよ。ただ、今回は狂乱物価だから、私はもう今年の6月から言っているわけでしょう。こんな狂乱物価のときに何も。もう少し落ちついてやってくれと言ったから反対したわけですよ。再整備に反対している覚えはさらさらありませんよ。あまりにも高いときに何も入札しなくてもいいじゃないかと。下がってくるのが分かっているけど、なぜ最高時の積算でやるのかと、それだけの話ですよ。

そういうわけですから、もう一度検討できればね。

もう一つ。吉田院長は、やはり職員の説明会で、今は入札、入札、公明正大にやらないと、これはまた非常に具合が悪いと説明していますが、言葉じりをとらえるように思われますが、市立病院、公立病院のトップとして、ちょっと不適切な発言、コンプライアンス欠如ではないでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは我々病院の立場としますと、その特殊性というのが非常にありまして、高額医療機械、こういうのは非常に作っている会社がもう限られるわけでありまして、入札をすると余計高く付く。今までの経験ですと、億以上の機械あるいはシステム関係と、これはもうかえって高く付くんですね。入札をして一番安いところをさらに呼んで、さらにそれを値引きさせるというぐらいのことをやっているところもありますし。

このようなことで、やはり物によっては確かに入札のほうが安い場合もありますが、医療界というか、病院の関係ではそのような事例がたくさんございますので、民間病院は非常に安く買っているわけでありまして、資源を有効に使うという意味では、そのような方法も一つあるだろうというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございます。

松山先生のおとしの中央病院の講演会の中では、東総地域の中で素晴らしい経営をしているのは旭中央病院だけだと。人件費も一番安いと。少なくともトヨタの半分くらいだと。そのほかに、購入物資につきましても、周りの近隣の公設病院から比べると、半分くらいで済んでいると。それは中央病院の皆さんが努力していると。このノウハウを使えば、単年度では近隣の公立病院の購入価格というのは下がると、そのようなことを言っているんですから、やはりそのようなことを応用していただきまして、公明正大にやるのが。今までどおりやったからといって、高くはなっていないと思うんですよね。先生が調べたことは、それは違っていると言われれば、私はいたし方ないんですけれども、何百人を集めた講演の中でそのようなことを言っていますから。

それで、建設資材の一番高騰したときに価格設定された積算価格ですよね。もし落札されたとしても、これは普通であれば暴騰したときにスライド条項がありますけれども、逆のスライド条項というのは行政ではあるんでしょうか。その辺ちょっと財政課長にお聞きしたいんですが。

○議長（明智忠直） 滑川議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） スライド条項、逆のスライドはあるかということでございます。これはスライド条項はございます。これはスライド条項というのは、甲乙両方に適用になるということです。

（「どうもありがとうございます」の声あり）

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、4時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 4時 8分

再開 午後 4時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 食彩の宿についての2回目の質問ですけれども、2億円前後の売上げで推移しているわけですが、今回、その4分の1が赤字では、これから先どのようなになるのかはわかり知れませんが、例えば公設民営化の話が今ありますけれども、飯岡荘のほうがはるかに早急に検討すべき議題ではないのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

民営化ということですが、現在、国民宿舎は全国で150ございます。その90%がもう既に指定管理者制度に移行をしております。そんな中、直営でも頑張っているところがまだまだございます。現在の国民宿舎の今までの経過の中で、その地域によってさまざまな事情あるいは環境の中で歴史を作ってきたという経緯がございます。当然、旧飯岡町、飯岡荘におきましても、食彩の宿ということで変わりましたが、いまだ飯岡地区住民の根強い期待感も伝わってまいります。これは現場での対応の中での感想でございますけれども、したがって、現在、民間への委託については当面は考えておりません。

あすグランドオープンということですので、先ほど申し上げました販売促進を積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） これは食彩の宿だけではないんですけれども、今後とも公設民営化とか指定管理者制度というのは行政としてだんだん取り入れていかざるを得ないような状態になるんで、その前にちゃんとした法整備をしていただきたいと思いますと思うんですよ。それには総務課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 法整備ということでございますけれども、市の場合は条例ということになりますが、基準とそれから手続きについては、既に条例を制定してございます。ですから、それぞれの施設でそれに対応する条例整備をなされれば、それで進めることはできると思っております。

現に、最近では保育所の指定管理者制度を導入いたしましたけれども、保育所の設置条例の中でそのような対応をして進めているという経緯がございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、サービス業とかその辺につきましては、極めて簡単な法令とかその辺でいいと思うんですけども、この医療関係につきましては相当きついことがあるんで、これからもその辺の検討をしていくということでありますので、総務課も含めまして、医療関係に対する法整備もこの結果を出す前にどんどんやっていくべきことではないかと思いますので、今後とも総務課、企画課の奮闘をお願いしたいと思ひまして、飯岡荘については終わります。

土地改良事業につきましては、土地改良区内の道路、水路敷用地以外の非農耕用地とは土地改良法でどのようなになっているのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良区内の道路、水路ですけれども、事業が終わりまして、現在の県営土地改良事業で県が管理をして整備をしております。事業が終わりましましたら、土地等につきましては市のほうで引き継いでいろんな維持をしていくと、そういうことになっております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） そうですか。はい、分かりました。

私が言ったことはそういうことでなくて、非農耕用地はどのくらいのパーセントで造られるのかと。県としてはどのくらいまでだったら許されているのか。普通、土地改良でいいますと、我々が賛成して合意して、多分、減歩率というのは7%か8%が普通だと思うんですよ。100%は換地ができることはないんですから、今の法律でいえば、すべて道路、水路については減歩でやりますけれども、その減歩の中で非農耕用地についてはどれだけの面積ないしはパーセントで造ることが許されているのか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 失礼しました。萬力Ⅱ期地区ということでご説明をさせていただきます。飯岡西部につきましては、現在、道路、水路をどういうふうにするかという計画段階でございます。

萬力Ⅱ期地区につきましては、議員ご承知のように、今まで一度も土地改良事業を実施したことのない地域でございます。そういうようなことで、今回は減歩率が相当高いというこ

とで聞いております。

今回、面積的には区画整理を83町歩やりますけれども、そのほかに道路工としまして8.8キロ。すみません、ちょっと面積的につかんでおりません。用水路につきましては5.9キロ、排水路につきましては9.6キロ、実はこういう新たな道水路ができてくると。

どこまで許されるかということでございますけれども、例えば土地改良事業を1度やった所の土地改良事業と、こういう一度もやっていない所、全然違うと思います。これはパーセント的には、ちょっとここではっきりしたことは言えませんが、許されるという部分はないと思います。むしろ農業者の方が使い勝手のいい道路を造らないと、あとで狭い道路を造ってしまつては、これは何の土地改良事業にもならない、そんなことで理解をしています。上限どうのというのは、今まで聞いてはいません。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 申し訳ないんですけれども、質問が分からないんですね。申し訳ありません。

減歩率というのは、道路、水路、幹線排水路とか、その辺を全部含めまして、100%は返ってきませんよと。だいたい7%か8%はカットになりますよというのは、これは常識なんです。そうじゃなくて、私が何回も申し上げているのは、非農耕地をどれだけ造れるかということなんです。それをカウントしているんですかということ。はっきり今、事務局では分かっているんですかということ。国ないし県の方針があると思うんでね。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 失礼しました。非農用地ということのご理解でいいんですね。

土地改良事業を機に、いわゆる土地改良事業をしますと、これは農業をやっていく土地を造るわけでありまして。それと反面、農地として使わない、例えば宅地とする土地の創設であります。これをもって、農地は農地として使っていこう、あるいは開発すべき所はもう決めて、そこを開発していこうということでございます。

現在、萬力Ⅱ期地区につきましては、3町歩程度、非農用地を創設すべく今進めております。場所的には、一番西側のつぼ八というお店があります。その隣の隣ということでございます。

ただ、この非農用地につきましては、どこまで許されるかという。むしろ許されるというよりも、何に使うかという部分が相当国の審査で問われます。例えば公共事業用地であれば、

ほとんど国との協議をしやすいわけでありますけれども、一般の企業の誘致等にしますと、それが地域の農業振興に対して本当に必要があるかどうか。例えばその地域の雇用を創設するのか、あるいは地域の農業振興、例えば農産物の加工施設であれば、国も了解していただけるとは思うんですけれども、そういう地域の農業振興に大いに役立つ施設ということであれば許される部分がありますけれども、何でもいいというわけではないということで理解をしています。

○議長（明智忠直） （２）の土地改良事業につきましては、４回質問が終わりました。よろしくをお願いします。

滑川議員。

○８番（滑川公英） 産業まつりと企業誘致につきましては、同僚議員から詳しく答弁いただいておりますので、質問をカットいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（明智忠直） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１番 伊藤 保 登壇）

○１番（伊藤 保） 議席番号１番、伊藤保です。第４回定例会に質問の機会をいただき、感謝申し上げます。通告に従いまして、質問をいたします。

合併して市民が身近に感じられる施設の 하나가、旭市クリーンセンターです。今でも塵芥処理センターと時々言葉にしていますが、事務組合になっていた施設ですが、今は市が運営をしております。それだけに気になるのでしょうか。苦情や質問などがありますので、質問をいたします。

１点目、旭市クリーンセンターについて１点、焼却灰の運搬はどのようにしているのでしょうか。できるだけ詳しく説明をお願いいたします。

続いて、干潟地域にある旭市グリーンパーク処分場について、市民からよくトラックが出入りしているが、どんなものが捨てられているのかと聞かれますので、２点目に旭市グリーンパークについて１点、旭市グリーンパークはどのような処分場なのでしょうか、お聞きいたします。

続いて、今、テレビなどで新型インフルエンザのことを耳にするようになりました。新型

インフルエンザとは、鳥インフルエンザウイルスなどが変化し、人から人へと効率よく感染する疾患で、この鳥から人への感染も世界的に見られ、2003年11月から今年にかけてWHO、世界保健機構に報告されたH5N1ウイルスの人感染確定症例数は世界15か国で387人、うち245人が死亡しており、死亡率は60%を超えています。過去の例では、10年から40年周期で新型インフルエンザが流行すると言われ、1918年のスペイン風邪では、世界で約4,000万人、国内でも約39万人が死亡しています。WHOは流行に対する警報表を作り、各国に警戒を呼びかけています。現在は人から人への感染がない、もしくは極めて限定されているフェーズ3という段階だそうですが、そこで新型インフルエンザの対応について1点、旭市で感染者が出た場合の対策は考えているのでしょうか、質問いたします。

次に、旭市の老人クラブの数が減っていると聞きました。これからもっと高齢者が増えることが予想されていますので、そこで老人クラブについて1点、旭市の老人クラブの数が減っているということですが、その原因をどのようにとらえているのでしょうか、お聞きいたします。

以上4項目4点を伺いますので、回答のほうをよろしくお願いします。

なお、質問は自席で行います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、伊藤保議員の質問の一番最後の質問、老人クラブが減っているという問題について、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

ちょうど65歳以上の高齢化率が22.8%というようなときを迎えまして、本当に老人クラブの持っている意味合いというのは非常に強いだろう、そのように思います。そういった中で老人クラブが減るというのは、少し寂しい思いをしますけれども、今、いろんな現状を見てみますと、やむを得ないのかなと。といいますのは、いろんな趣味に、趣味のグループで活動をいたしております。カラオケがあったり、パークゴルフがあったり、グラウンドゴルフがあったり、そういった形で活動していて、さらに老人クラブへも入ってくればもっといいんですけれども、なかなかそうはいかない。そういったものがあるから、なかなか老人クラブの皆さん方、人数が確保ができないというのが実際のところだろう、そう思います。

ただ、今、老人クラブの皆さん方にいろんな活動をしていただいております中で、小・中学生、

特に小学生でありますけれども、その登下校時の安全見守り等を行ってくれておる老人クラブがごございます。そういった例をこれから各地の老人クラブの皆さん方をお願いをしながら、ぜひ地区でクラブを復活をしてもらって、そういった形でも少しお手伝いできませんかと、そのようなお願いもさせてもらいたい。それから、学校へどんどん立ち入っていただいて、昔の遊びを教えていただいたりというような子どもたちとのふれあいもぜひお願いをしたい、そのように思っておりますので、そういった形でこれから老人クラブに加入をしてくれるようにお願いをしてまいりたい、そう思っております。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、クリーンセンターの焼却灰の運搬の関係をどのようにしているんでしょうかという形のことで、具体的に説明したいと思います。

焼却灰の運搬につきましては、クリーンセンター職員、現在3人で運搬を行っています。主に運搬を行っている者は、臨時職員、これが2名、正規の職員が1か月ほどやっております。運搬車は1台ありまして、4トンダンプ車です。積載量については、法定の3,500キログラムを積めることになっています。

内容ですけれども、クリーンセンターで出た焼却灰を4トン車に積み込みますが、これはある程度まとまった、たまった段階で、焼却したあとの焼却灰を天井クレーンにより積み込みを行います。そして、センター内の計量所にて計量を行って、グリーンパーク、最終処分場のほうに運搬し、埋め立て処分をしております。

次に、グリーンパークのほうに大型の車が入っているのではないかと。処分場の内容ですけれども、櫻井地先にありますグリーンパーク、最終処分場につきましては、平成9年5月にセルアンドサンドイッチ方式という形で、焼却灰、不燃残渣等の一般廃棄物を埋め立て処分できる最終処分場として、県知事から認可を受け設置したものでございます。19年度のグリーンパーク、最終処分場の処理量は、焼却灰が2,433トン、不燃物残渣は1,427トン、その他、汚泥等が主ですけれども、2,781トンの合計6,641トンを持ってっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからは、3番目の新型インフルエンザの対応について、旭市で感染者が出た場合の対策は考えているのでしょうかについてお答え申し上げます。

国は平成17年度に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、千葉県でも国の行動計画を踏まえて、県の行動計画及び対応マニュアルを策定しております。国・県の行動計画における警戒レベル区分をフェーズとありますが、フェーズは6段階に区分されており、フェーズ4の段階で発熱外来を設置し、新型インフルエンザの感染拡大の防止を図ることとなっております。

設置の時期は、県の新型インフルエンザ対策本部より各保健所に設置される現地対策本部に指示がございます。また、その後の増設等については、現地対策本部が患者発生状況を踏まえ決定することとなり、拡大の状況によっては、各市町村内にも発熱外来の設置をすることとなります。

現在、県では各保健所の健康危機管理推進会議の中に、管内の医療機関、医師会、薬剤師会、市等で構成する新型インフルエンザ地域医療委員会を設置し、発生時の医療体制をはじめ、発熱外来設置の場所、医師、看護師を含めた人員の確保に関する計画等を検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、旭市で発生した場合には、県と緊密に連絡をとり、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 老人クラブにつきましては、今、市長のほうからご答弁をいただいたとおりでございますが、担当課といたしましても、常日ごろ幅広く老人クラブの皆さんにはご活躍をいただいておりますので、感謝を申し上げるところでございます。

それで、減少の状況等の数字を含めまして、若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、合併前の17年4月1日現在で申し上げますと、クラブ数が103ございました。それで、会員数は5,062人ございました。それが20年4月1日におきましては83クラブ、会員数は3,611人となっております、比較をさせていただきますと、この3年間で20クラブの減、そしてまた会員数で1,451人の減という、そういう状況でございます。これを減少率で見ますと、この3年間では19.4%クラブ数は減り、会員数では28.7%減っているという、そういう状況でございます。

この減っている状況といたしますのは、旭市に限った状況ではございませんで、県下市部ほとんどと言っていいほどすべて減少をしている、そういうような状況がございます。

それで、先ほども市長の答弁にございましたが、その原因でよく聞く、そういう理由とし

まして、新規加入者の場合には、やはりまだまだお若いですし、退職をされてもすぐには、生活のためというようなこともございましょうが、現役で働かなければならないという、そういう状況が一つございます。それから、先ほどの市長の答弁のように、趣味が多様化して、老人クラブよりも他の趣味やそういう生きがいを持ちたいという方もいらっしゃると思います。それと、老人クラブのように団体行動をするんじゃなくて、本当に気の合う仲間同士で集まっていたいという、そういう方もいらっしゃると思います。それから、仕事をやめてから人間関係で気を使いたくないというような、そういう理由もございます。そして、ここが一番大切かと思いますが、まだ自分が若いんだと、老人クラブの世代ではないんだというふうに思っている方が大勢おるようです。そしてまた、途中退会者の場合ですが、これらの方々の理由を見ますと、やはり役員ですとか会長職ですとか、そういう役員を押し付けられるのが自分は嫌だということで、こういうケースになりますと、次の役員がいなくなってしまうので、当然クラブは解散していく、そういう方向にございます。あとは、補助金ですとか会費、それらの事務的な部分が負担であるというような方もいらっしゃると思います。それから、一緒に活動をしてきた、そういう中でありますけれども、トラブルがあって嫌いになってしまうという、そういうような理由もあるようです。

いずれにしても、高齢者世代の方々の意識というものがここに大きく変化しているということが見てとれます。会員の新規加入、これが図られず、既存のクラブの会員数の減少が進んで、全体として減少傾向に陥っているという、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 再質問をさせていただきます。

まず、クリーンセンターについてですけれども、クレーンで積むということでございますけれども、4トンダンプ、これはあおりがあって、実際のところ3.5トンということでございますけれども、市民からだいが積んでいるようだということですので、台貫に乗っているということです。過積載というのはやっておりませんか。もし過積載をしているとしたら、どのぐらいオーバーしているのか。20年4月から6月までの最低と最大をお答えしていただきたいと。

それから、何日間やっているのか教えていただきたいと思います。

また、昨年シートをかぶせないで走っているのを何回か見ております。これは違反ではないんでしょうかという質問なんですけれども、お願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） ごみの処理量の関係で、4トン車でどのぐらい積んでいたかという形で、先ほど言いましたように、うちのほうで焼却灰をクレーンで積んで、クリーンセンターの台貫ではかっております。4月からのキロの関係ですけれども、オーバーとしては約1.七・八倍のときがありました。約6,800ぐらいですか。少ないときは当然基準内、3,500キロ以内でやっております。一番多かったといえますか、最大の感じは、6,770だと思います。最小については3,500以下という形で、平均的には4,500ぐらいの平均的なあれが多かったです。

この関係、指摘がありましたので、直ちに直しております。直してのチェック体制ですけれども、計量時に当然重量が出ますんで、そのときにオーバーしている場合は積み直して運搬はしております。現在は法定で定めた積載量で運搬しているという形になります。

もう1点、シートの関係ですけれども、シートを飛散防止という形で、一応運搬するときには飛散をしないようにという形になっておりますんで、それについても現在、飛散防止の徹底という形で行っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 再々質問をさせていただきます。

これは手元で課長のほうからいただいた資料ですけれども、今年の4月1日から6月まで、これはほとんど重量オーバーなんですね。これが毎回、台貫に載りオーバーしていて、日報も上がっていると思うんですよ。その日報が上がっているんですけども、クリーンセンターの責任者が見ていたのか、見ていないのか分かりませんが、管理している上で気付かなかったことはないと思うんですね。そうなってくると、責任者に聞いてみたんですけども、積み過ぎないように作業員に注意していますということだったんです。しかし、これだけ重量オーバーが続いた場合には、何らかの処置がとられるはずなんですね。ところが、それがずっと続いてきたということで。ですから、私のほうも市民から聞いて指摘をしたわけですけれども、そういうことで、日報の確認を怠っていたとしか言いようがないんです。

また、今まで分からなかったのだから平気だろうという考えもあったんじゃないかなと思うんですね。今まで事故がなかったのは、これは不幸中の幸いというか、本当に無事に済んでいるという。過積載というのは、これは事業主の責任も問われるわけですので、その辺の

ところは、もし問われた場合に大きく報道されると思うんで、市民もその辺のところはがっかりするんじゃないかなと、こういうふうに思うんで、その辺、市長はどのようにこの問題をとらえておるでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 注意が足りなくて本当に申し訳ありませんでした。これから時たまそういった面にも目を向けに行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、現在、改善されたということなんで、これからそういったことのように期待をしていきたいと思います。

次に、グリーンパークの再質問に移させていただきます。

グリーンパーク、これは一般の車両あるいは産業廃棄物取り扱い業者は搬入できないと思いますけれども、ところが市民からやはり相談がありまして、いただいた資料ですけれども、ある市内の業者が6月、8月、9月と1回ずつ、合計69トン鉄残渣を搬入しているということですが、どういうことなのか、教えていただきたいと。

普通一般的な考えだと、残渣を業者が引き取った、その時点で産廃となるというふうに考えておりますけれども、その辺はどのようなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、お答えいたします。

一般廃棄物の処理については、市がすべて行うというのが原則でございます。しかしながら、現実的にはその処理の一部を業者に委託しているのが一般的です。クリーンセンターでは、一般家庭から出た一般廃棄物、資源物を含みますが、これを集めて処理して、資源ごみ等についてはリサイクルをしております。今、ご質問の鉄くず関係等の資源ごみの処理については、市内業者に委託して、リサイクルできるものとできないもの、できないものは残渣ですけれども、に分け、残渣についてはグリーンパークのほうに埋め立て処分をお願いしています。この残渣について、市が集めた一般廃棄物であるということですので、そこから出た残渣については一般廃棄物と考えております。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○議長（明智忠直）　ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することと決しました。

○議長（明智忠直）　伊藤保議員。

○1番（伊藤　保）　業者は、これは県の許可をとったものなんですか、その辺のところ。また、何社とっているのでしょうかをお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直）　伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（平野修司）　一般廃棄物の処理関係については、5トン以上処分する場合には県知事の許可が必要です。市内で許可を持っている業者は1社でございますけれども、この業者についてはうちのほうは入れておりません。うちのほうで入れている業者でございますけれども、これは平成7年当時、県と事前協議をして申請書を提出しましたが、どういう理由では分からないんですけれども、そのまま現在に至っているという経過があります。それが分かりましたので、その業者に対して再度、県当局に確認と申請手続きをするよう現在指導しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直）　伊藤保議員。

○1番（伊藤　保）　ということは、平成7年から今年まで許可はなかったということなんですか。また、その辺の確認ができていたのでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直）　伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（平野修司） 確認はしていなかったという形になります。

先ほど言いましたように、一般廃棄物を処理するものであるから、基本的には市の業務であり、そのままという形で済んでいたんですけれども、実質上は先ほど言いましたように5トン以上を処理するという形になりますから、県知事の許可が必要だという形で、塵芥組合当時、そのような指導をして県のほうに申請したんですけれども、そのままの状態になっていたと。それが今年になって発覚したと。ですから、それはまずいんで、現在、早くとりなさいと。もしとれなければ、うちのほうは契約を打ち切るよという形の様子を見ています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 次に、質問を移らせていただきますけれども、私はこの組織を動かしていく大事なこととして、報告、連絡、相談、確認と、この四つがあると思うんです。中でも確認が一番大事だと思うんですね。私はこういうふうに教えていただきました。クリーンセンターの件もそれから今の件も、確認ができていないんですね。ですから、このようなことが起きてくるということでしょう。ですから、その辺のところもしっかりとこれからないようをお願いしたいと思います。

次に、インフルエンザの再質問ですけれども、これは国・県の対応待ちという形でとらえてよろしいかと思えますけれども、これは関係部署……。例えば、日本に今、高病原ウイルスH5N1が既に去年入っているんですね。私の記憶では、今回の11月、12月の広報に、野鳥が死んでいたらこういうふうに下さいよとかという、そういうのが出ていなかったような記憶があるんですけれども、市民の皆さんは既にもう知っていることだということで理解しておりますけれども、確認の意味でお聞きしますが、野鳥などが死んでいるのを見つけた場合どうしたらいいのか、また養鶏場などは既に注意事項として連絡が回っていると思えますけれども、そういったのを見つけた場合どうしたらいいのか、教えていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 野鳥等が死んでいる場合は、現在、所管しているのがうちのほうでございます。これは県のマニュアル等もありますけれども、野鳥関係、さまざまな原因で死亡しますが、飼われている鳥と違って、えさがとれずに衰弱したり、物に衝突したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうことがあります。野鳥が次々に連続して死亡した場合や

密集して死亡することがない限り、直ちに高病原性鳥インフルエンザを疑う必要はありません。したがって、検査等を出す場合は、うちのほうでは多数、おおむね5羽以上の場合ですけれども、その場合は、密集して死んでいるような場合は、市民などからうちのほうなり、または県の担当部署または警察のほうに一般的に連絡が行くみたいですが、それらの場合は、多数、5羽以上の場合は、検査のため県家畜保健衛生所のほうに死亡原因調査を委託して、県関係機関へ連絡を行って対応しています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農場ということで、若干農業のほうの面からお答えをさせていただきます。

今、環境課長からありましたように、5羽以上ということで、ぜひこれは狭い範囲ということでご理解いただきたいと思います。我々も5羽以上いたら農水産課へ電話してください、これを家畜保健所のほうへ持っていきますと言うんですけれども、地域で5羽死んでいるよという、そういうんじゃなくて、狭い所でという部分で。

今、ご指摘ありましたように、広報に出さなかったねという部分、ちょっと反省はしております。ただ、市民の方、死んでいると、もう農水産課のほうにも電話をいただきます。そんなご理解もあるのかなと。

現在、市の中では、実は鳥の関係、採卵鶏、ブロイラー、ウズラ、これを飼育している農家が22戸、それと市外の方でやはり市内に農場を持っている方が5戸いらっしゃいます。羽数的には299万羽という、かなり大きな規模の方あるいは小さな方も含めまして、300万羽近い羽数が現在あります。これも本当に病気が入っちゃいますと大変なことになりまして、ご承知のように高病原性鳥インフルエンザにつきましては法定伝染病であります。我が国では、ご承知のように山口県で平成16年に発生しまして、79年ぶりということで、いろんな監視体制が図られておるところであります。この病気が、インフルエンザが発生しますと、一つの町村だけではなくて、全県を挙げての対応ということになるかなというふうに考えています。参加する組織としましては、出先のいろんな関係機関はもとより、警察あるいはJ A、診療獣医師の先生方、いろんな方々に出動願って撲滅をするものであります。

想定されました動きとしましては、飼育しています鳥あるいはウズラ等に多数の死亡発生、これは死んだら、もう、すぐ農場から連絡くださいと。これは1羽、2羽ではないんですけれども、そういうことで、今、畜産農家にはお願いをしてあります。畜産農家が言わないと、

それが大きな広がりになっていくということで、農水産課のほうへ通報を受けまして、市から管轄の東部家畜保健衛生所のほうに被害の概要等を連絡しまして、家畜保健衛生所の職員が現地に赴きまして農場の立ち入り等をして、いろいろ生体あるいは死体、血液等を持ち帰って病性鑑定を行うと。

これが陽性となって、家畜伝染病の予防法に基づいて、県に対策本部、あるいは現地に対策本部が設置をされます。市におきまして対策本部を設置しまして、いろんな協力体制をとると。こういう場合には、インフルエンザの発生農場はもとより、そこから10キロ以内の鳥あるいは卵、こういうものが移動制限をされます。さらに、区域内の食肉処理場あるいはGPセンター、こういうものが閉鎖をされまして、各ポイントごとに主要道路には消毒ポイントが設置されまして、すべての養鶏関係の車両の消毒を行う、こんなシステムになっております。

これが出ますと、卵が出荷されない、あるいは鳥が出荷されない、そういうことになるかと思います。閉鎖されました農場は、すべて消毒あるいは疑似患者の殺処分がされます。処分しました鳥につきましては、鳥あるいは卵、ふん、えさ、すべてを梱包しまして、埋却あるいは焼却処分をする。

だいたい作業日数、実はずちの職員も県のほうへ行きまして演習等をやっております。だいたい12万羽規模で、県の演習では280人体制、これで5日から6日程度、1週間程度かかるというふうにされております。

そんなことで、畜産農家等につきましては、必ず被害が出たときに、自分の農場だけで考えているんじゃなくて、もう速やかに通報していただきたい、そんなことでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、県の部分で先ほどお答えをいただきましたけれども、国は今、この人間から人間にうつる新型インフルエンザのワクチン、これは3,000万人から4,000万人ぐらいの分を接種できる順番を決めて備蓄しているということなんですね。この新型インフルエンザ、東京で発生すると、10日間で旭市に感染してくるというシミュレーションがあるんですね。そうなってくると、このわずか10日の間ですけれども、一日たりとも遅れるということがあってはならないと思うんですよ。

それで、私は成田空港が千葉県にあるんで、ここから40分ぐらいですけれども、もっと早

く感染するのではないかなと、このように考えている一人なんですけれども、敏速な対応ができるように、ぜひ担当部局と検討していただいて、ある程度のマニュアルみたいなものは作っていただけたら、市民も安心すると思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほどのご答弁の中で、今、地域医療委員会という、この保健所管内の中で、それらは旭市に限らず、同じような形態ですべて検討して、マニュアル化しようとしているものでございます。今、その検討段階ですので、先ほども申し上げましたけれども、それができた場合には、旭市でもすぐ対応できるような形を保健所のほうと連絡をとり合って。

発熱外来についてですけれども、これは一医療機関として、県の医療機関としての位置付けで、医療保険で診察すると。県が医療行為としてレセプト請求、診療報酬も請求をするような形で考えているということなんです。ですから、多くなってきた場合には、発熱外来も各市町村にも設置されますけれども、その設置される医療機関としては、県の医療機関としての位置付けになるということなんです。あくまでもこの発熱外来についてはそういう形で、県の医療機関との位置付けで、そこの市町村との協力関係をちゃんとマニュアルで作っておくという形が今の段階で検討されているところでございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひ早目に検討していただきたいと、確立していただきたいと思います。次に、老人クラブについて再質問をさせていただきます。

旭市の65歳以上の会員というのはどのぐらいいるのでしょうか。

また、市から補助金が老人クラブに出ていると思うんですね。その補助金はどのぐらいなのか。それによってクラブの活動内容とかがあると思いますので、その老人クラブの活動内容も教えていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えを申し上げます。

65歳以上の会員ということでございますけれども、ほとんどが65歳以上かと思われませんが、今、市の65歳以上の総人口が1万6,000人程度、それで4月の当初の老人クラブの会員数で割り返しますと、その占める割合は22.6%ということで、2割ちょっとしか会員になってい

ただいていないという、そういう状況でございます。

それで、当然老人クラブの連合会のほうを通じまして、補助金も交付をしているところでございます。補助金の関係でございますが、市の老人クラブ連合会の本部組織に136万1,790円、それから末端の単位クラブ、そちらへ435万9,650円、合わせまして572万1,440円を交付しておるところでございます。

また、活動の内容ということでございますので申し上げますが、まず市の連合会としての事業としましては、グラウンドゴルフ大会ですとかゲートボール大会、それから春と秋の花いっぱい運動、環境美化活動ですね、それと作品展をはじめとします芸術活動、そして役員会という、そういう活動をしております。

それから、地区の老人クラブの活動につきましては、旭、海上、飯岡、干潟、その単位の中で、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、スカットボール大会、そしてまた演芸会というような活動がございます。

また、今度、地区へもう少し範囲を狭めた中で、単位老人クラブという言い方をしますが、その単位老人クラブにおきましては、地域の公共施設をはじめとします清掃活動ですとか環境美化活動ですとか、それから市からの出前講座等、健康教室などを開催し、介護予防に当たる活動ですとか、そしてまたいろんな親睦の活動、それらをやっておるようです。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 市から補助金が出ていて、そのように活動されているということなんで、この補助金の部分でやっていただいています、次に県老連に対してどのぐらい補助金が行っているのかなというのが。負担金ですか、昔は上納金と言われていたそうですけれども、今は負担金と言われてはいますけれども、負担金がどのぐらい行っているのか。また、県老連の活動というのはどのような活動をしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 県の老人クラブ連合会に対しましては、まず市の老人クラブのクラブ数とそれから会員数、これらを年度初めに報告するようになっています。それで、6月に開催をされます県の老人クラブ連合会の総会におきまして、負担金の額をその数字を基に決定をします。その負担金を市の老人クラブ連合会のほうから支払いをするという、そういう仕組みになっております。20年度におきましては54万8,660円、これが県の老人クラブ

連合会への負担金でございます。

県の老人クラブ連合会の活動内容ということでございますが、まず市単位のクラブの指導者の研修会、それから新任の単位クラブの会長研修会、それから女性リーダー研修会など、そういう研修会がございます。また、県の「なのはなシニア千葉」という老人クラブの会報がございます。これらの会報を年4回発行しています。それと、あとは市部の大会と同じように、ゲートボール大会ですとか、グラウンドゴルフ大会、それらスポーツ大会を開催しています。そしてまた、県の段階におきましても、芸能大会ですとか囲碁、将棋、そういう大会、そしてまたカラオケ大会、そういうような文化活動などがございます。

その県の老人クラブ連合会とはまた別に、海匝地区の老人クラブ連合会の海匝支部という支部組織を持っております。その支部におきましても、やはりリーダー研修それから総会をやったり役員会をやったりと、それから県の老連主催のそういう各種大会の予選をやったり、そういうような活動を展開しておるところでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） こういう形で、老人クラブの活動が初めて分かったわけでございますけれども、どんどん減っていくということでございまして、私、この間、地元地域の老人クラブの演芸大会に参加させていただいたときに、実に生き生きとしていたんですね。ところが、入っていない方はやはり目的意識がないのかなというのもありますけれども、ちょっと暗い感じがすると。できればなるべく参加していただきたいなという思いもありましたので、ちょっと質問をしてみました。

以上で質問を終わります。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 最後におわびを申し上げますけれども、先ほどのクリーンセンターの焼却灰の過積の問題、それからもう一つはグリーンパークヘリサイクルの鉄の残渣を許可のない業者が持ち込んでいたと。本当にその辺のチェックがきちんできておりませんで、監督不行き届きで大変申し訳ありませんでした。これからしっかりと対応してまいりますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（明智忠直） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時20分

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成20年12月10日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正 一 郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（1名）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長 国 民 宿 舎 人 支 配 人 病 院 再 整 備 室 長	林 久 男 野 口 國 男 鏑 木 友 孝	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 病 院 企 画 監	小 田 雄 治 柏 木 嶺

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（明智忠直） ここで執行部に申し上げます。

議事運営の能率を図る上から、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確かつ簡潔な答弁を
されますよう、特にお願いたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（明智忠直） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） おはようございます。

本日も昨日に引き続き大勢の方々が傍聴にお見えでございます。皆様方は市政に強い関心、
そして旭中央病院をはじめとして、これから旭市がどうなるのか、そういった思いで傍聴に
まいられていることと思います。皆さん方のお気持ちを十分受け止め、残された1年間、精
いっぱい頑張ってまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。

11番、木内欽市です。一般質問を行います。

米国発の金融危機をきっかけとした世界的な景気減速の影響が日本経済を直撃しています。11月の新車の国内販売台数は前年同月比27.3%減、11月としては過去最大の下落率、販売台数は1969年以来39年ぶりの低い水準です。今から39年前と申しますと、私の家には中古のトラックが1台だけ、または乗用車を持っている家は学区内でも何軒もありませんでした。

来年3月までには、何万人もの非正規労働者が職を失います。本日の新聞にも、ソニーが大量解雇を発表いたしました。来春採用予定だった大学生が次々と内定を取り消されています。麻生総理は全治3年と言っておりますが、日本の不景気は入り口に入ったばかりです。全く先が見えません。大不況という言葉が既に通り越して、100年に一度の大恐慌といった言葉も聞かれるようになりました。こんなときこそ行政や政治の真価が問われます。

平成20年旭市議会第4回定例会において、2009年度予算編成について、旭市山の家について、食彩の宿いいおかについて、職員の採用試験について、旭中央病院についての5項目、11点について質問いたします。執行の明確で簡潔な誠意ある答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、2009年度予算編成について。

歳入歳出の見込みについて、これからの取り組みについて伺います。

次に、旭市山の家について伺います。

最近の利用状況、これからの取り組みについてお答え願います。

質問の大きな3番目、食彩の宿いいおか、昨日の滑川議員の質問と重複する点も多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

現在までの状況、今後の取り組みを伺います。

次に、職員の採用試験について、応募者数、採用人数、試験の日程について伺います。

最後に、旭中央病院について3点ほど伺います。

1点目は、公立病院改革プランについて、来年3月31日に総務省に提出する予定ですが、どのような内容になるのか伺います。

2点目として、経営形態については、昨日の高橋議員、林七巳議員、滑川議員の質問の答弁で、市民の意見をいただきながら進めていくというような答弁がありましたが、具体的にどのように進めていくのか伺います。

3点目の再整備計画については、やはり昨日の高橋議員、滑川議員と同じような内容になってしまいましたが、私も同様の考えです。

7月にはトン7万円もしたスクラップ価格は、現在1万円もしません。ニューヨークの原

油先物価格も7月に1バーレル147ドルの最高値まで駆け上がったのが、わずか5か月で100ドルも急落している。一時的には35ドルまで下落するとの見方もあります。我が国のガソリン小売価格も毎週下がり続け、17週連続下落、この先、資材は確実に値下がりするでしょう。資材が高騰しているこの時期に入札をするのは、発注者にとって不利ではないのか、担当者のご見解を賜りたい。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 木内議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、中央病院問題、そして経営形態について、市民の考えを伺いながら進めていくということだけでも、こういった形で進めていくのかというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

中央病院の持つその影響力の強さというのは、もう言うまでもなく、木内議員さんにはお分かりをいただいております。医療の面では、本当にもう山武、香取、海匝地域、もう全体にわたって中央病院がなければ本当に医療全体がなくなってしまう、そういった形になっておるわけでありまして、これをしっかりと維持をし、さらに発展をさせて、地域の皆さん方、医療圏の皆さん方に高度医療の提供をきちんとさせていただけるような、そういった体制を作り上げていこう、この旭市が今、こういった形で東総地区の核として存在ができるそのことというのは中央病院があるからにはほかならない、私はそのように考えております。その中央病院をさらに生かさせていただいて、そして旭市にもっと人の集まるような元気のいいまちづくりをしていきたい、そのように考えております。

そのために検討委員会を作って、こういった形で持っていったら一番いいのかということで検討をいただいております。その報告をいただいて、今度はそれに伴って、より突き詰めていこうということでございまして、市民の皆さん方からこの検討委員会を今後に残させていただいて、その下にワーキングチームを作らせていただいて掘り下げるという指揮をとらせていただきたいと思います。と思っています。

議会の皆さん方あるいは市民皆さん方から、いろいろな疑問あるいは質問等が出てまいらるだろう、そのように思います。それを検討委員会で受けさせてもらって、ワーキングチームで検討させてもらって、しっかりとこの問題はこういった形で解決をさせてもらおう、こうい

うことだから大丈夫ですよ、そういったものをしっかり報告させてもらいながら進めていきたい、そのように考えております。

きのうも申し上げましたけれども、一番大事なのは、中央病院の中ががたついてしまったのでは、もう問題にならないわけであります。そんな意味でも、中央病院の現体制がしっかりと一枚岩にまとまっていたら、少なくとも中央病院の職員の皆さん方に不安を与えるようなことがあってはいけないわけでありますから、その辺に十分注意をしながら、そして、より地域に高度医療の提供ができるような体制をきちっと作り上げていく、そういった細かい作業をこれからしっかり取り組んでいきたい、そのように考えております。不利になるようなことは、もう絶対にしないという前提のもとに行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、ご質問の1番目の2009年度の予算編成に関連しまして、一つ目は歳入歳出の見込みについて、2番目に、これからの取り組みはというご質問でございます。

先ほど木内議員おっしゃられましたように、このような世界の経済状況あるいは国内の経済状況は非常に厳しいということでございます。こんな中で、国のほうの平成21年度の予算につきましても、まだこれから国会に提出されるという状況でございまして、予算の中身ですとか地方財政計画等、こういったものが全くまだ固まっていないということで、地方財政対策、大変心配なんですけれども、そのような状況でございます。

こんな中で、本市におきましても景気の減速、そういったものから税収等は当然伸びが見込めない、それから地方交付税についても、国の状況が悪ければそんなに見込めないというような状況でございまして、歳入全体としては、非常に増額が望めないのではないかなということ現在考えております。

また、一方歳出のほうでございますけれども、これは今回の補正でもありましたように、社会保障費を中心とした義務的経費につきましても、やはり伸びている状況ということでございます。それから、急速に進展する少子・高齢化社会への的確な対応、あるいは安全で安心して暮らせるまちづくりの実現ということを考えますと、多くの財政需要が見込まれるのではないかなということを考えております。

こういったことで歳入の伸びが見込めない中で、歳出はどうしても増加が避けられないものがあるということで、一層厳しさが増すのではないかなということ考えております。

これからの取り組みということでございますけれども、財政運営に当たりましては、合併による国の財政支援、こういったものを終期も見据えながら、一つは考えていく必要があるだろうと。それから、旭市行政改革アクションプラン、ここで掲げました事項については、行政改革ということですので着実に実施したいなど。それから、地方交付税のない起債等は極力避けて、有利な財源を使っていきたい。

それから、地方財政健全化法にございますように、連結決算という形での指標が出始めましたので、公営企業会計全部含めて、お互いに協力しながら安定的な財政運営が行えるような形を何とか目指したいなど。あとは自主財源、何といたしましても交付税、一般財源ですね、こういったものの確保に全力を挙げたいということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、山の家につきましてお答えを申し上げます。

まず、最近の利用状況ということですが、過去3年間の利用状況を申し上げます。

18年度237人、19年度301人、そして本年、20年度は288人でございまして、平成5年の2,091人がピークでございましたが、年々利用が減少している、そういう状況でございます。

それから、これからの取り組みということでございますが、山の家につきましては昭和52年に建設をされまして、31年が経過をしております。今後、継続をしていくためには、老朽化しておりますボイラー等の交換、そういうような修繕も必要とされます。利用者の人数につきましては、今後大幅に増加をするということが考えづらい、そういう状況でございます。したがって、営業費用の不足分、これは市からの補助を受け、経営をしていくことになるかと思っております。

市といたしましても、行財政改革での補助金の見直し、それらの検討を必要としているところであり、今後、その運営に関しましては、山の家を保有する福祉協会におきまして、今後のあり方につきまして十分にご検討をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、食彩の宿いいおかということで、現在までの状況、それと今後の取り組みということでお答え申し上げます。

まず、現在までの状況ということで、9月末の中間の決算ということで数字をご報告申し上げます。

収益につきましては、決算額ですけれども、これは税抜きでございます。8,352万9,000円ということでございます。予定しておりました予算9,463万9,000円に対しまして88.3%の達成率と、こういうことになっております。一方、費用でございますけれども、9,792万9,000円ということで、予定しておりました予算8,132万円に対しまして120%ということになっております。

それと、宿泊のほうですけれども、9月末で6,826人の方がお泊まりをいただきました。予算ベースでは7,601人ということで89.8%の達成率と、こういうことになっております。

特に収益の面につきましては、いわゆる1泊2食付きの料金体制で私ども運営しておりますけれども、食事を食べていただいた方が60.5%ということで、40%ほど達成ができなかったということでございます。いわゆる素泊まりが39.5%あったということでご報告を申し上げます。

一方、費用のほう120%ということでオーバーしてしまったわけですが、やはり新しい食彩の宿計画に基づきまして、新しいサービス体制を敷いたということで人件費のほうもオーバーしてしまったというのが、その内容でございます。

続いて、今後の取り組みということでございます。まず、収益につきまして申し上げたいと思います。

収益面につきましては、まず経営改善で培いました販売促進につきまして早急に進めたいというふうに思っています。一つは送客契約、これは昨日も報告したとおりでございます。そのほか今、いろいろな取材が入っておりますけれども、やはりメディアへの露出を何としても強化をしたいということで、基本的なリスト、私ども十分もう、そろっておりますので、プランを出すごとにニュースリリースという形で公共の宿をアピールしていきたいというふうに考えております。

そのほか私ども送迎バスも持っておりますし、いわゆるパークゴルフが新たにできましたけれども、旭のやはり素材を十分活用していきたいというふうに思っております。今まで工事期間中でしたので、この辺のベースができなかったわけですが、この辺を十分活用していきたいと思います。

それと情報発信につきましては、時代的にもうネットの時代になっておりますので、ホームページを十分活用した中で、これからも進めたいと思います。

それともう一つ、市民の方の利用、最近浴室いわゆる温泉を求めて、外からいらっしゃる市民の方が非常に多くなっておりますので、市民の方の利用を促進をしたいと考えておりま

す。

一つは、私どもゲートボール場があります。こういったゲートボール場を含めて、いわゆるゲートボール場は年間1,000人使っていただけるという状況にありますけれども、今度はパークゴルフ等もできておりますので、そういった老人向けの対策も早急に進めていきたいと思っています。

それと料金の関係ですけれども、いわゆるご承認いただきました市民の方は10%割引くというような形になっておりますので、この辺も少し啓発が不足しているのかなということで、十分これからも啓発をしていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 職員の採用試験についてお答えいたします。

まず、最初に応募者数、採用人数でございますが、過去3か年の実績について、病院を除く部分についてお答えいたします。

まず、18年度でございますが、一般行政職、それと技術職合わせてでございますが、技術職は建築、土木、電気でございます。申込者が73人、最終採用者が7人。19年度です。申込者が65人、最終採用者が7人。20年度、今年度です。申込者が95人、採用予定者、これは現在の採用予定者でございますが、これからもし辞退が出ますと減ることになりますが、それが6でございます。

それから資格免許職、これは保健師、保育士、管理栄養士、社会福祉士でございますが、18年度が、申し込みが6、最終採用が3です。19年度が、申し込みが57、採用が6でした。20年度が、申込者が27、採用予定が2ということでございます。

それから消防職、初級でございますが、18年度が、申し込みが20、採用が4、19年度が、申し込みが25、採用が8、20年度が、申し込みが17、採用予定が5でございます。

次に、職員の採用試験の日程でございます。今年度実施したスケジュールをご説明いたします。

まず、応募受付期間でございますが、8月4日から15日までの2週間でございました。1次試験は9月21日に実施いたしました。1次試験の結果通知は10月27日に発送いたしました。2次試験は11月16日と22日に実施いたしました。そして、2次試験の結果通知は12月1日に発送いたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、公立病院の改革プランにつきまして、このプランにつきましては市の財政課、それから企画課、病院、これは共同で素案を策定していくということでございますので、企画課からお答えいたします。

まず、公立病院の改革プランにつきましては国の示すガイドライン、これを踏まえつつ経営指標に関する数値目標を設定いたしまして、平成20年度中に策定する、そのようになっております。

どのような内容なのかということでご質問でございますので、この改革プランの視点ということで、地域の公立病院として果たすべき役割と、それから繰出基準の明確化、それから経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、これが提示されておりますので、これらを盛り込むことになるんだらうと、そのように思っております。当然3月中に以上の視点を盛り込んで提出する予定でございますけれども、未決定の事項も当然出てまいります。そうすると、その中では幾つかの選択肢を示して記述していく、いわゆる方向性を例えば限っておくということもあるのかなと、そのように思っております。

当然これを出すことによって、国のほうでは今後の支援措置も見据えているということで、まず出すことが必要であらうと、そのように思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは再整備計画の中で、この時期に入札をすることは発注者に不利ではないかというご質問にお答えをいたします。

新本館の建設工事につきましては、これまで長い時間をかけまして設計積算の作業を進めてまいりました。そして、現在は11月11日から既に入札の公告を行いまして、入札の諸手続きに入っているところでございます。その中で、12月19日を入札日と公表しているところでございます。

それからもう一つ、市民に対して安定して医療サービスを提供していくためには、できるだけ早く再整備事業を仕上げて、医療基盤を強くしていくことが重要だと考えております。したがいまして、発注者として、現時点で入札を延期することは困難だと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 一つ答弁漏れですか。経営形態についてお答えをまだいただい

せん。

○議長（明智忠直） 先ほど伊藤市長から話があったんですけれども、詳しくもう一回……
木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 大変失礼しました。

それでは再質問、まず通告順に行います。

歳入歳出について伺いをいたします。

ただいま課長の答弁では、やはり中身が固まっていない、本当にそのとおりだと思います。国も総理が迷走しているというのは本当にそのとおりで、新聞記事によりますと「“地方へ1兆円”解釈対立！」こういう見出しで出ております。どういう内容かといいますと、首相は追加財源対策として、道路特定財源に際し1兆円を地方に移すと明言をしました。しかし、これに対して国土交通大臣や総務大臣などは別の意見を唱えたり、確かにそのとおりだと思います。そして、例えば、これはいつごろになれば決まるのでしょうか。この交付税を地方に配るということで、そうすると、これが決まらないことには相当狂ってくると思うんですが、この辺はちょっと分かりますか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 交付税等、いつごろになれば決まるのかということでございますけれども、率直に申し上げまして、国の予算、8月の概算要求から始まるんですけれども、国の政府案という形のもので出ませんと、この政府案に基づいて、今度は地方財政計画というものを併せて出されます。そうしますと、ある程度見えてまいります。

先ほど言いましたように、今の新聞情報等を見ますと、先ほど木内議員がおっしゃったように、道路財源の一般化を図って、その分1兆円を何とかの交付金でやるとか、あるいは地方交付税にも何千億円くらい増額するとかいろいろあるんですけれども、これは確定した話でございまして、最終的には政府案、これから年末くらいには出るのかなということで考えておりますけれども、そういったものを見据えて、これから財源の補足という形で、やはり年明けになってしまうのかなということを考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 同じような質問ですが、財務、総務、両省は国から地方に配る地方交付税に関連して、財源不足を補うための特別加算税を2009年度に復活させる調整に入ったと

いいですが、これに対しては問題ないでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 確かに木内議員おっしゃるように、たしか12月4日くらいの新聞紙上で地方交付税7,000億円増ということで、別枠の調整ということでございますので、こういったものが、調整がまだ行われている段階かなと、調整が済んで、その地方財政計画に盛り込まれれば、そのような形になるのかなということで考えております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） そうしますと、国も大幅に小泉内閣以来方向転換をしました。これからは景気対策に重点を置くということですですから、そうすると、逆に交付税は、景気は悪いけれども、交付税は増えるということも考えられますね。

○議長（明智忠直） 木内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まさに今議員おっしゃったように、この新聞の見出しでも財政再建路線を転換というような形で書かれておりまして、公共事業上積みへというような見出しもついております。この基本的な方針は今詰めているところだと思いますけれども、そういった形になれば、もう非常に私どもとしては助かるということで考えております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 地方にとってはそうなってほしいなと思うんですが、何にしても国の政策は本当にころころ変わりますので、予算編成についてはぜひ慎重を期していただきたいと改めてお願い申し上げます。

それでは、これからの取り組みについてですが、やはり関連をいたしますが、千葉市が景気の悪化あるいは法人市民税の減少などによって220億円の財源不足に陥ると、市税の減少が最大だと、こう出ております。これによって、先ほど課長がおっしゃいましたように、財源不足が生じては補助費とか公債の償還が大幅に増加をいたす。結果、水道料金とか公共料金の見直しも必要になると、こういう具合に書いてありますが、やはり財源不足ということになれば、旭市としてもそういうことも考えることも必要になってくるのかな、全くそういう心配はないのかな、ちょっとお尋ねします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 私どものほうも今、予算要求ということで各課のほうから要求書を出していただいております。その中で、各課から出てくるのは歳出が中心でございますけれども、今、昨年並の歳入でやりますと、とても帳じりは合わない。これが幾らというのは語弊がありますのでちょっと申し上げられませんが、やはり乖離があると。これからいろいろ調整に入るわけですが、歳出でも優先順位、そういったものを行っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一番何と言いましてもうちのほうの骨になっている部分、一般財源はやはり市税と地方交付税、これだけでご承知のとおり50%以上の財源になっております。ですから140億円以上でございますので、昨年の規模が250億円としましても、50%以上は市税と地方交付税頼り、この辺で確かに市税は見込めないという状況だと確かに思います。まだこれは精査しておりませんが。ですから、期待としては地方交付税が伸びるのが一番いいんですけれども、その財源が見込めないということになれば、もうどこかで調整ということで、近年は財政調整基金、今18億円くらいございますので、最終的にどうしても足りない分は、その辺でカバーをしていくという考えになろうかと思います。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） ただいま地方交付税ということが出ましたが、やはりそうしますと、当時合併しておいてよかったのかなと、本当に改めて感じます。お隣の市とかは大変なところもあるようですが、当時の執行の方々のご英断に感謝をいたします。

それでは、次に旭市山の家のことについて伺います。

今、利用状況をお伺いしましたら、18年、19年、20年と200人から300人ぐらいで、平成5年には2,000人もあったと。2,000人あれば大体黒字でいったんだと思いますけれども、現在は赤字で補てんをする。これ市の施設ですから、多少の赤字は青少年健全育成等を考えればやむを得ないかなとも、こうも思うんですが、私も当初この委員にさせてもらっておりました。それで、やはりこのような話が出て、そうしたら合併したばかりなので、合併して今度7万人の人口になったので、旧3町辺りに働きかければ、子ども会等を利用している利用が増えるんじゃないかなと、こういう感覚でいたわけですが、合併しても全く増えておりません。当然そのような勧誘といいますか、そういうことも当然なさったと思いますが、この結果についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 合併のときから利用者の減というようなことが大きく課題となっておりまして、いずれにしましても、4万人の旭市の施設を旧3町のプラス3万人に広くPRしたほうがいいというようなことから、その啓発活動につきましても市の広報へ開所前に必ず載せますし、それから全市、区長会を通じましてパンフレット等を回覧していただく。そしてまた市内の小・中学校に利用の促進を図るためのパンフレットを全児童の家庭に持って行っていただくなど、そういう啓発活動は積極的に行ってきたつもりであります。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 啓発活動、ご努力はよく分かりました。にもかかわらず利用者が増えないということは、もう既にこういう山の家というような使命は終わったのかなと、そういうふうにもとれるわけです。現実にはやはり、この別荘地に浦安市が山の家を持っておりますが、廃止したと先日の新聞に出ておりました。

ですから、やはり利用者もこれだけ努力しても、もうこれ以上増えることはあまり望めないのではないかなと、まして少子・高齢化にもなりますので、利用状況はこんなものかなと理解をしております。

そこで、これからの取り組みですが、このままこれからの取り組みはどのように考えておられるのか、ちょっと伺います。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） この問題は、本当に木内議員のご指摘のとおりでございまして、しっかりともう次の対策を講じなければならないときに来ているんだろう。といいますのは、ボイラーがかなり傷みまして、ボイラーの交換をしなければならない時期に来ております。そういったものも含めて、福祉協会のほうでしっかりとひとつ検討をお願いしたいと思っております。

今、正直言いまして、あれだけの観光地の茅野市さんでも非常にお客を集めるのに苦労しているというのがもう実際のところでして、一般のホテルが大変な値下げをしております。温泉も付いている、待遇もいいというところが、もう山の家とそんなに変わらないくらいの価格で出してくておりますもんですから、そういった意味ではなかなか競争をしていくのが難しい。であれば、茅野市を訪れてくれる皆さん方に補助金のようなもので、茅野市が実はそういった形で、旭市へ来てくれる皆さん方が民宿を利用したり何かするのに、茅野市そのもので補助金を出してそれを進めてくれております。そういった形でもとればというよう

なことも考えておりますので、福祉協会のほうでしっかり検討してもらいたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） ぜひそのような時期かなと私も思いますので、やはりそれは管理している福祉協会のほうのご意向を伺わなければなりませんでしょうけれども、そういった方向で進んでいただければと思います。

研修に行ったときにボイラーを直すのに幾らかかるんだと言ったら、700万円とか800万円それだけでかかっちゃうというので、あと建物も今はしっかりいますが、あれを返すとなると、本来であると解体して返さなければならないでしょうが、そうすると解体費も当然かかりますが、県が海上キャンプ場を無償で旭市に譲渡してくれました。県もやはり同じようなことだと思いますね。維持管理が大変だから市にもらってもらおうと、もらってもらえば解体費はいらないですから。ですからもしも茅野市のほうとか、いただいてもらえればね。あのままそっくり置いてきちゃえば、もらってくれる人がいなければしょうがないんですが、そういったこともぜひお考えいただければと思います。これは、答弁は結構でございます。

次に、食彩の宿いいおかについて伺います。

やはり支配人さん、本当に一生懸命やっていたらしゃって私はよく分かっております。責めるつもりとかではないんですけれども、ただこう内容が悪いと、実は先日も打ち合わせに行ったら、このようにメモ用紙は何かの裏を使ってやっていたらしゃるんですね。それとあと、支配人は何か聞くと、駆け足で館内を行ったり来たり行ったり来たり、本当に一生懸命やっているので大変だと分かります。

しかし、何分にも経営状況が悪いと。当初私らも公営企業ですから、これは本当に自分たちにも責任があるなと今思っているんですが、当初はJTBが試算をしたときには、今年度たしか500万円の利益ですか、来年は700万円の利益が出ると、そういう試算でした。内部では、やはりそんなに高くしちゃって大丈夫なのかと言っても、やはり専門家が作ってきたやつでありますので私らは賛成はしたんですが、結果的に500万円の黒字の予定が、ここで見てみますと、もう9月に630万円の赤字、10月に467万円の赤字、もう2か月で1,000万円の赤字なんですね。本当にこれ誰にこれをぶつけたらいいのかと、先ほどのように自分たちが悪いんですけれども、こういう状況であって、一生懸命努力しているにもかかわらずこういう状況ですから、これから年末にかけては予約客が入っているようなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 議員のご指摘、本当にありがとうございます。

J T Bのほうにシミュレーションをお願いしたわけですが、そのシミュレーション、一つの目標ということで私ども受け止めまして、それを基に各年度の予算をお願いしてきました。先ほども申し上げましたように、収益につきましては90%の達成率ということで、2億円前後の事業ということで10%、非常に大きな数字だと思っておりますけれども、半分の客室の工事を並行しながらの営業ということで、90%の達成ということでとらえております。

一方、この大きな赤字の原因につきましては人件費なわけでございます。いわゆる食彩の宿計画ができて、今年の1月1日からは食彩の宿いいおかという名称にもなりました。その体制づくりをこの4月から新たに敷いたということで、あいまいな表現ですが、そのための人件費がかかってしまったというのが、簡単に申し上げればそういう形になってしまいます。

この前段といたしまして、実は1月に1週間ほどのモニター期間を設けて、実際の食事を食べていただきました。それでアンケートをとりました。この結果につきましては、非常にいい形で私ども受け止めておりまして、ほぼ90%の方が満足という形のアンケートをいただきました。

こういった基本的なデータがあったものですから、4月からは新しいレストランの稼働もしていくということから、やはり少しオーバーアクションぎみだったかも分かりませんが、その目標に向かって、予算でいただきました目標に向かって努力をさせていただいたのは事実でございます。

従業員とのさまざまな葛藤を経まして、ここまでこぎ着けたわけですが、このグラントオープンまでのほぼ7か月間、ここで得ましたさまざまな反省点、これはこれから十分生かせるのではないかな、また一部それで、今までも報告しておりますけれども稼働しておりますので、ぜひひとつご理解をいただきたい。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 売り上げはだいたいいいっているということでよく分かりました。問題は、やはり今おっしゃったように人件費ですね。当初の予測では、人件費率39%しか見ていなかったのが、実際はもう48%人件費比率になっちゃっていると。この人件費の削減をぜひ、十分考えているとは思いますが、やはり飲食業ですから、時間帯で忙しい時間とあれ

ずれますよね、当然お昼時期とか夕御飯時期が、これ忙しいのであって、3時、4時にパートを何十人も抱えておく必要は全くないわけであって、そういうことも当然もうお考えにはなっていると思いますが、ぜひそういった面での改革をお願いしていただきたいと思います。

また、今後の取り組みについて伺いますが、やはりあそこにお昼とかいますと、旭駅から遠いですから、タクシーで来る方がだいぶ見えます。これが駅前の例えば国民宿舎とかだったら、これタクシー代お客さんはかからないんですが、タクシーを全部ご自分で負担して来るのには、タクシー代2,000円ぐらいはかかると思うんですけども、送迎バスは今、飯岡荘は旭の駅からはやっていないんですか。ということであれば、何かお客さんに、従業員が迎えにいったのではまた人件費が高くなっちゃうし、何かそういうタクシーの例えば割引券だとか、そんなふうなことは考えてはいないでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） ご指摘ありがとうございます。そのとおりでございます、職員の中でもそういったことを常に研究をしているところでございます。

正直に申し上げますと、やはり独立採算ということで、どうしても費用対効果を先に見てしまうということで、送迎をまず実施するとなれば、まず人件費というような形になります。これは詳しい統計はとっておりませんが、ほとんどの方が今、自家用車というふうなことの状況の中で、やはり費用対効果が出るのかなということで非常に心配をしております。

職員は固定費でするので職員にやらせればいいわけですが、一部職員でもう送迎していることは、例えば足が悪いのというような方は、もう既にやっておりますので、ただ外に向かって送迎しますというようなことは、現段階ではちょっとできない状況ですが、こういった経営状況を受けまして、国民宿舎の運営委員会のほうからもさまざまな意見をいただいておりますので、十分これから検討をしていかなければならない問題だと思っております。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうですね、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

それとあと、先日も飯岡荘で忘年会をやったんですけども、本当に料理がよくて、おいしかったですよ。ですから、よく市のバスの運用などもここへ行くというと、民間を圧迫するとかというのは出るんですが、7万人の人口で団体もたくさんあるんですから、そういうところに、市民の食彩の宿いいおかですから、そういった団体に使っていただければ、だい

ぶ売り上げが伸びるんじゃないかなと、こんなふうにも感じております。ただ民間の業者もあるので、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 本当にそのとおりでございます。殊にこの休憩、いわゆる宴会のお客さんですけれども、合併をしてから旧町、また中央地区から本当にご利用いただいております。本当にありがとうございます。

送迎バスにつきましても、バスがあるから行くというような団体も非常に多いわけでございます。民間を圧迫ということですが、基本的にはそういう考えのもとではなくて、また交通規制等の問題もございますので、送迎バスを持っているところは非常に飲食店でも少ないのかなというふうに思いますので、この辺は十分利用していただけるよう今後も検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） たまたま今回、市に資金ショートを起こしたので2,000万円の補正をお願いするというで今回出てまいりました。これが例えば民間、個人でしたら、こういう赤字のところにもうお金を出しませんから、銀行は。そうするともう民事再生法、倒産と、こういうことなんです。今回は、これは市議会ではやはり賛成せざるを得ないでしょうけれども、こういうことがもしもこの先続くようであれば、もう赤字をたれ流しということにもしもなるのであれば、これはやはり思い切った、昨日滑川議員からも出ましたけれども、飯岡荘こそ急いで公設民営じゃないのかなと。これもやはりまだオープンしたてでこういうことを言ったんでは、やはり皆さんにはお怒りを受けるかもしれませんけれども、実際のところ民の力をかりたほうが、こういう飲食業は案外いいのかなと考えておりますので、これは支配人のほうからはそういう言葉は出せないでしょうけれども、これは私、一議員の個人としての意見でございます。

それでは、次に職員の採用試験について伺います。

やはり今この不景気の影響で職員の応募者が物すごく多いというのが分かります。実に応募者数に対して採用人数は、これは若干名というんですか、7人、7人、6人ですから、非常に大変だなと思います。

私が言いたいのは、結局この試験の人数とかはいいんです。1次試験が9月21日にあつて、発表まで1か月かかるんですね。ですから、この1か月の間、受けた人は受かるかどうか合

否の判定を待っているわけです。これをもう少し早く通知をしてもらえれば、落ちた人はほかの就職活動もできますよね。そういう意味で、何でこんなに1か月も発表までかかっちゃうのかなと。これは市がやっているわけではない、広域でやっているんでしょうけれども、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、ご指摘のありました1次試験でございますけれども、お話がありましたように、東総広域市町村圏事務組合で共同採用試験ということで実施しております。それは、東総広域でやっていると言いましても、直接そこでやっているわけではございませんで、千葉県市町村総合事務組合で実施する合同採用試験に参加して実施しております。この試験の状況なんですけれども、県内に幾つか市町村ございますけれども、千葉市、これは政令市ですから別でございますが、それを除く55市町村がこの総合事務組合の合同試験に参加して実施をしているという状況でございます。なかなか単独では、やるのは難しいというものでございます。

今年度の状況ですが、1次試験の採点結果が総合事務組合から東総広域を経まして市へ送付されたのが10月17日ということでございます。その採点結果を確認いたしまして、1次試験の結果を発送するまで10日ほど要してしまったというのが実態でございます。

この事務作業をどれだけ縮めるかというのが一つございます。あと、それからその前になり時間がかかっておりますので、私どものほうといたしましては、1次試験の採点をできるだけ早くしていただけるように、東総広域それから総合事務組合のほうへ申し入れをしたいというふうに考えております。

ご指摘のことはごもっともだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 1次試験のことはよく分かりました。では、その次の2次試験が、これは市が単独で日程は決めることができるんですか。もしあれだったら、うなづいてもらえばいいんですけれども。

そうであれば、これまで10月21日に発表から面接まで、面接でしょう、この2次試験というのは。1か月以上を要しているんですが、これをもう少し早くやれば、結局1次試験が受かった人が2次試験まで希望を持つわけですよね。もう受かったと。それで通知が12月でしょう。そうすると、全部やると9月から3か月か4か月は就職活動も身が入らないし、希望

を持ちながらただ待たされると。これでは受けた人には、最終的に95人受けて6人ぐらいしかとってもらわなくて、もうだめならだめと早く言ってもらえれば、ほかの就職の活動も本腰でやっていくのかなと思うんですけれども、これはやはり面接はこんなに間を置かないとだめなんですか、1次試験から。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 1次試験の結果の発送が10月27日でございます。それで、2次試験が先ほど申し上げましたように11月16、22日ということで、20日くらいあいているわけですが、これは受験者の準備期間ということで、半月くらいは必要だろうということで見ていたわけでございますけれども、この辺も考慮する余地はあるのかなというふうに思っております。

実はちょっと調べましたら、うちのほうよりも早く合格発表をしているところもありますので、そういう事例を参考にしながら、これからできるだけ早くできるように研究していきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） では、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に中央病院の問題についてお伺いをいたします。

公立病院改革プランについては、昨日もだいぶ質問も出ました。そして、やはりきのうの質問でだいたいは理解しましたが、ちまたではもう民営化民営化と、この話ばかり先走りしました。これはやはり市、病院、どちらか分かりませんが、何かちょっとまずかった点があったんじゃないのかなと、こういう具合に混乱というとオーバーですが、きょうも傍聴に見えている方も恐らくそういう関係の心配なさっている方だと思うんです。ちょっと原因とか反省点ございませんか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そういうあたかも決まったようなふうに思われたというのは、大変我々としても遺憾なことでありますし、やはりお知らせの仕方に適切さが欠けていたのかなということも考えられますが、今後であります、やはり時間をかけて、これから経営形態についての委員会というのがオープンな形で進められるわけでありますので、時間をかけて丁寧に説明していくしかないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 先ほどの市長の答弁には、これからワーキンググループをということですが、これもやはりオープンはもちろんですが、広く、昨日も先輩議員の中から出ましたが、どのような方々がこのメンバーにお入りになるのか、もうできているんですか、今からですか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） ガイドラインに基づく改革プランを作ることと、それから検討委員会のワーキングというのはちょっと別になります。これガイドラインの中の質問なので、まずガイドラインから申し上げますと、ガイドラインは事務処理上の話でございますので、冒頭お答えしましたとおり、財政課の各職員、それから企画課の職員、それから病院の各セクションの職員がまとまって、ある程度骨子を作っていく、それででき上がっていくだろうと。これはいろいろな形で説明をしながら、これでどうでしょうかという形になっていくと。

あと検討委員会のワーキングにつきましては、第1回のワーキングの議事要旨も示されておりますけれども、ここの中で、まず報告の中で公設民営、指定管理者というのが出ておりましたので、そこの制度をもう少し深く掘り下げていこう、併せて当然独立行政法人との比較というのは、そこの中でもしなければいけない。現在、全適の病院でございますから、その部分は現状と照らし合わせればいいということで、そういったことを掘り下げていくということで、それについても必要な、例えば組織の見直しが必要になれば総務課の職員が出ていく、財政的な面であれば財政課の職員が出ていく、あと病院はそれぞれのセクションが出ていくと。ワーキングは固定ということではなくて、必要な議題に対して必要な所から職員が出ていく、そのような形になるんだと思います。今現在は、そういう形で進めましょうということでございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そういうことなんですか。私はまた広く、大事な問題ですから、市民の代表であるとか地元医師会から、昨日もおっしゃってましたね。公平な立場の人を入れて検討とか、そういうこととは違うんですか。

○議長（明智忠直） 木内議員にお尋ねしますけれども、1番の公立病院改革プランではなく

て、経営形態のほうの質問のように聞こえますけれども、それでいいでしょうか。

○11番（木内欽市） 構いません。

○議長（明智忠直） ではお答えをいただきたいと思います。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 所々の問題があって、そういう中で、必要であればさまざまな形で意見を聞くことはできるんだと思います。ただワーキングというのは、どうしても細かいところを、この場合にはどうだろうという法制度を持ってきたりとか、シミュレーションをかけたりとかと、そういうところがありますので、やはり事務レベルである程度検討していつてという形になるんだろうなという、そこを検討委員会に上げていきまして、検討委員会の中でまた議論していただくような形、今はそういうことになるんだろうと考えております。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） やはりこういうのはよくみんなと話し合わない、話し合えばみんな理解すると思うんです。ですから、今後はそういうことになると思いますが、私の個人的な考えを申し上げさせていただければ、その検討委員会も、市長のきのうのお話では、その間の話を秘密会にしないと、いろいろな憶測を呼んで混乱を呼ぶと、これもよく分かりますが、逆にオープンにしちゃったほうが混乱を呼ばなかったのかなと、こうも今思っています。

私ども議員としまして10月20日まで全く知らなくて、その20日にぽんと出されて、そうすると、それで来年の3月にはもう総務省に提出という話だったものですから、頭のいい人は理解できるかも分かりませんが、いきなりそれを言われても、こんな大きな問題を理解できなかったんです。ですから、そういった意味では、やはりちょっとその辺も今回の混乱の一つかなと、こんなふうに考えています。

当然これから経済状況、社会状況は悪くなっていくわけですから、きのうも高橋議員がおっしゃっていましたが、もう病院の外来患者数は16年をピークに減っているわけです。病床利用率も95%なんてやっていると、これ以上の利用率は増えないわけですね。ですから、売り上げでいったらもう上限まで来ている段階ですから、公設民営とかいろいろな経営形態も考えていくのは、これ当然のことですけれども、ただやり方が悪いと、反対運動だとかそういうことになっちゃいますと、きのうの質問、きょうの議会のあれでおおかたの方は理解されたと思いますが、これがやはり間違えますと、できるものもできなくなってしまう、幾らいいことであっても、できるものもできなくなってしまう。いい例が昨年ですか、おとし、焼却場も、あれもよく説明していけば、あんなに反対運動が起きなかったのかなと、あ

れと同じようになっちゃったんでは中央病院の存在そのものが危ぶまれますので、そういった意味での反省点はないのかなと、こういう質問を、ちょっと生意気なようですが、させていただきます。

ですから、3月31日に提出する予定でしょうけれども、改革プラン、この中に経営形態の見直しについては非常に大事なことです。職員はじめ周囲の影響力は大変大きいですから、やはり幾ら案だといっても、ここに具体的に経営形態の話を盛っちゃうと、また誤解を生みかねませんので、この経営形態の見直し、この項については、当面の検討協議に係るスケジュール等を掲げるにとどめてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、木内議員からご指摘があったように、少し説明不足であったんじゃないのか、そういった意味で本当に反省をいたしております。

私が考えて検討委員会、議会にも相談をさせてもらいましたけれども、立ち上げをさせていただいたのは、きのうから申し上げておりますように、これだけの中央病院があるおかげで旭市の今の姿がある。であれば、この病院をもっと生かさせていただいて、より人の集まるようなまちづくりができないか、同時に市民にとっても、もっと高度な医療提供ができるような、核としての病院としての機能をきちっと発揮できるような、そういった形がとれないか、そういった形でこの検討委員会を作らせていただいて臨んできたわけであります。

そういった間の中であって、先ほどご指摘をいただきましたけれども、病院の中がいろいろ揺れ動いてしまっただけでは、せっかくのいい形で進めようと思っていることも進まなくなってしまうというようなことで、秘密会議にさせてもらったのが、むしろ悪かったというご指摘でございまして、そういった意味では、これからは全部オープンでいきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、木内議員からご指摘がありましたように、改革プランに関しましては、きのうも申し上げましたけれども、中央病院の場合には黒字病院でありますから、今すぐその改革を出して、それに沿って行動に入れ、活動に入れというご指摘はいただいております。将来的にどういった形でいくんだという方向を示せばいいわけですから、方向を示すにとどまる形、もうここへ来たら期間もありませんから、検討委員会を作って検討させてもらって、それに沿って、よりワーキングチームを持って深く掘り下げていくという線で十分通用するんじゃないのかなと、そのように私は考えております。

これからはもうしっかりと、そういった意味では掘り下げていきたいし、オープンに市民とも語り合う場所も設けていきたいなと、そんなことも考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

職員の方々の動揺は本当にありますね。公務員だから、公務員の身分は保障されているからいるんだとか、もしも公設民営で退職金をもらったら、もうそれでやめちゃうよとかという声も聞かれますので、実際どうか分かりませんがね。

それとあと説明会では、病院側は意見のある人は部署と名前を言って発言しなさいというようなことをおっしゃっているようですが、やはり大勢のところで自分の部署と名前、それは別に当然のことでしょうけれども、言えと言われてもなかなか意見は出ないと思うんですよ。ですから、そういった意味じゃなく、例えばアンケートだとかそういったので意見を吸い上げる方法も一つかなと、このように考えておりますが、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これは昨日も申し上げましたけれども、職員に今説明会というのをやったわけでありましたが、そのときに、くれぐれもこれで最初で最後ではないよと、これが最初に皆様にご報告する第1回目の初めての話ですということを何回も繰り返しております。その場で質問、それは当然その場ではそういう質問をする方ももちろんいましたけれども、出ないというのはご指摘のとおりだと思います。やはりいろいろな形で、例えば一つそういうアンケートもその一つだと思います。ただ、まず私はあれだけの説明では、皆さんまず理解していただくのは非常に難しいだろうというふうに思っておりまして、何回か説明した上で、その上でまた適当な時期にそういうアンケートだとか、そういう意見を吸い上げるような形をとっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ぜひそういう形で動揺がないように、また広くみんなの意見を聞くようにということで、ぜひそれはお願いしたいと思います。

続いて、再整備計画について伺います。

最初に誤解のないように申し上げておきますが、私はこの再整備計画には決して反対ではありませんので。賛成の討論も行っておりますが、私はこれには賛成です。ただ、今までの経営形態の見直し等については、こういうやり方では反対だと、はっきりそれは反対です。今のやり方では、経営形態等のこういうやり方には反対ですが、再整備については賛成ですので誤解のないように。

それでは、その再整備について質問いたします。

やはり日本経済研究所が出したあの書類を見てみますと、2か所書いてあります。一番最初にまず、「本事業は基本的には能力増強を伴わない更新設備であるので、今後計画の進捗に対して工事費が増加することのないよう十分留意が必要である」と、これが一番最初にうたってありますね。それで同じく一番最後の結論にも、「再整備事業の設備投資額が計画の進捗に従って増加することのないよう十分留意されたい」。要するに、もうこの文面からも分かるように、当初の計画どおりで、これ以上のお金をかけたのでは経営が危ないよと、こう言っている具合に我々はとれるんですよ。これについていかがですか。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まさに議員おっしゃるとおりであって、再整備事業の全体事業費が増えていくと、去年、日本経済研究所が想定をしたシミュレーションの前提が崩れるわけであります。ですから、したがって全体の再整備事業の事業費が膨らまないように努力すべきは当然でありまして、そのためにいろいろなことをこれから考えていかなければいけないと思っておりますが、今お願いしていますのは、取りあえず新本館の建設工事についてであります。これは資材が上がったために、今回増額補正をさせていただきましたけれども、ただ全体の事業費については極力上がらないように努力していくべきは当然だと考えております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） ですから、もう22億円ですか、足らなくなったのは。もうこの時点で本来は大変な事態なんですよね。22億円といたら、先日竣工した旭第二中学校が2個建っちゃうんですよ、もう22億円あったら。もうそれだけ追加になっちゃうんです。ですから、先ほども言ったように反対ではないんですよ。ただ病院のことを思うから言うんですが、工事は今一番やるのが、入札が発注者にとって不利なこの時期にと、こういう質問になっちゃうんですが、それは誤解のないようにお願いします。

例えば例を挙げますと、新宿副都心に年間、展望室に189万人も来ると言われる東京都庁がございます。これ1,569億円の建設費をかけておるんですが、今改修の時期を迎え、やり方によっては建設費に匹敵する1,000億円以上の費用がかかる。18年近くたつが、改修にこの5年間で既に60億円をかけていると。同じく千代田区の霞が関ビルは、全面改修では改修費が建設費の2倍の300億円を投じて改修を終わりました。

中央病院も建てる時はいいでしょうが、その改修費に巨額の資金を投入しなければならない時期が必ず来ます。次世代にツケを残さない知恵と工夫が必要なのではないでしょうか。当然再整備後のランニングコストも計算なさっていると思いますけれども、22基あるエレベーターを2基減らして20基ですが、このエレベーターの保守管理料だって莫大な金額になると思います。たまたま本日消防長もお見えでございますが、消防のはしご車、本体価格1億円ですが、オーバーホールで2,000何百万円もかかっちゃうんですよ、はしご車1台でも。ですから、12階建てのエレベーターの保守管理料といたら、これは莫大な金額になると思いますので、当然そういうこともお考えだと思いますが、価格はもう本当に1億円でも2億円でも安く、これが大変なことになると私、素人なりに思います。

それと免震構造でやりますと、免震構造は耐震と違って工事費は高いですから、下にゴムが入っているわけです。そのゴムだって、やがては交換しなければしょうがないでしょう。そうすると、あのゴムを交換するのに1個何百万もするやつが柱の下に全部あって、何百個あるか分かりませんが、それを全部建物をジャッキアップか何かして交換するんでしょうが、こういった費用ももう億単位の金がかかるわけですから、そういった意味での経費がこれから必ずかかるんですから、ただ新しくやれば、当面古い建物の修理費というのはなくなるでしょうが、やがてはこういうコストもかかるということで、この辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） おっしゃるとおりでありますけれども、以前のシミュレーションのところでは、そこら辺は収益に対しての一定の経費の比率というのを掛けております。それではあれなんですけれども、一部今の修繕費とかというのは年間3億円とか、以前には5億円くらいかかった部分もありますけれども、その辺は新棟では予定では1億円くらいということで、その部分も含めて低くなる分もあろうかということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、あともう一つ、病院の元利償還金には交付税措置がなされていますよね。今現在だと元利償還金が約18億5,000万円ぐらいあると思いますので、その22.5%、4億3,000万円ぐらいをいただいていると思いますが、これが11月25日、まだ2週間前ですが、国の公立病院に関するあり方検討委員会の報告書が出ました。これによりますと、病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業者の対象から除外すると、そして見直しによって生じた財源については、過疎地の医療、救急医療等に係る財政措置の充実に充てることとすべきであると、こういった報告が出ました。

これはご覧になっているかどうか分かりませんが、ご覧になっていると思いますが、そうしますと、今現在の中央病院の単価が、上がる前でたしか平米33万円、坪100万円ぐらいに見ておったと思います。それが今回上がったということになれば、もう110万円か120万円ぐらいの単価になっていると思うんですが、それと病院1床当たりが、やはり1,500万円から200万円ぐらいまでが上限だろうと言われていますが、この報告によると、建物でも平米単価はもう23万9,000円ぐらいになりそうなんです。そうすると、出た場合は今度この交付税の措置が受けられなくなっちゃうのかなと、こんな心配をするんです。

今現在の病棟の単価は幾らぐらいを予定しているのか。それと最低制限価格というのは、どういう理由で設けたのか。それと、昨日100分の80とか言いましたが、このことは、公正な入札を害する行為にはならないのか、お伺いいたします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 2点ありましたところの1点目なんですけれども、現在の平米単価のほうなんですけれども、今回補正で増額させていただきました結果では、平米当たり36万円くらいということであります。

このあり方検討会の結果も私も当然見ております。ですけれども、議員おっしゃったとおりのことで出ているわけなんですけれども、現在のところ、大きな方向性は示されておりますけれども、一定水準という具体的な金額は示されておられません。それで、委員の中からの意見が出ておりまして、5人からの意見が出ておりました。これをそのまま読ませていただきますと、「建築単価の上限を決めることは必要、しかし自治体病院は耐震構造に関して、あるいは災害拠点病院などいろいろな形で制約があり、一般病院に比べると高くなるので、少し高いところでの上限にしないと無理が生ずる」でありますとか、「医療機能が地域の中

核病院となる県立中央病院クラス、政令都市のクラスの拠点病院は相当費用がかかり、かなりの単価になってしまう」、また「災害病院、周産期などの機能ごとに一般病院よりも割高になる目安があるはず、病院の規模や機能に応じた基準のようなものを総務省あるいは厚労省で示すということが必要」、そして「建築単価の上限設定はやむを得ないが必ずしも賛成しない」等、多くの委員が当院が主張しております機能による単価増を考慮すべきということになっております。

以上のようなことから、建設単価の上限設定には金額については機能をどのように反映させるのか、それから開始年度につきましても現在は一切不明でありますので、いずれにしてもすぐに決まることではなくて、時間がかかるだろうと感じております。

病院としましては、今後も一律な金額に決定しないよう、さらに働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうは、最低制限価格についてお答え申し上げます。

その前に今の補足ですけれども、あれはあくまでも財政措置のあり方検討委員会の報告であって、それを受けて今後総務省がどう判断するか、それはまた別の問題でございますので。

それでは、最低制限価格についてお答え申し上げます。

まず、なぜそういうことを設定したのかという点でございますけれども、これは最低制限価格は発注者が特に必要と認めた場合に設定するものであります。新本館建設工事につきましては、一つに品質を確保すること、それから二つ目に工事期間中も診療とか診察を行うわけでありまして、その間の患者、来院者等に対する安全を最優先に考えて施行しなければいけないこと、それから三つ目でございますが、市民の医療に対する安全度をさらに確保するためには、再整備事業を計画どおり実施して工程管理が必要ということから、最低制限価格の設定が必要と判断をしたところでございます。

議員お話ございましたけれども、その最低制限価格の割合につきましては、これは市の契約事務に準じて予定価格の100分の80と設定をしたところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） この問題について、4回終わりましたけれども。

木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 先日、開院55周年を迎えた記念の式典が開かれました。記念誌をめく

りますと、当時、地域医療の健康を自らの手で守り、国の皆保険制度に協力するため旭町ほか8か町村は昭和28年3月1日、国保旭中央病院を開院したと、こう書かれております。開院に至るまでの経過が書かれておりませんが、当時、地元で大きな影響力を持っていた地元医師会の猛烈な反対運動にもかかわらず、ある者は用地を提供し、また、ある者は資材を提供し、ある者は資金を提供し、現在の病院の基を作りました。建設候補予定地の中で一番水質がよいということで選んだこの地域に、開院当時113床だった病床は現在956床、45名だった職員は1,838名、実に48.8倍に増えています。6,600平方メートルだった敷地面積は15万5,527平方メートル、2,375平方メートルだった建物は、現在、床面積13万511平方メートル、実に55倍と全国有数の私たち市民が自慢できる大病院となりました。

日々安心して暮らせるのは中央病院があるからです。その中央病院が大きな転換期を今迎えようとしています。本日、傍聴の方々もそういった意味で来られているかと思しますので、今後の整備、経営に当たっては、慎重の上にも慎重を期していただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 日 下 昭 治

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

○13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。平成20年第4回定例会において一般質問を行います。

一般質問も2日目に入り、また昨日は、将来の旭市にとっては重要な課題の一つになるだろうと思われる旭中央病院関連の質問が多く、また議会を傍聴された方々も多かったので、

質問者、また答弁させる執行部におかれましても緊張の連続でお疲れになったのではとごあいさつ申し上げます。

それらの質問と比較しましたら簡単なものではありますが、通告してありますので質問を行っていきたいと思います。

麻生内閣がスタートし3か月目に入りました。発足時は選挙対策内閣であるとマスコミ等にも大きく取り上げられ、国民の多くは解散総選挙がすぐにでも行われるものと思ったことと思います。しかしながら、アメリカの経済恐慌に端を発し、世界的な経済不況に陥ることとなり、株価の暴落、倒産等、特に中小企業とっておりましたけれども、先日の発表におきますと、2008年度において上場企業のうち32社が倒産しておると、それらにつきましては過去最多であるというような景気の不況に入っておると思います。

そういったことにおいて麻生総理は景気対策を優先するために、衆議院の解散、総選挙は先送りとなりました。それらのことに関しては私たちが考えることではなく、国政で判断されることとなりましょうが、このあと質問させてもらいます総額2兆円の定額給付金や道路特定財源の一般財源化に伴う地方への1兆円の配分等について、今後は国会で審議されることになっていくものと思われます。落ち込んでいる経済が早く回復させることを期待し、質問に移ります。

まず1点目、南分庁舎の利用状況について伺います。

つどいの広場の利用については、利用者の方々には好評であると伺っていますが、私も関係する委員会の委員ではございません。その辺詳しいことは分かりません。そこで1点目として、利用者数及び利用状況について報告を求めるものです。

2点目、2階の部分はつどいの広場に使われているわけですが、1階部分については会議等に利用されておると思いますが、主な使われ方についてご報告願います。

3点目として、南分庁舎の賃借権契約については21年3月末をもって契約期限が切れると思いますが、その後の契約についてはどのような考えを持っておられるか、この点については、できれば市長に答弁をいただきたいと思います。

次に、旭市山の家への質問に移りますが、先ほども木内議員の質問にありましたので重複することは多々あるかと思いますが、一応質問させていただきたいと思います。

長野県茅野市に山の家があることは合併前から聞いておりましたが、どのような施設であって、またどのような場所に建てられているのかも関心がありました。本年7月に議会で茅野市を訪問した際に視察の機会を得ることができました。何という山だったかは忘れまし

が、山の家が建っている場所は標高1,000メートルくらいあるということなので、山の中腹まで登ったかと思います。山の家に着くまでの山合いにはゴルフ場があったり、また施設もリフォームされており、周辺には木々もうっそうと生い茂っており、高地にあるため空間環境もすばらしく夏の一時を過ごしリフレッシュするには、場所的には最高の所だと思いますが、昭和52年開設ということなので年数もだいぶ経過していますし、先ほどの木内議員に対する答弁にもありましたが、最近では、市民ニーズも開設当時とは変わってきているのではと私は感じられましたので質問を行うものです。

まず、1点目に近年における利用者の状況について伺うわけでしたが、この点については、木内議員の答弁でも出ていますので省略しても結構です。

2点目として、利用収入の状況と開設中における費用、それと参加団体に対して1団体幾らかというような補助規定があると思います。補助された団体数と金額について。

茅野市でも、現在のパークゴルフ場の所に海の家があったと聞いています。茅野市では早く閉設をし解体されていきました。我が旭市の山の家については将来どのように考えておられるか、この辺についても市長の所見を伺いたいと思います。

3項目めの最後の質問になりますが、冒頭でも若干触れましたが、景気の低迷は、低迷というより恐慌により企業の倒産や失業者が今後さらに増大し、出口のないトンネルにでも入ってしまったかのような状況の中ではありますが、自分たち、私にとりましても朗報とも思える定額給付金1万2,000円が支給されることになると思います。ただ残念なことに、この定額給付金もまだ政府・与党が決めただけであって、給付金の支給までには、2008年度第2次補正予算案と財源の裏付けとなる関連法案を国会で成立しなければならないと思います。この法案については当然のごとく成立し、市区町村へ通達があるものと思います。

支給額は1人1万2,000円、18歳以下と65歳以上につきましては8,000円が加算されるとしています。また、所得制限を設けるかどうかは市区町村にゆだねられることとなり、また申請、給付方法は、市区町村が世帯主に給付金の引換券等を郵送、そして本人と確認できる免許証などの写しと振り込みを希望する金融機関の通帳の写しを市区町村へ郵送する方法と、同様の書類を役所の窓口へ直接持参して申請する方法のほか、直接窓口で現金を受け取る方法も可能になるということです。本人を確認するだけの作業でも大変であると思うが、窓口で現金を扱うとなると、さらに煩雑になることも予想されます。県段階で市町村への説明会等は開かれたようですが、最終決定は末端自治体になると思いますが、本市としての基本的な考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問は終わりますが、これらの質問については簡単な質問でございますので、答弁を分かりやすくいただければ1回で済むんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、日下議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、南分館の問題でありますけれども、この件につきましては、合併により多くの公共施設を抱える状況等を勘案して返還をする旨、借り手の相手である高橋学園に申し入れをいたしました。これは平成21年3月31日の契約期間満了前に現契約書において、契約満了日の6か月前に意思表示を行う旨定められておりますので、相手方に申し入れをさせていただきました。その後、高橋学園さんから、ほかへの貸し付けは考えていないので何とか市で継続をして借りてほしい旨の申し入れがございました。南分館につきましては、2階のつどいの広場の利用状況、1階の会議室を入札見積もり合わせ、税の確定申告、介護認定審査会などの会場として定期的かつ高頻度で利用させていただいておりますので、実態等を踏まえて今後の対応について検討をしたいと考えております。

あと細かい数字の面につきましては、担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

もう1点、山の家の方の今後の対応でありますけれども、これはもう先ほど木内議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。本当に築後31年経過をしているというような状況等もございます。同時にまた非常に周りの旅館等、ホテル等が安い単価で提供するというような問題もありまして、なかなか利用度が増えてまいらない。そういったところに併せまして、ボイラー等がもう傷んできて、これを取り替えなければならない等の問題を抱えておりますので、福祉協会にしっかりと検討してもらって対応を考えたい、そのように考えております。

茅野市のほうでは、もうご指摘ございましたように、とうの昔に海の家を撤退いたしまして、それにかかっていた経費を旭のかんぽの宿とか民宿とか、そういったものを利用する際にきちんと補助金を付けて、それで旭市との、姉妹提携都市との交流を持てるように茅野市では対応しております。そういったものを十分配慮しながら、うちのほうでも考える時期に来ているんだろうと思っておりますので、福祉協会のほうで検討をお願いしたい、そのように考え

ております。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 日下議員の質問のうちの3番目の国の定額給付金について、私のほうから申し上げます。

基本的な考え方ということでございますが、国のほうから、先ほど日下議員のお話にもありましたが、詳細な事業内容が実は政府の見解だけで、まだ最終的な2次補正まで紆余曲折あるということで全く決まっていない状況です。

そういう中で総務省のほうから都道府県への説明会が11月18日にありまして、これは県のほうが行ったようですが、県からさらにそのときの説明会の説明が市町村に対して12月2日にありました。そのときの話でも、事業概要の案という形でたたき台が示されただけで、決まっていない部分が相当ございます。先ほど議員がおっしゃいました単価ですとかそういったものは固まっておりますけれども、決まっていないことが非常にあるということで、そのときも質問がたくさん出ているんですけれども、いろいろな形で質問とか疑問があるんですけれども、ただそれは市町村がやるという形でもう決まっている既定路線ですので、それについて市のほうで現場が混乱するというようなことがあってはいけませんので、市のほうでは情報収集に努めまして、もう体制整備、こういった形がいいのか対応に遺漏のないような準備をしていかなければいけないというふうに考えています。

いずれにしても、県等から情報がおとりこないと確定したことはできませんが、できる範囲のことを先にやらせていただきたいと思います。例えば対象者のリストアップとか何かは住基台帳とか何かからやらなくちゃいけないので、その辺の準備は、できるものは早手回しで対応はしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、つどいの広場の利用状況と、それから山の家の事業費用の関係につきまして申し上げます。

19年度の利用実績を申し上げます。つどいの広場につきましては、平日月曜日から金曜日の10時から16時まで開設をしております。年間245日の開設でございました。総利用組数は延べ4,582組でございました。これを1日あたりに換算しますと19組の利用ということでございます。ちなみに地区別にこの利用組数を調べてみますと、旭地区が約85%利用をして

いただいております。

それから、山の家の関係でございますが、事業費用につきまして申し上げます。3年間の経費の実績は、20年度につきましてはこれはまだ見込みでございますが、18、19、20年度という、それぞれ3年間申し上げますのでよろしくお願いします。

まず、営業収益でございますけれども、18年度が144万円、19年度は194万円、20年度は175万円、それから営業費用の関係ですが、18年度は487万円、19年度は525万円、20年度は504万円ということで、それぞれ330万円程度市の補助金として不足額を補てんしております。

それで、議員おっしゃられましたように、山の家を利用する場合に、民間バスを使った場合に1日6万円補助するという、そういう制度がございます。たまたま昨年では2団体がこの制度を利用しております。他の年度におきましても、2から3団体の利用ということで交付をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 南分館の1階部分の利用状況についてお答えいたします。

会議室が三つあるわけなんですけれども、平成18年度は、一つの会議室が3か月しか使っておりません。それから20年度はまだ途中でございますので、19年度の実績を申し上げます。

延べ使用回数が714回、延べ利用者数が8,712人です。それで利用目的なんですけれども、主なものでございます。まず確定申告、これは2月、3月のみの利用でございますけれども、これはもし返すことになる、ほかにプレハブ等を造らなくてはいけないのかなという感じをしております。あと、市長がちょっと申し上げましたけれども、入札とか見積もり合わせ、それから介護認定審査会、そのほかに各種の会議に利用しております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） では、1回と思ったんですけれども、一応再質問させていただきたいと思います。

南分館のほうから行ってまいりたいと思います。つどいの広場、確かにここは見る限り、利用状況はかなり多いのは私も重々分かっておるんです。ただしやはり施設の有効活用という形を考えた際には、やはり契約がここへ来て切れるわけでございますので、その辺は当然考慮すべきと、そんな意味合いからこの質問をさせていただくわけでございますけれども、例えばつどいの広場等について、ほかへ移すとかそういった検討等はされておったのかどう

か。例えばここは庁舎として使っていた所ですから、そのときにあいた際にそういったものは検討されたのかどうか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今回この契約が切れるということから、事前に施設の有効利用、議員おっしゃられますように他の公共施設でできる所があるのかどうか、それらの検討はさせていただきました。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 結構ここへかかる金額は高いんですよね、契約金額。建物で800万円近いですか。そのほか予算、決算の中で出ていました関係、土地等1,100何万というのは土地は別になるんですか、それともほかの土地もあると思いますけれども、このところの土地を含めた金額が708万円、下水道も当然市の負担金として払うようになると思いますが、その辺は出ていますけれども、その辺はどうなっているんですか。前の駐車場を含めた契約になるのか、建物のみの契約なのか。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 賃貸借料についてお答えいたします。

建物、延べ床面積134.91坪あるんですけれども、1坪あたり月額4,515円です。それから駐車場、これ16台分お借りしてまして1台あたり月額3,000円です。支払い総額ですが、月65万7,118円、年間で788万5,416円というふうになっております。光熱水費は別でございます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 何か飛んじゃったわけですからけれども、つどいの広場検討したということでございますけれども、たまたま私も決算の中でも質問させていただいた経緯があらうかと思います。その際、設備等もかかるということでございますけれども、たまたま私が浮かんだのを考えますと、海上中の旧校舎跡ですね。特別教室のじゅうたん敷きのエアコンが使える所があるんですね、えらい広い所。その辺を含めて検討されたかどうかできれば、その辺は質問回数も限られますのであれですけれども、その辺はされたのかなと思いますけれども、されていますよね。

それとつどいの広場になりますけれども、つどいの広場における臨時保育士と学童保育を

市で行っていますね。放課後クラブというのかな、正式な名称は。その辺の臨時指導員、市長、その辺の1時間当たりの金額を把握されていますか。私は疑問を持っていましたので一応聞くわけですが。

○議長（明智忠直） 日下議員、今の質問は通告にはないんですけれども。

○13番（日下昭治） つどいの広場等の通告がありますので。

○議長（明智忠直） 利用状況ということの中ですか。

日下議員。

○13番（日下昭治） では私のほうが申し上げます。

つどいの広場の保育士、1時間当たり1,100円ですね。それで、放課後児童クラブは920円。180円の差はどういうことで出るのか、私は疑問を持つわけですよ。皆さん疑問を持たないのかなと、そういうことなんです。

では続けていきます。

○議長（明智忠直） 利用状況は、4回目終わりましたけれども。

○13番（日下昭治） つどいの広場ではありません。

○議長（明智忠直） 2項目、3項目めはまだ入っていないけれどもいいですか。

○13番（日下昭治） 今、2項目めを。

○議長（明智忠直） つどいの広場、市役所南分庁舎は終わりでいいですか。

○13番（日下昭治） つどいの広場でなく、今度はそれ以外の利用がありましたね。

○議長（明智忠直） 2項目めに入るとのことですね、はい。

○13番（日下昭治） 先ほども若干触れましたけれども、庁舎を利用したときには会議室は幾分もとっていなかったと思います。庁舎として、農業委員会が入っていましたね。たまたま契約があるから、そこへ行ったと思ったんですよ。契約が、要するに21年3月までの契約期間だから、そういった施設をここへ入れて、その間の有効活用だと。実は過去どうなったかといいますと、過去の中で契約期間中だけということ、委員会か決算委員会か分かりませんが、答弁された経緯もあったんですよ。21年3月で切れますから、それまでの間をそういう形で使っていきたいんだと。確かにつどいの広場等となりますと、そういったあれもありますけれども、ただ会議室等については、恐らく小さな会議室が二つくらいしかなかったかなと記憶しております。

そういうことを考えたときに、やはり空き庁舎を有効活用ということをぜひ考えるべきではないかなと思いますし、たまたま市長のほうから契約の打ち切りを申し出たという話は何

いましたけれども、一応借りなければ、向こうだってそれを強制することはないと思いますけれども、例えばその契約をするにしても、将来契約する時点で、恐らく10年くらいの契約になったのかなと思いますけれども、今後、契約はどのくらいの契約で行うのか、それを伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員、今の賃貸契約は3番目で一緒にいいですか。

○13番（日下昭治） はい。

○議長（明智忠直） お答え願います。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、先ほど市長から今後どうすべきか検討してみたいという答弁をいたしてございます。どういう内容を検討するかということで、今、私が考えていることを申し上げます。

この契約の内容が、6か月前までに甲または乙から別段に意思表示がないときは、さらに1年間継続という今の契約になっております。それを使うのではなくて、新たにまた契約を結ぶようにしたいなと思っています。

その理由ですけれども、前の契約は10年間でしたけれども、そうではなくて、例えば1年であるとか2年であるとか、ほかの公共施設の利用状況もありますから、その利用等を勘案しながら考えて、短いものではどうでしょうか。それから、金額も先ほど申し上げましたように結構いいお値段ですから、当時はそれで不動産鑑定等でそうしたんでしょけれども、今鑑定いたしますと、多分かなり下がると思います。ですから、そういう今の実勢価格でお願いしたいなというふうなことを考えながら、それから借りる場所も今と同じように、今3階もあいているようなんですが、当面そういうことで検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） ぜひ市に負担がかからないようにということで、できるだけ空き庁舎の有効利用等も考えてお願いしたいと思います。

では、続いて山の家の方に移ってまいりたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員、一般質問の途中でありますけれども、昼食にしたいと思いますので。

一般質問は途中でありますが、昼食のため午後1時15分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時14分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き、日下昭治議員の一般質問を行います。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） では、2項目めの山の家について再質問させていただきます。

この辺、先ほど木内議員のほうからも既に質問がありまして答弁もされている部分はあるわけでございます。ただ、先ほど冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、開設当時と現在の市民ニーズが変わっているんじゃないかと、そういうことを強く感じるわけございまして、利用者についても2,000人あったのが、今年度は300人切ると、そんなことございまして、経費につきましても収入が175万円ですか、それらにつきまして500万円からかかっておると。そのうちの補助金が三百二・三十万円あるわけございまして、それプラス参加する団体に対する1日当たり6万円の補助と。そうしますと莫大な金額、補助金を含めてしているものと思います。

そういうことからしますと、今後ボイラー等の改築も考えなければならないということでありますので、その辺に向けまして費用対効果ではありませんけれども、市民ですから多少費用がかかるのはやむを得ないと思いますけれども、その辺将来というよりも、もうそろそろ廃止というようなことも視野に入れるべきじゃないかなと思いますけれども、その辺市長、どうでしょうか。

○副議長（平野 浩） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の日下議員からありましたような件もしっかり含めて、早急に福祉協会のほうに検討をお願いしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 当然、福祉協会に移管しておるわけございまして、その辺は当然福

祉協会のほうも相談するのは分かります。しかし、やはり補助金は市から出ておるわけでございまして、やはり市でしっかりそういうことを福祉協会に理解していただくというのも大事かなと、そういうことを思っておるわけでございまして、当然、繰り返しますけれども、やはり行政はスリムというのが大事じゃないかなと、そういうことを常々考えなければならぬわけでございまして、やはりつどいの広場を使っている南分庁舎もそうなると思いますし、やはり負担をかけないように、ぜひそういう面で今後お願いしたいと思います。

ただいま市長の答弁の中で、先ほど木内議員のときもそういう答弁をされているわけでございまして、私は恐らく、私の理解ですけれども、市長は方針ははっきりしたと、多分私の理解ですけれども廃止の方向に腹が固まったんじゃないかなと、その辺感じますけれども、再度市長というわけにはいきませんけれども、ぜひそういうことで決断を出していただければ、市民もすばらしい市長は決断をしたと考えられていると思いますので、ぜひそのような形の中でもっていつていただきたいと思います。

では、それはもう結構です。

給付金について行うわけでございますけれども、これははっきりしたものは出ていないということは、たしか出ていないと思います。当然国会で審議されなければならないわけでございまして、ただ市町村に課せられる部分はかなりあるという認識は私なりにしておるわけでございまして、当然所得制限等についても市町村にすべてゆだねられる、金額は当然補正を組む、あるいは市長の専決で、全額に対して議会の議決あるいは市長の専決をするかどうかその辺は自由のようでございますけれども、その辺を経なければならないと。そうしますと、全額市に入るということに私は理解するわけでございます。ただし、その中で所得制限を市町村において設けられた場合に返納を求めることもできると、高額所得者2,050何万でしたか1,800万円くらいの限度だと、控除した残りの1,800万円くらいだということでございますけれども、そういう方々に対する返納を求めることができるということのようすけれども、その辺についてはどのようにお考えされているのか伺いたいと思います。

○副議長（平野 浩） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、県の市長会で相談をいたしまして、県の市長会のほうでは所得制限を設けないということで決定をしております。

○副議長（平野 浩） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、高額所得者はここには何人もいないと思います。数え

れば限られた方しかいませんけれども、例えばその方も1万2,000円はいただけると、そういうことでいいですね。私も1万2,000円をこれからどう使おうかななんて考えますけれども、そういうことで市の方針は市長会ですか、その方針ということでございますので、早くもらえればいいなと、そういうことを期待したいと思います。

最後に若干申し上げさせていただければと思います。と申しますのは、昨日の一般質問あるいはきょうの質問の中においても重要な発言がございました。私としても責任ある立場だと思います。そういうことで意見になるか分かりませんが、申し上げさせていただきたいと思います。

昨日の質問答弁についてでございますけれども、私はこれらのことについては重要なことであると改めて深く認識し、胸が締めつけられる思いで聞いておったわけでございます。私も簡単な気持ちで検討委員会、委員の役員をやっていたんだと今になって反省し、頭が下がる思いです。引き受ける際には、市長の私的検討委員であったと思っていたので、ある程度方向性が出たときには役目は終えるものと思っていました。報告の内容等については、市長が判断された結果、公開されるものと思っていました。しかし、昨日の答弁を聞いているうちに、私としては、検討委員会の委員の責任が重大過ぎるとしみじみ痛感させられました。今後は自分なりにじっくり考えてみたいと思いますし、経営形態等に関することについては、市長の政務報告でもあったように議会あるいは市民の皆さんからも意見をいただくこととなりましたので、今すぐに方針を出さなければならないことでもないなと改めて認識をしました。

以上、私なりに重大なことの痛感の基において、率直に感じたことを申し上げさせていただきました。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（平野 浩） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○副議長（平野 浩） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（2番 島田和雄 登壇）

○2番（島田和雄） 議席番号2番、島田和雄です。

3項目の一般質問をします。

1項目めは、旭中央病院の経営形態等に関する報告書についてであります。去る10月20

日、旭市議会全員協議会において旭中央病院の経営形態に関する検討委員会からの報告があり、今後の経営形態のあり方として、公設民営で指定管理者制度の導入が望ましいということでありました。突然の病院経営の大転換の方針に大変驚きました。

総務省が公立病院改革ガイドラインを発表して、赤字経営の多い公立病院の経営改善を促していたことは承知していましたが、黒字経営を創設以来55年間継続中の旭中央病院が経営の民営化の方針を打ち出すとは考えてもいませんでした。説明によりますと、よい経営をしているときに、よりよい経営を目指すということでありましたが、報告書の内容には抽象的な表現が多く、具体的には分からない点が多くありましたので、これらについて順を追って質問をします。

まず、（１）番目としまして、旭中央病院の経営についてですが、経営の課題ということで①から⑥まで示されています。これらについて順次質問します。

①公営企業法に準じた会計制度、単年度予算ルール、また勘定科目間の費用の転用に制限が存在するなどにより、柔軟な予算執行が困難な場合があるとなっていますが、具体的にはどんな困難があるのか伺います。

②意思決定と実行の間に時間差が常に存在する、時期を逸することなくスピード感のある戦略を実行しなければ激変する医療機関、経営環境に対応できないとなっていますが、公設公営ではこれが克服できないものか伺います。

③救急医療に対する補助金などが廃止され、政策医療実施に伴う財政的負担の増加が厳しい経営状況に拍車をかけているとなっていますが、民営化をして救急など不採算政策医療をどう扱って経営改善に結びつけようとしているのか伺います。

④現状の経営形態のもとでは医療関連事業の実施が不可能であるが、病院全体としての成長、拡大を図るためには、医学、医療、介護、福祉に関連した事業を展開することが重要であるとなっていますが、医療関連事業はどのようなものと考えているのか具体的にお伺いします。また、これらの事業の実施が可能となった場合は、民間医療機関との医薬品、診療材料、医療機器、消耗品等の共同購入組織の組成も考えられ、病院本体の経営を支援することが可能となるとなっていますが、現在の体制でこれらのことに対応することはできないのか伺います。

⑤よく働いた職員にはそれに応じた報酬を支給し、ポジションを付与する制度の構築をされていますが、一般論としてはもっともな言い方ですが、現実には旭中央病院の職員は皆よく働いている、村上前院長が、職員は皆疲れ切っていると言われたことがありました。

そういった中で黒字経営が支えられているんだと思いますが、病院はどう考えているのか伺います。

⑥再整備事業以降の設備投資の資金調達においては、市に依存することなく旭中央病院が独自に行い得る方法の探求が必要であるとありますが、これからの設備投資はすべて指定管理者が資金調達をすることになるのか伺います。

次に、（２）旭中央病院に関する旭市の課題についてですが、地方財政健全化法の観点から、市、病院双方が財政上の自由度に制限を受けている面がある。このような状況は、将来市と旭中央病院がそれぞれ発展戦略を立案し実行していく際に障害となる可能性があるとなっていますが、地方財政健全化法の観点から、旭市また病院が財政上の自由度にどういう制限を受けるのか伺います。

（３）病院及び市財政についてであります、相反する書き方がされていますので、どちらが本当なのか伺います。（２）では、旭中央病院が安定した経営を維持するためには、従来の公務員型の経営体制ではたび重なる行政改革、医療制度改革に迅速かつ柔軟に対応することは困難であると考えられると書かれています。一方（３）では、再整備事業の再試算の結果、20年後の設備投資資金及び毎年度の運営資金に関して確保が可能であることが確認されたと書かれています。どちらが正しいのか伺います。

（４）経営形態の比較検討及び経営形態選択の考え方について伺います。

経営形態の比較検討の中で、公設民営方式の経営の最終責任は指定管理者が負うとなっていますが、どの範囲までの責任を負うことになるのか伺います。また、政策医療は原則確保されるとなっていますが、確保されない可能性も状況によってはあるのか伺います。

（５）望ましい経営形態のあり方について伺います。

検討委員会での公設民営の合意は得られましたが、これだけの巨大病院、1,700人もの職員がいる、総務省の公立病院改革ガイドラインを作った公立病院改革懇談会の議事録を見ますと、こういう委員の発言があります。指定管理者制度は新設の場合はよいが、既設の病院に導入する場合は職員の雇用問題が苦勞の種になると出ておりました。職員が望まない雇用の形態の変更をしてまで、今取り入れる制度かどうか、いま一度考え直すことはできないのかどうかお伺いします。

また、将来に向けてのビジョン、日本版 I H N への道ということで4点の取り組みが示されています。そのうちの①ブランド力のある大学との提携、②米国の I H N との提携、③医学、医療関連企業の誘致となっていますが、実際に具体化しているものはあるのか伺います。

それから、4月12日の地域医療ネットワークに関する講演会において、松山先生から核心的技術特区についてということで、同じような構想の話がありました。これは、これらの構想を外部資金を使って実現する仕掛けを考案するとなっていました、そのほうが条件が有利と考えますが、核心的技術特区の話は怎么样了か伺います。

(6) 番目、検討すべき付帯事項。

旭中央病院が公設民営方式のもとで指定管理者となり、病院運営を引き続き行うためには云々となっていますが、指定管理者はもう決まっているということかどうか伺います。また、今後のスケジュールを見ますと、市民に対しての説明がありません。この辺はどう考えているのか伺います。

2項目めは、公立病院改革ガイドラインについて質問をします。

そもそも旭市が病院の経営形態の見直しを考えたのは、総務省が自治体に対してガイドラインを提示し、改革プランを今年度中に提出しなさいということから始まったと思われます。このことは、旭市にとっては対応に苦慮するような難問を国から突きつけられたという感じがします。そこで、プランとして提出しなければならない4点について、市、病院の考えをお尋ねします。

(1) としまして、当該病院の果たすべき役割、一般会計の負担の考え方についてであります。旭中央病院が地域医療の確保のために果たすべき役割とはどういうものか、また、一般会計が負担すべき経費の範囲はどのようなものか伺います。

(2) 経営の効率化についてであります。総務省に提出する旭中央病院の主な経営の指標値はどのくらいになっているか、ガイドラインの目標をクリアしているのか伺います。また目標に達していない場合は、これをクリアするためにどういう取り組みを考えているのか伺います。

(3) 再編ネットワーク化について伺います。

再編ネットワーク化にかかる留意事項として、二次医療圏内の公立病院の連携を強化し、ネットワーク化の実を上げるためには、これらの公立病院の経営主体を統合し、統一的な経営判断のもと、医療資源の適正配分を図ることが望ましいと示されています。経営主体の統合について、旭市はどのような方向で進もうとしているのか伺います。

(4) 経営形態の見直し。

報告書の概要版に経営形態の見直し（注）として、総務省は経営形態の見直しの必須条件として非公務員化を追加していると書かれていますが、公営企業法全部適用も選択肢の一つ

になっている中で矛盾する言い方であると思われます。また、これらのプランを出さなければ公的支援はしないと報告の中でありましたが、提出されたプランの実施については、実施されなかった場合ペナルティーはあるのかどうかお伺いします。

3項目めの旭中央病院の公設民営化の是非については、1項目め、2項目めの議論を踏まえて質問をします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○副議長（平野 浩） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、島田議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、1の項目、旭中央病院の経営形態等に関する報告書の中の4、5、6、それと大きな第3点目、旭中央病院公設民営化の是非について、この点についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、昨日の高橋議員から始まりまして林議員あるいは滑川議員、そしてきょうの木内議員、そうした質問の中ですべてお答えをさせていただいておるとおりでございまして、まず、順序は少し違いますけれども、中央病院のこの検討委員会を設けてさまざまな検討をしていたただいたその要因というのは、一つは公立病院の改革プランを示せという問題があったのも一つであります。もう一つは、きのうから申し上げておりますとおり、旭市の発展に中央病院を生かしていくのが一番早いというのが私の率直な思いでありまして、それをぜひこの際推進ができるようにしていただきたい。その旭市の発展に役立てる方法としては、松山先生が出されたあのIHN、広域医療ネットワーク、あの方法が一番いいだろう、その方法であれば核心的技術特区にも適用になるんじゃないのか、そういった形にしていくにはどうしたらいいんだというようなことで、検討委員会からさまざまなご意見をちょうだいしたわけがあります。

ただ方向は示していただきましたけれども、その方向を実行していくにはいろいろクリアをしなければならない面があるということで、皆さん方からのご意見もちょうだいしながら作業チームであるワーキンググループを作って、そこでしっかりと検討をさせていただいて、皆さん方に報告をしていく。そういった体制がきちっとできるというときには実行をしたい。当然国・県とも相談をしながらこの問題は取り組んでまいりますし、同時に、検討委員会が受け皿としてここがいいだろうということで指名をしてくれておりますのが、中央病院の現

全職員、院長をはじめとした全職員で受けてもらうのが一番いいだろうというお話でございますから、今度はその面でもいろいろ検討をしなければならないわけでありまして、もう当然中央病院の受け皿が一枚岩に固まってくれなければ、この問題というのは非常に難しいということをしきのうから申し上げておるとおりでありまして、そういった形でそれを受けてもらって実行をするのか、あるいはそういった I H N の形が今の公設公営のままでもやれるのか、そういったものも含めて検討をしていくわけでありまして、少し時間をちょうだいさせていただいて、じっくりと取り組みをさせていただきたい、そのように考えております。

一番大事なことは、現在、救命救急をはじめとした周産期等のいわゆる不採算部門をしっかりこなしていただいております。これをこなせないようになってしまったら、中央病院の役割というのは本当に果たせなくなってしまうわけでありまして、現段階では、私の考えでは公設という形を残しませんと補助金等がもらえなくなってしまうので、それはもうなかなか民間になってということになりますと、いわゆる経済的に恵まれている人は幾らお金かかってもいいでしょうけれども、誰でもかけられるような体制というものをきちっと残すというのが中央病院の一番の役割だろうと思いますので、その辺もしっかり考えながら実行していかなければならない、そのように考えております。

そういったためにはどうしたらいいかというのは、これからきちんと検討をして取り組んでまいりますので、そういった中で決めていきたい、そのように考えております。

ただ一つ、何でこの時期からというきのうもお尋ねをいただきましたけれども、この I H N の問題に関しては、いわゆる亀田総合病院なんかも既にこれでいくという方向を出しているわけでありまして。その核心的技術特区なんかの適用を受けるときに、いつになっても適用がいただけるのかなという問題もありますから、その辺も国・県の意見をしっかりと承りながら、そしてできるだけいい形におさめていきたい、そのように考えております。

私のほうからは以上であります。

○副議長（平野 浩） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私のほうから、質問が長かったのでちょっと前後、どれがどれだというあれではありませんけれども、1 のまず 6 番でしょうか、指定管理者は決まっているのかということでもありますけれども、これもきのうからずっとお答えしているとおりに、まだこれで、要するに公設民営の方向でいくということがまだ決まっておりませんので、当然そういう具体的なことはまだ何も決まっておりません。

それから、公設民営方式は職員の問題があると、確かにおっしゃるとおりでありまして、

ただ職員がみんな働いていないのか、一生懸命みんな働いているからと、そういう意見もあるわけですが、もちろん職員は一生懸命働いておりますが、それを評価するという視点に今全く欠けておりまして、非常によくやった方あるいはよくやった方、非常に業績を上げた方、そうでもない方、いろいろそれなりに皆さん一生懸命やっていただけるわけですが、そういうようなことで評価を、業績を上げた方の評価をしていきたいと、そういうことは常々考えておるわけですが、現時点では、やはり思い切った評価というのは、少なくとも金銭面におきましてはなかなか難しいということでありまして、決して職員を働いていないと言っているわけではなくて、もっと病院あるいは待遇もよくなってもらいたいということで考えているわけがあります。

病院といたしましても、きのうも申し上げましたけれども、まちづくり、こういう視点に欠けておりましたので、これに積極的にもっと参加していこうというふうな形でございまして、それにはどうしたらいいだろうかということが一つの発端であります。

まだいろいろご質問をいただければあれですけれども、あとは係の者がお答えいたします。

○副議長（平野 浩） 病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） それでは、私のほうから大きな1の1、旭中央病院の経営について、それから1の3、病院及び市財政について、それと大きな2の1、当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方、それと2の2、経営の効率化ということでご回答を申し上げます。

六つ質問がございましたのでちょっと長くなりますけれども、ご容赦ください。

まず経営課題の①でございしますが、柔軟な予算執行が困難な場合があるというご指摘でございしますが、これについてご説明申し上げます。

これは一般論でありますけれども、単年度予算ルールというのは柔軟性に欠けるであろうというふうに言われております。一方で、現状でも複数年にまたがった継続予算ということは作ることができます。ただしそれは、当初に複数年にわたった予算措置が必要であるということが分かっていると、認識されているというときに限られるのではないかというふうに思います。このような状況も考えられます。

それと、また予算の執行のときでございしますが、例えば人件費に関しましては、他の費目との間で転用ができないというような事情もございします。

それから、経営課題の②でございしますが、公設公営では激変する医療機関経営環境に対応できないのではないかと、こういうご指摘でございしますが、それについてご説

明させていただきます。

先ほどの回答と関連しているわけですが、例えば診療報酬の改定というのは、年ごとの年度の末に正確な情報が発表されるということになっております。その場合、新たな制度が導入されまして、例えば来年度から医療スタッフをたくさん雇わなければいけないというような状況になった場合でも、その認識というものをはっきり、その必要性というものをはっきり認識できるのは来年度の予算がほぼ確定してしまったあとというようなことも起きます。したがって、実際にこの制度改定を活用するためにスタッフの増強をしたいということになりましても、予算の措置あるいは定数条例などによって直ちに対応できないという状況も起き得ます。

それから、経営の課題の③でございます。民営化をして救急などの不採算、そして政策医療をどのように扱って経営の改善に結びつけるかというご質問でございますけれども、一般論といたしまして、公設民営の場合、もし仮に公設民営ということでございますけれども、病院は公立病院、開設者は市でございますから公立病院のままでございます。したがって、指定管理者と市との間に指定管理契約を結びますので、それによって政策医療は従来どおり継続されます。旭中央病院は旭市民に加えまして、周辺市町村の住民に対しても救急や周産期医療というような政策医療を幅広く提供いたしておりますので、今後もその使命を果たしていかなければならないという状況もございます。

一方、救急医療に対する補助金というものが実は昨年、平成19年度なんですけれども、1億円突然廃止されました。したがってこういう状況ですので、自ら政策医療のための追加財源というものを獲得していかなければいけない、そういう経営努力をしていかなければいけない、そういう状況でございます。

それから、経営課題の④でございますが、医療関連事業にはどのようなものがあるのか、そして現在の体制では対応できないのかというご質問でございますが、この点につきましてご回答申し上げます。

医療関連事業の具体例として、これ例えばです。業務提携した大学あるいはアメリカの IHN とで合弁事業をして、例えば東京にクリニックを開設するといったようなことも考えられます。現状の経営形態のもとでは、民間の医療機関や企業と合弁で医療関連事業を行うということはできない状況であります。そしてまた、設置自治体である旭市の外に事業を展開するということも、また困難な状況でございます。

次に経営の課題⑤、これは職員の処遇に関するところでございますが、旭中央病院の職員が

皆よく働いていると、そういう中で黒字の経営が支えられているというご指摘ですが、全くそのとおりだと思います。そのような状況のもとで経営形態の見直しということを検討したと、これは検討委員会の中でございますけれども、その理由についてご説明申し上げます。

もし仮に非公務員化ということになりますと、医師の兼業を認めることができるようになります。したがって医師の確保については民間の医療機関等と対等に競えるような状況になるというふうに思います。医療提供体制維持ということについては、医師の確保が最も重要な課題でございます。それからまた、他の職種につきましても短時間勤務制度とか期限付きの任用制度の導入あるいは独自の判断によって採用するポストを作るというようなことも可能になるのではないかとというふうに考えられます。

それから、経営課題の⑥でございますが、資金調達を旭中央病院が独自に行い得る方法の探求とある、仮に旭市中央病院が赤字になって経営破綻した場合の最終的な責任は誰になるかと、こういうご質問でございますけれども、もし仮に公設民営となった場合、再整備以降の資金調達に関しましては、原則指定管理者が責任者となろうかと思えます。

例えば研究施設を作ったりして、指定管理者の判断で行う投資については、その資金につきましては指定管理者が責任を持つということでございます。一方で、例えば政策医療などのために市が自ら資金を調達して投資を行うというような場合は、市が責任を負うんではないかと、こういうふうに考えられます。

これが1の1に関する回答でございます。

次に、1の3についてのご質問でございます。

報告書では、公務員型の経営体制では医療制度改革等に迅速かつ柔軟に対応することが困難と述べる一方で、再整備事業の事業性は確保されるとしているが、どちらが正しいのかというご質問に回答申し上げます。

結論から申し上げますと、ご指摘いただいた二つのことは両方とも正しいのではないかとということでございます。

再整備事業について見ますと、現在の経営体制のままであっても確保ができるのではないかとというふうに考えております。先般の試算では、現状の経営形態のもとで、例えばDPCの導入あるいは7対1看護基準の確保、そういうような経営努力によって収益力を向上させていくということ、その数値が反映されていくということでございます。

一方経営形態の見直しでございますけれども、その検討の目的の一つというのが、現在市の人口が減少していくと、そういう中で今現在の診療圏の外からも患者さんが来ると。そし

て、その収益の増加を上げていくということが目的の一つになるかと思います。そのためには先ほど申し上げましたように、優秀なドクターが魅力を感じてくれるような処遇制度というものを導入することが必要ではないかというふうに思います。非公務員型の経営形態が望ましいというような検討会の提案でございますが、そういう理由によります。

それから、次に2の1、当該病院の果たす役割及び一般会計負担のあり方についてでございますが、病院のほうからは、全般の当該病院の果たすべき役割という点についてご回答申し上げます。

これは既にご案内のとおりでありますけれども、公立病院の第1の役割は、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保に努めるということであります。公立病院の運営は独立採算ということが原則ではありますけれども、政策医療のための財源については、設置している自治体のほうから繰り入れるというような仕組みになっております。

初代の諸橋先生も言っておるんですけれども、経済性と公共性をともに発揮して、医学的にも経済的にも社会的にも適正な、いわばその地域で模範的な包括医療をするということを掲げておられます。当院の役割はまさにその実践であるということは、今も変わっていないというふうに考えております。公益性とか公共性というものを維持することだろうと思います。

そして、旭中央病院は創立以来55年間黒字を継続するということで、旭市の一般会計に負担をかけるということなく政策医療提供という責務を果たしてきているわけでございます。

それから最後の質問でございますが、2の2、経営の効率化でございます。旭中央病院はガイドラインの数値目標をクリアしているかというご質問でございますが、必須3項目につきまして、旭中央病院はガイドラインの数値を現状クリアいたしております。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 私のほうからは2点ほどお答えを申し上げます。

大きい1番の中の（2）番の中が旭市の課題についてというところの地方財政健全化法の観点から市、病院双方が財政上の自由度に制限を受けている面があるという部分でございますけれども、ご承知のとおり、財政健全化法の中で四つの指標というものが義務付けられまして、その中の一つに実質公債比率というものがございます。これは一般会計が負担する元利償還金ですとか準元利償還金、そういったものが標準財政規模の中に占める割合ということなんですけれども、この指標に使われていますいわゆる分子の部分でございますけれども、

これは一般会計の起債はもちろんですけれども、それ以外の特別会計への繰出金というものも一定のルールで、例えば公営企業なんかに出している繰出金についても、一定の部分が公債費として認定をされまして数値が出るということでございます。

そんな中で旭中央病院というのはもうご承知のとおり大変規模が大きゅうございます。市の中でも市の一般会計よりも大きいですし、この近辺の中でもこれだけの予算のあるところは少ないと思うんですけれども、それだけ規模が大きいということで、結果的に我が旭市の実質公債費の比率を押し上げる一つの要因ということになっております。

本市は、これは何回も議会でも議論されておりますけれども、18年度で18.5%ということで18%を超えましたので、起債の許可団体ということでございます。この起債借り入れるためには、そういった許可団体ということで、一般会計では公債費負担適正化計画というものを出しまして、これが承認されなければ起債が借りられない。

これは双方にと先ほどありましたけれども、これは一般会計だけではなくて、公営企業会計においてもそのような形のものを作らないと起債が借りられない。例えば病院は病院会計でそういったものを作る、水道は水道で作る、あるいは下水道債を借りるときはそういったものを作る。一般会計だけではなくて全部の会計がそのような申請を受けて、認定をされなければ起債が借りられない。そういった意味である一定の制限があるという表現でございます。

大きい2番目の公立病院改革ガイドラインの中で、一般会計負担の考え方ということでございますけれども、この一般会計が負担すべき経費の範囲ということでございますけれども、これは毎年度公営企業への繰り出し基準ということで国のほうから通達がまいりまして、その繰り出し基準の項目というのが基本となろうかと思えます。

その重立ったものを申し上げますと、病院の建設改良に要する経費あるいは精神病院の運営に関する経費、リハビリテーション医療に要する経費、あるいは周産期医療に要する経費、小児医療に要する経費、公立病院附属看護養成所の運営に要する経費、救急医療の確保に要する経費、公立病院附属診療所の運営に関する経費等々でございまして、こういったものが負担すべき経費の基本となるのかなということでございます。

以上です。

○副議長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課からは2の（3）と（4）、再編ネットワーク化と経営形態の見直しについてお答え申し上げます。

まず、再編ネットワーク化でございます。この中でご質問のとおり、改革プランでは二次医療圏内等の単位で公立病院のネットワーク化というものを求めています。具体的には、当該病院の講じるべき措置、それからその講じるべき措置について実施する予定時期等を含めて、その計画を書きなさいということでございます。

この中で中央病院の役割なんですけれども、千葉県保健医療計画、きのうもちよっとお話ししたんですけれども、この中で循環型地域医療連携システム、これを県のほうではネットワークイメージとしております。本二次医療圏域では、旭中央病院ではその中で挙げられている診療科目すべてで中心的役割を担うものとなっているところであります。

そこで、ご質問の中で経営主体の統合についてどう考えているのかということなんですけれども、これは相手のあることございまして、現段階では当然協議はいたしますけれども、その方向性についてはあいまいな形でいかにざるを得ないだろうというのは、県で今ネットワーク化で中心的役割を果たしているという実態がございますから、その部分を書いていくことになるのかなというふうには思っています。ただ、その辺はこれから他の市町村とも若干の調整が必要であるというふうに思います。

それと、経営形態の見直しなんですけれども、確かに公立病院ガイドラインが公表された時点では、経営形態の選択肢として次の四つ、公営企業法の全適、それから地方独立行政法人化、それから指定管理者制度の導入、民間移譲という形でありました。このうち公務員を前提にした全部適用に関しましては、この中で再度説明会があった中では、全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化などさらなる経営形態の見直しに向けて直ちにに取り組むことが適当であるというような、そういう実は注文もついています。

この4月ごろから総務省のほうでは非公務員化というのをちょっと強調するようになっておりまして、この7月に公表した公立病院の改革ガイドラインのQ&A、その中では地方独立行政法人化、これは公務員型のほうは基本的には想定していないような、そういう書き方になっているところであります。

あと、これを策定しなかったときにペナルティーがあるのかということでございますけれども、経営形態の見直しを含めます改革プラン、これを総務省に提出することは絶対の義務ではありません。ただ公立病院設置者の自治体、これは旭市ですけれども、それが自主的に行うという形になります。ペナルティー自体は、ですのではないものと思っていますが、ただ提出しなければ、今後の財政支援措置を受けられなくなる可能性があるということです。こ

れがどちらかというと将来的なペナルティーということになるんだろうと、そのように思います。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは再質問させていただきます。

まず、1点目の旭中央病院の経営についてですが、6点ございますので、ちょっと混乱しないように質問させていただきます。

まず、2番目の②ですか、制度の変更で本来収入になるべきものが収入にならなかったというようなことでございましたけれども、本来と申しますか、急な制度の変更に公立病院がついていけないというようなことだろうと思いますけれども、そういったことで公立病院の赤字化が多少でも進むというようなことであれば、それはもう国の責任と申しますか、そういったことがないように、前もって国のほうでこういう制度改革がありますよということを自治体のほうに伝えてくれるように、これはお願いして、そういったことによつての減収がないようにしていただきたいと思います。

それと、2番目については答えにはなっていませんけれども、意思決定と実行の間に時間差が常に存在すると。これについては、やはりこれは議会の存在なのかなといったような私は解釈したわけでありましてけれども、議会での議決に手間暇がかかるということが意思決定と実行の間に時間差が常に存在すると、こう表現されているのかなと思います。

これまでの議会では、中央病院の関係の議案につきましては否決されたことは一度もございません。それだけ中央病院に関しては、旭市にとっては大事なものだということを議員の皆さん、みんなこれ認識されていると思います。

そういった中でも大病院であればあるほど、議会のようなチェックシステムですか、これは大事だろうと考えています。民間病院になった場合には、そういうチェックがなくなることと、また市民の声も届きにくくなるんじゃないかなというような心配があります。そういった中で、これまで意思決定が遅れて、そのほかにマイナスになった点があったのかどうかお伺いをします。

それと3番目ですか、救急の補助金の関係ですけれども、救急に対しての補助金というのは、民営化したからといって増額されると、そういったものではないと思います。救急という不採算部門の対策といいますか、これを考えるときに、次のような記事がきのうの千葉日報に載っておりましたので、参考までにお知らせします。

東金・九十九里地域医療センター構想についての記事でありましたが、こういうことでございました。広域性の強い救急の財政負担は地域全体で支えない限り、センターそのものが立ち行かなくなるとして県が調整役となり、周辺自治体の支援を得られる仕組みが求められるとした。中央病院もこういう考え方で周辺の自治体にも救急の財政負担を考えていただくということができれば、課題の克服ができるんじゃないかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

それから、4番目の……

○副議長（平野 浩） 島田和雄議員、1番の旭中央病院の経営についての何番目でしょうか。

○2番（島田和雄） （1）の中の①から⑥について順次、ちょっと課題が多いものでちょっと混乱しますけれども。

○副議長（平野 浩） 分かりやすくお願いします。

○2番（島田和雄） 今度4番目の関連事業と共同購入の話なんですけれども、関連事業としては、東京にクリニックの開設等ができるというようなことでありました。実際にこの事業を行う場合には、こういったものは非常にハイリスクになると考えられます。

（「副議長、受けたほうは分からないじゃないか、それじゃ。質問の内容が違うでしょう。一問一答でやっていけば一問一答どおりでやってくださいよ」「休憩」の声あり）

○副議長（平野 浩） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田和雄議員の一般質問を行います。島田議員に申し上げます。

通告は旭中央病院の経営についてから6項目までありますけれども、1項目の中に、また自分自身として6項目を作っているというようなことで、分かりやすくするためにそういうようなことで質問するということでもありますけれども、旭中央病院の経営についてというようなことで、一括してそのところは質問を4回、もう3回ですか、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、ただいま2点のことについて再質問しましたので、それを1回目の質問とさせていただきますので、回答をよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、病院側でも答えにくい面があったようですので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

議会があるために病院の経営がやりづらいというようなお話がございましたけれども、そのようなことは全くないだろうと私は思っております。ないと思います。これまで一部事務組合であったときの話ですけれども、初代の諸橋院長さんのときに、諸橋院長さんのほうから、病院の経営は我々が責任を持って運営するので、我々にひとつ任せてもらいたいというふうなことで事業管理者を諸橋先生にさせていただいて、そういった中で諸橋先生がきちんとした経営をやって今につないでくれている、そういったことがあるから、私は中央病院の経営というのは民間に負けないようなすばらしい経営をしてこられた、そのように考えております。

ですから、中央病院のあり方の中でやっていただくには、そんなに大きな、議員があるからといって不利益をこうむることはないだろうと思っておりますけれども、総体的には、恐らく島田議員の質問の中で、先日の銚子市の市民病院の問題があったのではなかろうかと思っておりますけれども、市の議会のほうの質問のあり方で先生方が見限ったというような記事も出ていたわけでございますから、そういった面もぜひひとつ配慮して、応援をぜひお願いしたい、そのようにお願いをいたしたいと思っております。

それから周辺自治体の協力をいただければ、確かに中央病院そのもの、救急の面を見ましても、もう7割は市外の患者さんということでもありますから、そういったところを含めて背負っていただけるということになれば、これが一番いいだろうと思っておりますけれども、正直言って、これまで1円の負担金も出さずに救急のときには中央病院へ来てお世話になっていた市が、じゃ補助金を出してくれというお願いをしたときに、はいそうですかというわけにはなかなかいかないだろう。同時に中央病院そのものも周りから患者さんが来てくれるから、あれだけの高度医療が実現できたという面もありますから、そんな意味では、将来的にはそういった道というのを探っていく必要はあるんじゃないかと思っておりますけれども、現状ですぐそれをやれと言われても、恐らくなかなか難しい。東総地区の医療連携一つとっても、そう

思うようには、我々が考えるようにはなかなか進まないということでございますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 関連事業と共同購入の話なんですけれども、関連事業としては分かりました。東京にクリニックなんかが開設をすることも可能だということでありまして、実際こういった事業を行うに当たりましては、ハイリスクなものになるんじゃないかなというふうに考えています。

また、新たな借金ということだろうと思いますけれども、再整備事業、これから行って大きな借金をする中で、実際問題として民営化したからといって、当面は余裕がないんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これに関しまして、もしそうなったという話でありますから、もっと具体的にといってもちょっとよく分かりませんが、やはりちゃんとそれは事業性を踏まえて、さらに厳しい考え方でやらざるを得ないだろうなというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、これまでの1から6まで経営の課題として示されていたわけですが、これらの課題をクリアするために指定管理者制度が望ましいといったような報告が出されたわけですが、それでは、検討委員会の中でこれらの課題を現在の経営形態では解決できないのかといったような議論はされていたのかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の（1）旭中央病院の経営についての4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ここに書かれている項目については、全く何もできないというふうには書いてありませんで、もっとよりよく自由な経営ができると、こういうふうなことで検討されておるわけでございます。これ全くできないと言っているわけではありません。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、次に（2）の旭中央病院に関する旭市の課題についてでありますけれども、財政健全化法の視点で市として考えて、病院等の連結決算ですか、これに戸惑い

を見せている市には、ちょっと首をかしげているところがあります。市が身分に合わないこの病院を抱えているということがクローズアップされているわけですが、どうもそういう考え方には納得ができないわけです。それでは、旭市がこの病院を開設して、この地域一体の安定した医療供給に貢献している功績は全く評価されていないと。国・県にはこういったプラスの視点の評価も加えて旭市の財政を見るように、ぜひ要望していただきたいなとそういうふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 島田議員のおっしゃることもよく分かりますし、私どもでは、決してその病院を否定しているということは1回も言っていないつもりでございまして、結果として、7万人の市に対して大きい病院がある、結果として数字は大きくなってしまいうことで、そのようなことでいくらか財政運営上、重要度が多少下がるのかなという書き方になっているのかなと思います。決して病院を否定したり、あるいはそういうことではございませんので、よろしくお願ひしたいと。

また、じゃなぜそんなことを入れて、先ほどありましたように、計算式上は、どうしてもこの一般会計の標準財政規模が分母になって全部が上に載ってくると。その上に載ってくる部分は大変大きいと。これ大きいのを悪いと言っているわけではないです。結果として大きいという表現でございしますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その辺は私どもも、これは事務屋ベースですけれども、県庁のほうでそういった公債費負担適正計画ですとか、それから実質公債比率、そういったものの研修を受けます。研修の折には、ちょっとうちのほうでも、これ一般会計だけの分母でもってこうやられると、すごく大きくなるんですね、これは何とかありませんかねと言われても、それは国の決めたことだから旭市さん申し訳ないけれども、それはしょうがないよと、何回か事務ベースではお話ししたがことがございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そういったこの実質公債比率の話ですけれども、新聞にもよく出てくるわけでありまして、市民の皆さんからも、旭市は随分財政状況悪いのかなというようなことを聞かれる場合があります。そうじゃないんですよと、病院という大きな予算を持っているところを旭市は抱えているから、これは計算上こういうふうに出ちゃうんですよということ

で、よく私は説明しますが、そういった説明を市民の皆さんにやっていただかなければ、市民は旭市の財政状況について不安視されると思いますので、その辺市はもっと市民に対しての説明の努力と申しますか、そういったものをしていただきたいなど、そういうふうに思います。

次に、（３）については了解いたしました。

続きまして、（４）の経営形態の比較検討の欄ですけれども、万が一ということを心配するわけでありまして、赤字を抱えて経営がうまくいかなかった場合には、公設民営化した場合にはどういうことになるのかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 先ほど病院のほうから答えがあったと思いますが、もし公設民営化という形をとる場合に、公設の部分で作って病院のほうに民営化をした時点までのものは市のほうの責任、それからあと病院でいろいろ取り組んだものに関しては病院の負担、そういったお答えがあったらと思います。公設公営でも公設民営でも、公設で作った部分はもう、これはもう市のほうの責任ということであります。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○２番（島田和雄） 分かりました。

それで、この経営形態の報告書の文書を見ますと、文書の書き方が不正確な書き方をされている部分があると思われます。それは、経営の最終責任は指定管理者が負うと、こういうふうに書かれています。それから、資金調達は指定管理者が独自に実施することが可能ということなんですけれども、この辺の書き方がちょっと不正確じゃないかなと、正確にこういうことですと、誰が読んでも分かるような書き方をしていただきたいと思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 島田議員の今の質問でありますけれども、これはもう何度も繰り返しているように、これから検討をして方向を決めるわけありますから、方向が決まって、それでいくということになったら、そういった場合にはどうするんだ、こういう場合にはどうだというものをきちっと、これからワーキングチームで、恐らくその辺についてもきちっと検討をしていこうと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 同じ項目の中に経営形態ごとの特徴、メリット、課題というのが示されております。市また市民の視点でのメリット、デメリット、病院としてのメリット、デメリットについても、多角的な視点から物事を見るという観点から考えていただきたいなというふうに思っています。

病院のこのメリット、デメリットについては立場が違いますのでよく理解できませんけれども、市民の立場でメリットは何だろうと考えてみた場合に思い浮かばないわけでありまして、市としてはどうなんだろうということを考えても、特に私は思い浮かばないわけでありまして、この辺、どういうメリットがあるのかなということでお示しいただければと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 私は市民にとってはたくさんのメリットがあるだろうと思います。現在でも、もう正職員だけでも1,700人もいるわけでありまして。看護学校の生徒の定員数なんかも、今年度5割アップをいたしました。そういった形で、これが病院のほうで今の10対1の看護から7対1の看護になれば、もう看護師さんだけでもそれだけ増える。さらにいろいろな関連企業が来たりしてくれれば、そのところで使っていただける人も増えてくるし、人が増えれば当然ものも食べていただける、洋服も着ていただける、さまざまな私はメリットが出てくるだろうと。中央病院がより充実をして、より高度な医療の提供もできるということになってくれば、旭市をついの住みかとして入ってきてくれる人もたくさんいるだろう、そのように思います。さまざまな私はメリットが中央病院によってもたらされる、そのように考えております。今の中央病院では看護師さんというだけじゃなくて、職員の皆さん方が働きやすいように、今度託児所も新たに設けてくれましたし、学童保育も始めてくれました。いろいろな意味でいろいろなメリットが市にもたらされる、そのように考えております。

ですから、中央病院を充実させることによって大変な市のプラスになる、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、続きまして（5）の望ましい経営形態のあり方でありましてけれども、民営化が望ましいというような報告があったわけでありましてけれども、さまざまな面で不利になるということを感じて、看護師などが流出する心配というものはないんでしょう

か。それによって7対1看護が不可能になるおそれというのでも考えられますけれども、どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それにつきましては先行例というのがいろいろあるわけですが、経営形態を変えたからどうだという統計的な有為なデータは持ってありません。

それから、やはり大きな病院にはナースが集まる、中小には集まりにくい。それからやはり何ととっても待遇でありまして、待遇が、給料がよくて余り忙しくなくて、そういうところにはやはり、それから若いナースにつきましても、10年以内のナースはどちらかという自分のキャリアアップという、あるいはスキルアップというんですか、技術を磨いて、ある病院に勤務すれば格が上がるというふうなことを好んで、これが看護協会のデータであります、そういうことであります。

ただし、だからといって経営形態が変わったから全く影響がないかという、それも正確なところは、そうならなければ分からない。いずれにしてもどういう経営形態を選ぼうにも、今、黒字病院でありますので、今より悪くなつては困りますので、今よりとにかくよくならなければ、我々も含めて、私も含めて、そのようなふうで病院としては職員を代表して頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 民営化した場合には、職員に対して今以上のいい待遇を目指すというようにことを院長が今おっしゃられたわけですが、民営化といいますと、やはり公務員でなくなるわけでありまして、公務員というのが一つの働く人にとっては魅力といいますか、よく病院がマグネット効果といいますけれども、公務員というのがマグネット効果としてあるんじゃないかなと、看護師とか職員の皆さんとかにとっては。そういった意味で優秀な人材を確保できるんじゃないかというふうにも考えられますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そういう考え方もあるのかもしれませんが、ただ、今のいろいろな統計がありますけれども、ドクターはみんな私大、国立、そういうところに全部いいのが集まるかという、必ずしもそうでもない。それからさっきも申し上げましたけれども、

ナースも若い人は必ずしもそうでもない。やはり大きなネームバリューのある病院というところに集まるというのが、それだけは分かっておりますが、あとは公務員か非公務員かで分けた統計というのがありませんので、ちょっとその辺はよく分かりません。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、IHNについてちょっとお聞きしますが、亀田グループが既に取り組んでおられるということでありますけれども、検討委員会の報告書にそういうことが載っておりました。どういったような取り組みが亀田病院ではされているのか、知っている範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私も亀田について詳しく正確に、前もってご要望があれば資料を取り寄せたわけでありますが、ちょっときょう初めて今お聞きしましたので。

亀田は本体の病院のほかに老人ホーム、それから老健施設ですか、それからさらに、前の安房医師会病院、館山にありますが、200床ぐらいの病院だと思いますが、これを引き受けまして運営を引き受けております。そして、さらに今度看護大学をもうすぐ作る予定でありますし、その他東京にクリニックを持っております、それから電子カルテの会社も持っております、あるいはメンテナンス会社として亀田産業ということで病院のメンテナンスあるいはホテルのリネンですか、そういうものまで手を出しているようでありますが、ただ、これあまり正確なあれではありませんのでちょっと不正確なこともあるかもしれませんが、概要はそのようなことであります。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、6番目の検討すべき付帯事項についてですけれども、市民に対しての説明ということですが、この問題は市民にとっても、自分たちの財産と考えていた病院が民営化されるということで、非常に関心が深いと思っております。市民への説明、十分行って合意の形成を図らなければならないと思いますが、その辺、市民への説明についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これは広報等を通じて説明をしたり、いろいろな点から説明をしていきたい、そのように思っております。

それから、単純に民営化という話ですけれども、今の段階で、いわゆる検討委員会から上がってきているのは公設民営化でございますから、単純な民営化とは全く違うということもひとつぜひ頭に入れておいていただきたい。また、市民の皆さん方には、その辺もきちっとひとつ議員さん方から説明もお願いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもすみませんでした。

続きまして、2項目めの公立病院改革ガイドラインについてでありますけれども、（1）の一般会計の負担の考え方についてお伺いしますけれども、繰出金のことではありますが、将来、仮に病院経営が赤字になった場合のことなんですけれども、今現在は国からの交付税だけを病院に繰り出しているということではありますが、市独自でも将来には繰り出すといううなことも考えられるのかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） ご質問は、公設民営とかを抜きにして将来赤字になったらという意味かと思います。

現在ご指摘のとおり、市のほうで中央病院のほうにお出ししております繰出金につきましては、これはもうかつての組合の時代からそうなんですけれども、一つのルールとして、交付税で算入された分をそのまま繰り出す、それ以外のものは出していない。この繰り出しの基準につきましては、本来地方公営企業法、先ほど申し上げましたけれども、項目がありまして、繰り出しの基準というのがございました。これはかなり中央病院等大きな額になるんですけれども、実際にはそこまではいかない範囲で交付税で入った分、よそ様では、ですから赤字なんかになってきますと繰り出し基準を超えて、さらに出しているというのが実態でございます。ただうちのほうは繰り出し基準をはるかに下回る額で今のところは済んでおりました。将来赤字ということになったときにどうするんだと、基本的に議論になるのは、繰り出し基準までの範囲の中でどうするかというのは議論になってくるのかなということで考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 繰り出す可能性は残ると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 今、赤字になるということは一般論として申し上げておりますので、繰り出せる基準があるという意味でございまして、じゃ出すのかというのは、そのときの議論だと思います。

というのは、これは地方公営企業法の中で理由があれば、その繰り出ししてもいいよという基準があるわけです。その範囲内での話で議論がされるんじゃないかということでございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 繰り出し基準の範囲内での議論ということですが、繰り出し基準というのは、そもそも旭市にとっては負担だと。負担し切れないほどの繰り出し基準の金額になっているわけですので、仮にこれが民営化された場合に、赤字になって、繰り出し基準いっぱいの繰出金はオーケーかというような話になった場合は困るわけですし、その辺をちょっと確認しておきたかったんですけれども。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（平野哲也） 仮に赤字になった話は私から申し上げると語弊がございますので、今は、今のままの形態で繰り出し基準が続くように願っているということでございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

続きまして、（2）の経営の効率化ということで再質問させていただきますが、経営指標のお話をしたわけでありましてけれども、経営指標の中で旭中央病院は全国の黒字自治体病院に比べて病床利用率、また平均在院日数、それから患者1人当たりの診療の収入、これらが皆よい数字を示しているわけでありまして。そうしますと、もっと黒字の幅というのが大きくなっても不思議ではないと思うんですが、3億円の黒字にとどまっているということは、何らかの理由が考えられるのかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。
病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ご案内のとおり、全国自治体病院の3分の2は赤字であります。赤字の原因というのもいろいろあるわけでありまして、今の小泉改革以降の医療制度というのが非常に問題がありまして、制度が悪いのか経営が悪いのかというふうな二つの観点から調べているわけですが、今度の実はガイドラインというのもそれが一つの、統計をとる

うということですが、自治体病院に限っては、いわゆる不採算部門を担わなければいけないというようなことで、やはり利益が出にくい体質にあると。そのようなことで収入に比して利益が少ないと、こういうのが現状でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 今、質問の趣旨と申しますか、経営指標値というものを病院のほうからいただいたわけですが、中央病院のこの数字と全国の公立の黒字病院の指標ですか、これをさっき比べたんですけれども、かなり中央病院のほうを上回っているんですよ。黒字の公立病院に対しても相当上回っているんです。ですから、もっと黒字の幅がいっぱいあってもいいんじゃないかなというようなことを質問したんですけれども、その辺については、理由として考えられるものはないのかどうかということなんですけれども。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院企画監。

○病院企画監（柏木 嶺） ただいまのご質問でございますけれども、それは経常収支比率で見るのか、あるいは医業収支の比率で見るのかによって大きく変わってくると思います。経常収支比率というのは、交付金が投入されたあとの数値でございますから、むしろ医業収支比率で見るとというのが実態を表す数字だろうと思います。それは私どもの病院はいいということだろうと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、病院のほうから答弁あったやつを私が補足したんじゃ全く申し訳ないんですけど、私は単純に、不採算部門が非常に中央病院は大きいということじゃないのかと思います。一般の病院でなかなか救急の患者が6万人から来るという病院は非常に少ないだろうと思いますので、そういった面が思ったほど黒字を出せない要因になっているんじゃないかと思いますが、違いますかね。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

それでは、次の再編ネットワーク化についての再質問をします。

先ほどは方向性については、あいまいなプランしか出せないといったような答弁でありましたけれども、二次医療圏内の公立病院は赤字で苦しんでいる病院が多いわけでありまして。これらの病院との経営統合を求められている改革プランの作成は、旭中央病院にとっても難

しい話し合いになると考えられます。しかし、これは改革プランとして何らかの結論を出さなければならないわけです。そんな中、現在旭市では経営形態の見直しの部分だけで検討、調整が行われていますが、再編ネットワーク化という問題も視野に入れて、検討、調査をしなければ片手落ちになると感じています。市はどう考えているのでしょうか。

改革プラン全体を考えたときには、経営統合が求められている再編ネットワーク化の話し合いのほうがむしろ先行されるべきで、その中で経営形態はどうするんだというような話になると私は思っております。市としてはどう考えているのかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今回の旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会は、あくまでも旭市の中の話でありまして、再編ネットワークにつきましては、ガイドラインが示された段階で、既に3市1町で東総地域の医療連携協議会を持っておりましたから、そこでの議題としております。それで実際にそのネットワークについては、それぞれの市がどういう方向を出すのかというのは、それぞれの市できちんとまず考えましょうということで、それが出された段階で、その部分を少し調整しましょうということです。

ただ議員のご質問のとおり、二次医療圏の例えば香取市とかまでは入っていないわけですね。ですけれども、その部分まで広げて、じゃどこが音頭取ってやるのかということ、これは県しかないわけでありまして、県のほうは今現在そこまで求めていないという状況の中であれば、今ある枠組みの中である程度の案ができ上がった段階で、それぞれがこういう方向で出しますよというのを協議して出していくのだろうと、そういうことになっています。あくまでもそれは再編ネットワークとは別の考え、枠の中で調整するということになろうと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 県の関与というようなことでありましたけれども、この難しい経営統合という話をどう進めていくんだということでもありますけれども、11月25日付の公立病院に関する財政措置のあり方検討委員会報告書にこういったようなことが載っておりました。

公立病院の経営主体のあり方としまして、活発な意見交換が行われた結果、合意されたのは次のとおりであり、このような視点を踏まえつつ経営主体の統合が推進されるよう留意すべきであると書かれています。5点書かれていましたけれども、その中の2点ですが、まず複数の市町村が一部事務組合、地方独立行政法人等を共同で設立し、ここに経営主体を統合

していくことを基本に地域事情や医療事情に応じ、当該経営主体に都道府県も参加するという形も想定される。もう1点は、いずれにしても各地域における具体的な再編、経営統合等のあり方については、広域的な地方公共団体である都道府県が地域の実情を踏まえつつ関係する部局間の緊密な連携のもとで積極的に連絡調整の任に当たるとともに、広域化された病院の提供するサービス及び経営について関心を持ち、一定の関与を行うことが期待される。このような結論に達しているわけであります。

県が積極的にこういった問題に関与しなさいと言っているわけであります。これらのことをこれらの地域で考えてみますと、やはり県が中心になって経営統合の話がされなければ、自治体同士では非常に難しいと考えられます。実際の経営統合は旭中央病院が中心になると考えられるわけですが、県が経営主体に一枚加わるということであれば、安心感が全く違います。そういった方向で県に働きかけてはどうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 県に働きかけは、また行ってみますけれども、私は現況では難しいだろうと思います。といいますのは、県立の病院を県は幾つも持っておりまして、その大半が赤字で苦しんでおるわけでありまして、その病院を持ちながら中央病院へ力を入れるというわけにはなかなかいかないんじゃないのかなと、そのように思います。

それから、先ほども少し答えさせてもらいましたけれども、今、中央病院の再整備という問題を抱える中で、周りの病院との連携がすぐできるというのはちょっと難しいんじゃないのかなと。一部の市では、一部の議員さん方が中央病院と今組んだら中央病院の再整備を我々のところでも担ってやらなければならないよと、そういった反対意見を出しています。その皆さん方には、私のほうから中央病院の再整備には旭市でも市の金は1円も出しませんよ、中央病院が独自でちゃんとやれる問題ですからというお話をさせてもらっているんですけども、なかなか自分のところに持っている病院が赤字の病院ですから、思うように信用をしていただけないというところがありまして、そんな意味でも、まず中央病院の再整備をきちんとやって、中央病院の重要性というものを周りに知らしめることが、このIHNのあり方を実現をしていく上では一番大事なような、そんな私は受け取り方をしております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 県の関与は難しいと、市長のほうからお伺いしたわけですがけれども、国のほうではこういう形で進めるのがいいんじゃないかというような議論がされているわけで

ありまして、そういった形が一番私はいいのかなというような感じを持ったわけでありまして。できれば、これからも県にいろいろアタックをして、そういった形で進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、経営形態の見直しについてでありますけれども、正確な文書ということなんですけれども、先ほども申しましたけれども、独立行政法人の場合は非公務員化と、これはそういうことだろうと思っておりますけれども、公営企業全部適用というのが選択肢の一つになっている中で、あくまでこれもこういった、こういう書き方が適当かどうかというのが疑問な点といたしますか、不正確じゃないかなというふうに思っているんですけれども。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） ガイドラインの中での経営形態の見直し、その中でのQ&Aということで示されていると。確かに島田議員のお読みになることも読めるかもしれないと、そのように思います。確かに地方独立行政法人、その中でQ&Aの中では、地方独立行政法人化、公務員型は基本的に想定していないというような書き方をしています。その前段となる形態としては確かに四つ示されていたと、先ほどの答弁のとおりなんですけれども、じゃ公営企業法の全適をここで否定しているかというのと、この説明の中では一応否定はしていませんので、例えば一部適用のところが一たん全適に移るとするのは想定しているんだろうと、それで駄目だったらもっと考えなさいよというような、そう一段のところがあるんじゃないのかなというところがあります。旭中央病院については、既にもう全適でございますから、その中でさらにどうするかということを考えていったときには、もうその先の二つしかないということでいくと、この書き方、そう読むとこれは全適があってもいいんじゃないかというところ、非常に分かりにくいQ&Aになっておりますけれども。

ただ一つだけ言えることは、これから国のほうは、できるだけこういった民間と同じような形でできるものはやりながら、さらに公的な医療を担った病院にしていくんだよというような、そういう何か意思が感じられるというふうに私のほうでは思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 改革プランを総務省に提出する場合に、今現在、中央病院は公営企業法の全部適用ということでありますけれども、そういった中で黒字を計上していると、そういうことで十分このままやっていけるといったような中で、このまま全部適用でやるんだというような書き方では駄目なのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 書き方としては、決して駄目ではないというのがあります。ただ今後の、今あるところからさらに改善していくにはどうするかというところを求めていくところを見ると、今、結論が出なくても将来的な方法、この経営形態については5年先までを見通して、その中での実施計画等も挙げながら出しなさいよということがあります。ただ、今の時点で決まっていなければ、その方向性を示すのみで構わないということでもありますから、その書き方というのは複数の選択肢があってもいいのかなと、そのようには思っています。絶対こうでなければいけないということはないんじゃないかなと思っています。今当然黒字でありますから、今のまましばらく調整しながら、さらに検討を加えて、将来的にこうなりますよというような、そういう書き方もできるんだろうと思っています。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、最後の旭中央病院公設民営化の是非についてでありますけれども、総務省のこの改革ガイドラインの目的は、赤字の公立病院の経営の黒字化と考えられる。主な赤字の原因は人件費と医師不足ですが、公立病院は公務員制度の壁があり、人件費を下げることができず経営改善が難しい。そこで改革ガイドラインを作り、民営化を求めて人件費の縮減を可能にする。そうすることによって、より健全な経営ができ、税金の投入が少なくなると考えている。

この人件費ですが、総務省は医業収益に対する割合を52%以下にしろというようなことですが、旭中央病院は既に47%で民間病院のレベルにあります。このことは、他の公立病院とは異なるレベルにあり、既に民営的経営が行われていると考えられます。改革プランは赤字公立病院を立て直すための国の論理です。黒字を確保し、しっかりやっている病院にこの論理が当てはまるのかどうかお伺いをします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに国の思いというのは、島田議員のおっしゃったとおりだろうと思います。ただ、経営改革というのは単純に赤字病院を黒字にするためのものだけではないというのは、きのうから申し上げておるとおりでございまして、今、中央病院がしっかりとした力があるときにいろいろな手を打てば、大学でも何でも提携をするところも出てくるだろうと思いますけれども、万が一中央病院が赤字経営に陥ってからそういったことを探しても、

まず乗ってきてくれるところはほとんどない。

私が思っておりますのは、これまで中央病院が常に黒字で歩んできているその一番要因というのは、常に先を見通してその対策をとってきた、そのことが今の中央病院の姿だろう、そのように思っていますので、今、こういった状況にある中で、また次の手を考えていくというのも大いに大切なことであって、ただこういった時期ですから、十分時間をかけて、じっくりと取り組むことができるわけですから、こういった時期にそういった対策を講じるのも非常に大事、そのように受け止めております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 検討委員会のほうから民営化といったような方針が出されたわけでありますけれども、こういった民営化という大改革を計画するに当たっては、それなりの理由がなければならないと思います。赤字のこの病院を立て直すためにというようなことであれば、市民の合意も得られるかもしれませんが、黒字をずっと確保し、将来見通しも良好な中で、よいときによりよい経営を目指すと言われても、今の病院に満足している市民への理由付けとしては弱いと思います。

全国の公立病院の多くが赤字経営で困窮している中、これだけの施設、人員を抱えた巨大病院が黒字をずっと出し続けているということは、あらゆるシステムがうまく機能していると考えられます。民営化はうまく機能している病院のシステムに予期せぬ狂いが生ずる心配があります。この時代、狂い始めたら病院の修復は難しいのではないのでしょうか。国の方針に従ってもっとよくしたいという市長の気持ちは十分分かりますが、再編ネットワーク化の話もまだ進んでいませんし、経営そのものは将来にわたって問題なしということですので、当面は今の経営形態を維持しながら、前段で示された経営の課題については、民間的手法を研究しながら克服していくというのがよいのではないかと私は考えますが、市長の考えはどうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 悪くは物事を考えたいと思っておりますけれども、例えば東金の、今作る基幹病院、東金市と九十九里町で作る基幹病院でありますけれども、こういったものが東金に一つできても、全く病院へ来る人の足というのは違ってくる、そのように私は考えます。

中央病院の今の状況というのは、先ほどどなたかの質問の中にありましたけれども、恐ら

くもう100%の形にいつているだろう、そのように思っています。この上で、今のままで経営がアップしていくということは、私は少し考えづらいんじゃないのかな。であれば、もうきちんとそういった面も手を打っていかねばならないと思いますし、検討したからすぐできるなんかという問題では決してないわけです。民営化一つの問題をとったって、民営化できるのかどうなのかという問題は、さまざまなクリアしなければならないところがある。そういったときに、現状がもうかっているからいいんだよというだけでは、私は経営というのは伸びていかない、そのように考えています。

ですから、中央病院がこういった形で健闘してくれるというのは大いにありがたいことでありますし、例えば看護学校の生徒一つの問題をとっても、今、3年制の看護学校でありますけれども、大学とうまく結ぶことができれば、今度は大学へ移行することだって可能なわけであります。そうすれば、看護学校の卒業生にも大学の資格が得られるという面なんかも出てくるわけでありまして、また、先生方の子どもたちが父親あるいは母親と同じ道を歩く、医学部へ進むというような段階でも、今の段階ですと先生方の奥さん方が子どもさん方を連れて東京のほうの学校へ行ってしまう、単身赴任になる、そんな問題なんかもありまして、これだって解決をしてやらなければならない問題であるはずであります。もうクリアをしてきちっとして整えていかねばならない点をたくさん持っているわけでありまして、できればそういった面もクリアしながら、次のステップが踏めるような、そんな形がとれれば私はもっといい、そのように思っていますので、これからもぜひ議員の皆さん方とそういった議論をさせてもらいながら、この問題を検討していきたい、そのように思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時29分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐久間 茂 樹

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(1 2 番 佐久間茂樹 登壇)

○ 1 2 番 (佐久間茂樹) 12番、佐久間茂樹。平成20年第4回定例会におきまして一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3時半を過ぎまして、皆様大変お疲れでございましょうけれども、質問もできるだけ簡潔にさせていただきますので、答弁のほうも簡潔明瞭にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

質問内容は通告のとおりでございます。1番、景気対策について6項目、2番、食彩の宿いとおかについて2項目、3番、刑部岬への進入路について、刑部岬海岸ということで理解していただきたいと思いますけれども、これが2項目、4番、財産の管理について、これが2項目。

最初に、景気対策についてお伺いいたします。

米国のサブプライム問題による金融危機の発生は、昨年8月に始まったと言われておりますが、実際にはこの9月15日の証券会社リーマン・ブラザーズ社の破綻がきっかけとなって、一気に世界じゅうが金融危機にさらされることとなりました。ニューヨーク株式は1万2,000ドルから8,000ドル台に、日経平均でも1万3,000円から8,000円台に急落し低迷しております。その下落率は30から40%近くになり、世界の金融資産の3分の1前後がこの3か月の間に一気に吹き飛び、消えてしまったということになるかと思います。証券会社第5位のベアースターンズを救済した米国が、なぜ第4位のリーマン・ブラザーズ社を救済しなかったのか疑問が残るところでございますが、こんなことになるのなら、リーマン・ブラザーズ社を救済してもよかったのではないかと思う人は少なくないと思います。

この経済危機は100年に一度の危機と言われております。100年に一度と言われますと、ここにいらっしゃるほとんどの人が未経験で初めてということになるかと思います。1929年のアメリカ発の経済恐慌以来の不景気が十数年にわたって続き、第2次世界大戦に向かっていったという歴史があるということからかんがみますと、極めて重大な経済危機であるということを認識せざるを得ないと思います。

世界に比べて日本はまだましということから円高が進み、逆に輸出に頼っていた日本経済は苦境に立たされています。金がなくなった、ものが売れない、特に車が売れないということで、先月から今月にかけて新聞紙上には連日景気後退のニュースが載せられております。11月30日付千葉日報のトップには、中小企業の景況感最悪とあります。景気後退から生産減

少、そして大量失業、特に派遣社員の失業問題等が早くも浮上しております。きょうの新聞には、ソニーが1万6,000人削減するとあります。全治3年と麻生総理は言っておりますが、果たして3年で回復するのでしょうか。

そこでお尋ねしたいと思います。景気対策について、市では市の現在の景気状況をどう把握しておりますでしょうか。

2番目に、今後の景気状況をどう予測しておりますでしょうか。

3番目として、平成20年度予算の執行状況についてお尋ねしたいと思います。

4番目、国の給付金、定額給付金、これは先ほど日下議員のほうから出ておりますけれども、再度、別の観点からお尋ねしたいと思います。

5番目、地域振興券、これは旭市内で発行されておりますプレミアム付き商品券という名称に変えていただきたいと思います。

6番目、県及び市独自の対策について。

大きな2番目として、食彩の宿いいおかについてお尋ねいたします。

広報にも載せられておりますが、食彩の宿いいおかが2か年に及ぶ改修工事を終え、本日グランドオープンしました。まずもってお祝い申し上げたいと思います。

私は、この食彩の宿いいおか、旧飯岡荘で結婚式を挙げた者ですが、当時およそ40年ほど前でございますけれども、結構結婚式などでもろもろの式が多く行われていたと思いますが、ここに宿泊したという記憶がないように思います。意外にも地元の人の宿泊は少ないのではないかと思います。そこで、旭市民の宿泊利用状況についてお尋ねしたいと思います。

2番目として、改築あるいはリニューアル記念として、市民に無料宿泊券を発行する考えはございませんでしょうか。

3番目、刑部岬、これ括弧して海岸と入れさせていただきたいと思いますが、刑部岬海岸への進入路について。

去る11月25日の千葉日報によりますと、当旭市から鎌数の神楽と大原幽学遺跡旧宅、墓及び宅地耕地地割が、ちば遺産100選に選ばれております。また、旭市椿海と干潟八万石の水田と農村景観が、ちば文化的景観に選ばれております。誠に喜ばしい限りだと思います。

ちば遺産100選のトップは、最高得票425票の屏風ヶ浦ということで、銚子市から見た屏風ヶ浦の写真が1面トップに掲載されました。東洋のドーバーとも言われ、その景観は千葉県で一番の人気であるということでございます。屏風ヶ浦の西半分は当旭市の領域に入り、その西端は刑部岬と呼ばれ、旭市のガイドマップの表紙にも掲載されております。ウミガメの

産卵などの話もあり、非常にきれいな海岸から見上げる刑部岬は圧巻であり、絶景であります。

さて、今年に入りまして複数の市民から刑部岬、旧飯岡の人間は刑部岬というと通常海岸を言いますんで、小さいころみんなよくがけの下におりて刑部岬と言っていました。刑部岬へ行く道がなくなってしまった、刑部岬まで行けなくなってしまった、どうなっているのかという声が私のもとに届いております。市では、刑部岬への進入路についてどのように把握しているのでしょうか。

(2)として、旧飯岡町時代には道として、あるいは町有地として公有地がかなりあったようですが、それはどのようなになっているのでしょうか。

4番目、財産の管理について。

合併してから、まる3年がたちました。そして、市長の今期の任期もあと半年余りとなりました。この間の新市は、まさに激動の時代ではなかったかと思います。学校等多くの事業も行われ、市長はすばらしい実績を残されております。そこで、市として市の財産状況を簡単に、分かりやすくするためにバランスシートを作成していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2番目として、一般的にバランスシートの資産部門にはほとんど載せられることが少ない、比較的目に見えない財産があります。具体的に申し上げますと、環境に関する情報あるいは技術資料等が考えられます。

先般、中央病院の決算で建設調査費という、2年になりますけれども新しい勘定科目が載せられております。その中にも地質、測量等の成果が載せられております。建設土木関係での測量成果、地質、地下水、大気汚染、ダイオキシン、土壌汚染、そして病院周辺での放射能調査結果など、主として委託業務の成果ですが、仮にこれを知的財産と呼ばせていただきたいと思います。これらの成果は現在までにかなりの累積があらうかと思います。現在、どのようなになっておりますでしょうか。

以上、第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 佐久間茂樹議員の質問に答えさせていただきます。

おほめに預かりまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

私のほうからは、食彩の宿いいおかの件で、リニューアルできょうグランドオープンをするわけでありまして、その記念に市民に対して無料宿泊券の発行はできないかというお話でございますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたように、10%の割引きというのを今とり行っております。このリニューアルのグランドオープン記念に幾つかの事業を行っておりますから、このあと担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この飯岡荘、今の食彩の宿いいおかでありますけれども、ちょうど3年ちょっと前に私が新市を預らせていただいて、そして飯岡荘の経営を見せていただいたときに、年々その実績が落ちてきている。同時に建物そのものもかなり汚れてきている、汚れてというのはちょっと言い方悪いんですけれども、古くなってきている。そういったことで、これだけの旭市の中では誰が見ても飯岡にまさる景観地はないわけでありまして、これを新市の観光の目玉として生かしていくには、どうしてもこの拠点施設を少しリニューアルをしなければいけないだろうということで、運営委員の皆さん方とも相談をさせていただいて、思い切ってそのリニューアルに入らせていただきました。同時にJTB等をお願いをして指導をしていただいて、何とか冬場でも人が集まるような、そういった施設にしていこうということで、今のよう豊富な食材を誇る旭市のそういった食材を生かして食彩の宿いいおかという形でリニューアル、きょうグランドオープンという形に至ったわけであります。

そうした中で、特に夏場であれば黙っていても人は集まってくれるわけでありまして、あとの時期、特に冬場、人を集めていくのが非常に難しい状況の中にあるわけでありまして。そういったときに、こういった佐久間議員から提案がありましたような無料宿泊券、こういったものを使わせていただけるといいうことになるのと非常にありがたいわけでありまして、ただ無料宿泊券も今の飯岡荘の財政の中で、国民宿舎の財政の中でこれをやれと言われますと、正直ちょっと難しいところが、足らなくて貸していただいております状況でありますから、こういったものも含めまして、これから支配人とも相談をしながら、経営が上向いて来ないうちにやるというのは、ちょっと難しいだろうと思うので、上向いてきたら、またいろいろ市民の皆さん方へのサービスというものも考えさせていただきたいなと、そんなふうに思います。

取りあえず1回目の質問はこの辺でご勘弁をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 佐久間議員のご質問のうち、景気対策のうちの4番目の国の給付金に

ついて、私のほうから回答申し上げます。

先ほど定額給付金ということでお話がございましたが、景気対策の中でのご質問ですので、その目的とか何かについても述べたいと思いますが、先ほど国の説明会があったときに国から示された事業の概要の中にこんなことが目的として書かれております。

景気後退化での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、併せて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とするというふうに書かれております。つまり第一に生活支援、第二が経済対策ということで打ち出された事業だというふうに考えておりますが、先ほど日下議員の質問にもございましたように、国のほうは打ち出したんですが、第2次補正の中で最終的には位置付けなければいけないということで、説明会はあったんですが、詳細が決まっていないとかといった形で、市としては万全を期してそれに対応したいと思いますが、事業主体が市であることは間違いないので、そういった形についての情報を集めまして、混乱のないように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） ご質問の景気対策の中の1番目の市の現在の景気状況をどう把握しているかということでございますけれども、景気状況というのは非常に難しいわけございまして、これは先ほど来、木内議員あるいはほかの議員が申し上げられましたように、あるいは佐久間議員も申し上げていただきましたように、世界経済に絡んで日本の国内の大手の企業、こういったところも売上げの減あるいは人員の削減ということで、もう毎日のように出ておりまして、この状況が続いているということで、11月の月例経済報告、こういったものを見ますと、景気の基調判断を世界経済が一段と減速する中で下押し圧力が急速に高まっている、2か月連続でこの下方修正ということだそうでございます。また、12月についても下方修正されるんじゃないかということで、本当に国内外、景気が低迷しているということだろうと思います。県内でも多くの倒産が相次いでいるということで新聞記事等にも載っております。

こういったことから、市の経済状況というのは指標がひとつございせんけれども、感覚といたしましては、本市においても雇用情勢あるいは景気の状態が悪化しているのではないかということで、直接市に関係しますところとしましては、いわゆる税収の落ち込み等が懸念されているところでございます。

今後、景気をどう予測するかというのも、これもまた専門的な話で市の小さい単位で景気

予測というのは誠に難しいわけでございますけれども、今後とも当分の間はこういった状況が続くんではなかろうかということで考えております。

こういった中で予算編成これから迎えるわけでございますけれども、国の動向といいますか、国の予算編成あるいは地方財政計画、そういったものをキャッチしながら予算編成に向けていきたいなということで考えております。

それから、3番目の平成20年度の予算の執行の状況でございますけれども、平成20年度の予算につきましては8か月が経過したところでございますけれども、今年度に予定しました大きな事業、防災無線の導入あるいは学校、道路等順調に進展をいたしております。18年度は若干繰越金等が多かったわけですが、今年も多少、去年と同じくらいの繰越金は確保できるんじゃないかなということで現在は考えております。

それから、4番目の財産の管理の中でバランスシートの作成はできないかというようなご質問でございます。

地方公共団体におけるバランスシート等の作成につきましては、総務省が示しました新地方行革指針、これなどに基きまして四つの財務書類の作成と公表が要請されております。ちなみに四つの財務書類というのは、いわゆる貸借対照表いわゆるバランスシート、それから行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、この四つでございます。これらの財務書類の公表でございますけれども、これは平成20年度の決算に基づいた数値を平成21年の秋を目途に公表するということが求められております。小さい市町村は猶予があるんですけれども、私どものほうでも来年の秋には、こういった四つの財務書類について公表するというので、今現在準備を進めているところでございます。

それから、財産に関連しましてもう1点でございますが、知的財産の関係でございます。知的財産はいろいろ環境の関係のデータあるいは地質調査、そういったもののデータがどのようになっているのかということでございますけれども、残念ながら一括してそういったデータを集約しているということは現在ございません。一部の中で、例えば耐震診断の関係、こういった関係については一部都市整備課等でまとめておりますけれども、ほかのものについては1か所でまとめてという形にはなっておりません。今後の課題としてとらえております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、私のほうから景気対策の5番目、プレミアム付き共

通商品券、それから6番目の県及び市独自の対策についてということについてお答えしたいと思います。

初めに、5番目のプレミアム付き共通商品券でございますけれども、これにつきましては経過を含め答弁いたします。

プレミアム付き共通商品券の発行事業につきましては、18年度に商工会が合併し新旭市の商業の振興と活性化を図ることを目的に合併後の新たな組織としていち早く連携し、市全域を対象に496店舗の加盟店によりまして旭市商業振興連合会が立ち上がりました。そういった合併記念事業としてのプレミアム付き商品券発行をその年に5,000セット、5,500万円うちプレミアム分500万円を市で助成しております。それから19年度、20年度につきましては、これにつきましても商工会、商業振興連合会の要望に基づきまして1万2,000セット、1億3,200万円の発行をしております。そのうちのプレミアム部分として1,000万円を市が助成し、残りの200万円を連合会で負担し発行しております。

現在では、商業振興連合会の努力もありまして加盟店も536店舗に拡大し、商品券の発行に際しても、その日に完売するという状況であります。消費者にもかなり浸透しているという部分だと思います。

また、商品券の換金率につきましても90.7%と高くなっております。今後も加盟店の拡大と通常販売の共通商品券の発行枚数を増やしていきたいということでございます。

市といたしましても、このプレミアム付き共通商品券の発行によりまして、これ以外の一般の共通商品券についても関心が高まり、商店街の活性化、消費の拡大につながることを期待するものでございます。

続きまして6番目ですが、県及び市独自の対策という部分で、議員のほうからも中小企業が一番厳しいというお話がありました。そういうことから、中小企業対策について申し上げます。

中小企業対策につきましては、国は緊急総合経済対策としまして、原油や原材料の価格、仕入れ価格の高騰により業績が悪化している中小企業者の資金繰りを支援するためのセーフティーネットの保証の対象事業を10月は185業種であったわけですが、12月現在につきましては698業種に拡大をしております。セーフティーネットの保証の認定につきましては、業種の拡大に伴いまして4月から10月まで22件ありました。それが11月につきましては31件と、
ひとつき
一月で31件の認定をしているところでございます。1日1.6件という認定になります。この数字は、昨年1年間で36件だったものがこういうふうになっているという部分でございます。

今年の11月末では61件というふうになっております。この件数につきましてもこれから増えるという部分でございます。

ちなみに12月に入ってきてょうまで、土日を除きますと8日間でございますけれども、23件の申請がございます。1日3件の企業が融資を申し込んでいるという状況になっております。このことから、中小企業者の経営環境は過去に類のない厳しいものと受け止めております。認定に当たりましては市町村長が行うということになっておりますので、迅速に対応しまして、中小企業者の資金繰りに支障を来さないようにしていきたいというふうに考えております。

県におきましても、県の制度融資でございますその拡大、それからセーフティーネットの融資の要件緩和などの措置もとっております。また、市の制度融資につきましては、今年度当初予算で1億円増やしまして、融資額を8億円に拡大しております。10月末の融資件数は138件、融資済額で6億8,771万5,000円でございます。昨年同期につきましては108件、5億2,891万5,000円ということですので、市の制度融資につきましても30%の増というふうになっております。この市の制度融資につきましても、来年度も融資額を拡大したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから市民の宿泊利用状況につきましてご報告いたします。

この数字ですけれども、チェックイン時の受付票から統計化したものでございまして、過去3か年について申し上げます。

平成18年ですけれども400名でございます。比較が1万8,681人ございましたので2.14%、平成19年が450人でございます。1万7,230人ございましたので2.6%、今年度ですけれども、11月末現在で203人ということで、8,119人の宿泊がございましたので2.5%と、こういうことでございます。

次に、無料宿泊券ということですが、現在私ども取り組んでおります発行等々について申し上げます。

まず無料宿泊券ですが、現在は市内のイベント等に出しているほか、メディア関係での発行のみでございます。施設のリニューアルが終わりましたので、もうできる限り宣伝効果のある事業につきましては、これが確認できればどんどん出していきたいと、こんなふ

うに考えています。

また、市民の割引制度、これも十分取り入れていきたいと思いますが、10%の割引、これまだ啓発不足でございますので、どんどん啓発をしていきたいと思っています。

それと、送迎バスを所有しております。特に老人向けのプランについては、どんどんこれを出していきたいなと思っています。ちなみに3月の予約に旭市のゲートボール協会40名の宿泊が入っております。

これからも宣伝効果のあるものにつきましては、発行について十分配慮してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 3の（1）刑部岬海岸への道に関するご質問についてお答えいたします。

現在、漁港区域から刑部岬海岸に歩いていく道はなく、堤防に金属で造られた階段を利用するか、民地を借りて行くこととなるわけです。ただ、ご質問の趣旨があつた刑部岬の美しい景観を従来のように簡単に行つて眺めたいということでしょうから、市としても本日のことを漁港を管理している、また海岸を管理している千葉県に伝えまして、その対策についてお願いしたい考えでございます。

それと、3の（2）現地における公有地についてということでございますけれども、これはきっと市有地のことだと思いますけれども、道路用地はもちろんございません。特定の行政財産として使用していない普通財産というのが約100平米ございまして、海岸に通じるものではございません。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） それでは、再質問させていただきます。

最初に景気対策ということで、（1）の景気状況をどう把握しているか、そして（2）の今後の景気状況をどう予測しているかということは、かなりやはり難しい問題なんだろうと思います。ただ、先ほどご説明ございましたけれども、感覚的と言っていましたですが、これはいいです。先ほどの木内欽市議員の、要するに21年度予算はどういう見通しになるかということで、市税が減るだろうと、ただし交付税は増えてくる可能性があるという話で、来年度のことですからかなり予測は難しいんだろうと思います。

平成20年度の予算の執行状況ということで、最終的な収支が多分昨年と同じくらいというお話です。平成19年度は約8億円ですね、平成18年度は18億円ございましたですけども。ということはだいたい8億円くらい残りそうだというお話でしょうかね、そんな感覚でよろしいですかね。

平成18年度予算のときに、我々同僚と話をしていたんですが、予算約250億円、5%を俟約すれば10億円前後になるだろうと。決算のときは、総務課長がたっぷりってあったからという話を言っていましたけれども、どっちにしろ8億円から10億円くらい毎年残りそうだという話でよろしいでしょうかね。

それで、特に予算の中で先ほど商工観光課長答えていただいたのかもしれないですが、商工振興費で中小企業金融対策事業で何か8,000万円が見られていますけれども、さっきの話、これとは別ですよ、同じですか。

（「10倍」の声あり）

○12番（佐久間茂樹） 10倍で、これ8億円になっているということですね。分かりました。

それでは、4番目の国の給付金について再質問させていただきます。

国の給付金なんですけれども、これは本当は年内にというような話で、麻生総理は何とか年内にやりたいということで頑張っていたようなんですけれども、結局出さない、補正を組まないということで、読売新聞の世論調査によれば、これに対して不満を持つ人が67%いたわけです。この経済危機のときに速やかに対策がとれないということについて、国民の皆さんはすごい不満を持っているわけです。ですから、やはり速やかな対応というのが必要なんだろうと思うんですけれども、今現在、国の給付金が正式には決まっていないという状況だと思いますが、一応年度内までに行われるという前提でお話をさせていただいて、旭市で総額で幾らになるのかです、まず第一に。

それから、先ほど日下議員からもお話ありましたけれども、専決でやるのか補正を組むのかです。もう1点気になっている点があるのは、税を滞納している方あるいは公共料金を納めていない方、この人たちはどうするのか、そのまま払うのかどうか、それについてちょっとお願いします。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、今お尋ねのあったことについて、まず市の金額、これについてお答えいたします。

給付額は1人1万2,000円で、65歳以上の方、それから18歳以下の方は1人2万円ということでございます。この数字を基に12月1日現在の人口で試算してみました。19歳以上65歳未満の方が4万2,233人、65歳以上の方が1万6,179人、18歳以下の方が1万2,170人、これで計算いたしますと、トータルで10億7,377万6,000円でございます。

それから、市の予算は専決するのかどうかというお尋ねがございました。これは国の第2次補正予算の成立の時期にもよるとは思いますけれども、ご指摘のありましたように、緊急的に年度内にとこのようなお話でございますので、専決処分して執行することを想定しております。

それからもう一つ、税を滞納している方とかそういう方についてはどうなるのかというお尋ねがありました。これについては、まだ国からはそういうことについての情報はございません。ただ、もしかすると市で決めることになるかもしれませんけれども、そういうような場合でも、例えば隣の市と取り扱いが異なったということになると市民に混乱を招きますので、お互いに情報交換をしながら、それから国・県の情報収集もしっかりとしながら、混乱しないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 一般的な、私どももそうですけれども、中小企業はお金を借りるときに信用保証協会に申請しますね。そのときにすべて公共料金、税金、社会保険料も含めて、すべて完納でなければ保証を受けられないわけです。そういうことで今回、決算状況を拝見しても、かなりの人が税を滞納しているという可能性が考えられるわけですね。いざ出るといふときになって、その人に出さないとかという話が出るとかなり問題になると思うんです。その辺は、これは仮の話で申し訳ないんですが、私も何とも言いようがないんですが、早目に決定して、トラブルのないようにしていただきたいなと思います。

○議長（明智忠直） 答弁はいいですか。

○12番（佐久間茂樹） いいです。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 次に、プレミアム付き商品券についてお尋ねします。

これ私も知らなかったもので、この間チラシが出たからどんなものか買いにいったんですよ。行ったらすぐ売れていまして、非常にすごい並んで売れていると、もう列をなして、すぐ完売ですということで、かなりの人気、相当出回っているのかなと思ったんですが、飯岡

とか海上とか干潟とか、そんなに出回っている様子がないんですよね。それで、データをちょっとお伺いして状況を拝見したんですが、かなり昔からやっていまして、100万円くらいのときは砂漠の中に1滴水をこぼしたくらい感じであまり使われないで、タンスにしまわれているようなのが多そうな感じがするんです。ただ金額が19年度、20年度、5,000万円、6,000万円になってきてから、かなり使われるようになってきたね。やはり半分ないし60%、先ほど90%と言っていましたけれども、かなり使われ始めているんです。きょうの新聞を見ますと、これイオングループが始めたというんですね。

それで、こういう時期なので、先ほど融資額8,000万円を8億円にさせていただいたというんですが、この辺も増額して、もう1,000万円くらい、具体的に数字はちょっと申し訳ないんですけども増額して、なお一層流通を図って、今3,000万円かそこらなので、これをできれば倍くらいに、振興会の中で流通ができれば幾らかでもよくなるのかなと、そう思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 完売した中で、飯岡と海上等であまりそういう券が見当たらないという話がありました。佐久間議員が広告を見た部分については6,000セットを販売しているわけですが、飯岡で1,000セット、海上で、これは商工会の支所のほうで販売していますけれども、海上についても1,000セット、干潟が750セット、残りが旭地域という、トータル6,000セットを販売しております。

旭の市民ですから、旧旭地域の人が海上に買いに行くという分も人気があるので、どなたがという分は分かりませんが、トータル的には6,000セットで1,242人の方が購入しておるとい部分でございます。

それと、もう一つの質問でございますが、結構景気浮揚策にもなるだろうと、もう少し増やしたらというご質問でございますが、これはやはり市の助成の中で、今年1,000万円助成をしているわけですが、これについては来年度も要望の中で出ておりますので、来年度についてもそういう形で進めていきたいという部分を考えております。

最終的には、先ほどの答弁の最後に答えましたけれども、やはりこういうプレミアムという部分を商店街そのものができるような形をとらないと、やはり利益につながっていかないんじゃないかなと思いますので、ある程度うちのほうで助成をする中で、それを安定的に販売ができればという部分ですので、少なくとも来年もう1年は続けたいというふうに思っ

おりますので、そういった状況を見ながら、また先のことは判断したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○１２番（佐久間茂樹） この商品券なんですけれども、ざっと拝見した感じで、先ほど100万円くらいやっているときは、本当に砂漠に水を１滴落としたくらいかなと。5,000万円くらいになってきて、ようやくコップに１杯の水、あるいはバケツに１杯くらいの水がまけたくらいかなというような感じなんです。３％ということで地元負担ですね、最終的に。ある程度の金額、例えば２億円とか３億円とかいかないと、多分連合会のほうでそれだけのものを用意できないんだろうと思うんです、金額が小さ過ぎて。だから、もうあと１億円とか２億円とか出てこない、その200万円なり500万円なりというのを浮かすことができないんだろうと思います。だからそういった意味では、もうちょっと補助が必要なのかなと思われるんですけれども、その辺どうですか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 確かに議員おっしゃるとおり、実はこの共通商品券は旧旭市のおときから始めておりまして、平成11年から始めております。トータル的な売り上げ枚数としては、68万7,434枚という枚数を発行しているわけですが、やはり毎年そういった部分の中では消費者にも浸透しておりまして、どんどん増えてきている部分であります。

先ほどは100枚ぐらいという話もありましたけれども、今のペースとしては、１年間で１億3,200万円の発行をしております。この１億3,200万円というのは、少なくとも来年もこの部分でやりたいと。この数だけじゃなくて、これも３年たつわけですので、連合会としてももう少し増えた形でしていただけるように今努力をしてもらっていますので、ですから市とそういった連合会ともに、そういう負担をしながら購買力を高めていきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○１２番（佐久間茂樹） この商品券なんですけれども、よその町では例えばスタンプとか、商品券みたいなものを納税とか公共料金にも使えるという所があるみたいなんです。この商品券をそういうふうに使うということはどうですか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 公共料金にまでというふうになると、やはり考え方がちょっと違うのかなと。私が言いましたのは、あくまでも商業の振興という部分の中でのことでありますので、その中で、また536店舗という部分が、合併した中で1市3町一つになったということは、これは大きいのかなと。合併する前の旭地域におきましては230店舗であったわけですが、それが合併とともに商工会が合併しまして、いち早く連合会という商店の組織を作って、自分たちで汗を流して536店舗になったということは非常に大きなことかなというふうに思っていますので、公共料金等々についてはまた問題が違うと思いますので、取りあえずは商業振興のために、今後も続けていきたいというふうに思っています。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 商品券については、もっともっとできるだけ普及させていただきたいなと思います。それについては以上にします。

それから、6番目の県及び市独自での景気対策、これは中小企業のセーフティーネットという話ですけれども、そのほかにはあまりないんですかね。というのは、先ほど前からもらってきて、請負金の前払い、これを12月1日から3割を4割に上げてくれております。こういったふうに、例えば工事の前払金を1割上げましたと。それから中間払い、あるいは工事が完了したら早目に支払うとか、そういったことが考えられているようなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 景気対策ということの中の市の独自の政策、景気対策ということになるかはちょっと分かりません。これはむしろ中小企業の支援策という形になろうかと思えますけれども、12月1日からいわゆる建設工事におけます前払金の額、これにつきまして1億円までの小さい工事なんですけれども、これは中小企業対策になるかと思えますけれども、1億円以下のものについては、従来3割だったものを4割に引き上げました。ただ1億円以上の大きい工事、何十億というものを4割としますと、市のほうがまた大変でございますので、取りあえず1億円以下のものについては3割から4割以内ということで、これはあくまでも相手から請求があった場合にはできると。むしろ景気対策というより中小企業の支援策というような形で取り組ませていただいております。

以上です。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） ありがとうございます。

国でもそうですけれども、景気対策あるいは雇用対策、支援策、いろいろ言い方はあろうかと思うんですけれども、国でもどうやったらいいかと結構悩んでいると思うんですね。取りあえず定額給付金という話が出てきたわけなんですけれども、それが議会を通るか通らないか、またこれまた賛否両論あって大変なんだろうと思います。

まして市の行政の中でこれを支援するって、私もどんなことができるのかなと。でも何かしなくちゃいけないんだろうということで考えてみたんですけれども、そういった意味では今回あまり質問しても効果がないのかなと、そんな感じではいるんですけれども、次の食彩の宿いいおかの宿泊券なんですけど、これを一般会計から出すということはどうですか。大ざっぱに考えて2,000万円くらい。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 正直言って食彩の宿いいおかとしては、こういった対策を一般会計でとってくれるということであれば、こんなありがたいことはないわけでありましてけれども、いろいろな問題があるだろうと思いますので、この問題はこれから慎重に少し検討をさせてもらいたいと思います。ですから、取りあえずこれで12月、1月の段階までは、食彩の宿もどうやら人を集められるだろうと思いますので、そのあとの対策ということで少し検討をさせてもらいたいと思います。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 今年度予算で多分8億円くらいの残が出るだろうということで、プレミアム商品券でだいたい1,000万円くらい、飯岡荘の宿泊券ということで2,000万円、本当に小さい金額で、私ちょっと言うのも恥ずかしいくらい、午前中からずっと10億、20億円という中央病院関係とかいろいろなお話が出ている中で、この不景気のときに何か市民あるいは市内業者に対して活性化を図る意味で、国もそうですけれども、補正まで組んで何かをやらなくちゃならないんじゃないのかなと、そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 本当にもうありがたい限りで、いろいろな意味でこういった応援ができ

るのか精いっぱい考えてみたい、そう思っております。

今、市のほうでも今回の一般質問の中でも少しお答えをさせていただきましたけれども、工業団地に1社が進出をして操業を開始しました。今2社が、もう来年には操業ができるようなあれになってきている。さらにはケースデンキの東側、もとのグランデフェスタさんの所へヤマダ電機の進出が決まりました。そんな形でございまして、まあまあそういった意味ではいい動きになっているんじゃないのかなと、大変な時代ではありますけれども、農業なんかもやりようによっては、非常にいいチャンスではないのかなということで、例えば米粉の問題なんかで、少し米粉の粉砕機辺りを入れて応援をしてあげたり、そういう応援をさせていただきながら、農家の皆さん方にも最高にチャンスだろうと思うので、地元の食材を使ってもらえるように大いに努力をしてもらったり、今の佐久間議員の提案をいただいて、ぜひその辺のものを検討ができたらと思っておりますのが、学校給食に地元の野菜を使わせていただいて、もし値上がりする部分があれば、そういったものを市で援助してやってもいいんじゃないのかなと、そんなことも考えておりますので、議会と一緒にちょっと検討させてもらいたい、そう思いますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、4時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時39分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、佐久間茂樹議員の一般質問を行います。

佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 食彩の宿いいおかについてですけれども、無料宿泊券にちょっともう一回こだわらせていただきたいと思いますと思うんですけれども、私もよく分からないんですが、これを一般会計からどこかの課に落として、あるいは例えば80過ぎのお年寄り、年配の方に優先的に行ってもらおうと。あるいは福祉、あるいは景気対策でもいいでしょうし、そういった形で予算を組んで出すということはできないんですか。

○議長（明智忠直） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これはできるできないというところは、私のほうからちょっと申し上げられません。政策的な判断が多分に必要です。

ただ無料宿泊券としますと、いただいた方は無料ですから大変喜ばしいことだと。ただ、飯岡荘の支援という面から考えますと、これは利益率はどのくらいで算定するか分かりませんが、2,000万円やったとして飯岡荘は2,000万円もうかるということではなかろうかと。ですから、その辺も考えますと非常に難しい問題であって、あとあえて福祉対策とかいろいろで、やるかどうかはちょっとご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 先ほど来、食彩の宿いいおかの経営状態、同僚議員がいろいろご質問されていますけれども、やはり売りが減っている。かなり減っているの、そうすると当然人件費率も上がっちゃいますよね。まず売りを確保することということで、例えばお年寄りの方に1枚無料宿泊券をあげたら、多分お年寄りの方、こんなこと言っちゃうとまずいかもしれないですけども、お1人では来れないでしょう。先ほど話をお伺いしたんですけども、400人ということは1日1人ですよ、今利用している人は、市内で。実際お客が集まらないという話になれば、もう地元の人に利用してもらおうと。ご年配の方に例えば2,000人くらい、数は分かりませんが、大ざっぱで2,000万円ぐらいの予算で2,000人ぐらいの人に抽せんでも何でもお年寄りを優先にして出して、大変申し訳ないですけども、付き添いで来る人はまた別料金と。不思議なものでお客が来ると、だいたいほかのお客も集まってくるんですよね。まず、おとりじゃないんですけども、まずお客を集めるということで、私はこの時期ですから積極的にやっていいと思うんですよ。来年度だって売りが上がるかどうか正直言って、大変申し訳ないけれども、こんな時期ですから分からないですよ。だったら、そういった意味で一般会計から2,000万円出して、企業会計にお金は動くだけ。その間に2,000人の方がサービスを受けられるわけですよ。またお客も増えるかもしれない。ぜひ考えていただきたいなと思いますけれども。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 本当に国民宿舎の経営を預かっている立場としては、もう何よりうれしい限りでありますけれども、いろいろな問題もあるだろうと思いますので、併せて考えてみたい、そう思います。

実はきょう老人クラブのイシバシ会長、先ほどまで傍聴してくれておりましたけれども、

その前に私のところに寄ってくれまして、パークゴルフの会員が300人からできている。せっかくあんたらがああいったものを造ってくれたんだから、少しでも経営のプラスになるように、見てみたら日曜日の利用が案外少ない。ですから我々どっちにしても四・五百円の金で済む話だから、日曜日に使うことに決めたよという非常にありがたいお話もいただいておりますから、そういった皆さん方に何か役立つようなことでも考えたら、何かいい方法もとれるんじゃないのかなと。隣に公営企業の常任委員会の日下委員長がおいでになりますから、公営企業のほうでも少し、その辺の今佐久間議員からの提案の問題も考えていただいて、少し我々執行部のほうにいいご意見をちょうだいさせていただいて、何か景気対策になるような形がとれば、そう思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） できれば補正を組んででもお願いしたいくらいの気持ちでいますので、よろしくお願いします。

それはそこまでにしまして、次に刑部岬海岸への道路ということなんですけれども、ここに旭市のガイドマップがございます。中を開けますと道がついているんです、ちゃんと、行けるように。これは18年に作ったと言われています、まず何部くらい作られていますか。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） すみません、今ちょっと手元に数は持っていませんが、一度増刷しておりますので1万部以上は作っています。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 地元の人には分かっているから、多分行かれるんですけれども、地元の人も行かれなくなっちゃったわけです。だけれどもこの地図では道が出ているんです、ちゃんと行かれるように。この道は、要するに公図から出ている赤道にほぼ一致しているわけです。これがいつの間にかなくなっちゃったわけです。これは登記簿で道路というふうになっているわけじゃなくて、市有地、町有地という形になっていたわけですけれども、平成17年の6月か7月、合併直前に交換という形でこの岸壁荘という所に行っちゃっているわけです。そのときの交換、どういう理由でどういう目的で交換されたのか。そこからこの道がなくなってきたのが始まっているんです。そのときに公有地と民地との交換があったわけですけれども、その交換の目的と理由、なぜこういうことになったのか、分かったら答弁願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） きょうの質問が実態をどう把握かという話でございます。合併前までは調べてございません。ただ、漁港の中の舗装道路が切れている所から刑部岬まで、今まで歩いていけたわけですから、それを何とかしなくちゃいけないということで、もう既に県の漁港事務所のほうには相談しています。こんなふうにしたらどうだろうかという案も出ていますので、通路に関してはめどが立っております。ただ、何でその土地が交換されたかということは調べてございません。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 次の財産管理の問題とも関係が出てくるんですけれども、合併直前にすごい筆数でかなりの交換が、町有地と民地で行われているんです。これについて、今回は調べて資料をいただけるという願いをして、それでおしまいにしたいと思えますけれども、この資料について後ほど提出していただきたいと思えますけれども。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、資料とおっしゃられましたけれども、公図、この辺はそれでは普通財産を管理しています財政課によく聞いて、出せるものは出したいと、こういうふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 佐久間議員の今の問題でありますけれども、これできれば合併前の問題であれば、その問題はお許しをいただいて、新たに海岸へ入る道路を造ったり、あるいは刑部岬へ登る道路を造ったり、そういった飯岡の観光のためにこういったものをやれよというものがあれば、そういったものをできる形で探っていきますから、1市3町いろいろあることはよく分かりますけれども、それはもう合併前の問題として済ませていただければ大変ありがたいなと、そのように思います。

新たな視点での、刑部岬が非常に展望がいいから、そこへ登る所を造れとか、下から見れる所を造れとか、そういったものにはもう積極的に取り組んでまいりたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 市長のそういうお話ですから、それは合併の前のお話というんです

けれども、あとのほうは平成19年に行われているんですよね。最初に前の道路が交換されて、その次に続いている道路は平成19年に行われているんです。だから、これは時間もあれなんで、そういうこともありますんで、一応報告だけはいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、3の（1）と（2）が何回だか分からなくなっちゃいましたですけれども、いずれにしても報告をということですが、19年の土地の交換というのはこういうことなんです。あそこには民地があり国有地があるというような状況なんです。それで堤防が民地に入っちゃっていたんです。ですから、民地に入っている堤防はないでしょうということで、19年に国有地と民地を交換したんです。これが19年のいきさつです。

以上です。

○議長（明智忠直） 佐久間議員、刑部岬2番目の項目の2回目の質問と今の質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） すみません、本質とは違うとは思いますが、今1万部、18年追加と申し上げましたが、ちょっと資料がありますので、すみません。

18年8月に追加改訂版ということで1万5,000部を作っています。

以上です。

○議長（明智忠直） 佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 確かに市長のおっしゃるように、あまりせんさくしても意味のないことなのかもしれません。ただ市民の希望として、従来どおり入っていきたいと、それでがけの下まで行ってカキをとったり結構遊んでいるんです、昔から。そういう市民の要望がありますので、ぜひそれを実現していただきたいと思います。

次の4番目のバランスシートについて質問させていただきます。

私、そんなに総務省の企画に基づいて、そんな仰々しく考えていないんです。ここに広報があります、11月1日の。この下に市の財産、それで市債と書いてあるんですけれども、中央病院の皆さんご覧になっていますか。市の財産、基金62億円と書いてあるんです。中央病院事業に133億円、それを含めて学校建設などに58億円ということで、市債の合計が456億円と書いてあるんです。上のほうは、実質赤字比率は赤字なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率19.2%、将来負担比率121.7%、資金不足比率なしということで、結構健全と書

いてあるんです。

ということは、一般の市民は62億円という基金と456億円という借金しか見ないと思うんですよ。これを見ると一般の市民はえっと思うだろうと思うんです。中央病院さんは、これは55周年の記念誌にかなり詳しく載せられていますから、公営企業はそうなんでしょうけれども、全然心配はないんでしょうけれども、ただ病院事業に133億円としか書いていないわけです。本来なら400億円の固定資産、あるいは100億円前後の流動資産があるわけですから、左側にこれが書かれていれば、市民の皆さんはそんなに心配しないと思うですよ。

バランスシートといってもそんなに難しくない。これで、今その456億円の中に学校建設58億円ですと。これで市が本当に負担しなければならない金額、先行き交付税措置されるものと分けてもらって、できれば左側に学校で幾らと、簡単なものでいいと思うんです。これ多分市民の皆さんがご覧になったら、基金が62億円で借金が456億円あると、大変だわいなと、多分思うんだろうと思うんです。これをもうちょっと変えていただくだけでいいんだろうと思うんです。

市長、まるまる3年が過ぎて3年半になっていますので、できれば各年度ごとに、これだけこういうふうにかういった事業をしましたと、それで借金はこうなりましたというのが分かれば、例えば市長の実績というのは割と分かりやすく訴えられると思うんです。もっともっと分かりやすく、そんなに難しく考えないで、市民に分かりやすく誤解を受けないような形で作っていただきたいなと、そう思うんですが。

◎会議時間の延長

○議長（明智忠直） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 佐久間議員のご質問で、分かりやすくというところについては、これからも努めてまいりたいと思います。

ただ先ほど申し上げましたように、いずれ来年にはいわゆるバランスシート、これは公表していかなければならないということで、このバランスシートをやる中で先ほど佐久間議員もおっしゃいましたように、例えば公債費、借金の額なんかも確定して分かっているんですけども財産の部分、ここの部分をどう扱うかということで、この資産の価値を今どういう形で表すかということで、委託しまして調べていただいているわけですが、そういった部分が出そろった時点ではそういった形で、財産あるいは負債、流用資産、そういったものを含めて21年には公表したいということで進めておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 佐久間議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（明智忠直） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4 番 伊藤房代 登壇）

○4 番（伊藤房代） 平成20年第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

私は、今回大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

まず1点目、還付金、おれおれ詐欺の件について、2点目、旭中央病院の件について、3点目、単独生活者への配慮について、4点目、学童保育（放課後児童クラブ）の件について、5点目、妊婦健診の件について、6点目、点字ブロックの施行の件について質問いたします。

まず1点目、還付金、おれおれ詐欺の件について質問いたします。

振り込め詐欺が多発している。犯人の手口が新たに増えています。保険金の還付金が戻ります、銀行に行って指示しますので指示どおりお金を振り込んでください、後ほど還付金が戻りますとか、暗証番号を教えてくださいとか、留学生がアメリカの銀行で日本の親からの送金を引き出そうと暗証番号で引き出しているときに後ろから見られていて、カードとも持ち去られ、その学生が通帳を記帳してみると、少額ずつ引き出されていることに気づいて、

合計9万ドル引き出されていることに気づきました。銀行で調べてみると、リビアで引き出されているのが判明したということです。

銀行での警戒を市の対策としてどのように手を打っているのか質問いたします。

2点目、旭中央病院の件について質問いたします。

1、銚子市立病院が廃業、閉鎖され、銚子市民はテレビのインタビューで、「老人は早く死ねと言っているのか」とか「個人病院に行くためにタクシーに乗らなければならない、不便になったし、治療費も個別に違うので不安です」とか、「救急に受け付けてくれる病院がなくなったので不安です」という市民の声でした。私たちの旭中央病院は黒字営業と聞いておりますが、銚子市立病院のように突然何が起こるか分かりません。市民がいつでも安心して健康に気をつけ、早くに治療が受けられる病院として存続させられるように、市と病院との間で連絡を密にとられているのか質問いたします。

2、現在、旭中央病院経由のコミュニティバスを運行していますけれども、もう少し細かい所まで入り込んで運行ができないか質問いたします。

例えば干潟地区におきましては、溝原まではバスが通っていません。また、旭小見川線も通っていません。海上地区におきましても、倉橋まではコミュニティバスが通っていません。ですので、もっと旭全域に細かい所までコミュニティバスの運行ができないか、入り込んでいけないかどうか質問いたします。

3点目、単独生活者への配慮について質問いたします。

1、今年5月に女子高校生が殺害された事件、また元厚生次官ら連続殺傷事件の両件とも単独生活者で、次に単独生活者ではないけれども、東金の幸満ちゃん殺しの事件、いずれも近所との付き合いもない犯人たちです。その人たちは、皆孤独で話し相手や相談する人もなく、一つのことを思い詰めての犯行でした。その人を掌握できるのはアパートのオーナーか、私は民生委員ではないかと思います。

民生委員は独居老人の掌握とか児童民生委員は不登校生徒の掌握とされていますが、三つの事件の犯人たちのような人にも声をかけられるのではないのでしょうか。市民、地域の人に声をかけ、心の交流を図り、相談員を紹介したり、窓口となって、事件を起こす前に心を閉ざした人に手を差し伸べる民生委員として範囲を広げることはできないのでしょうか、質問いたします。

2、民生委員が困らないように専門の相談員と民生委員の連絡、報告を密にし、事故、事件を未然に防ぐ方法を考えてはどうか質問します。

4 点目、学童保育（放課後児童クラブ）の件について質問いたします。

1、現在、学童保育（放課後児童クラブ）は小学1年生から3年生までとなっています。しかし4年生から6年生までに延長保育ができないか質問いたします。

現在、夫婦共働きが多く、家に帰って子どもたちはゲームをしたり、寂しくゲームセンターへ行ったりしている状態です。私たちのところは放課後器楽クラブがあり、夢中で音楽をして寂しい思いはありませんでした。もし教師不足とか、見守るのが大変だとすれば、児童に合ったクラブを作ることも可能なのではないのでしょうか。

ゴルフの石川遼君も小さいときからゴルフをし、卓球の愛ちゃんも3歳から卓球をし、柔道の石井選手も小さいときから柔道をし、スケートの真央ちゃんも小さいときからフィギュアスケートをしてオリンピック選手になっています。自分の好きなものを夢中になってすることも、お金をいっぱいかけなくてもクラブ活動として力をつけていく方法を見つけて伸ばすことも必要なことではないのでしょうか。

旭市としても、子どもは宝物だと考えます。対策はないのでしょうか、質問いたします。

5 点目、妊婦健診の件について質問いたします。

1、現在、旭市は5回まで無料となっています。他の都道府県では14回まで無料というところもあります。旭市は他の市と比べて財政も豊かではないのでしょうか。米、豚、卵、野菜、魚、果物、風力発電なども自力で賄えることができ、理想的な自給自足の旭市ではないかと考えます。その旭市が他の府県より遅れていてはならないと考えます。未来の子どもたちのためにも、妊婦健診をぜひ14回まで無料にできないのでしょうか、質問いたします。

6 点目、点字ブロックの施行の件について質問いたします。

1、旭市役所では庁舎内外のバリアフリーについてはできていますが、エレベーターの施設がありません。身体不自由、または車いすでも2階、3階にも行けるようにエレベーターの設置はできないのでしょうか、質問いたします。

また、干潟、海上、飯岡の各庁舎における内外のバリアフリーについては、いずれも玄関の所のスロープに手すりがありません。あまり十分になされていない状態です。また、点字ブロックについては、干潟、海上、飯岡の各庁舎いずれも点字ブロックがなく、視覚障害者が不自由ではないかと考えます。点字ブロック施行に対する計画はあるのかどうか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私からお答えいたします。

まず1点目でございますが、還付金、おれおれ詐欺の件ということでございます。

これは振り込め詐欺というふうに申しますけれども、これは還付金詐欺のほかに郵便小包のエキスパックを利用したもの、それから地上デジタル放送に関するもの、最近では、電話で代理人が行くと言って、直接訪問してだまし取るもの、その手口は年々巧妙になっております。それで、市では何をしているのかということでございますが、振り込め詐欺は犯罪でございますので、基本的に取り締まりは警察ということになります。市としては、犯罪にあまり深くかかわるということとはできないということなんですけれども、旭警察署との連携のもとに、防犯対策として次のようなことを実施しております。

まず、振り込め詐欺防止強化月間でありました10月には、旭警察署からの依頼で防犯指導員と市の職員が一緒になってATMのあるコンビニで啓発を行いました。市の職員は取り締まりということができませんので啓発という形でございます。それから、老人クラブの出前講座で、交通安全と併せまして振り込め詐欺に遭わないような注意喚起もしております。これ現在までに3回実施しておりますが、今後も継続していきたいというふうに考えております。

それから、各地で開かれました産業まつりでは、これは警察署のほうからも来ていただきまして、振り込め詐欺の啓発チラシを配布いたしました。さらに、市のホームページで振り込め詐欺に注意ということで呼びかけをしております。

今後も旭警察署と連携を密にいたしまして対応してまいりたいと思っておりますので、皆様方もお気づきのときには、その場その場でご協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、6番目の庁舎の関係についてお答えいたします。

庁舎のバリアフリーの状況は、おおむね伊藤議員ご指摘のとおりでございます。この本庁舎にはエレベーターがございません。これは前からいろいろ検討はされたり、立ち消えになったりいろいろなことがございましたけれども、今のこの庁舎というのはいろいろ物理的な制約もあります。具体的に、じゃどこへ付けるのかというようなこともあります。それから、ほかにいろいろ課題、もう古いですからいろいろな課題があります。例えば冷暖房もいつ止まるのかなという心配もございます。ですから、そういうものと併せて計画的に整備を検討していかなければならないと思っております。

それには、やはり新庁舎がどうなるのかということも絡んでまいりますので、そういうのも総合的に考えていきたいというふうに思っております。

それから、支所の点字ブロック、それから手すりの関係、スロープの関係でございますけれども、特に点字ブロックが三つの支所には現在のところございません。市民の方が多く訪れる公共施設でございますので、そういうものも必要だろうというふうに考えております。これも今後いろいろな部分と併せて、計画的な整備を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは病院の件の１点目、病院は存続できるよう市と十分な連携を図っているかというご質問にお答えを申し上げます。

病院としては、今後とも市民の皆様に良質で安全な医療を提供することが最大の目的と考えております。そのために市長部局とは十分情報を共有しながら、緊密な連携を図っているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） コミュニティバスの運行を細かい所まで入り込んでいけないかどうかということでご質問をいただきました。確かに現在コミュニティバスなんですけれども、旭中央病院をターミナルのような形で始発にしている状況もございます。通院の方たちが多数利用していると、そのような状況もございます。ただ現在のルートなんですけれども、合併前のルートを基にして運行していたバス、これらをこの４月に新たに試行運行を始めた千潟地区のルートを含めまして見直しをしたところでございます。ルートの選定に当たりましては、地域審議会であるとか地区懇談会等でのご意見を踏まえ、市民の代表によります専門機関の委員も含めて構成したコミュニティバス検討委員会において調査、研究したところでございました。

細部までというご意見でございますけれども、基本的な考えといたしまして、市内の主な公共施設への接続、それから乗車時間がまずかかってしまうという点があります。これは時間が延びれば延びるほど乗りたくないという方がいるということも事実でございますので、今走っている所が最大限の時間帯なのではないかと。細部へ入ってしまいますと時間がかかり過ぎるということもありますから、当面、現状の中でちょっと利用を見てみたいということ

で考えております。なかなか増便というのは難しい状況であるなと思っています。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、3番の単独生活者への配慮という中で、民生委員さんの役割という部分からお答えをさせていただきたいと思います。

民生委員さんは支援を必要としております地域住民から相談を受けて、それで相談に基づく援助を行い、社会福祉の増進に努めるということを目的に設置をされておるところです。それで民生委員法には、るるその業務というものが定められておりますが、いずれにいたしましても、民生委員さんがかかわっていただく対象者というものは社会的な弱者でございます。議員おっしゃられましたように独居老人の方、高齢者世帯の方、それから生活保護を必要とするそういう方、そしてまた児童虐待や配偶者暴力、そういうような被害をこうむる方などへの支援及び援助を行うということで、住民福祉の増進というそういう部分が民生委員さんの本来の職務とされておるところでございます。

各地区での民生委員さんは地区ごとに定期的に会合を持ちまして、地域の社会福祉の増進を図るための活動をしてくださっております。地域社会と行政のパイプ役として、必要に応じまして関係機関へご連絡等をいただきながら活動をしていただいております。したがって、防犯というような部分からは、なかなか民生委員さんという部分での活躍という部分は考えづらいのかなというような気がいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、4点目の学童保育を4年生から6年生まで延長保育ができないかとのご質問にお答えいたします。

現在、本市の学童保育の対象は、原則として市内小学校に在学中の1学年、2学年、3学年児童で、保護者が家庭外就労等で児童が下校後、保護者または保護者に代わるものがない児童となっております。また、各学童保育は設置場所、定員及び希望人数も異なり、本年度定員超過をしているクラブもあり、待機児童が生ずる等、さらなる受け入れが困難なクラブもあります。したがって、対象児童を4年生から6年生までに引き上げる場合、施設の整備等、受け入れ態勢等を整えなければならず、学童保育をそのまま拡大することは困難な状況であります。

今、申し上げましたような状況でありますので、児童の発達段階や自立等もかんがみ、4年生から6年生までの児童が相互に自主的な活動や遊び等を行う学校内に放課後の居場所を

提供する事業等、また一部の学校での試行等を含め、現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、妊婦健診ですけれども、現在5回まで無料、それを14回まで無料にできないかというご質問についてお答えいたします。

現在、妊婦健康診査については、本年度4月1日から公費負担を5回に拡大して実施しているところでございます。14回までを無料にできないかというご質問でございますが、市単独で実施するということについては、財政的に非常に困難ではないかなというふうに考えております。

現在、国においては公費負担を14回に拡充することが検討されておりますので、これらの動向を見きわめていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） まず、1点目の還付金、おれおれ詐欺の件についてですけれども、これから年末にかけて特にまた注意して、声かけ運動が大事ではないかと思っておりますので、これから年末に向けてどのような対策というか、方向でおりますか、この年末に向けては。

○議長（明智忠直） 伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） これもちよっと受け身で申し訳ないんですけれども、警察のほうで歳末警戒というものを実施することになっておりますので、そういう中で協力していきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございます。また、出前講座ということで、老人クラブで今まで3回やったということでございますけれども、またこちらのほうもぜひ進めていっていただければというふうに思います。

次に、2点目の旭中央病院の件のところでございますけれども、やはり市民がいつでも安心して健康に気をつけて、早くに治療が受けられる病院として存続させられるように、これからも頑張りたいと思います。

コミュニティバスなんですけれども、やはりこれは市民にとっても大きな希望になると思いますので、やはりこのコミュニティバスを全域に、本当にもっと細かい所まで入り込んで

いけるようにしていただければというふうに思います。

いろいろなコースを通るというふうになると時間がかかり過ぎるということです、やはりそういう場合はルート便を増やすというようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 便を増やすというのは、今、実際に5台のバスが市内を走っております。これ以上増やすのは、ちょっと難しいのかなと。強いて考えられるとすれば、その5台の便が常時同じ所を走るのではなくて、違う所を走るということは考えられるのではないかと。

あと細かな所まで入り込んでいくという話になりますと、バスというよりは、もう少し別の施策で考えていく必要があるのではないか、そのようにはちょっとと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ、そうしますとバスだけでなく、例えばワゴン車なり、細かい所まで入り込むとなると、その辺も検討していただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） そのようなことがあるということで、確かに今後、話題になっていくと思います。地域公共交通会議という組織ができましたので、そういう中では市内全域の交通をどうしていくのかということも視点の一つでありますので、その部分はその中で議論が出てくれば、また検討していくことになるんだろうと、そのように思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、単独生活者への配慮にということで質問させていただきます。

先ほど社会福祉課長のほうで防犯的な観点から違うというようにおっしゃいましたけれども、防犯的観点というんではなくて、私が思うには、先ほどの例えば三つの事件を思ったときに、単独世帯もそうなんですけれども、含めて例えば東金のは単独世帯ではないんですけれども、東金の幸満ちゃん殺しの事件のような、そういういずれもなかなか近所との付き合いもないそういう人たちに、やはり身近なところで地域として声をかけて、民生委員さんが窓口となって心の交流を図って、日ごろからそういう事件を起こすとかそういうことじゃな

く、心の交流を図り、心を閉ざした人に手を差し伸べる、民生委員さんとしてその範囲を広げるということとはできないかというような部分でお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 本当に今こういった時代になって、大勢の皆さん方の力をかりながら市の安全対策というものを講じていかなければならないわけでありまして、いろいろな会議に出させていただいて思いますのは、非常に今やりづらくなっています。というのは、少し個人の家へ立ち入る形になりますと、個人情報の保護があったりという意味でいろいろな問題が生じてまいります。旭市なんかはいろいろ意味で、民生委員の皆さん方もよくやっておりますし、人権擁護委員の皆さん方、保護司の皆さん方、それぞれ活動をしていただいております。本当に感謝をしておるんですけれども、最終的にこういった問題を解決していくのは、私の個人的な考えでありますけれども、ご近所の皆さん方で気をつけ合う、これがもう一番大事だろうと。ご近所の皆さん方にぜひ近所付き合いをしっかりといただいて、できれば近所にそういった独居のお年寄り、あるいはお年寄りだけの家庭があったり何かした場合には、もうぜひそういった皆さん方もできるだけ地域の集まりなんかにも引き出していただいたりして、近所ぐるみでそういったものを解決していく、そういったことが一番大事じゃないのかなと、そのように思います。

民生委員の皆さん方なんかも本当によく活動してくれておりますから、ぜひご近所のその地域の皆さん方が協力をしていただいて、地域ぐるみで安全対策を立てていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ地域一体となって頑張っていきたいと思えます。

次に4点目、学童保育（放課後児童クラブ）の件について質問させていただきます。

先日、学童保育の拡充に関する要望書を11月6日に市長へ、市民グループの代表の皆さんと一緒に2,624人の署名を持って、要望を私もさせていただきました。また、11月11日には教育長のところへ2,779人の署名を持って要望させていただきました。一日も早く学童保育が4年生から6年生までに拡大ができるようお願いしたいというふうに思うんですけれども、また市長のご見解もよろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） この問題、今の学校教育課長の答弁にもございましたけれども、既に検討を始めております。全小学校という形にはなかなかまいりませんけれども、取りあえず中央小学校でこれを実験的といいますと非常に言い方は悪いんですけども、試験的に実行をさせていただきたい、そのように考えております。

そのまた案なんかも3月の議案に提案をされるだろうと思いますので、議会のご理解をいただきながら、できるだけ早い段階で全学校でそういったものが実施ができるような形をとっていきたい、そのように考えておりますので、取りあえず来年度は中央小学校で試験的に行ってみたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ来年の4月から間に合うようにお願いしたいと思います。

次に5点目、妊婦健診の14回まで無料ということでございますけれども、ぜひこちらも一日も早く14回までお願いできましたらというふうに思います。

次にいきます。6点目、点字ブロックの施行の件についてでございますけれども、やはりエレベーターも旭市役所にはございませんけれども、その新庁舎のときに検討ということでございますけれども、もうどのぐらい先になるかちょっとその辺も、予定としては新庁舎となるとまたこれから期間がかかるかなというふうに思うんですけども、予定としてはいつごろ、予定というかその辺も聞かせていただければというふうに思うんですけども。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 身障者のことについて私がお答えしていいのかどうかというのもございますけれども、今の段階では、まだ具体的な検討には着手できておりません。いろいろな事情がございますので、実際に建てるのか建てないのかということも含めてまだ検討、これからこれは大きな問題でございますので、その際には、恐らく議員さん方のご意見もいただきながらと、具体的に進める場合にはそうなるというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 一日も早く、またエレベーターの設置についても検討していただければというふうに思います。

また、点字ブロックの施行なんですけれども、やはり旭はかなりよくできておりますけれども、干潟にしても海上にしても飯岡にしても、まだ点字ブロックが施行されておられません。計画的というふうに先ほどご回答をいただきましたけれども、いつごろの計画的というのはやはり、来年なのかいつごろに、その辺もちょっと詳しく教えていただければというふうに思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今の段階で、まだいつごろということは申し上げられませんが、優先度を高くして検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ優先度を上げていただくというふうにも、それこそ新年度予算には、補正とは言いませんけれども、新年度予算の一番にやはり優先順位をしていただいて、本当に安心して、すべての皆さんが安心してまたこの庁舎、また支所のほうへ行かれるように検討していただければというふうに思いますので、以上で私の質問を終わります。

ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（明智忠直） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は19日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時32分

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成20年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第 1 発議案上程
 - 追加日程第 2 提案理由の説明
 - 追加日程第 3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 追加日程 議長辞職の件
 - 追加日程 議長選挙の件
 - 追加日程 副議長辞職の件
 - 追加日程 副議長選挙の件
 - 追加日程 議長報告事項
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（24名）

1 番 伊 藤 保

2 番 島 田 和 雄

3 番 平 野 忠 作
 5 番 林 七 巳
 7 番 景 山 岩三郎
 9 番 嶋 田 哲 純
 1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

4 番 伊 藤 房 代
 6 番 向 後 悦 世
 8 番 滑 川 公 英
 1 0 番 柴 田 徹 也
 1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（1名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫

副 市 長 鈴 木 正 美
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 長 横 山 秀 喜
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博

生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員 事務局員 長	林 久 男	農業委員会 事務局員 長	小 田 雄 治
国民宿舎 支配人	野 口 國 男	病院企画監	柏 木 嶺
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事務局次長	石 毛 健 一
---------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（明智忠直） 議案第1号から議案第6号までの6議案と、議案第9号の1議案及び陳情第7号の陳情1件を一括議題といたします。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

○公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会より委員長報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、初めに議案第3号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回の補正は、臨時職員の賃金の増加ということであるが、現在、臨時職員は何人いるの

か、またどのようなローテーションで運営しているのかとの質疑では、臨時職員は総人数で32名おり、ローテーションについては2週間単位で割り振りをしているが、若干、固定していた形をとっていた。今後は、厨房の技術的な面は別にして、例えばフロント事務を固定するというのではなく、レストランと兼務するような形でどこでも対応できるような体制をとっていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

この産科医療補償制度を運営する日本医療機能評価機構とはどんな組織なのかとの質疑では、日本医療機能評価機構とは直接厚生労働省とは関係ないが、病院の機能などを審査する機関で、今回の保険制度の窓口となっている。保険制度については、病院の無過失保険とも言い、病院に過失がある、ないにかかわらず、その実態として脳性麻痺が生じた子どもに関して補償する制度である。12月2日現在で、日本全国2,000以上の医療機関のうち98.8%がこの制度に加入しているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年12月19日、公営企業常任委員長、日下昭治。

○議長（明智忠直） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

農林水産業費の農業活性化推進事業の中で、見本市の商談会が実施されるということであるが、どういう内容で実施されるのかとの質疑では、来年の2月20日にいいおかユートピアセンターを会場として、食の産地紹介ということを計画している。平成19年に野菜を中心と

した産地紹介を実施したところであるが、今回は野菜のみならず米、水産物、畜産や花なども含め、食を一同に集めての産地紹介を考えている。また、来ていただく主なゲストについては、市内の飲食店を営んでいる方、スーパー関係の方、あるいは学校給食の栄養士の方など、食を商売等で使っている方々を考えているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年12月19日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

民生費の保育所施設改修事業について、国の緊急対策ということから交付金を見込んでいたが、仮に見込めなくなった場合には、どのような対応を考えているのか。また、改修工事を行う場合に、子どもたちへの配慮をどう考えているのかとの質疑では、見込めなくなった場合においても、平成20年度の予算の中で工事を着工し、できれば年度内で終わすことを考えているが、国の補正や着工時期等により繰り越さなければならなくなった場合には、事務処理をした上で、平成20年、21年という年度をまたがった形で工事を行うことを考えている。また、子どもたちへの配慮については、騒音の出る工事は、休日を利用するとか夜間の工事にするとかで、子どもたちに影響のないように進めていきたいと考えているとの答弁があり

ました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

条例には、上限を3万円とあるが、上限ということであれば、その下もあるという判断もできるが、一律3万円という判断でよいのかとの質疑では、今回の医療補償制度は、保険料ということで、例えば脳性麻痺になった場合には、3,000万円が補償されるものである。脳性麻痺になる確率としては、全国の出生数が100万人から110万人の範囲で生まれている中、500人から800人くらいと言われている。事故の発症数と補償料から3万円であれば、保険制度が十分成り立つということで、来年の1月1日からスタートすることになっているが、国は5年以内に見直す可能性もあるとしているので、見直しした場合には、規則を改めたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙のとおり、3案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年12月19日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

常備消防費の工事請負費に携帯・IP電話位置情報通知システム設置工事とあるが、現在、消防署にかけてくる固定電話と携帯の比率はどのくらいか。また、システムには連動型と簡

易型があるが、どの程度の差があるのかとの質疑では、比率は、本年11月末現在で、固定電話が1,232件、携帯電話が393件、それと I P 電話が82件であり、携帯電話の比率は23%である。また、システムの差については、連動型は電話を受けたのと同時に指令台に地図が表示されるもので、簡易型については、直接指令台と連動していない分、時間がかかるが、現在、共同指令センターを平成25年に運用開始する計画があるので、高価な連動型よりもあと4年間の利用という観点から簡易型を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

長期契約の項目が示されているが、それ以外は単年度契約となるのか。また、5年以内とあるが、税法の償却年数がベースになっているのかとの質疑では、項目は、市役所の中で想定できるものを示した。それ以外のものは、原則、単年度契約となるが、必要に応じて規則を改正し、その項目を追加する形になると考えている。また、期間は必ずしも税法のことではないが、一般的に備品は5年くらいで償却になるので、契約期間を5年以内としたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙のとおり、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年12月19日、総務常任委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第6号までの6議案と議案第9号の1議案について採決いたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長(明智忠直) 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇)

○建設経済常任委員長(嶋田哲純) 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において付託されました陳情第7号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、12月15日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく別紙報告書のとおり、全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年12月19日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長(明智忠直) 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第４、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより陳情第７号の陳情１件について採決いたします。

陳情第７号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、陳情第７号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時３５分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第１号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についての１発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

○議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第4回定例会議事日程(その3)の本日12月19日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については、建設経済常任委員長の嶋田哲純議員が行います。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(明智忠直) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(明智忠直) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、建設経済常任委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） それでは、発議第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度が疲弊し、さらに国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」など、労働の商品化が広がり、新たな貧困層が生まれ社会問題となっています。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」と様々な団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これからのひとつである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けています。

この協同労働の協同組合は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織ですが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、協同労働という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われています。

しかし、根拠法がないなど、まだまだ社会的な理解が低く、これらの活動をさらに活発にしていくためには、法制度を引き続き整備していく必要があります。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合についての法制度が整備されています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、

これに基づく協同労働の協同組合法は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を拓くものです。

上記理由により、国において、社会の実情を踏まえ、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 事務報告

○議長（明智忠直） 日程第 5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 篤志寄附の報告をいたします。

1 つ、金300万円をブライトピック千葉様から 9 月29日受納いたしました。

1 つ、児童図書620冊を宮森優子様から 9 月30日受納いたしました。

1 つ、豚肉200キログラムを千葉スワイン様から10月 6 日受納いたしました。

1 つ、I C レコーダー及び打楽器を旭市ゴルフ協会様から11月13日受納いたしました。

1 つ、豚肉200キログラムをブライトピック千葉様、菅谷ファーム様、菅井物産様から12月10日受納いたしました。

1 つ、豚肉200キログラムを高木畜産様、菅井物産様、菅谷ファーム様、ブライトピック千葉様から12月10日受納いたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 事務報告は終わりました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 4 4 分

再開 午前 1 0 時 4 6 分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（平野 浩） 議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協

力のほどよろしくお願いします。

ただいま明智忠直議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 宮本英一 登壇）

○事務局長（宮本英一） 辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成20年12月19日、旭市議会議長、明智忠直。

○副議長（平野 浩） おはかりいたします。明智忠直議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（平野 浩） 全員賛成。

よって、明智忠直議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（16番 明智忠直 入場）

○副議長（平野 浩） ここで、長い間、お骨折りをいただきました前議長、明智忠直議員よりごあいさつがございます。

（16番 明智忠直 登壇）

○16番（明智忠直） 本会議の大変貴重な時間ではありますが、機会をいただきまして議長のご退任のごあいさつをさせていただきたいと思います。

1年間にわたりまして、議員の皆さん方には公私にわたりましてご指導、ご支援、ご協力をいただきましたこと、まず心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。そして、また市長はじめ執行部の皆さん方にも、未熟な私でありますけれども、陰に陽にお支えをいただきましたことを心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

思えば、昨年の12月20日に同志の皆さん方の厚い友情の中で、名誉ある旭市議会第4代の議長として選出をされました。この1年間、新市の建設計画あるいはまた基本計画の中での

すばらしい順調な進捗の中での議長として携わることができましたことを、私の65歳の生涯の中で本当に一番充実した1年であったのかと、今そんなように思うところであります。それと同時に、またこの1年間、重責を担いましたことに対します緊張と勉強の連続の1年であったと、そんなようにも思うところであります。

振り返ってみますと、1月の成人式に始まりまして、3月には旭市にとりまして未曾有の大プロジェクトであります中央病院の再整備計画、これも中央病院の皆さん方の独力でやるというすばらしい決断の中で予算案が提出されまして、議員の皆さん方の熱いその思いもありまして、その予算を通すことができたわけであります。

また、6月には、これも旭市では初めて我々議会人として本当に大きな柱になるのでありましょう、飯島重雄先生の旭市第1号の名誉市民の推挙、そしてまた顕彰式と携わることができました。

また、7月には、かねてより懸案でありましたあさひ荘の東側の荒廃した土地が、本当に海岸の整備というような目的と同時に、健康パーク、健康面でのそのスポーツ施設として健康パークゴルフ場がオープンされまして、今、順調にその進展をしているというようなことで、本当にこれも一安心だと、そんなように今感じているところであります。

8月には、長年の友好姉妹都市であります茅野市へ、議員全員の皆さん方の参加で友好を深めてまいりました。

9月、10月、11月は、各地で行いました敬老大会、そしてまた文化祭あるいはまた産業まつりと、多くの交流を事業として本当にかかわってまいったわけであります。11月の月末には、伊藤市長の熱い思いであります「まちづくりはまず人づくりから」と、人づくりのそういう基本の中で、学校の安心・安全教育、これが最も大事だ、そんなような心情で取り組んでおられました、その集大成とまではいきませんが、第二中学校の校舎、体育館の竣工式に臨ませていただいたわけであります。1年間、本当に新生旭市のまちづくり、東総の中核都市としてのまちづくりのために、その機会を一緒に共有させていただきましたことを、今、本当に振り返ってみますと感激でいっぱいであります。

「人はパンのみにて生きるにあらず」という昔からキリストの言葉でありますけれども、その言葉にあります物質的な欲というようなことではなくて、本当に誠心誠意、相手を思いやる、相手を気遣う、そういった部分で、これからの旭のまちづくりもしていきたいと、そんなふうに私も感じているところであります。

私の恩師の言葉でありますけれども「立派な人間になると思うな、人のためになる人間に

なれ」いつもこの言葉が私の心の糧でありまして、そういった部分で、これからも一議員として市の発展のために同僚議員の皆さん方とともに頑張る所存でございますので、どうぞ末永くひとつご厚情いただきますことをよろしくお願い申し上げまして、退任のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長（平野 浩） 明智忠直議員の議長の辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○副議長（平野 浩） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（平野 浩） ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○副議長（平野 浩） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（平野 浩） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前のみ
の投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（平野 浩） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

16番、明智忠直議員、17番、林一雄議員、以上の2議員を指名いたします。

明智忠直議員、林一雄議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○副議長（平野 浩） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24票

有効投票 21票

無効投票 3票です。

有効投票のうち 向後和夫議員 20票

林正一郎議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、向後和夫議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました向後和夫議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○副議長(平野 浩) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(平野 浩) ただいま議長に当選されました向後和夫議員より就任のごあいさつをお願いします。

ご登壇願います。

(20番 向後和夫 登壇)

○20番(向後和夫) ただいま議員の皆様方の温かい友情とご支援によりまして、議長に当選をさせていただきました。心から皆様方に御礼を申し上げます。と同時に、責任の重大さに身の引き締まる思いがいたしております。

また、明智議長におかれましては、1年間、大変ご苦労さまでございました。素晴らしいそのリーダーシップを発揮をされまして、議会の円滑な運営と、そしてまたあらゆる機会を通して市民の皆様方にその柔和な笑顔で議会の現況、そしてまた市の現況の報告をしており、多大な成果をおさめられました。

私も、議員の皆様方のご支援、ご協力のもとに、議会の円滑な運営と私ども議員の使命であります旭市の発展、そして市民の皆様方が住んでよかったと思われるまちづくりに力いっぱい頑張っけてまいります。と同時に、明智議長同様、あらゆる機会を通して市民の皆様方に議会の現況、そしてまた市の現況等を報告してまいりたいと思います。

今後ともよろしくご支援をお願いいたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(平野 浩) ここで議長を交代いたします。

議長、向後和夫議員、議長席にご着席ください。

(副議長 平野 浩 議長席退席)

(議長 向後和夫 議長席着席)

○議長(向後和夫) 議長を交代いたしました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長（向後和夫） ただいま平野浩副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 宮本英一 登壇）

○事務局長（宮本英一） 辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成20年12月19日、旭市議会副議長、平野浩。

○議長（向後和夫） おはかりいたします。平野浩議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、平野浩議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（14番 平野 浩 入場）

○議長（向後和夫） ここで、長い間、お骨折りいただきました前副議長、平野浩議員よりごあいさつをお願いいたします。

(14番 平野 浩 登壇)

○14番(平野 浩) 議長の許可をいただき、副議長辞任のごあいさつを一言申し上げます。

昨年の12月議会におきまして、議員同士の皆様方のご推挙によりまして、副議長の重責を与えていただきました。ひがけて短才な私を皆様方のご支援によりまして副議長という非常に難しい仕事を無事に務め上げることができました。厚く御礼を申し上げます。

この間、明智議長はじめ執行部の皆様方並びに同志の皆様方に多大なるご支援とご協力をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。これからも、しかく可能性の大いなる旭市のまちづくりに積極的に関与して、推進してまいりたいと考えるものでございます。

簡単ではございますけれども、退任のあいさつに代えさせていただく次第でございます。

本当にありがとうございました。(拍手)

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長(向後和夫) 平野浩議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後和夫) ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○議長（向後和夫） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（向後和夫） ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（向後和夫） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（向後和夫） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前のみ
の投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（向後和夫） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

18番、高木武雄議員、19番、嶋田茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

高木武雄議員、嶋田茂樹議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○議長（向後和夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24票

有効投票 22票

無効投票 2票

有効投票のうち 林 一雄議員 22票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、林一雄議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林一雄議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○議長(向後和夫) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(向後和夫) ただいま副議長に当選されました林一雄議員より就任のごあいさつをお願いします。

ご登壇願います。

(17番 林 一雄 登壇)

○17番(林 一雄) ただいま、皆様方によりましてのご推挙をいただきまして、副議長職に就任をさせていただきまして本当にありがとうございます。

私、浅学非才でございますけれども、議員の皆様方のご支援、ご助言をいただきまして、一生懸命頑張るつもりでございます。よろしくお願いいたします。

また、執行部の皆様方にもご理解とご支援をいただきながら、向後議長のもとで一生懸命務めたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、平野浩様には、1年間、大変にご苦労さまでございました。今後ともよろしくお願いいたします。簡単でございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(向後和夫) ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 零時 3分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長報告事項

○議長（向後和夫） おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議長報告事項を申し上げます。

ただいま、議会運営委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員に高木武雄議員。

以上のとおりであります。

また、議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

議会運営委員会委員長に嶋田茂樹議員、議会運営委員会副委員長に高木武雄議員。

以上のとおりであります。

以上で、議長報告事項を終わります。

◎日程第6 閉 会

○議長（向後和夫） それでは、以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 5分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 和 夫

前議長 明 智 忠 直

前副議長 平 野 浩

議員 伊 藤 房 代

議員 林 七 巳